

V2部 公共職業補導関係

昭和二十二年一月三十一日

〔五十二―一〕神奈川県告示第三六号

神奈川県立厚生職業補導所規程

第一条 左に掲ぐる者ニ対シ生業ニ必要ナル技術及知識ヲ修得セシムル為神奈川県立

厚生職業補導所（以下補導所ト称ス）ヲ横須賀市公郷町五七九番地ニ設置ス

一、特別ノ公務ニ因リ又ハ之ニ関連シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

二、戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

三、終戦ニ因ル内地（本州、四国、九州及北海道以下同シ）以外ノ地域ヨリノ引揚

者中傷痍又ハ疾病ニ因ル不具廢疾者

四、法令ニヨリ徵用セラレ又ハ当該業務ニ従事シタル者ニシテ業務上ノ事由ニ因リ

又ハ業務ニ関連シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

五、厚生年金保険法及船員保険法ノ被保険者ニシテ業務上ノ事由ニ因リ又ハ業務ニ

関連シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為不具廢疾トナリタル者

六、其ノ他国又ハ県ニ於テ職業補導ヲ必要ト認ムル者

注①不具廢疾トハ恩給法施行令第三十一条ニ規定シアル程度以上ノ障碍ヲ貽セルモ

ノヲ言フ

②戦時災害トハ戦争ノ際ニ於ケル戦闘行為ニ因ル災害及之ニ起因シテ生スル災害

ヲ言フ

③第一号乃至第六号ニハ女子ヲ含マサルモノトス

第二条 補導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 一名
書記 若干名
技手 若干名
雇 若干名
助手 若干名
司長 若干名

講師 若干名

第三条 所長ハ主事ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 所長以下雇以上ノ職員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第五条 所長ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

書記ハ上司ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

技手ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ニ従事ス

第六条 補導所ニ於ケル教育科目、修業期間、收容人員等ハ別表ノ通トス

別表ニ定ムル科目以外ノ科目ニ付教育ヲ受クルコトヲ希望スルモノアル場合ハ必要

ニ依リ公私ノ施設ニ委託シテ教育ヲ行フコトを得

第七条 補導所入所志願者ハ入所願（様式第一号）ニ左ノ各号ノ書類ヲ添ヘ知事宛ト

シテ所長ニ提出スヘシ

一、履歷書

二、①第一条第一号ノ該当者ニ対シテハ思給証書写又ハ裁定通知書写（思給未タ決

定セサル者ニアリテハ恩給受給見込証明書其ノ他傷痍軍人又ハ傷痍軍人トナル

見込証明書）転免役賜金受給者ニ付テハ転免役賜金証書写（転免役賜金未タ決

定セサル者ニアリテハ転免役賜金受給見込証明書）

②第一条第二号ノ該当者ニ付テハ戦時中本人ノ居住セル市区町村長ノ証明書

③第一条第三号ノ該当者ニ付テハ引揚民援護局長又ハ引揚後居住スル市区町村

長ノ証明書

④第一条第四号ノ該当者ニ付テハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時当該事業ニ従

事シアリタル工場事業場長ノ証明書

⑤第一条第五号ノ該当者ニ付テハ傷害年金証書写（障害年金未タ決定セサル者ニ

在リテハ傷害年金受給見込証明書）

三、健康診断書（伝染性疾患ノ有無特ニ結核性疾患ヲ経過セル者ニ対シテハ健康ノ

良否ニ付国立、公立病院、療養所又ハ保健所ニ於テ診断シタルモノ）

四、戸籍抄本

第八条 入所願ヲ受理シタル時ハ左記事項調査ノ上入所決定セラレルコト

一、本人ノ性行

二、教育科目ノ適否

三、其ノ他参考トナルヘキ事項

第九条 入所ヲ許可セラレタル者（以下訓練生ト称ス）ハ直チニ誓約書（様式第二号）

ヲ知事宛トシテ所長ニ提出スヘシ

第十条 訓練生ハ補導所附屬寄宿舎（以下寮舎ト称ス）ニ入舎スヘシ但シ私宅又ハ縁

故者ノ許ヨリ通学セントスル者ハ所長ノ許可ヲ受クヘシ

第十一条 所長ハ職業補導中ノ者ニ対シ其ノ教育上又ハ所内ノ秩序保持上必要ナル指

示ヲナスコトヲ得

第十二条 所長ハ職業補導中ノ者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退所ヲ命スル

コトヲ得

一、素行不良又ハ心身ノ状況ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、規律ニ違反シ又ハ所長ノ命ニ従ハサル者

三、其ノ他所長ニ於テ已ムヲ得サル事情アリト認メタル者

第十三条 所定ノ課程ヲ終了シタル者ニ対シテハ様式第三号ノ証書ヲ授与ス

第十四条 本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル細則ハ知事ノ承認ヲ經テ所長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

補導科目	訓練期間	収容人員 (一ヶ年分)
事務科	四ヶ月	七人
電気科	六ヶ月	一〇人
製図科	六ヶ月	一〇人
機械科	六ヶ月	一〇人
木工科	六ヶ月	一〇人
農機具科	六ヶ月	一〇人
養蜂科	六ヶ月	五人

様式第一号（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十一年七月一二日

〔五―二―二〕 勤労局長より各地方長官宛（勤発第三〇七号）

職業補導実施要綱に関する件

職業補導事業運営の益々緊要なるに鑑みこれが実施に万全を期するため、この度別紙要綱が定められたから御了知の上其の趣旨に副ひ一層これが事業運営の適正と其の成果の昂揚に努められたい。

職業補導実施要綱

一、趣 旨

職業補導は戦争終結に伴ふ産業離職者、復員軍人、海外引揚者、戦災等失業者中直ちに就職し得ざるものに対し、所要の技能を補ひ、健全なる職業に円滑且つ速やかに就業し得る様指導し、以つて民生安定を図ると共に戦後の産業復興に資することを本旨とする事。

二、開 所

職業補導所は、厚生省の指示する所に従ひ都庁府県において左記事項に留意し計画立案し、厚生省の承認を得て開所すること。

(一) 名 称

原則として「何々職業補導所」とすること。

(二) 経営主体

原則として地方庁の経営とすべきも職業補導協会支部其他適切なる団体を指導して委託経営をなさしむることを得ること。

(三) 位 置

失業者の分布状況、産業事情、交通事情並びに既存建物の利用可能の有無等を勘案すると共に補導種目の実習に便なる場所を考慮すること。

(四) 建 物

原則として専用の建物として事務室、教室、実習（作業）場等必要なる施設を設けること。

寄宿舎を設けることは望まじきも食糧事情、経費、建物等現下の状況に鑑み差当り通勤を建前とすること。

(五) 機械器具其の他の設備

職業補導所は実習教育の充実にあることに鑑み、補導用機械器具の整備計画に万全を期すること。

なほ補導用機械器具其の他の設備の不足なる現状に鑑み、常に之が確保に努むると共に其の能率的活用を工夫勘案すること。

(六) 補 導 種 目

補導種目の選定に当りては我が国衣食住の生活の安定に眼目を置き戦災の復旧、戦後産業の振興に必要な職種につき、其の地方の戦災の状況、産業事情等を充分勘案すること。

(七) 定 員

職業補導事業運営の益々緊要なるに鑑みこれが実施に万全を期するため、この度別紙要綱が定められたから御了知の上其の趣旨に副ひ一層これが事業運営の適正と其の成果の昂揚に努められたい。

建物の収容能力、設備の状況、指導員確保の難易等の事情を勘案し、補導の徹底を期し得る程度に依り決定すること。

三、職員

(一) 職業補導所には原則として専任の所長を置くこと。所長は斯道に関し経験と深き理解を有し、人格、識見共に職業補導所の経営管理に適格なる人物につき、これを選定すること。

(二) 事務職員としては、職業補導事業に関し相当の理解と識見とを有し人事管理、物品管理及び会計経理事務に当るの才能を有する者たること。

(三) 指導職員としては次の条件を具備する者たること。

① 夫々担当の専門作業につき学校教員たるの資格を認定されて居ること。

又は夫々専門作業につき体系的学理を概略了得し、実際作業につき概ね五年以上の体験を有する者たること。

② 教育的識見を有し指導力を有する者たること。

(四) 補導生の指導に当りては懇切丁寧に其の技術並びに心身の錬磨に努むると共に、進んで補導生の身上相談等に与かる様心掛けること。

四、補導生の募集並に選定

(一) 補導生の募集は適切なる周知方法に依り勤労署を通じ公募するを原則とすること。

(二) 補導生の選定に当りては左の条件を具備する者の中より其の候補を定むること。

① 将米其の職種の職業に従事する意志強固なるものたること。

② 適格性と興味とを有するものたること。

③ 身体的障害あるも其の職種に適性を有する者、生活の余裕乏しき者は力めて之を選定する様留意すること。

(三) 入所は前項の候補者につき本人の略歴、家庭事情及び将来の希望等につき聴取の上各人の身上調書を作成し之等の書類及び本人につき審査の上決定をなすこと。

(四) 入所決定に際しては誓約書を提出せしむることを可とする事。

五、補導生入所中の処遇

(一) 補導生は職業補導所長の指導の下に自主的に規律ある行動を為さしむること。

(二) 補導生入所中の補導に要する経費は之を徴収せざること。

(三) 補導生にして中途退所せむとする場合は其の理由を具して所長の許可を受けしむること。この場合事由に依りては入所中の実費を徴し得ること。尚成績著しく不良にして補導生として適当ならずと認めたる者に対しては所長に於て退所を命じ得ること。

六、補導教程

各種目につき厚生省に於て指示する所に依り、其の細目を定め実施すること。但し厚生省に於て未だ指示せざる職種に就ては当該地方専門家の意見を徴し之を決定し厚生省に報告すること。

七、補導生の就職相談及び斡旋

職業補導所長は常に補導生各人につき其の人物性行、技能習熟度及び家庭事情等に留意し補導期間中の概ね後期より逐次各人別の就職（自営を含む）相談を実施す。

補導生修了前に於て予め関係勤労署に連絡し其の就職斡旋に関し万全を期すること。

八、経 理

(一) 経理は最も厳正ならしめ、関係簿冊は明確に整備し置くこと。

(二) 実習作業に依る製品は補導協会地方支部等をして出来得る限り統一をとり一般の価格に依り通常の系統を通じて販売すること。

(三) 実習に依る収益は其の経理を明確ならしめ補導生の補導を受くるに必要な経理又は共同福利施設等の経理に充つること。『失対三』

昭和二十一年八月一日

〔五―二―三〕 神奈川県告示第三二九号

神奈川県横浜木工補導所設置規程

第一条 失業者の中建具又は家具製作の技能者にならうとする者を入所せしめて短期の補導を実施し以つて失業救済と戦災復興に資する為神奈川県横浜木工補導所（以下補導所と云ふ）を横浜市南区永田町一九六二番地に設置する

第二条 補導所に左の職員を置く

所長 一人

書記 一人

指導員 四人

雇 一人

講師 若干人

第三条 所長は二級地方事務官又は二級地方技官を以つて充てる

第四条 所長は所務を総理し職員を監督する

所長事故ある場合は所長の指名したものが所務を代理する

書記は上司の命を承けて庶務に従事する

第五条 指導員は所長の命を承けて技術の指導に当る

第六条 所長は左の事項に就いて予め知事の承認を受けること

一、宿泊を要する県外出張に関する事項

二、其の他重要な事項

第七条 所長は左の事項に就いて之を専行することが出来る但し第二号に関する

事項は執行都度遅滞なく知事に報告すること

一、職員の県内出張

二、職員の事務分掌

三、制限定例に依る願届書に関する事項

四、寄贈物品及図書の受理

五、其の他軽易な事項

第八条 所長は主掌事務に関して職名又は所名を持って文書の往復をすることが

出来る

第九条 備付の印章は所長が保管する

第十条 所長は時折業務成績を知事に報告すること

第十一条 補導所の補導科目並に補導生の定員は左の通りとする

建具科 一五名

家具科 一五名

第十二条 補導期間は一補導期間六ヶ月とし年二回実施する

第十三条 入所志願者は左の三つの事項を調査の上入所が決定せられる

一 本人の性行

二 身上関係

三 其の他参考となるやうな事項

第十四条 入所を許可せられた者（以下補導生と云ふ）は直ちに誓約書（様式第

一号）を所長に提出すること

第十五条 所長は補導中の者に対して左の各号の一つに該当するときは退所を命

ずることが出来る

一、素行不良又は心身の状況に依り成学の見込ないと認めたる者

二、規律に違反し又は所長の命に従はない者

三、其の他所長が已むを得ない事情があると認めたる者

第十六条 定められた課程を終了した者に対しては（様式第二号）の証書を授与する

第十七条 本規程施行に關して必要な細則は知事の許可を経て所長が定める

附 則

本規程は公布の日から施行する

（様式第一号）（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十一年八月一日

〔五―二―四〕神奈川県告示第三三〇号

神奈川県第一語学養成所設置規程

第一条 知識階級の失業者中語学の素養あるものを入所せしめて短期の再教育を

実施し以つて失業救済と進駐軍渉外事務の円滑なる運営に資する為に神奈川県

第一語学養成所要員（以下養成所と云ふを横浜市港北区太尾町大倉山に設置す

る）

第二条 養成所に左の職員を置く

所長 一人

次長 一人

書記 一人

指導員 四人

雇 一人

講師 若干人

第三条 所長は勤労課長を以つて充てる

第四条 次長は日本国際連絡協会専務理事を以つて充てる

第五条 所長は所務を総理し職員を監督する

次長は所長事故ある場合所務を代理する

書記は上司の命を承けて庶務に従事する

指導員は所長の命を承けて語学の指導に当たる

第六条 所長は左の事項に就いて予め知事の承認を受けること

一、宿泊を要する県外出張に関する事項

二、その他重要な事項

第七条 所長は左の事項に就いて之を専行することが出来る但し第二号に関する事項は執行都度遅滞なく知事に報告すること

一、職員の県内出張

二、職員の事務分掌

三、制限定例に依る願届書に関する事項

四、寄贈物品及図書 of 受理

五、その他軽易な事項

第八条 所長は主掌事務に関して職名又は所名を持って文書の往復をすることが出来る

第九条 備付の印章は所長が保管する

第十条 所長は時折業務成績を知事に報告すること

第十一条 養成所の補導科目並に補導生の定員は左の通りとする

通訳科 二五名

英文タイプライター科 二〇名

第十二条 補導期間は一補導期間六ヶ月とし年二回実施する

第十三条 入所志願者は左の四つの事項を調査の上入所が決定せられる

一 本人の学力

二 性 行

三 身上調査

四 其の他参考となるやうな事項

第十四条 入所を許可せられた者（以下補導生と云ふ）は直ちに誓約書（様式第一号）を所長に提出すること

第十五条 所長は補導中の者に対して左の各号の一つに該当するときは退所を命ずることが出来る

一、素行不良又は心身の状況に依り成学の見込ないと認めたる者

二、規律に違反し又は所長の命に従はない者

三、其の他所長が已むを得ない事情があると認めたる者

第十六条 定められた課程を終了した者に対しては（様式第二号）の証書を授与する

第十七条 本規程施行に關して必要な細則は知事の許可を経て所長が定める

附 則

本規程は公布の日から施行する

（様式第一号）（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十一年八月一日

〔五―二―五〕 神奈川県告示第三三一号

神奈川県傷痍者職業補導所設置規程

第一条 左に掲げる者に対して生業に必要な技術及知識を修得せしめる為神奈川

県傷痍者職業補導所（以下補導所と云ふ）を横須賀市公郷町五七九番地に設置する

一、特別公務によるか又は之に關連して傷痍を承けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

二、戦時災害によつて傷痍を受けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

三、終戦に因つて、内地（本州、四国、九州及北海道以下同じ）以外の地域からの引揚者中傷痍又は疾病による不具廢疾者

四、法令に因つて徵用せられ又は当該業務に従事した者であつて業務上の事由に因るか又は業務に關連して傷痍を受けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

五、厚生年金保険法及船員保険法の被保険者であつて業務上の事由によるか又は業務に關連して傷痍を受けたか又は疾病に罹つて之が為に不具廢疾となつた者

六、其の他国又は県に於て職業補導を必要と認めたる者

注① 不具廢疾とは恩給法施行令第三十一条に規程しているある程度以上の

障碍を残したものを云ふ

② 戦時災害とは戦争の際に於ける戦闘行為に因つて災害を受けたか或いは之に起因して生じた災害を云ふ

③ 第一号乃至第六号には女子を言はない

第二条 補導所に左の職員を置く
所長 一名

書記 若干名
助手 若干名
司長 若干名
講師 若干名

第三條 所長は主事を以て充てる

第四條 所長以下雇以上の職員は知事が任命又は囑託する

第五條 所長は上司の命を受け所務を掌る

所長事故ある場合は所長の指名したものが所務を代理する

書記は上司の命を承けて庶務に従事する

技手は所長の命を受けて技術の指導に従事する

第六條 所長は左の事項に就いて予め知事の承認を受けること

一、宿泊を要する県外出張に関する事項

二、其の他重要な事項

第七條 所長は左の事項に就いて之を専行することが出来る但し第二号に関する

事項は執行の都度遅滞なく知事に報告すること

一、職員の県内出張

二、職員の事務分掌

三、制規、定例に依る願届書に関する事項

四、寄贈物品及図書の受理

五、其の他軽易な事項

第八條 所長は主掌事務に関して職名又は所名を持って文書の往復をすることが出来る

第九條 備付の印章は所長が保管する

第十條 所長は時折業務成績を知事に報告すること

第十一條 所に宿直を置き書記技手雇及助手中一人交替に勤務すること

第十二條 補導所に於ての教育科目修業期間収容人員は別表の通りとする

第十三條 補導所入所志願者は入所願（様式第一号）に左の各号書類を添へて所

長に提出すること

一、履歴書

二、① 第一条第一号の該当者に対しては恩給証明書又は最低通知書写（恩

給未だ決定しない者にあつては恩給受給見込証明書）転免役賜金受給者に就いては転免役償金証明写（転免役償金未だ決定しない者にあつては転免役償金受給見込証明書）

② 第一条第二号の該当者に就いては戦時中本人の居住して居つた市町村長の証明書

③ 第一条第三号の該当者に就いては引揚民援護局長又は引揚後居住する市町村長の証明書

④ 第一条第四号の該当に就いては傷痕を受けたか又は疾病に罹つた当該該事業に従事して居つた工場事業場長の証明書

上記工場事業場解散してしまつた場合は居住地市町村長の証明書

⑤ 第一条第五号の該当者に就いては障害年金証明書写（障害年金未だ決定しない者に在つては障害年金受給見込所）

三、健康診断書（伝染性疾患の有無特に結核性疾患を経過した者に対しては健康の良否に就いて国立官公立病院療養所又は保健所に於いて診断したもの）

第十四條 入所願を受理した時は左記事項を調査の上入所が決定せられる

一 本人の性行

二 教育科目の適否

四 其の他参考となるやうな事項

第十五條 入所を許可せられた者（以下補導生と云ふ）は直ちに誓約書（様式第二号）を所長に提出すること

第十六條 補導生は所長の許可に依つて補導所付属寄宿舎に入舎することが出来る

第十七條 所長は職業補導中の者であつて左の各号の一に該当する時は退所を命ずることが出来る

一、素行不良又は心身の状況に依り成業見込がないと認めたる者

二、規律に違反し又は所長の命に従はない者

三、其の他所長に於いて已むを得ない事情があると認めたる者

第十八條 所定の課程を終了した者に対しては（様式第三号）の証書を授与する

第十九條 本規定に定められたるものの外必要な細則は知事の承認を経て所長が定める

附 則

本規程は公布の日から施行する

(別表)

補導科目	修業期間	収養人員 (一ヶ月分)
電気科	六ヶ月	二〇人
製図科	〃	一〇人
機械科	〃	一〇人
義肢科	〃	一〇人
養蜂科	〃	一〇人

(様式第一号)(編注..以下略)

『神公報』

昭和二十一年九月十四日

(五―二―六)厚生省劳政局長、各地方長官宛(勤発第四七五号)

職業補導所等新設拡充に関する件

職業補導並に授産施設の拡充に関しては、予て御配意中のことと存するも、今般更に経済再建公共事業の一環として、職業補導並に授産施設及び共同作業施設等の新設拡充を図ることとなつたので左記に留意し別紙計画要領に基き期日厳守、至急本件計画書を提出せられたい。

記

一、本件に要する経費は公共事業費より支出せらるゝものであり、之が経理関係等は特に明確に区別する必要があるから既設の職業補導並に授産施設又は他の経費予算を以て運営せらるゝ斯の種の施設との区分を明かにし置く様予め留意を要すること。

二、本件施設については其の実積の如何に依つては爾後の運営に関し考慮せられることもあるべきを以て、その実施については常に適正なる指導を加え十全を期すること。

三、本件施設の一部として「石炭関係技能者補導所」及び「共同作業施設」を新設する予定であるが、之が実施の具体的方策に関しては其の特殊性に鑑み別途通牒せらるゝ見込なること。

四、本件施設に収容すべき者の選定に関しては別途指示せる「公共事業の実施に伴ふ労務配置に関する件」通牒に依り処理すると共に広く本施設設置の趣旨徹底を図るに努むること。

(別紙)

第一 職業補導所新設拡充計画要領

今回の職業補導所新設は経済再建公共事業の一環として行はれるものであるから之が計画の樹立に当つては、単に失業者救済の見地のみならず其の地方は勿論広く我が国産業経済の再建民生の安定に充分貢献する如く特に慎重細密なる注意を以て左記了知の上直ちに実施し得る具体的計画を樹立するものとす。

記

一、新設職業補導所の経営主体

原則として「都道府県」とするも実情に依りては「財団法人職業補導協会地方支部」「市町村」又は他の適切なる公共団体等に委託経営をなさしむるも差支へなきこと。

二、新設職業補導所の規模及び個所数

(一)職業補導所の種目、補導期間、補導人員は原則として左の通りなること。

補導種目 1. 建築工 2. 建具家具工 3. 和洋裁技能者 4. 手工業関係 5. 機械器具工 6. 食品加工技能者

補導期間六ヶ月但し食品加工技能者は三ヶ月

補導人員一ヶ所 五〇名

(二)既に「職業補導所設置計画書」を本省に提出しあるも未だ承認せられざるものある場合は本計画中に含め更めて申請すること。

三、都道府県に設置割当すべき補導所の予定は別に指示する見込あること。

四、一個所当経費予算

本年度(自九月至三月七ヶ月分)一個所当経費予算は平均二〇万円にして其の算出内訳は概ね別紙(職一)の通りなるにつき、之を参考として関係経費予算を計上すること。

五、所要資材に関する計画

補導所設備及び教材等に要する資材の入手に関しては其の品目、数量及び入手方法等につき特に具体的なる計画を樹て新設承認の上は直ちに補導に着手し得る様予め充分なる配意をなし置くこと。

六、計画書の作成及び提出期日

(一)計画書は概ね別紙(職二)の様式に依り各職業補導所一個所毎に別冊とし明確に記載すること。尚二個所以上の場合には「一覧表」を附すること。

(二)提出期日

職業補導所一ヶ所当経費内訳
 建築工、建具工、機械器具修理工、和洋債手工業、食品加工関係技能者、鋼業関係技能者、各五十人補導

区分	員数	単価	年額	備考
諸職員給	一	一、〇五〇円	一、〇五〇円	
所長	二	九〇〇円	一、八〇〇円	
指導員	三	五〇〇円	一、五〇〇円	
事務員	一	四二〇円	四二〇円	
小使	一	三八〇円	三八〇円	
旅費	七	一、二〇〇円	八、四〇〇円	一人に付家族一・五人 一人八〇円
家族手当	二	九六〇円	一、九二〇円	一人に付家族一・五人 一人八〇円
庁費			三、六〇〇円	月 十二ヶ月分
建物借上費			四、八〇〇円	月 十二ヶ月分
備品及材料消耗品費			四、五〇〇円	月 十二ヶ月分
備品修理費			一、二〇〇円	一人当月二〇円五〇分 十二ヶ月分
消耗品費			六、〇〇〇円	一人当月一〇円五〇分 十二ヶ月分
材料費			二七、〇〇〇円	一人当月四五円五〇分 十二ヶ月分
補導雑費			三六、〇〇〇円	一人一日二円 五〇人 三六〇日分
小計		一ヶ年分	一七〇、八八〇円	
初度調弁費		右七ヶ月分	一〇〇、〇〇〇円	
合計		七ヶ月分	二〇〇、〇〇〇円	

備考 職員費は八月末発表「官吏給与制度改善要項」に準拠せるものなり

(都道府県名)

一、失業状況・産業経済事状及び設置の事由

(職業補導所を新設すべき地方の失業状況、産業経済事情に関し記述し且つ、補導修了者の主な就職予定先等に関し記述すること)

二、新設職業補導所名

三、委託の場合は其の委託先

四、補導生入所予定年月日

五、設置の場所及び事由

(一) 新設予定地

(二) 設置場所選定の事由

六、補導種目、補導期間及び補導定員(男女別)

七、職員定員(職名別、専任兼任の別定員)

八、建物設備概要

(新設借上の別、坪数部屋割等の規模を記し且つ図面を添付すること)

九、機械器具等の所要数量

(所要機械器具等の備品につき其の品目、数量入手方法を記すること)

一〇、補導用教材

(木材其の他補導用教材として要する主なる資材につき其の品目、数量入手方法を記すること)

一一、経費予算

(経費予算書を添付すること)

一二、其の他

(其の他参考事項を記すること)

第二 授産共同作業施設拡充新設計画要領

授産共同作業施設は失業者就中引揚者復員軍人工場離職者等を対象とし、直ちに就業し得ざる者に対し適当なる職場を提供し、生活の安定を期せしむると共に経済再建に必要な生産に寄与せしめる目的を以つて新なる構想の下に経済再建公共事業の一環として市町村又は適当なる公益団体等に経費補助し作業施設を設置するものであるから之が設置に関しては特に左記了知の上経営主体等を指導し、有効適切なる具体的計画を樹立せしむること。

一、経営主体

都道府県、市町村、公益団体又は共同作業組合等とすること。

二、規模、作業種目及新設個所数

(一) 一カ所の定員は概ね平均五〇名とすること。

(二) 作業種目は繊維生産加工、木竹加工、薬紙加工、食品加工、雑品生産加工等の種目等より地方の実情に応じ選定すること、するも特に生活必需品その他増産を必要とするものに重点を置くこと。

(三) 貴都道府県に割当すべき授産施設の予定は別に指示する見込なること。

三、一個所当経費予算

本年度(自九月至三月七カ月分)補助金は所要経費の二分の一補助とし、一個所平均二万円なること。

四、所要資材に関する計画

機械器具及び生産材料の入手に関しては、その品目、数量及び入手方法につき、特に具体的なる計画を樹て、新設承認の上は直ちに事業に着手し得る様予め充分なる配意をなし置くこと。

五、生産品の受注計画

生産品の受注、販路等に関しては予め充分なる見透しの下に計画すること。

六、計画書の作成及び提出期日

(イ) 計画書の作成
計画者は概ね別紙の様式に依り各施設毎に別紙とすること。尚施設一覧表を作成添付すること。

(ロ) 提出期日

昭和二十一年九月末日

別紙

授産施設新設拡充計画書

(都道府県名)

一、設置の事由

二、授産施設名及所在地

三、経営主体

(一) 名称及責任(代表)者氏名

(二) 所在地

(三) その他

(公益団体なる場合其の主たる事業概目を記すること)

四、作業種目及び生産品
五、収容定員

			施設						
	計	女	男			居室	宅		計

六、建物及機械器具設備概要
七、国庫補助対象費

(一) 補助対象費
(二) 右の財源内訳

国庫補助額
県費補助額
経営主体負担額
公共団体補助額
寄付金其の他

計

八、作業員入所予定年月日

九、其の他参考事項

『失対二』

昭和二十一年一月四日

(五―二―七) 勤労局長より各地方長官宛(勤発第五三〇号)

授産共同作業特別施設の設置に関する件

公共事業の一環として従来の授産施設の外新たに授産共同作業特別施設を設置し、失業救済を図ると共に併せて生産振興に資することになったので、次の点に留意し別紙要綱に基づき計画を樹立し期日厳守の上至急提出せられたい。

記

一、本計画の樹立にあたり経営責任者の選定の如何によつては本施設の爾後の運営とその実効に重大なる関聯を有するものであるからその選定にあつては特に慎重を

期すること。

二、本施設の設置計画にあつては資材の確保比較的容易にして国民生活上必要なる事業を選定し且つ事の急を要する事情あるに鑑み直にその工事に着手し急速に事業を開始し得るものに限定すること。

三、本施設の一ヶ所当り補助経費予算は、平均三十五万円であるがその算出内訳は次の通りである。尚施設の内容及規模に依り右予算額は増減せらるることがある。

区分	金額	備考
建物借入費	一〇、〇〇〇 円	二〇〇坪 坪当月額 四円
建物改造費	四〇、〇〇〇	二〇〇坪 坪当 二〇〇円
電気、水道、瓦斯工事費	二〇、〇〇〇	二〇〇坪 坪当 一〇〇円
備品什器需用費	三〇、〇〇〇	
機械器具費	二五〇、〇〇〇	
計	三五〇、〇〇〇	

四、本計画書の提出期日は十一月二十日とする。

授産共同作業特別施設運営要綱

第一方 針

失業者に就業の機会を与へ以て生活の安定を得せしむると共に併せて生産の振興に資する為、公共事業の一環として、本要綱に依り政府の補助を以て、授産共同作業特別施設を設置する。

第二要 領

一、授産共同作業特別施設の設置計画は、厚生大臣においてこれを定める。

二、本施設は、厚生大臣の認可をうけ、地方長官の定める経営責任者にこれを利用せしむるものにして、経営責任者は本施設設置の方針を体して、その責任において事業の運営に当るものとする。

三、本施設に収容せらるべき労務者は引揚者、戦災者、復員者、産業離職者等の失業者とし、これが募集並に銓衡は勤労署の斡旋に依り行ふを原則とする。

四、本施設設置に要する経費は政府が国費を以て補助するものとし、職業補導協会(以下協会と称す)を通じてこれを交付する。

五、利用に関しては協会と経営責任者との間に契約を締結せしむるものとする。
六、経費責任者の事業運営に要する資金及資材は経営責任者自ら之を調達確保するものとし、これが調達確保困難なる場合協会は其の斡旋確保に付経営責任者に協力するものとする。

七、厚生大臣又は地方長官は本施設の運営に関して、経営責任者に対し必要なる指導監督を行ふ。

八、本施設は差当り概ね木材加工、機械器具製造修理、製材、手工業、食品加工等の種目に付き一ヶ所収容定員概ね一〇〇人とし一〇〇個所を設置する。

第三 実施 手続

一、施設の設置

(1) 地方長官は本施設設置の計画を樹立しこれが計画書を厚生大臣に提出する。
(2) 計画書には次の事項を記載する。

① 設置の場所

② 設置に要する経費予算

③ 事業概要

④ 収支見込書

⑤ 経営責任者の氏名及経歴

⑥ 協会と経営責任者との契約条件

⑦ 収容すべき失業者の職種別員数及運営方法

⑧ 其の 他

(3) 厚生大臣は右計画書を審査し適切なる計画に付てはこれが実施を決定すると共に、その経費は協会本部を経て協会支部にこれを交付する。

(4) 地方長官は厚生大臣の承認を受けたる施設の設置を協会支部に命ずる。

(5) 施設設置の工事は、地方長官の定めたる経営責任者の協力を受けて、協会支部がこれを行ふ。但し地方長官の許可を得たる場合協会支部はその工事を経営責任者其の他適当なる者に請負はしむることを得る。

二 事業 運営

(1) 経営責任者は協会支部との利用契約書に基き本施設設置の方針を体し自己の責任において生産事業を行ふものとする。

(2) 本施設の利用は原則として経営責任者において協会支部に対し一定の使用料を支払ふことを条件とする。但し経営責任者において希望するときは本施設を払下げることを得る。

(3) 使用料は原則として第一年度は無料とし、爾後の年額は事業の種目及経営上における収支見込等を考慮して協会支部をしてこれを定めしめる。
その金額は次の合計額とする。

① 施設設置総額の五分以上に相当する額

② 売上高に應ずる一定の率に相当する額

(4) 経営責任者より施設払下の申出ありたる場合は協会支部をして施設の払下契約を定めしめこれを払下げることを得る。

(5) 払下は概ね五年賦乃至十年賦とし事業種目及経費上における収支見込等を考慮して定むるものとする。

(6) 事業実施に依り得たる純収益の使途は経営責任者が地方長官の承認を得てこれを定むるものとする。

(7) 経営責任者が事業種目、事業計画を変更せんとする場合は地方長官の承認を受けるものとする。

三 授産共同作業特別施設指導委員会の設置

(1) 本事業の経費の適正を期して厚生大臣又は地方長官の諮問に應じ且本施設運営に関する事項を審議する為必要に應じ協会本部並に各支部に授産共同作業特別施設指導委員会（以下委員会と称す）を設置する。

(2) 委員会の定員は概ね本部二〇名、支部概ね一〇名程度とし必要に應じ臨時委員を増置し得る。

(3) 委員の選定については斯業に密接の関聯ある商工経済会、各種同業組合又は工場会社、銀行等における実務専門家、学識経験者、関係官公吏中より適性者を任命する。

(4) 委員会において取扱ふべき事項は概ね次の通りとする。

① 授産共同作業特別施設の建物の選定

② 設備内容の検討及びこれが設計

③ 事業計画の審査及利用条件の決定

④ 資金、資材の斡旋確保

⑤ 事業運営の実施指導に関し必要なる事項

⑥ 其の他授産共同作業特別施設に関する調査研究

(5) 中央委員会には必要に應じ部会を設くることを得る。

第四 指導監督並に報告

一 地方長官は各施設の事業の運営及経理状況につき常時これが査察を行ひ事業の

促進並に指導監督に当る。

二 本施設の趣旨に反したるとき、事業進行困難なるとき又は経営責任者事業継続の意なしと認めたるときは厚生大臣又は地方長官は経営責任者に対し事業種目の全部又は一部の停止若しは施設の返還を命ずることを得る。

三 協会支部と経営責任者との契約を締結したるとき、これが変更又は解約を為したるとき及経営責任者事業を開始するときは協会支部は其の都度地方長官及協会本部に報告するものとする。

四 経営責任者は事業運営状況特に次の事項を協会支部を経て地方長官に報告するものとする。

- (1) 経営上における事業の総合的状況
- (2) 生産の促進状況及生産数量
- (3) 失業者の収容人員数
- (4) 物資原材料の入手状況

五 協会支部は経営責任者の事業運営状況並に履行の状況等を別に定むる所に依り地方長官及協会本部に報告するものとする。

六 本部は各支部よりの報告を取纏めの上厚生大臣に報告するものとする。

七 経営責任者は毎年度事業開始に先だち事集計画書（正副四通）を作成し協会支部に報告する。

協会支部は副本一通を以て地方長官に、副本二通を以て協会本部に、協会本部は

副本一通を以て厚生大臣に報告する。

第五 使用料及払下金の処置

協会本部及支部が経営責任者より徴収したる使用料及払下金の処置に関しては別途指示する。 『失対三』

昭和二十二年三月四日

〔五―二―八〕 勤労局長より各地方庁官宛（勤発第九八号）

昭和二十二年職業補導並びに授産共同作業実施計画調の件

昭和二十二年職業補導費並びに授産共同作業予算に關しては未だ正式決定を見ないが予算成立後なるべく早期に経済安定本部の認証を受けるの要あり且つ昭和二十二年度においては具体的計画に基き認証を受けることになる見込みであるから別紙参照の上之が実施計画書を期日厳守提出せられたい。

尚昭和二十二年度は本年度に於て一般予算を以て施行中のものも総て公共事業費として一本になるから区別を要しない。

一、昭和二十二年職業補導施行計画書

一、職業補導

(1) 既設補導所として継続を要するもの（各補導所別）

名 称	所在地	補導種目	種目別定員		補導期間	職 員 調		委託の場合 は委託先	備 考
			寄宿舎に収容するもの	通勤のもの		定員	現員		

備考欄には予算総額を記入すること

補導所別経費予算細目（別紙(1)職業補導所一ヶ所当り経費内訳を参照として作成すること）及び職員に關する現員現給調（別紙(2)の様式に依る）を添付すること。

(2) 提出期日三月二十日迄とするが別に電報を以て指定する見込み。

(3) 新設は原則として認められないが希望の向は参考と致し度いから同日までに提出されたい。

職業補導所一ヶ所当り経費内訳

〔建築工、建具家具工、木船工、建築関係技能者、機械器具〕
〔修理工、手工業、食品加工関係技能者、和洋裁、事務関係〕

(注) 本表は建築家具建具木船の通常の場合の標準を示せるものにして其の他の種目並に宿泊の場合に付ては備考欄の通り相違あるに付留意せられたい。
尚委託補導の場合は俸給費等の実情に即し減額する事。

区分	員数	単価	金額	備考
諸職員給	一	一五、六〇〇	一三〇、六八〇	事務関係内訳 所長一名 一八、〇〇〇円
指導員	二	一〇、八〇〇	九九、六〇〇	講師四名 六二、〇〇〇円
事務員	一	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇円	事務員一名 九、六〇〇円
勤務員	三	三一、二〇〇	三二、四〇〇	備人一名 八、四〇〇円
家族手当	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	旅費六名 五、七六〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	家族手当一〇名 一二、〇〇〇円
家族手当	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	勤務地手当 九、八四〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	計 一二六、〇〇〇円
家族手当	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	一人に付き家族一・五人一人一〇〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	職員費の一割
家族手当	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	宿泊の場合は七二〇〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	機械器具修理 五四、〇〇〇円
家族手当	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	事務 一五、〇〇〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	建築関係技能者及和洋裁 三六、〇〇〇円
家族手当	一	九、六〇〇	九、六〇〇円	手工業 三七、〇〇〇円
家族手当	一	八、四〇〇	八、四〇〇円	食品加工 三六、〇〇〇円
備品修理費	一	一、二〇〇	一、二〇〇円	
備品修理費	一	四、四〇〇	四、四〇〇円	
備品修理費	一	四、四〇〇	四、四〇〇円	
備品修理費	一	六、〇〇〇	六、〇〇〇円	
備品修理費	一	一、八〇〇	一、八〇〇円	
備品修理費	一	二、四〇〇	二、四〇〇円	
備品修理費	一	六、〇〇〇	六、〇〇〇円	
備品修理費	一	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇円	
備品修理費	一	七五〇	七五〇円	

すること。結局本報告書は右の三種類に付夫々別紙として作成し各二通宛計六通提出することになる。

⑥ 「事業主体」には職業補導に在っては「都道府県名」授産に在っては「市町村各種公益団体」共同作業特別施設に在っては「職業補導協会都道府県支部」と書くこと。

⑦ 「事業内容」には昭和二十一年十二月二十三日勤発第九三号「公共事業月報提出に関する件」通牒「記載上の注意」第二ノ(一)の認証番号及事業名の分類により記入すること。即ち共同作業特別施設に在っては「厚1、木工関係」「厚2、機械器具」「厚3、製材関係」…等、授産に在っては「厚6纖維関係」「厚7、本竹関係」「厚9、食品関係」…等、職業補導に在っては「厚11、建築工」「厚12建具家具」「厚13、和洋裁」…等と分類して各行毎に列記すること。

⑧ 「本年度計画書」には本年度に於ける年間収容計画人員数を計上すること(五人六ヶ月規格の補導所に於ては一〇〇人となる)尚人員数の右側に括弧を以て施設箇所数を示すこと。

⑨ 「実施済量」には前項の計画に対する実績を記入すること、尚括弧を以て施設箇所数を示すこと。

⑩ 「本年度計画に対する%」には⑧⑨二項に依り計上された人員に付その完成率を示すこと。

⑪ 「全計画に対する%」は記入の要ない。

⑫ 「事業場所」には〇〇県下〇〇箇所と施設の合計数を記入すること。

⑬ 「資金」欄の「労務費」「資材費」「その他」は昭和二十一年十二月三日勤発第五六六号「第三、四半期公共事業報告の件」通牒□記第二ノ二ノ⑭に示すところによること「年度総額」には補助の対象となつた事業の全事業費について記入するのであるから「授産」に於ては補助額を補助率〇・五で割つた額を計上すること。

⑭ 「補助費」欄の「年度総額」には国庫補助指令額を記入すること。

⑮ 「資材」欄には別紙安定本部作成の記載要領に依り遺憾なく記載すること。

⑯ 「労務」欄の「現場員」とは所長、指導員、助手、事務員、小使等当該施設の職員を指し「非熟練者」とは補導生、作業員等を指すこと。従つて「熟練者」は該当ない。

「計画」欄の()内の実人員には非熟練者に在つては年間計画収容人員(例五人六ヶ月規格の職業補導所では年間一〇〇人となる)につき計上すること。

⑰ 「稼働日数」とは「補導並作業日数」を示すこと。

⑱ 「延人員」は実人員に稼働日数を乗じた数を計上すること。

⑲ 「賃金単価」欄は記入の要がない。

⑳ 「事業効果」には当該事業の実施に依り発生した経済的效果等を例へば「家具類〇〇点」「繊維製品〇〇部」「食品加工〇〇貫」等出来得る限り正確に数量を以て表示すること。

㉑ 其の他前記(A)失業応急事業に関するもの「の記載注意並に別紙安定本部作成の記載要領に依り作成上遺憾ない様にする。」

(C) 公共職業安定所庁舎復旧工事に関するもの。

(編注…中略)

別紙

公共事業年間実績報告書に就いて

(編注…後略)

『失対三』

昭和二十二年六月五日

〔五―二―一〇〕厚生省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第三二一九号)

授産共同作業特別施設の設置に就いて

本年度標配施設実施計画調種々関係方面との接渉の結果爾今別紙要綱に依り実施する様改められたから左記事項につき改め期日厳守の上至急提出せられたい。

尚認可箇所数については第一、第二、四半期半数づゝの予定である。

記

(1) 既提出分の設置計画中共同作業組合の組織及び運営基準により得るものは其の旨電報を以て報告すると共にその組織及び運営計画を至急作成の上提出せられること。

(2) 既提出分の中前号により得ない為中止するものはその旨報告すること。

(3) 新たに適当な計画がある場合は本要綱により計書を作成の上提出すること。

(4) 提出期日 第一四半期 六月二十五日

第二四半期 七月二十五日

授産共同作業特別施設運営要綱

第一方 針

失業者に 就業の機会を与え之を以て生活の安定を得せしめると共に、併せて生産

の振興に資するため、公共事業の一環として、本要綱により政府の補助を以て、授産共同作業特別施設を設置する。

第二要 領

一、授産共同作業特別施設の設置計画は、厚生大臣においてこれを定める。

二、本施設に要する経費は、厚生省より地方庁に対し、これを補助するものとする。

三、地方庁は、厚生大臣の定めたる計画に基づき、本施設を設置し共同作業組合にこれを利用せしめるものとする。

四、共同作業組合は、本施設設置の方針を体し、地方庁と利用契約を締結し、その責任において共同経営的精算事業を行うものとする。

五、共同作業組合は、地方庁に対し施設の利用料又は払下償還金を納付するものとする。

六、前項の納付金は、地方庁より政府に返還すべきものとする。

七、本施設に加入せんとする労務者、引揚者、戦災者、復員者及び産業離職者等の失業者とし、これが募集及び銓衡は、公共職業安定書の斡旋により行うを原則とする。

八、共同作業組合の事業運営に関しては、左記条件を遵守しなければならない。

(1) 共同作業組合の原料材料等資材は、正規の経路による公定価格により入手すること。

(2) 共同作業組合の製品は、正規の経路を通じ公定価格を以て販売すること。

(3) 従業員の賃金は、労働基準法により定めらるべき、最低賃金又は当該地方の同種事業従事者に通常支払はれる賃金と同等又はそれ以上の額でなければならないこと。

(4) 従業員の労働時間その他の労働条件は、すべて労働基準法により定めらるる条件と同等又はそれ以上であること。

(5) 他の公共事業に適用せらるる諸規定は、すべて共同作業組合において遵守せらるべきこと。

九、共同作業組合の事業運営に要する資金及び資材は、組合員自らこれを調達確保するものとし、これが調達確保困難なる場合地方庁はその斡旋確保につき組合に協力するものとする。

十、厚生大臣及び都道府県知事は、本施設の運営に関し、共同作業組合に対し必要なる指導監督を行うものとする。

十一、本施設は、一ヶ所収容人員概ね五〇人乃至一〇〇人程度（組合員にして表決

権あるもの六〇%以上なること）とし木材加工、機械器具製造修理、製材、手工業及び食品加工等の種目につきこれを設置するものとする。

第三実 施

一、施設の設置の手續

(1) 都道府県知事は、本施設設置の計画案を樹立し、これが計画書を厚生大臣に提出する。

(2) 計画書には、次の事項を記載する。

① 設置の場所

② 設置に要する経費予算

③ 事業計画概要（自己資金、資材に関する事項を含む）

④ 収支見込書

⑤ 収容すべき失業者の職種別員数

⑥ 本施設を利用せんとする共同作業組合の名称、代表者の履歴、組合の組織概要

(3) 厚生大臣は右計画書を審査し、適切なる計画については、これが実施を決定すると共に、その経費は、国庫より地方庁にこれを交付する。

(4) 都道府県知事は、厚生大臣の承認を受けたる施設を設置を自らこれを行うか、又は組合に請負はしめる。

二、組織及び運営

(1) 共同作業組合の組織及び運営は別紙(一)に定める基準によるものとする。

(2) 地方庁と組合との利用契約は別紙(二)に定める基準によるものとする。

(3) 使用料は、原則として第一年は無料とし、爾後の年額は事業の種目及び経営上における収支見込等を考慮して、地方庁をしてこれを定めしめるが、その年額は、差当り施設設備設置総額の五分に相当する額とする。

(4) 地方庁は組合より施設払下の申出ありたる場合は、払下契約を結んで本施設を払下げることができる。

(5) 払下は、概ね五年賦乃至十年賦とし、事業の種目及び経営上における収支見込等を考慮して定めるものとする。

(6) 組合が事業種目、事業計画を変更せんとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第四 授産共同作業特別施設指導委員会の設置

一、本事業の運営の適正を期し、且つ本施設運営に関する事項につき、厚生大臣又

は都道府県知事の諮問に応ずるため、授産共同作業特別施設指導委員会（以下委員会と称す）を設置する。

二、委員会の定員は、概ね厚生省二〇名、地方庁一〇名程度とし必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

三、委員は、関係ある実務専門家、学術経験者、引揚者、戦災者の代表者、組合関係専門家及び関係ある労務者の代表者、並びに関係官公吏中よりこれを任命する。

第五 指導監督並びに報告

一、都道府県知事は、各施設の事業の運営及び経理状況につき常時これが査察を行い事業の促進及び指導監督に当たる。

二、本事業の趣旨に反したるとき事業遂行困難なるとき又は組合の事業継続の意思なしと認めたときは、厚生大臣又は都道府県知事は組合に対し事業種目の全部又

は一部の停止若しくは施設の返還を命じ又は組合の幹部の変更を命ずることができらる。

三、共同作業組合は、毎年度事業開始に先立ち、事業計画書を、又毎事業年度終了後遅滞なく施設整備の利用による事業の概要を記載した報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書を添付）を都道府県知事及び厚生大臣に報告しなければならぬ。

四、共同作業組合は、毎月及び毎四半期毎に、厚生大臣の定める所定の方式による報告書を地方庁を通じ、厚生大臣に提出しなければならない。

別紙 第一 共同作業組合組織並びに運営基準（編注：略）

別紙 第二 契約書準則（編注：略）

『失対三』

昭和二十二年六月二一日

〔五―二―一―一〕 厚生省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第三九五号）

公共事業四半期報告について

標記の件について今回経済安定本部からの通牒に基き別紙の通り報告様式並びに提出の時期を変更したから所掲事項御留意の上夫々遺憾なきを期せられたい。
なお左記各通牒は本通牒により廃止せられることとなるから承知されたい。

記

- | | | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 一、公共事業実施状況報告 | 昭二二、一〇、二九 | 勤発第五二三号 |
| 二、簡易公共事業実施状況報告 | 昭二二、九、一三 | 勤発第三五号 |
| 三、簡易公共事業実施報告 | 昭二二、一一、一九 | 勤発第一七九号 |
| 四、簡易公共事業費決算書 | | |
| 五、公共事業実施に伴う知識階級救済事業 | 施行概要 | |
| 六、右 | 同 | 昭二二、一一、一四 |
| | | 勤発第五四四号 |

別紙

公共事業四半期報告書について

一、本報告書は、四半期毎に別紙様式により、職業安定局長に提出しなければならない。但し、第四、四半期報告は、先に通達した年間実績報告書の提出があるので、これを省略して差支えない。

濟安定本部に提出すると共に、事業の実情を把握し、その総合運営に遺憾なきを期し、且つ爾後の認証の資料とする。

三、本報告書は左の認証事業別に提出を要する。

イ、失業応急事業

1 食糧増産等生産増強事業

2 公衆衛生等社会福祉事業

二、本省においては、この報告書に基き各事業の進捗状況を統計的に整理し、経

- 3 飲食物衛生監視等事務補助事業
- ロ、職業補導事業
- 1 職業補導施設
 - 2 授産共同作業施設
 - 3 授産共同作業特別施設
- 四、提出期限は各四半期の末月の翌月十五日迄（第一、四半期分は七月十五日、第二、四半期分は十月十五日、第三、四半期分は翌年一月十五日迄）とする。
- 五、報告書は、末端から中央までの夫々の機関で事業の実態を正確に把握する上に、極めて重要な役割を果たすものであるから、各中間機関は末端機関から厳

第一、失業応急事業によるもの。

① 第一表（編注…略）

第二職業補導に関するもの

第一表（第二表は必要なし）

記載注意（頭記のあらびあ数字は報告書の欄に打たれた記載番号を示す）

記載 番号	欄 目	記 入 事 項
(1)	略	
(2)	認証順位	B1である。
(3)	認証番号	建築工職業補導 建築関係技能者職業補導 家具建築工職業補導 木船工職業補導 和洋裁職業補導 手工業職業補導 機械器具修理工職業補導 食品加工技能者職業補導 事務職業補導 石炭関係技能者職業補導 傷痍者職業補導 繊維関係授産共同作業施設 木竹関係授産共同作業施設

正確な報告書を集め、之を集計提出すると共に、日常業務の運営に活かすは勿論、提出期限に遅滞せぬ様特に注意せられたい。虚偽の報告、提出の遅延又は提出を怠る等のがあったときは、爾後の認証を打切られ、又は補助を停止する場合があります。

六、報告書の記入要領は別紙によられたい。

公共事業四半期報告書記入要領

公共事業四半期報告書は左記要領で記載すること。
 但し頭記の数次は報告書の欄に打たれた記号（番号）を表はす。

注	②⑦	②⑥	②⑤	②④	②③	②②	②①	(20)	状況
(3)	(2)	(1)							「認証済補助額」は年度当初より当該四半期末迄に交付されるべき国庫補助額の累計である。 「資材状況」 年度当初からの四半期末までに工事実施上必要であった資材の数量 物動割当、手持、市場購入等入手にかゝりはりなく実際必要であった資材量である。 物動で割当られ而も実際に入手した資材の数量―現物化しない部分は書かないこと。 手持又は物動割当数量以外に特に市場で購入取得した資材数量である。 工事に実際使用し又は加工を了した資材の数量を上げること。 尚この欄の右の空欄となつてゐる資材名の部分には普通鋼材、鉄鋼二次製品、木材、セメント等以外の素材につき同様記入すること。 欄にはその期内容及年度初よりその期末迄に収容した実人員を記載すること。 実働人員に補導並に作業日数を乗じた数を計上すること。 「現場員」とは所長、指導員、助手、事務員、小使等当該施設の職員を指す。 「非熟練者」とは補導生、作業員等を指す。 「熟練者」は該当なし。 欄は記載を要しない。 当該事業の実施により発生した経済的効果等を、例えば「家具数〇〇点」「繊維製品〇〇点」「食品加工〇〇貫」等出来る限り正確に数量を以て表示すること。 授産共同作業特別施設については昭和二十一年度の分は報告の必要はない、尚本年度の認証事業については追て通牒する。 本記載要領によるの外は「失業応急事業の記載要領」によること。 本職業補導に関しては第二表は必要なし。

㊦ 第二表 (編注…以下略)

『失対三』

昭和二十三年二月一六日

第一 補導種目の選定に関する事項

〔五―二―一二〕労働省職業安定局長より都道府県知事宛 (発職第一三三号)

職業安定法施行に伴う職業補導実施に関する件 (抄)

職業安定法及同法施行規則の施行に伴い職業補導に関しては、今後新たな方針で実施されることとなり、従来とはその内容においても極めて大なる変更を見ているので、本法の運用に当たっては、左記各項に御留意の上所期の目的を達成するに萬遺憾なきを期せられたい。

補導種目選定の適否は、職業補導の死命を制するものであるから、在来の如く安易に流れることなく、労働力の需給状況に関する適確詳細なる資料に基づくものとし、これが決定については、職業安定法第十二条による都道府県職業安定委員会の議に附すること。

なお労働力需給の現状からみて一般的に不足していると認められる種目で補導上適当と認められるものは、大体次の如きものであるから参考とされたい。

記

製図工、鍛冶工、機械工、機械器具組立修理工、印刷工、漆芸工、大工、夕

イピスト、筆耕、洋裁師、陶工、義肢工

第二 職業補導所の設置、経営に関する事項

一、職業補導所の数及び位置については、労働力の需給状況によって決定すべきことは勿論であるが、目下の諸情勢に鑑みて通勤の利便を充分考慮すること。

二、設置の場所に関する施行規制第二十三条第七項の規定は同一場所にある

これに類似の施設によって、職業補導所が営利その他の目的に利用され補導を阻害せられることを防止する趣旨であること。

三、特別の事情により、市町村以外のものに経営を委託する場合は、左の各項によることとし、契約は概ね別紙の基準によること。

(一) 経営の委託は、都道府県知事の責任において行うべきものであるから、その経営の状況については、常に厳重な監査によりこれが実態を確実に把握しておくこと。

(二) 前項の監査の徹底を期するため、監督官を定め、補導の状況及び補助金の経理状況等にし、絶えず監督を行わしめること。

(三) 経営の委託を不相当と認めたときは、遅滞なく補助金の停止又は返還を命ずる等適切に処置を講じ、必要に応じ都道府県自らこれが経営に当たること。

四、営利を目的とする団体又は人に対しては、総体に委託してはならないこと。

文部省又は厚生省所管の施設において職業補導が行われる場合において、その補導種目が労働市場の需要に適合し且つその運営が職業安定局長の定める基準に合致するときは、職業補導施設として補助金交付の対象とすることができること。

五、職業補導所の名称は、公共職業安定所の文字を用いると共に、必ず経営主体を明瞭ならしめる文字を冠すること。

例 ○○県○○○公共職業補導所

○○市

財団法人 何々

六、なお、職業補導所は学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十

六号)第八十三条の各種学校として同法の適用を受けることになっているから、留意せられたいこと。

第三 職業補導所の規模等の基準に関する事項

一、職業補導所の定員は、施設の効率的な運営を考慮し、一種目について、最低三十人を下らないものとする。

(備考) 昭和二十三年度豫算においては、職業補導所の規模は定員は五十、百、二百五十の三種を標準として要求中であるので、参考とせられたい。

二、作業場における危害防止及び衛生に関しては、労働基準法に準拠するものとし特に左の事項に留意すること。

① 動力によって運転する機械のうち危害を生ずるおそれのあるものには、必ず安全装置を設ける外、これに接近して作業に従事する者には、適当な帽子及び作業服を着用させること。

② 建築物には、その規模に適應する貯水池、消火器、水槽その他の消火設備を適所に設けること。

③ 作業場においては粉塵防止又は換気、採光等について適当な措置を講ずること。

④ 作業場には負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備えること。

三、補導設備については定員及び補導教程を勘案して、その種類及び数量に充分の検討を加え、補導に支障を来さざるようその最小限度は必ず之を整備すること。

なお、補導種目及び規模別の設備の種類及び数量に関する基準については、當局において目下準備中であるから、これが決定した場合は、その基準によるべきものとする。

四、補導期間については、当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補導をうける者の生活状態とを勘案し、概ね六ヶ月を標準とするも、補導種目の如何により、これを一時延長し、又は三ヶ月を降らざる範囲において短縮しても差支えないこと。

補導期間を一年を超えて定めようとする場合は、職業安定局長の特別の承認を要すること。なお、主要な補導種目別の補導期間の基準については近く通牒の豫定であること。

五、補導教程の実施については補導全期間における進度に関して、精密な計画を樹立し、指導員相互の緊密な連絡の下に、計画的、系統的な補導を行うものとする。

補導種目別の教程の基準は、建築工、木船工、和洋裁及び公民科について、既に通牒せる基準によること。

(注) 昭和二十二年二月四日勤発第四二号、同年二月二十四日勤発第八八号、同年六月六日職発第三三一号、同年八月八日職発第五四号

機械工、自動車修理工、自轉車修理工、時計修理工、鑄物工、鍛冶工、熔接工、電気機械修理工、ラヂオ組立修理工の教程に關しては、近く通牒する豫定であるが、その他の種目については、これが決定に至る迄は各補導所毎に教程案を作成し、貴職の承認をうけしむるものとする。

六、職業補導所の所長は原則として、指導員の内一名をもってこれにあてると。指導員は原則として、補導生二十人に一人の割合について、これをおくものとし、その資格については、担当の学科或は技術については相當の学力又は実地の經驗を有するものであること。なお、指導員の資格に關する具體的の基準については実情調査の上今後逐次決定し、通牒する予定であること。

第四 職業補導生に關する事項

一、募集、選考は、公共職業安定所が、これを行うものであること。

二、職業補導を受けるべき者は、義務教育修了者に限ること。

三、施行規則第二十一条第五項による申出を受けた公共職業安定所は、その旨を、その希望する職業補導所の所在地を管轄する公共職業安定所に連絡すること。

四、施行規則第二十一条第四項の「希望に基いて」とある趣旨は、職業補導を受けようとする者を、強制してその希望せざる補導所に入所せしめてはならないとの意図であること。

五、補導手当については、予算決定次第別途通牒の豫定であること。

六、施行規則第二十一条第三項は、補導生を職業補導の目的と関連のない業務(例、タイピスト補導所における封筒張或は農耕等)に強制的に従事させることによつて補導を不純にすることを禁ずる趣旨であり、これが実施については充全の措置をとること。

七、寄宿舎設備の必要あるときは、寄宿舎の附設或は適當なる家屋に対する寄宿舎の斡旋等について、極力配慮すること。

第五 身体に障害のある者に關する事項

一、身体に障害のある者に対する施行規則第十八条第二項の原則は、通常の補導を行うことによつて、これらの者に自信と希望を持たしめ、通常の職業に就くことを、容易ならしめることを本旨とすること。

二、前項の趣旨を徹底するため充分なる宣伝、啓蒙を行つて可及的多数の者を

吸収するに努めること。

三、選考に當つては、障害の原因について絶対に差別することなく、且つ官公立医療機関(国立病院、保健所、大学病院等)と緊密なる連絡を保持して、遺憾なきを期すること。

四、補導に當つては、特に技術的な指導方法に留意し、必要に応じ期間の延長等の考慮をするも妨げず、且つ医療並びに寄宿設備については可及的に考慮すること。

五、特別補導所については、その特殊性に鑑みて安全衛生等について、特に考慮すると共に、作業設備の改善、補導種目並びに義肢修理等についても適切なる方策を図ること。

六、身体に障害のある者に対する職業補導に關する以上の措置を充全ならしめるために、都道府県に必ず担当官をおくこと。

第六 共同作業施設に關する事項

一、職業補導施設としての共同作業施設に対する補助は、当該施設で行う作業の訓練が職業の補導と認められる場合に限り、これを行うものであること。

職業補導と認めらるる作業の訓練とは、現在行われているものについていへば、縫製、製帽、製蓑、竹細工の如くその技能を全面的に習得するには、少くとも一ヶ月以上を要するものをいい、討筒張り、鼻緒作り、製縄等の如く三十日未満の短期間で容易に修得できるものは、補助の対象とならないものであること。

二、前項に該當する作業の訓練を行う共同作業施設であっても、その施設の經營者が補助金をうけることによつて、資材の入手その他經營について何等かの特別の利便を得ようとする意図であると認められるものに対しては、補助金の交付をしてはならないこと。特に作業の訓練に要する資材としては、必出資として特別の援助は行わないこと。

三、施行規則第十九条第三項の趣旨はかかる施設は、公共性のある職業補導施設として認めることが不適當であるという見地から排除せられたものであるからこれが適用に當つては、従來の關係等に左右されることなく、嚴重にこれをを行うこと。

四、作業の訓練を行う共同作業施設に対する補助金は、作業の訓練を受くべき者の数に應じて、必要の限度において交付せられるものであり、これが配分を適正ならしめる爲には、作業の訓練を受くべき者の数を施設毎に確認する

ことが必要であるので、詳細なる人名一覧表を備付せしめると共に、常に指導監督のため実地監査を行わしめること。

なお、居宅作業員は補助の対象としてはならないこと。

五、共同作業特別施設については、職業補導として、従来の如き補助金の交付は行わないものであり、必要のあるときは法第三〇条の援助を行うものであること。

六、学校の生徒又は職業補導所の補導生で学校又は補導所の時間外に、共同作業施設において作業の訓練を受けるものに対しては、補助金の交付をなし得ないこと。

七、作業の訓練に対する補助金をうけて居ることを理由として、地方税を免除してはならないこと。

第七 工場事業場に対する技術援助に関する事項

一、法第三十条は職業補導の一環として、従業員に対する技術訓練を行う工場事業場に対して、技術的な援助を与えんとするものであるから積極的に、この規定の趣旨の徹底を図ること。

二、前項の援助は、これを受けようとする工場事業場より、その行わんとする作業訓練計画を提出せしめ、これを審査して必要なる指導をなし、又その内容に応じて参考資料の送付或は職員又は指導員の派遣等必要と認められる方法によつて行うものであること。

第八 国庫補助金の申請に関する事項

一、国庫補助金の交付申請書（計画変更申請書を含む）は様式第一号によること。

二、国庫補助金の申請書の提出期限は、今回に限り三月十日迄に本省に到着するよう提出すること。

第九 報告に関する事項

一、施行規則第二十三条の規定による昭和二十三年度職業補導実施状況の定期報告は別紙様式第二号及び第三号によること。

二、各補導所より様式第二号第二表の報告書を作成、翌月五日までに都道府県に提出せしめ、都道府県は右報告を集計し様式第二号第一表の総括表を作成し十日までに第二表の報告書を附し本省に提出すること。

三、様式第二号第三表は様式第二号第二表の備考欄該当者（身体障害者）を障害部位別に作成するもので、様式第二号第一表にない総括表を作成添付提

出すること。

四、本年度分は従来通りとすること。

第十 その他

一、職業補導の実施については特に施行規則第二十三条第四項の規定を活用して連絡を密にし、その内容の充実につとめること。

二、補導生が生活に困窮し又は困窮する恐れのあるときは、関係機関と緊密なる連繫を保持して、生活保護法、失業保険法、失業手当法等の円滑なる運用に留意して、生活の安定に遺憾のないよう措置すること。

三、職業補導所に少くとも左の簿冊を備えなければならないこと。

① 総体に関するもの

法例その他例規通牒の綴

② 文書に関するもの

1. 文書台帳

2. 文書授受発送簿

③ 経理に関するもの

1. 会計出納簿

2. 各種證憑書類

3. 実習収益使途明細書

④ 物品に関するもの

物品台帳（土地、建物を含む）

⑤ 資材その他配給物資に関するもの

1. 資材受払簿

2. 製品受払簿

3. 配給物資受払簿

⑥ 職員に関するもの

1. 履歴書綴

2. 勤怠簿

⑦ 補導生（作業訓練生）に関するもの

1. 勤怠簿

2. 補導（作業訓練）手当支給簿

3. 作業訓練生賃金支払簿

4. 補導生（作業訓練生）

調査表（入所、退所、就職、個性、身上、成績に関する諸調査）

⑧ その他

1. 補導（作業訓練） 日程表
2. 定期、随時報告綴

（別紙）

契約書準則

〇〇公共職業補導所の経営に関し〇〇都道府県知事（以下甲という）は、その経営責任者として指定せられたる〇〇（以下乙という）と左の契約を締結し、乙はその契約の条項を誠意をもって履行し職業補導の使命達成に努めることを誓うものとする。

第一条 乙は〇〇公共職業補導所の経営に関し、職業安定法施行規則並びにこれに基づく基準（以下法令と稱する）及び甲の定める所に従わなければならない。

第二条 甲は乙に対して、経営に要する昭和 年度分経費として金〇〇円を、四半期に分け交付するものとする。

第三条 乙は本契約締結後直ちに施設々備の整備に着手し、年月 日より職業補導を開始するものとする。

第四条 乙は〇〇公共職業補導所において、左により〇〇（種目名）に関する職業補導を行うものとする。

- 一、定員 名
- 二、期間 月
- 三、方法
- 四、入所月日

第五条 乙は前節の事項を変更し又は〇〇公共職業補導所の経営を廃止しようとするときは、甲の承認をうけなければならない。

第六条 乙は常に公共職業補導所と密接なる連絡を保持して、定員の充足に努めるものとする。

第七条 乙は補導生に対する危害防止衛生及び厚生に関する施設に関して責任を有し且ついやくも補導生に対し職業補導目的に反するが如き処置なきよう努めるものとする。

第八条 乙は補導機械に関して法令に適合するに努めるはもとより常に補導に支障を來さざるよう萬全の措置を講ずるものとする。

第九条 乙はその職員の指導監督について、萬全の措置を講ずるものとする。

第十条 乙は交付金の経理に関しては厳に甲の指示する所に従いその適正を期するよう努めるものとする。

第十一条 甲は乙に対し四半期毎に定員を基準として、補導手当の全額を交付するものとする。

乙は四半期終了後、当該期間においての支払済額及び残額を、證憑書類を添えて甲に報告するものとする。

甲は前項の報告に基き残額の第一項との差額を次四半期分として交付するものとする。

第十二条 甲は乙が経営に要する経費について不足を生じたときの処置については、甲と協議してこれを定めるものとする。

第十三条 甲は経営に関し必要な資材資金のあつ旋及び技術的援助その他必要なる援助をなすものとする。

第十四条 乙は各四半期終了後直ちに、当該四半期の事業の概要及び経理状況に関する報告を甲に提出し、その承認を求むることを要する。

第十五条 甲はいつでも実地につき経営状況の査察、經理の監査を行い若しくは必要と認める書類の提出及び報告を求むることができる。

第十六条 甲は左の場合には交付金の全部又は一部を停止し、返納を命じ及び契約の解除をすることができる。

- 一、法令或は本契約に違反したと認めるとき
- 二、職業補導の趣旨に反したと認めるとき
- 三、事業の継続を不適當と認めるとき

本契約成立の証として本契約書二通を作成し、双方記名捺印の上各その一通を保有するものとする。

年 月 日

甲 〇〇都道府県知事

氏 名 印

乙 〇〇〇

氏 名 印

昭和二十三年三月八日

〔五―二―一三〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第一八八号）

共同作業施設の設置運営について

共同作業施設はその本来の目的たる失業者にして就職困難な者に就業の機会を与えてその生活の安定を得させしめると共に、職に就くに必要な知識技能を得せしめる外生産の振興にも寄与せしめる失業対策の見地に立脚して、これを設置運営しなければならぬに鑑み、昭和二十三年度よりは本業務を職業補導課より失業対策課に移管すると共に、従来の設置並に運営方針に相当の変革を加える必要があり、目下左記基本方針の下に具体案作成中であるが、右基本方針による運営上の参考に資したいから別紙諸事項に関して特に考慮を要する事柄につき来る三月二十日迄に御回答願いたい。

なお職業安定法第二十六条第二項の規定により共同作業施設において行う作業の訓練については職業補導課として従来通り取扱うから併せて了知されたい。

記

共同作業施設並びに運営基本方針

- 一 共同作業施設は、その目的たる失業者にして就職困難な者に対し就業の機会を与え、その生活の安定に資せしめると共に職に就くに必要な知識技能を得せしめる外生産の振興にも寄与せしめる施設であつて、公共的性格を有し且つ失業対策の一環とするものであるから、これが設置並びに運営に要する経費に対しては、政府は公共事業費を以てこれを助成するものであること。
- 二 共同作業施設において行う作業の訓練は、職業安定法に定めるところにより

共同作業施設状況

種別	経営主体				作業人員			事業費		作業者の収入		
	都道府県	市町村	公益法人	その他	計	延人員	二月末実人員	人件費	その他	最高	最低	平均
食品			()	()	()							
紙工品			()	()	()							
竹工品			()	()	()							
木工品			()	()	()							
繊維品			()	()	()							
						人	男 人					
							女 人					
								円	円	円	円	円

都道府県名

職業補導として取扱われることとなつたからこれに対しては政府は公共事業費以外の一般予算から補助するものであること。

三 共同作業施設の経営主体は、原則として都道府県とする。市町村は都道府県の監督の下に経営することが出来るものとする。

四 共同作業施設における生産又は加工に必要な資材及びその生産又は加工品は正規の経路を経てこれを入力又は販売するものとする。

五 民間経営の共同作業施設に対しては公共事業費よりの補助金はこれを与えぬこととなつたので都道府県においては、その実情に応じ別に育成の方途を考へられたきこと。

六 民間事業主と契約し加工を請負する共同作業施設は公共事業とは認め難いと。

基本方針に対する参考意見

都道府県名

- 一 経営主体について
都道府県又は市町村に限定することについて特に配慮すべき事項。
- 二 経営方法について
(一)基本方針第四項による経営の成否とその事由
(二)経営に必要な資金、資材の入手方法と製品販売の具体的事項
- 三 その他について

藁工品	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

備考

- 一 本調は、従来労働省より国庫補助金の交付を受けている共同作業施設についてのみ記入すること。
- 二 種別は、右により難い場合は、当該名を記入すること。
- 三 経営主体の()欄は、新運営方針によりこれを改変し得るものの数を記入すること。
- 四 作業従人員は自昭和二十二年四月一日至昭和二十三年一月末日迄におけるものとする。
- 五 事業費は、右期間における既支出額を人件費とその他に区分して記載すること。人件費中作業員に対する賃金は含まないこと。
- 六 作業者の収入は、本年二月の月額について調査すること。

『時報』

昭和二十三年六月一〇日
〔五―二―一四〕神奈川県告示第二四七号

公共職業補導所等の各種学校指定

左に掲げる補導所及び養成所は、学校教育法第八十三条の規定による各種学校に指定する。

名 称	位 置	設立者
神奈川県語学要員公共職業補導所	横須賀市港北区太尾町 大倉山文化科学研究所内	神奈川県
神奈川県横須賀公共職業補導所	横須賀市公郷町五七九	同
神奈川県横浜建築工公共職業補導所	横浜市西区紅葉ヶ丘五五九	同
神奈川県横浜自動車修理工公共職業補導所	横浜市神奈川区千若町三ノ一	同
神奈川県婦人公職業補導所	藤沢市藤沢一六六〇	同
神奈川県小田原公共職業補導所	小田原市幸町一丁目 神奈川県工芸指導所内	同
神奈川県平塚公共職業補導所	平塚市本宿一七七八	同
神奈川県与瀬公共職業補導所	津久井郡与瀬町一〇六四	同
神奈川県川崎木工公共職業補導所	川崎市境町四八	同
神奈川県蚕業技術員養成所	高座郡海老名町中新田 二〇一〇蚕業試験所内	同

神奈川県農業技術員養成所

鎌倉市大船町同本一〇一八
農事試験所内

同

『神公報』

昭和二十三年九月二五日

〔五―二―一五〕労働省職業安定局長、神奈川県知事宛（職発第一一八五号）

職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者提供事業禁止の規定との関係について

標記の件に関し、職業安定法に基づく職業補導として行われる実習に対し、労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定が適用されるか否かについて種々疑義を生じているが、これは実施される実習の実体に即して個々に判断せらるべき性質のものであって、一概には律し得ないが、概ね左記により、その運営に遺憾のないようご配慮を願いたい。

記

1. その名義がたとえ徒弟・見習・生徒・補導生であっても労働の対象として報酬をうけ且つ、その勤務の実体が一般従業員と同様である場合は労働基準法第九条の労働者又は職業安定法第四十四条に定める労働者供給事業にいう労働者とみなされ労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定の適用をうける。

2. 補導生の実習が一般の労働者の勤務とその実体を異にすることによって労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定の適用外にあるためには少なくとも左の条件をそなえなければならない。

- (1) 実習作業に従事する者が工場事業場と使用関係に立たないこと。
- (2) 実習が予め定められた補導教程に従って実施されること。

3. 予め右の事項を明らかにして、それに関する紛議をさけるために、各補導所は教程進度表・実習教授細目・実習方法を作成の上関係労働基準監督署及び公共職業安定所に提出すること。『神綴り』

昭和二十三年一月一日

〔五一二―一六〕労働省職業安定局編『職業安定行政手引』

02300 - 03299 職業補導の基準

02300 - 02349 方針

02300 目的

職業補導を行うに当っては本事業の方針に則り直接には労働力需給の状況によりその内容が決定されるべきであるが、本事業に指針を与え、内容に全国的規模においての同一性を持たしめることはともすればおちいりやすい都道府県間における補導内容の不均衡を是正して全国的共通性を持たしめ、足らざるを補ってその質的向上を図る方途となるのでここに必要な基準を定めるのである。

02301 都道府県知事の責任

従って都道府県知事は職業補導の基準の適用に当っては、その意図するところを汲んで、これに完全に準拠するはもとより、更に一層の研さんをなさなければならぬ。

02350 - 02399 職業補導所の規模の基準

02350 原則

補導設備については定員及び補導教程を勘案して、その種類及び数量に充分の検討を加え、補導に支障を来さざる様その最小限度は必ずこれを整備しなければならない。

02351 規模

職業補導所の規模は原則として別表の基準によるものとする。この基準は作業場等及びそこに設けられる設備についての基準であつて、事務室、教室、倉庫

及びそこに設けられる設備はこれを含まない。

02352 基準外定員の場合の規模

この基準に示されていない定員を有する職業補導所の設備については、この基準を基礎としてその定員に応じて適切な設備を有するように都道府県知事は決定しなければならない。

02353 基準未達の場合

この基準に達しない規模を有する職業補導所はその補導の方法について職業安定局長の特別の承認を得た場合に限って当分の間現在の設備で補導を継続することができる。

02354 上項の場合の処置

上項の職業補導所は設備又は建物の借上代用都道府県費による新規補充等の必要な措置を講じその規模を9月末日迄にこの規模に達せしめるよう努めなければならない。

02355 危害防止及び衛生

作業場に於ける危害防止及び衛生に関しては、労働基準法に準拠するものとし、特に下の事項に留意しなければならない。

- (1) 動力によって運転する機械のうち危害を生ずるおそれあるものには必ず安全装置を設ける外、これに接近して作業に従事する者には適当な帽子及び作業服を着用させる。

(2) 建築物にはその規模に適応する貯水池、消化器水そう、その他の消化設備を適所に設ける。

(3) 作業場においては粉塵防止又は、換気、採光等について適当な措置を講ずるものとする。

(4) 作業場には負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備える。

02400 - 02449 定員及び期間の基準

02400 定員

職業補導所の定員は、施設の効率的な運営を考慮し一種目について最低30人を下らないものとする。

02401 期間

(1) 補導期間については当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補導を受ける者の生活状態とを勘案し、概ね6ヶ月を標準とするも、補導種目の如何によりこれを1年迄延長し又は最低3ヶ月を降らない範囲にお

いて短縮しても差支えない。

(2) 補導期間を1年を越えて定めようとする場合は職業安定局長の特別の承認を要する。

(3) 補導期間の基準は別表の如くであるからこれによって都道府県知事は適切な補導期間の設定に万全を期しなければならない。

02450 - 02499 教 程 の 基 準

02450 原 則

補導教程の実施については、補導全期間における進度に関して精密な計画を樹立し指導員相互の緊密な連絡の下に計画的、系統的な補導を行わなければならない。

02451 基 準

補導種目別の教程の基準は別表による。

02452 記載外種目の基準

別表に記載されていない種目に関しては各補導所毎に教程案を作成し、都道府県知事の承認をうけしむるものとする。

02500 - 02549 指 導 員 の 資 格 基 準

02500 基 準

指導員の資格基準は別表の通りであるから適格優秀な指導員（助手を含まない）の任用に万全を期さなければならない。

02501 職 務 担 当

職業補導所の所長は原則として指導員の内1名を以てこれにあつる。

指導員（専任でないものを除く）は補導を効果あらしめるために原則として補導生20人に1人の割合についてこれをおくものとする。

02502 教職適格審査との関係

指導員任用にあたっては学校教育法第9条第5号の適用があるから、教職適格審査について完全の措置をとる要がある。

（編注：以下略） 『職業安定行政手引』

昭和二十三年一月六日

〔五一二一一七〕労働省労働基準局長、石川労働基準局長宛（基発第一六〇〇号）

授産施設の労働基準法適用について

過日ブロック会議で質疑のあった標記の件について次のように回答する。

授産施設と作業員との間に労働関係が存するか否かは個々の場合、具体的事実に基づいて判断すべきものであるが、授産施設の経営者が作業員の作業を指揮監督しその行う作業の代償として賃金を支払うという使用従属の関係が成立している場合が通常よくあると考えられる。なお、現在の授産施設の設備等については必要あれば、一般の基準に従い労働安全衛生規則の中の適用除外の規定等の適当な運用を図りたい、念のため。 『時報』

昭和二十三年一月六日

〔五一二一一八〕労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長宛（基発第一六〇〇号の二）

授産施設の労働基準法適用について

標記について、石川県知事より別紙写甲の紹介があつたので、石川労働基準局長に対し別紙写乙の通り回答したから了知ありたい。

授産施設の労働基準法適用について照会

昭和二十三年一月一日収厚第五七二号別紙写甲

石川県知事 柴野和喜夫

厚生省社会局長宛

標記取り扱について先般来石川労働基準局と折衝中であつたが同局においては労働省と打合の結果その実態がある以上法の適用を受けることが明らかとなり別記により取扱う旨連絡があつたが、厚生省としての御意見及び方針を承知し度くにつき至急何分の御回報を願いたい。

記

授産所が労働基準法の適用事業か否かと云うことはその作業の実態によるものであつて、實際上その授産所の経営責任者が作業員の労働条件を拘束し且つ作業員の労働の対償として賃金を支払う場合は、その責任者と作業員との間には、当然労働関係があるものであるから、本法の適用を受ける。

但し、現在の授産施設は社会保護対策の一環として公共的に経営されつつあるに鑑みその設備等については、必要あれば労働安全衛生規則の中の適用以外の規定等を活用することとし、施設本来の目的との調和に留意されたい。 『時報』

昭和二十三年一月一日

〔五―二―一九〕労働部長、各職業補導所長宛（二三職第七八〇号）

職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定

法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について

標記について職業安定法に基づく職業補導として行なわれる実習に対し労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働供給事業禁止の規定が適用されるか否かについて種々疑義を生じているが今般之が関係について別紙写のとおり労働省職業安定局長より通牒があつたので御了知の上補導運営に遺憾のないようご配慮願いたい。

（別紙写）

職発第一一五八号

昭和二十三年九月二十五日

神奈川県知事殿

労働省職業安定局長

職業安定法に基づく職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定

法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について

（編注：五―二―一五につき略）

『神類集』

昭和二十四年二月二十六日

〔五―二―二〇〕労働省職業安定局長、都道府県知事宛（職発第二六七号）

公共職業補導所の実習収入金の取扱について

標記の件については、かねてから種々ご配慮を煩わしているのであるが、今般別紙の通り職業補導実習収入金処理要綱を定めたので今後この要綱に従い一層その公正有効な運用を期せられたい。

なお、本要綱中、処理の方法に関する事項については、地方財政委員会の諒解を得ているから、念の為申し添える。

別紙

職業補導実習収入金処理要綱

一、方針

（一）職業補導の実習収入金は、補導生をして所要の技能を修得せしめるために、本省の定めた項目、時間、方法に従って実習を行った結果、自然に生じたものであり、本来それ自体を目的とするものでないから、必要の限度を超え、或は無計画に又は単一項目についてのみこれを行い、徒にその増加を計ってはならないが、計画的合理的な実習の実施により生じた生產品は一般市場の価格、その他を勘案し、合理的にこれを販売、或は処分しなければならぬ。従って生產品の処分代償の中には材料費の原価償却代はもとより、適当なる労務報酬が含まれるのが当然である。

（二）右によって生じた実習収入金（以下単に実習収入金という場合は材料の原価償却代を除く）は補導手当の不足補充及び補導生並びに指導員の福利厚生のために活用されなければならない。

（三）実習収入金の経理の公正、その能率的運用並びに管下各補導所収入金の統合調整については、職業補導所の経営者である都道府県知事が責任を以ってこれにあたるべきである。従って、管下各補導所に対する収入金の配布は、単に各補導所の収入金額の多少によってのみ行つてはならない。

二、方法

（一）右の方針に基き、実習収入金は厳格に経理せしめる必要があるので一般会計の歳入歳出に計上するか又は地方自治法第二百三十九条に基き、都道府県の条例により職業補導実習特別会計を設けて処理することが適当である。

（二）特別会計を設置する場合には、左の事項を留意すること。

1、歳入は管下各補導所の実習収入金、材料の原価償却代金、一般会計より受入金（材料費）及び借入金でこれを以てこれにあてること。

歳入にあてるべき実習収入金の金額は、各補導所の実績並びに実情を斟酌してこれを定めること。

2、歳出は補導手当の不足補充、補導生並びに指導員の福利厚生費、実習資材購入費及び借入金の償還金等とし、他に充当しないこと。

3、実習収入金は補導手当の不足補充、補導生並びに指導員の福利厚生費以外に使用しないこと。

4、特別会計の円滑な運用を計るために、各補導所を予算の令達を受ける主体（一部）或は「所」とし所長又は職員のうちからそれぞれ出納員を指名すること。

5、各補導所は当時必要な経費（特に資材購入費）について、資金の前渡

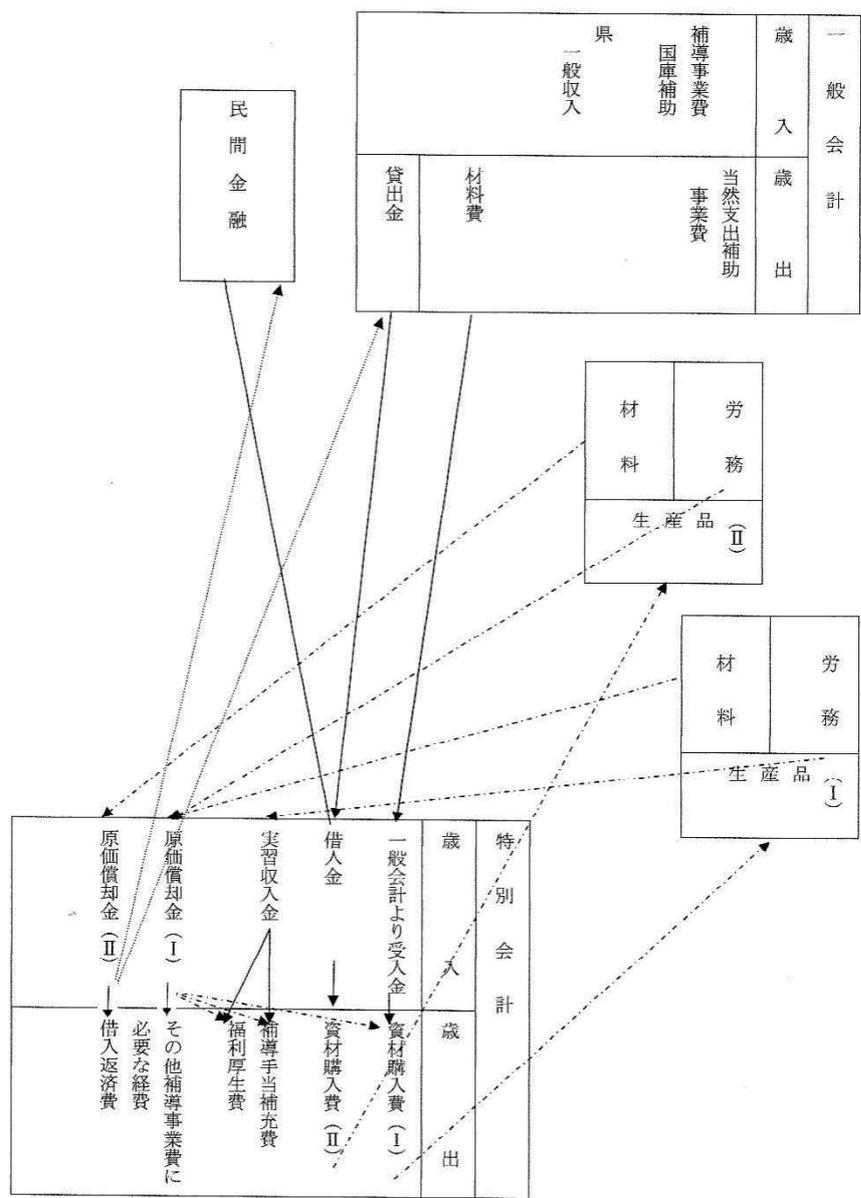
をうけること。

三、報告

1、都道府県知事は、職業補導実習特別会計を設置した場合は、その写を直ちに、職業安定局長に送付すること。

なお本要綱中処理の方法に関する事項については、地方財□□の註解を得ているか
ら念のため申し添える。
『神綴り』

考 参



昭和二十四年三月一六日

〔五一二―二二〕 労働省職業安定局長、都道府県知事宛（職発第三七七号）

公共職業補導所の経営について

職業安定法が近く改正されるため、標記経営については二十四年度より地方公共団

体以外の者に対する委託は絶対にできないようになるので、右御含みの上、現在該補導所の経営につき市（区）町村以外の者に委託している都道府県にあつては、二十四年度における補導所の整理方針とにらみ合わせこれが措置につき遺憾のないよう至急何分の手配を願いたい。

追つて本省においては二十四年度において相当数の補導所を整理する方針でありこ

れが詳細につき近く二十四年度事業計画書作成基準において指示する予定である。

『時報』

昭和二十四年一月一日

〔五―二―二二〕労働省職業安定局『補導事務必携』

職業補導の手引

〇〇〇一〇〇〇九 職業補導事業の方針

〇〇〇一 目的

職業安定行政の一環として特別の知識技能を要する職業に就かうとする者に対して、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識、技能を授けて適職就業の機を確保し、産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与することを目的としなければならない。

〇〇〇二 職業補導の種類

職業補導は公共職業補導における職業補導
共同作業施設における作業訓練
工業事業場等に対する技術援助

の三を包括するが、各その施設及対象者の有する特質に鑑みて、独自の機能を十分に發揮せしめると共に、この三者の統合的運営によってその目的達成を期せなければならない。

〇〇〇三 身体障害者に対する職業補導の原則

身体に障害ある者に対する職業補導は、通常の補導生と共に行うを原則とするので、これが必要なる措置を探ると共に、その運用に当つては、技術的考慮以外の特殊な考慮をなさるるよう注意しなければならない。
通常の補導生と共に補導を行い得る身体障害者に対しては、特別の技術的考慮の下に、補導をなしうるもので、前者と相俟つて身体障害者職業補導の完遂を期するより努めなければならない。

〇〇〇四 職業安定法及び同施行規則並びに手引の適用補導事業

職業安定法及び同施行規則並びに手引は、国の補助をうけて行う職業補導事業について適用されるものである。

〇〇〇一〇〇二九 補導種目の選定

〇〇一〇〇二五〇 選定の方針

〇〇一〇〇一 原則

補導種目の選定は、その適否が補導事業の死命を制するものであるに鑑み、周到精密なる基礎の下に、現に不足し又は将来不足すると認められる労働力を充足するに必要な種目であつて、且つ、経済の興隆に寄与することができるものでなければならない。

〇〇一〇〇二五 選定の方法

〇〇一〇〇 原則

補導種目の選定に当つて、現在及び将来に渉る労働力の需給状況に関する適確詳細なる資料に基く合理的判断を基礎とし、且つ、職業安定法第十二条による都道府県職業安定審議会の議に附して決定しなければならない。

〇〇一〇〇二六 必要と考えられる職業種目

〇〇一〇〇 例示

現在の労働力の需給状況からみて、一般的に不足していると認められる職業種目であつて、補導上適当と認められるものは、大体次の如くであるから参考として例示する。

機械工、仕上工、鍛造工、鋳物工、熔接工、自動車修理工、印刷工、タイピスト、洋裁師、陶工、義肢工、製図、筆耕、経理事務

〇〇〇一〇〇二九 職業補導所の設置及び経営

〇〇一〇〇〇三 方針

〇〇一〇〇 原則

職業補導のための施設として設けられる公共職業補導所において行われる職業補導は、本事業の中心をなすものであり、労働大臣は、公共職業補導所の規模、補導種目補導内容及び補導期間に関し必要な基準を定め、教科書の編さん、設備又は、資材の確保、その他職業補導所の経営に関し必要な事項について援助をなすものであるから、公共職業補導所の設置主体は国の援助を受ける一方、労働大臣の定める基準に従つて、その運営の万全を期さねばならない。

〇〇一〇〇〇三 職業補導所の設置

〇〇一〇〇 設置の主体

職業補導所は都道府県知事がこれを設置するを原則とする。

但し、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事はその職業補導事業を行わないとき、その他特別の事情があるときは、労働大臣が設置することができる。

〇三二 設置の場所

(1) 職業補導所の数及び位置については、労働力の需給状況によって決定すべきことは勿論であるが、目下の施設及び交通等に関する諸状況に鑑み、通勤の利便をも併せて考慮することを要する。

(2) 設置の場所に関しては、施行規則第二十三条第七項によってこれに類似の施設で公共職業補導所でないものと同一場所に設置してはならないと定められているが、これは同一場所にあるこれと類似の施設によって職業補導所が営利その他の目的に利用され、補導を阻害せられることを防止する趣旨である。

〇三五 称

都道府県知事が設置し、国の補助を受けて運営される職業補導所は、公共職業補導所の文字を用いると共に、必ず経営主体を明瞭ならしめる文字を冠しなればならない。

例 ○〇県○○〇公共職業補導所

○〇市 同

〇四〇-〇四九 職業補導所の経営

〇四〇 原則

職業補導所の経営は、都道府県知事がこれを行うを原則とするも、都道府県知事は公の機関に限り職業補導所の経営を委託することができる。

〇四一 市町村その他公の機関に対する経営の委託

市町村その他公の機関に経営を委託するは、統制と監督とによって職業補導の基準に常に適合せしめることができるものと認める場合に限り、個々の契約に基いてなすことができるが、次の条項によらなければならない。

(1) 経営の委託は都道府県知事の責任において行うべきものであるから、その経営の状況について常に厳重な監査によりこれが実体を確実に把握しなければならぬ。

(2) 上項の監査の徹底を期するため、担当監査官を定め、補導の状況及び補助金の経口状況等に関し絶えず監督を行わなければならない。

(3) 経営の委託を不相当と認めるときは、遅滞なく補助金の停止又は返還を命

じ都道府県自らこれが経営に当らなければならない。

契約書準則

〇〇公共職業補導所の経営に関し〇〇都道府県知事（以下甲という）はその経営責任者として指定せられたる〇〇（以下乙という）と左の契約を締結し、乙は、その契約の条項を誠意をもって履行し、職業補導の使命達成に努めることを誓うものとする。

第一条 乙は、〇〇公共職業補導所の経営に関し、職業安定法同施行規則並びにこれに基く基準（以下法令と称する）及び甲の定める処に従わなければならない。

第二条 甲は、乙に対して、経営に要する昭和^マ年度分経費として、金〇〇円を四半期に分けて交付するものとする。

第三条 乙は、本契約締結後、直ちに諸施設の整備に着手し、年月日より職業補導を開始する。

第四条 乙は、〇〇公共職業補導所において、左により〇〇（種目名）に関する職業補導を行うものとする。

一、定 員 名

二、期 間 月

三、方 法

四、入所年月日

第五条 乙は、前条の事項を変更し。又は〇〇公共職業補導所の経営を廃止しようとするときは、甲の承認をうけなければならない。

第六条 乙は、常に公共職業安定所と密接なる連絡を保持して、定員の充足に努めるものとする。

第七条 乙は、補導生に対する危害防止、衛生及び厚生に関する施設に関して責任を有し、且つ、いやくも補導生に対し職業補導目的に反するが如き処置なきよう努めるものとする。

第八条 乙は、補導機材に関して、法令に適合するに努めるはもとより、常に補導に支障を来さざるよう万全の措置を講ずるものとする。

第九条 乙はその職員の指導監督について万全の措置を講ずるものとする。

第十条 乙は、交付金の経理に関しては、厳に甲の指示するところに従い、その適正を期するよう努めると共に簿冊等の整理に努めるものとする。

第十一条 甲は、乙に対し、四半期毎に定員を基準として補導手当の金額を交

付するものとする。乙は、四半期終了後当該期間においての支払済額及び残額を証憑書類をそえて甲に報告するものとする。

甲は、前項の報告に基づき、残額と第一項との差額を次四半期分として交付するものとする。

第十二条 甲は、乙が経営に要する経費について不足を生じた時の処置については、甲と協議してこれを定めるものとする。

第十三条 甲は、経営に関し必要な資材、資金のあつ旋及び技術的援助その他必要な援助をなすものとする。

第十四条 乙は、各四半期終了後、直ちに当該四半期の事業の概要及び経理状況に関する報告を甲に提出し、その承認を求めることを要する。

第十五条 甲は、いつでも実地につき経営状況の査察、経理の監査を行い、若しくは、必要と認める書類の提出及び報告を求めることができる。

第十六条 甲は、左の場合には、交付金の全部又は一部を停止し、返納を命じ及び契約の解除をすることができる。

- 一、法令或は本契約に違反したと認めるとき
- 二、職業補導の趣旨に反したと認めるとき
- 三、事業の継続を不相当と認めるとき

本契約成立の証として、本契約書二通を作成し、双方記名捺印の上各その一通を保有するものとする。

年 月 日
甲 〇〇都道府県知事 氏 名 印
乙 〇〇〇〇 氏 名 印
〇〇四五〇〇四九 其 他

〇〇四五 他省所管の職業補導との関係

文部省又は厚生省所管の施設において、職業補導が行われる場合において、その補導種目が労働市場の需要に適合し、且つその運営が職業安定局長の定める基準に合致するときは、職業補導施設として、補助金の交付の対象とすることができる。

〇〇四六 学校教育法との関係

職業補導所は、学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）第八十三条の各種学校として、同法の適用をうけることとなっているから特に同法第四条による届出をしなければならない。

〇二〇〇〇三九 職業補導生

〇三〇〇〇三九 方針

〇三〇〇〇 原則

職業補導が職業安定施設の一環としてその効果の万全を期するためには、補導生の選考、あつ旋は当然公共職業安定所がこれにあたるべきである。これがため、職業安定法においても補導生の選考およびあつ旋は、公共職業安定所が行うよう明示されていると共に、補導期間中の処遇について万全の措置を講ずることに努めなければならない。

〇四〇〇〇四九 基本的措置

〇四〇〇〇 補導生の募集、選考、あつ旋等の担当者

公共職業安定所には、必ず職業補導担当職員をおき、補導生の募集、選考、あつ旋、就職後の補導に関する協力等を担当せしむべきである。補導担当職員は、他の係と密接な連絡を図り、業務の円滑なる遂行に努めなければならない。

〇四〇〇一 公共職業安定所と公共職業補導所の連けい

公共職業安定所は、管内職業補導所の実状を把握し、これと密接な連けいを保たなければならない。

〇四〇〇二 参考資料の整備

公共職業安定所は、管内補導所一覽表、全国補導所一覽表、補導修了者就職状況調その他必要な参考資料を整備して、職業補導を受けようとする者、その他一般求職者に対して、これらの者が随時且つ容易に職業補導所の状況を知り得るより心掛けねばならない。

〇五〇〇〇五九 募集

〇五〇〇〇 補導生募集の手続

公共職業安定所は、管内の職業補導所に入所せしむべき補導生を募集せんとする場合は、当課補導所の募集種目、募集人員、募集期日、入所条件及び通動順路、寄宿施設の状況等必要な資料を作成して、都道府県に提出すると共に、募集地域の公共職業安定所に連絡しなければならない。

都道府県は前項の資料に基づき、募集につき必要な指導援助を行わなければならない。

〇五〇〇一 数都道府県にわたる募集の手続

数都道府県の地域にわたって補導生を募集せんとするときは、当該安定所は募集要項を作成し、都道府県を通じて募集地域都道府県に連絡すると共に、その一通を労働省職業安定局長に提出しなければならない。

〇二五二 募集開始の時期

募集は入所期日の少くとも二ヶ月前より開始することが必要である。

〇二五三 募集の手段

公共職業安定所は、所在地補導生の募集につき新聞、ポスター、立看板、移動展、映画、(幻燈)街頭職業相談等あらゆる周知方法を利用すべきである。

〇二五四 他機関との連絡

市区町村、学校その他関係機関及び団体とは常に緊密な連絡を保ち、その協力を求める必要がある。

〇二五五 他都道府県職業補導所入所申込を受理した場合の処置

他の都道府県の職業補導所へ入所の申込を受けた公共職業安定所は、その希望する職業補導所の所在地を管轄する公共職業安定所に連絡しなければならない。

〇二五六 身体障害者の募集

身体障害者については、当該都道府県及び公共職業安定所は関係病院、療養所その他身体障害者を収容する学校と密接な連絡をはかると共に、出張相談をも併せ行うことが望ましい。

〇二六〇〇二六九 選考

〇二六〇〇 申込受理公共職業安定所の処置

公共職業補導所入所の申込を受けた公共職業安定所は、面接及び必要ある場合は適性検査(身体検査を含む)等を実施の上必要な意見及び評点を附した求職票を入所すべき公共職業補導所の所在を管轄する公共職業安定所に送付する。

特に、身体障害者のみを対象とする特別の公共職業補導所に入所を希望のものについては、特殊の障害のあるものに対し、入所申込の際官公立の病院、療養所、保健所の専門医の健康診断書を添付しなければならない。

〇二六一 採否の決定

当該公共職業補導所長は、前記の書類の送付をうけた公共職業安定所々長の選抜に基いて協議の上、入所を決定し、速かに本人に通知すると共に、関係公共職業安定所に通報する。

〇二六二 選考の基準

補導生(聾啞者を含む)は、原則として、義務教育修了者に限り、その適否の

判定は、その者の能力及び希望に基いて行わなければならない。

身体障害者公共職業補導所並びに一般の公共職業補導所に入所申込の身体障害の適否の判定は、肢体不自由者については次表身体障害者補導種目選択基準(肢体不自由者の部)による。

但し、左の各項の一に該当する者は、当分の間これを避けること。

- (1) 精神薄弱なる者(職業指導業務手引九八二智能検査中団体検査、個人検査実施の結果、再検査におけるとともに精神薄弱と認定されたものをいう。)
- (2) 精神に異状ある者
- (3) 補導を受けることによつて障害部位の再発の恐れ大なる者
- (4) 咀嚼及び言語の中一方又は両方の機能を廃するか、または著しい障害を残せる者
- (5) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、介護を要する者
- (6) 半身不随となり介護を要する者
- (7) 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつた者
- (8) 内部疾患及び伝染性疾患を有する者又は障害部位の固定しなる者

重度の身体障害者のみを収容する公共職業補導所においては、その設置の趣旨に鑑み、恩給法施行令(以下恩給令と称す)を適用される者については款症目症該当者、労働者災害補償保険の被保険者については、労働者災害補償保険法施行規(以下労災則と称す)別表第二身体障害等級表第一〇級以下の者は、これを避けること。但し恩給令を適用される者については第一款症該当者、労災則を適用される者については、第一〇級該当者であっても、一般の公共職業補導所で補導を受けることが適当であると認められる者はこの限りではなる。

なお、恩給令及び労災則を適用される者以外の者についてもこれに準ずる。
(註) 精神薄弱なる者、一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつた者は補導を受けるため特別の介護を要するも、既存の公共職業補導所の現状では附添いを寄附せしめる規模を有しないため、特別の施設ができる迄これを避けるものであること。

身体障害者補導種目選択基準の説明

- (1) 本基準は職業補導所職員の懇切丁寧なる指導のもとに、身体障害者が相当度の知識技能修得意欲を発揮し、且つ必要なる人工補装装置を装着していることを前提とす。

(2) ◎×各印の区分は左によるものとす。

◎印は左欄記載の身体障害者が上欄の補導種目に従事可能なることを示す。
○印は左欄記載の身体障害者が上欄の補導種目に従事可能なる場合あることを示す。

×印は左欄記載の身体障害者が上欄の補導種目に従事困難なることを示す。
身体障害者補導種目選択基準（肢体不自由者の部）（編注…略）

〇二六三 身体障害者の選考

身体障害者については、官公立医療機関とも緊密な連絡をとりその選考に慎重を期すべきである。

〇二六四 不適格者の処置

不適格者は他の適当な補導種目又は職業につくよう指導すべきである。
但し本人が希望しない補導種目又は職業につくことを強制してはならない。

〇二七〇〇二七九

補導期間中の処置

〇二七〇〇二七九 補導手当等の支給

〇二七〇 趣 旨

職業補導事業を真に効果的に実施するためには、補導生の補導期間中の生活の安定を図ることが極めて必要であるが、失業保険法ならびに生活保護法等の法制上の立前および財政上の実状よりみて、職業補導事業としては、これを無料で実施する外、更に補導生活費を支給することは極めて困難である。従つて、国としては、直接補導を受けるために必要な経費、交通費等の一部を負担し、少しでも補導生の経費の負担の軽減を計り、補導を受けやすうにするために、職業安定法第二十八条第二項の規定に基いて、補導手当を支給するものであつて、その生活費については、原則として補導生自己の負担としその困難なものについては、生活保護法失業保険法等の適用により、その負担の軽減を図るよう努めるべきである。

〇二七一 原 則

上項の趣旨よりみて、補導手当の支給はこれを一律に行うべきものではなく、補導生個々の実状に応じてこれを支給するとともに、補導所実習収入金の補導生に対する合理的な配分とにらみ合わせ、最も効果的な額および支給方法を考慮し、補導事業の円滑なる遂行を期さなければならない。

〇二七二 補導手当

(1) 補導手当の定義

本要綱において補導手当とは、職業安定法第二十八条第二項の規定に基き、職業補導所において、職業補導を受ける者に対し、国がその経費の一部を負担して支給する手当をいう。

(2) 支給の対象

公共職業補導所において、職業補導を受ける者は、補導手当支給の対象であるが、失業保険金の受給者および経済的に補導手当相当額支出余裕あると認められる者は除外せられる。

(3) 補導手当の内容と支給額の算定

① 通勤者に必要な経費（交通費）

交通費は、通勤距離（片道）三軒以上のものに対して支給する。右の該当者を、通勤圏により二或いは三種類に区分し、差等を設け、予算の範囲内で支給日額を定める。

② 入寮生に必要な経費

入寮については、その入寮に要する経費の一部を補助するものとする。

(4) 支給 期 日

補導手当は、毎月十日までに前月分を取まとめて、これを支給する。但し、補導修了月にあつては、特例を設けることができる。

(5) 補導手当は、日曜、祝日その他欠席した日については、これを支給しない。

早退については、一日の補導時間の二分の一以上出席した場合のみ、日額金額を支給する。

(6) 都道府県知事は、右の要領により、予算の範囲内において補導手当支給日額を定め、左記様式により、年度開始前一ヶ月迄に労働省職業安定局長に報告しなければならない。

補導手当支給日額表 都道府県名（編注…略）

(7) 予算の経理

右の基準に従つて、補導手当を支給し、予算上剰余を生じた場合は、これを四・四半期まで留め置き、本省の指示により或いは本省の承認を得て、他の費目に充当するものとする。

〇二七三 作業手当

(1) 作業手当の定義

本要綱について作業手当とは、職業補導実習収入金（〇六二〇〇一〇六二

九九の〇六二〇一参照) および代金返還を必要としない材料費の原価償却代金(〇六二〇〇一〇六二九九の〇六二五一の二、但書参照)の全部又は一部を財源として、補導生(以下補導生という場合は補習生を含む。)に支給する手当をいう。

(2) 支給の目的
本手当は、補導生の生活費の一部を補助する目的を以て支給せられる。支給の対象

本手当は、補導生の経済条件或いは、生活保護法の適用、失業保険金の受給等事情の如何を問わず、すべての補導生に対し、出席日数に応じて支給せられる。

(4) 支給額の算定

① 本手当は実状に応じ、補導生の生活費の一部を補助する目的を果すために、年齢(例えば二十歳以上と二十歳未満)扶養家族の有無等を考慮し、差等を設けて支給日額を定めることができる。

② 支給日額は、当該補導所の収入金の多少によって、差別してはならないが、その実習内容に従って、補導種目別の額を定めることができる。

③ 一般補導生の日額と補導生の日額は差別して差支えない。
(5) 都道府県知事は、前項の算定に基き、財源の範囲内において、作業手当日額を定め、左記例により、労働省職業安定局長に報告しなければならない。
作業手当支給日額表例(編注:略)

〇二七〇 簿 冊

補導手当及び作業手当の支給に関し、都道府県において別に定めるものほか、公共職業補導所は次の簿冊を備付けなければならない。

作業手当支給簿(別記様式第一号)(編注:以下略)

補導手当支給明細簿(別記様式第二号)

作業手当支給明細書(刷記様式第二号に準ずる)

別記様式第一号 作業手当支給簿(編注:略)

別記様式第二号 補導手当支給明細簿(編注:略)

〇二七五 費 用
〇二七六 費 用

職業補導は無料であり、補導生よりは職業補導に関していかなる費用も徴収してはならない。

〇二七〇一 補導の純粋性の確保

〇二七〇 補導の純粋性の確保

補導生を職業補導の目的と関連のない業務(例タイピスト補導所における封筒張り或は農耕等)に強制的に従事させることは、これによって職業補導が不純になるので、かかることの絶対に生じないよう完全措置をとらねばならない。

〇二七〇一 寄宿舍設備の確保

〇二七〇 寄宿舍設備の確保

寄宿舍設備の必要があるときは、寄宿舍の附設あるいは適當なる家屋に対する寄宿舍のあつ旋について極力努めなければならぬ。

〇二八〇一 就職のあつ旋

〇二八〇 就職希望、求人調査、就職相談

管轄公共職業安定所において修了前少くとも一ヶ月前より就職面談を実施するものとし、以前に補導生の就職希望調査及び求人調査をなし、その完全就職に努めなければならない。

〇二八〇一 職業補導所の協力

公共職業補導所は、補導修了者の完全就職について、公共職業安定所に協力しなければならない。

〇二九〇一 就職後の措置

〇二九〇 指 導

補導修了者の就職直後の職場への適応状況を調整し、問題あるものに対しては、補導所及び雇用者の協力を求めて適切な指導をなすことを要する。

自営をなす者については、必要に応じて補導所は技術指導をなすものとする。

〇二九〇一 調 査

補導修了者の就職後の作業成績、特に作業態度、技能程度等の補導を受けずに就職した者と比較して調査し、雇用者の意向をも徴して、今後の補導事業の改善に資するものとする。

〇三〇〇一 補習生

〇三〇〇 方 針

職業補導事業は、求職者に対し、できる限り短期間に所要の技能を授けて、適職に就業させることを目的とするものであるから、従来の補導方法に十分なる改善工夫を加え、所定の補導期間内に、補導目的を達成するように努めることとし、補習生の制度は、特別の事情のある場合に限り、これを設けること。

又所定の補導期間を終了した者を一律に補習生にするが如き措置は廃し、できる限り補導終了者の即時就職あつ旋に努めること。

〇三〇一 補習生の定義

公共職業補導所の補習生とは、所定の補導期間終了後なお技能を高めるために、その希望により、当該補導所において、更に技能の訓練を受けようとする者をいう。

〇三〇二 補習科を設置しうる場合

補習科の設置は、方針の項において述べた趣旨によるのほか当該補導生の補導に支障を来さない場合に限ること。

なお、補導期間が一年以上の種目については、補習科を設置しなること。

〇三〇三 補習生の定員

都道府県知事は、公共職業補導所の意見を徴し、当該補導種目の補導定員の半数を超えない範囲内において、その補習生の定員を定めるものとする。

当該補導種目補導定員の半数を超えて補習生の定員を定めようとするときは、必要事由を明らかにして、予め労働省職業安定局長の承認をえなければならぬ。

〇三〇四 補習生の選定

公共職業補導所長は、補導生修了者のうちから本人の希望、習得した技能程度および家庭の事情等を考慮して、補習生を選定する。

〇三〇五 補習期間

補習期間は六ヶ月を超えないものとする。なお、補習期間中と雖も就職の機会あるごとに随時就職せしめるよう努めること。

〇三〇六 指導方法

補習の指導に関しては、実技に重点を置き、而も、本人の自発性を尊重し、自ら工夫、研究を行うよう指導すること。

従つて、指導員は研究課題の選択およびその解決の鍵の指示、新しい技術および製品の紹介のほか補習生の質問に対し、助言を与える程度に止めること。

〇三〇七 補習生の待遇

補習生に対しては、職業安定法第二十八条第二項に基いて、国が経費を負担して支給する補導手当は支給しない。

但し、補導所の実習収入金を財源とし、生活費の一部を補助する目的を以て支給する作業手当は、これを支給するものとする。

〇三〇八 補習生に対する経費

職業安定法第二十八条第一項の経費の中には、補習生に要する経費を含まない。

従つて、国は補習生に要する経費はこれを負担しない。一般補導費以外に、特に補習生のために特別の経費を要する場合、例えば、専任職員の設置、補習生用施設設備の拡充、資材の購入を必要とする場合は、その経費は、都道府県において負担するものとする。

〇三〇九 実習収入金の取扱

補習生の実習による収入金は、一般補導生のそれとともに、〇六二〇〇―〇六二九九に基いて一括処理するものとし、補習生の手当の支給については、〇一七〇〇―〇一七三九の〇一七〇三による。

〇三〇 報告の取扱

補習生に関する諸報告中、一般補導生の数には、補習生を算入せず、両者を區別して記載すること。

〇三〇一―〇三〇九 職業補導の基準

〇三〇一―〇三〇四 方針

〇三〇〇 目的

職業補導を行うに当つては、本事業の方針に則り直接には労働力需給の状況に より、その内容が決定さるべきであるが、本事業に指針を与え、内容に全国的規模においての同一性を持たしめることは、ともすればおちいりやすい都道府 県間における補導内容の不均衡を是正して、全国的共通性を持たしめ、足らざるを補つて、その質的向上を図る方途となるので、ここに必要な基準を定めるのである。

〇三〇一 都道府県知事の責任

従つて、都道府県知事は職業補導の基準の適用に当つては、その意図するところを汲んで、これに完全に準拠するはもとより、更に一層の研さんをなさなければならぬ。

〇三五〇―〇三三九 職業補導所の規模の基準

〇三五〇 原則

補導設備については定員及び補導教程を勘案して、その種類及び数量に充分の検討を加え、補導に支障を来たさざるようその最少限度は、必らずこれを整備しなければならぬ。

〇三五二 規 模

職業補導所の規模は、原則として別表の基準によるものとする。この基準は作業現場等及びそこに設けられる設備についての基準であつて、事務室、教室、倉庫及びそこに設けられる設備はこれを含まない。

〇三五三 基準外定員の場合の規模

この基準に示されていない定員を有する職業補導所の設備については、この基準を基礎として、その定員に応じて、適切な設備を有するように、都道府県知事は決定しなければならない。

〇三五四 基準未達の場合

この基準に達しない規模を有する職業補導所は、その補導の方法について、職業安定局長の特別の承認を得た場合に限つて当分の間、現在の設備で補導を継続することができる。

〇三五五 前項の場合の処置

前項の職業補導所は、設備又は建物の借上、代用、都道府県費による新規補充等の必要なる措置を講じ、この規模に達せしめるよう努めなければならない。

〇三五六 危害防止及び衛生

作業場に於ける危害防止及び衛生に関しては、労働基準法に準拠するものとし、特に左の事項に留意しなければならない。

- (1) 動力によつて運転する機械のうち危害を生ずるおそれあるものには、必ず安全装置を設ける外、これに接近して作業に従事する者には、適当な帽子及び作業服を着用させる。
- (2) 建築物には、その規模に適應する貯水池、消化器、水そう、その他の消火設備を適所に設ける。
- (3) 作業場においては、粉塵防止又は、換気、採光等について適当な措置を講ずるものとする。
- (4) 作業場には、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備える。

〇三六〇 定 員

職業補導所の定員は、施設の効率的な運営を考慮し一種目について最低三〇人を下らないものとする。但し、一補導所において数種目を実施する場合は、実情により一種目二五名以上を認めるものとする。

〇三六一 期 間

(1) 補導期間については、当該職業種目に就職を容易ならしめるに必要な限度と、その補導を受ける者の生活状態とを勘案し、概ね六ヶ月を標準とするも、補導種目の如何により、これを一年迄延長し、又は最低二ヶ月を降らない範囲において短縮しても差支えない。

(2) 補導期間を補導期間の基準を超えて定めようとする場合は、職業安定局長の特別の承認を要する。

(3) 補導期間の基準は、別表の如くであるから、これによつて、都道府県知事は適切な補導期間の設定に万全を期さなければならない。

〇三四五 〇三四九 教程の基準

〇三四六 原 則

補導教程の実施については、補導全期間における進度に関して、精密な計画を樹立し、指導員相互の緊密な連絡の下に、計画的、系統的な補導を行わなければならない。

〇三四七 基 準

補導種目別教程の基準は別表による。

〇三四八 記載外種目の基準

別表に記載されていない種目に関しては、各補導所毎に教程案を作成し、都道府県知事の承認をうけしむるものとする。

〇三五〇 〇三五九 指導員の資格基準

〇三五〇 基 準

指導員の資格基準は、別表の通りであるから、適格優秀な指導員（助手を含まない）の任用に万全を期さなければならない。

〇三五二 職務担当

職業補導所の所長は、原則として、指導員の内一名を以てこれにあてる。

指導員（専任でないものを除く）は、補導を効果あらしめるために、原則として、補導生二〇人に一人の割合についてこれをおくものとする。

〇三五三 教職適格審査との関係

職業補導所職員の任用にあつては、昭和二年政令第六三号同施行規則の適用があるから、教職適格審査について充分の措置をとる必要がある。

〇三五五 の別表（編注：中略）

〇三四一 (3) の別表（編注：中略）

〇三五 別表 公民科教授細目

題目	時数	要目(編注…以下略)
一、個人と社会	二	
二、家庭	一	
三、家の経済	一	
四、教養(文化) (リクリエーション)	二	
五、労働基準(基本法)	二	
六、生命保障 (社会保険制度)	一	
七、労働組合	二	
八、労働協約と 経営協議会	二	
九、労働争議	一	
一〇、労働委員会	一	
一一、社会の経済	二	
一二、国民と政治	一	
一三、国際関係	一	
一四、社会理想	一	

裁縫補導要項標準時間割表

区分	補導要項		備考	
	小学校卒	中学校卒		
一、普通学科	一、公民	二〇	二〇	別途通牒
	二、服装、常識	四	四	整客(年令、身分、場所、季節、生地、付属品)
	三、衣類、整備	二四	二四	衣服材料、染色、洗濯、汚点抜き、手入保存
	四、服飾、手芸	一二	一二	洋裁科のみ
二、専門学科	一、和裁	八一六	八一六	講義 一五〇 実習 六六六
	二、洋裁	八〇四	八〇四	講義 二六八

合計 裁 八六四 八六四 一ヶ月平均二四日
洋裁 八六四 八六四 一日六時間として算出する

但し 講義実習の時間は材料等により斟酌することが出来る。

普通学科中服装常識は後期に於て取扱う。

和裁科教授細目(教程時間数八一六時間)(編注…以下略)

洋裁科教授細目(教程時間八〇四時間)(編注…以下略)

(備考)

一、補導期間は六ヶ月とし、その補導要項標準時間割は別表によること。但し工具及補導資料の入手状況等に応じ臨機若干の変更をなしても妨げないこと。

二、補導に当つては、所謂完成教育の方針によらず補導期間中は実技に重きを置き、必要な知識及び技能の素地を合理的且つ組織的に付与するに止め、補導修了並びに就職後の自奮自励に依り大成せしめること。

三、前項の技能業拙を培うに当つては、補導生が修了後雇用関係に入るや自営するやに拘らず、共通的に必要な実習教材を集約的に選定してこれを行うこととし、その他は講説に譲るを可とすること。

四、補導期間の後期に於ては、適切なる応用実習又は宿題によりなるべく自ら工夫するの風を涵養するに努めること。

五、実習と講説は総合的に計画を立て両者をできるだけ関連して習得させるように留意すること。

六、余暇時間を利用して教養を高め情操の涵養を図ると共に併せて補導生活の歓喜と潤いを与えるよう努むること。

七、各補導期間の開始に先立ち補導所をして補導教材の全般に付補導日程予定を作成し補導の計画性保持に努むること(余暇利用方法をも含む。)

木船工補導要項標準時間割表

区分	補導要項		備考	
	小学校卒	中学校卒		
一、普通学科	公民	二〇	二〇	
	数学	四〇	一四	教授細目(一)の甲及乙
	物理	四〇	一六	二の甲及乙

建築工補導要項標準時間割表

区分 補導要項 時間割表 備考
小学校卒 時間数 中学校卒 時間数

(一) 普通学科

(1) 公民 二〇 二〇 別途通牒

(2) 数学 六〇 三〇 教授細目(一)甲及乙

(3) 物象 五〇 三〇 同 (二)甲及乙

(4) 英語 二〇 二〇

(二) 専門学科

(1) 木構造 四〇 四〇 教授細目(三)

(2) 仕様及積算 一五 一五 同 (四)

(3) 規矩術 一〇 一〇 同 (五)

(4) 建築材料 一五 一五 同 (六)

(5) 附属設備 一五 一五 同 (七)

(6) 工作法 二〇 二〇 同 (八)

(7) 用器画製図 三五 三五 同 (九)

(三) 基本実習

大工道具の使用及手入法、木材の墨掛、接手、仕口の加工実習

(四) 応用実習

小住宅の建設等の現業実習

合 計

一、二〇〇 一、二〇〇 一ヶ月平均二五日、一日八時間として算出する。

備考

(編注…以下、各教授細目略)

一、補導に当つては、所謂完成教育の方針に拠らず補導期間中は実技に重き、将来建築

工たるに必要な知識及技能の素地を合理的且組織的に付与するに止め、補導修了並

に就職後の自奮自励に依り大成せしめるものとする。

二、補導期間は六ヶ月とし其の補導要項標準時間割は別表に依ること。但し工具及補導

資料の入手状況等に応じ臨機若干の変更を為しても妨げないこと。

三、別表補導要項並に標準時間割は別表参考表「建築工技能程度別標準案」の第三級を

一応の目標として定めたものであるから、補導修了後と雖も自学自習を怠らず以て

上級の技能に達するの大切なことを充分自覚せしめる要あること。

二、専門学科

船舶一般 一八〇 一八〇

木船構造 二五 二五 教授細目(三)

造船材料 一五 一五 同 (四)

船体艤装 二〇 二〇 同 (五)

造船図法 五〇 五〇 同 (六)

造船工具 一〇 一〇 同 (七)

造船工具 一〇 一〇 同 (八)

造船工具 一〇 一〇 同 (九)

四、造船実習 六〇〇 六五〇 小型船(漁船を含む)建造室に修理

合 計 一、二〇〇 一、二〇〇 一ヶ月平均二五日、一日八時間として算出する事

(註) 補導期間を一ヶ年とする補導所に於ては本表を参酌し適切なる時間表を作成すること。

(編注…以下、各教授細目略)

(備考)

一、補導に当つては、所謂完成教育の方針に拠らず補導期間中は実技に重きを置き、将来木船工たるに必要な知識及技能素地を合理的且組織的に付与するに止め、補導修了並に就職後の自奮自励に依り大成せしめるものとする。

二、補導期間は六ヶ月とし、其の補導要項標準時間割は別表によること。但し工具及補導資料の入手状況等に応じ臨機若干の変更を為しても妨げないこと。

三、学科及実習の教授に当つては総合的に計画を立て両者を出来るだけ関連して習得させる様に留意すること。

四、余暇時間を利用して教養を高め、情操の涵養を図ると共に併せて補導生活の欣喜と潤いを与える様努むること。

五、全補導期間を通じ凡ゆる機会を把えて責任を重んじ、規律を守るの精神を涵養し言動を正しくして旧来の弊習を打破するに努むること。

六、各補導期間の開始に先立ち補導所をして補導教材の全般に付、補導日程予定を作成し補導の計画性保持に努むること(余暇利用方法をも含む。)

七、尚公民科の教授細目は公民教科要綱並に標準時表によること。

- 四、学科及実習の教授に当っては、総合的に計画を立て両者を出来るだけ関連して習得させる様に留意すること。
- 五、余暇時間を利用して教養を高め、情操の涵養を図ると共に併せて補導生活に歓喜と潤を与える様努むること。
- 六、全補導期間を通じ凡ゆる機会を把えて責任を重んじ規律を守るの精神を涵養し、言動を正しくして旧来の弊習を打破するに努むること。
- 七、各補導期間の開始に先立ち、補導所をして補導教科の全般に付補導日程予定表を作成し補導の計画性保持に努むること。(余暇利用方法をも含む)

木工補導要項標準時間割表

区分	補導要項	時間割表		備考
		小学校卒	中学校卒	
(1) 普通学科	(1) 公民	一五〇	一〇〇	別途通牒
	(2) 数学	六〇	三〇	教授細目 (1) 甲及乙
	(3) 物象	五〇	三〇	同 (2) 甲及乙
	(4) 英語	二〇	二〇	
(2) 専門学科	(1) 材料	一五〇	一五〇	教授細目 (3)
	(2) 加工工作	四五	四五	同 (4)
	(3) 塗料	一五	一五	同 (5)
	(4) 仕様積算	一五	一五	同 (6)
	(5) 木材製品	一五	一五	同 (7)
	(6) 意匠製図	三〇	三〇	同 (8)
(3) 基本実習		二〇〇	同 (9)	
(4) 塗装実習		五〇	同 (10)	
(5) 応用実習		六五〇	七〇〇	各種木工製品製作色付金物硝子取付
合計		一、二〇〇	一、二〇〇	一ヶ月平均二五日一日八時間として算出

(編注…以下、各教授細目略)
備考

- 一、補導に当っては、所謂完成教育の方針に拠らず補導期間中は、実技に重きを置き将来木工たるに必要な知識及び技能の素地を合理的且組織的に付与するに止め、補導終了並に就職後の自奮自励に依り大成せしめるものとする。
- 二、補導期間は六ヶ月とし、其の補導要項標準時間割は別表によることとし、工具及び補導資材の入手状況愚に依り臨機若干の変更を為しても妨げないこと。
- 三、別表補導要項並に標準時間割は別表参考表「建築工技能程度別標準案」の第三級を一応の目標として定めたものであるから、補導終了後と雖も自学自習を怠らず、以て上級の技能に達するの大切なことを充分自覚せしめる要あること。
- 四、学科及実習の教授に当っては総合的に計画を立て、両者を出来るだけ関連して習得させる様に留意すること。
- 五、全補導期間を通じ補導生の生活日課を技能習得の一点に集中する如く工夫してあらゆる機会を把えて責任を重んじ、規律を守るの精神を涵養し言動を正しくして旧来の弊習を打破するに努むること。
- 六、余暇時間を利用して教養を高め、情操の涵養を図ると共に、併せて補導生活に歓喜と潤いとを与える様努むること。
- 七、各補導期間の開始に先立ち、補導所をして補導教科の全般につき補導日程予定表を作成し補導の計画性保持に努むること。

機械並びに機械修理補導要項標準時間割表

区分	補導要項	時間表	備考
一、普通学科	公民	一〇	
	数学	二〇	教授細目 (一)
	英語	一五	
	安全	一〇	教授細目 (二)
二、専門学科	機械大意	一八五	
	機械工作法	三五	教授細目 (三)
	材料	六五	" (四)
	製図	一五	" (五)
	製図	六〇	" (六)
三、実習	基本実習	八〇〇	" (七)
		四九〇	

合 計 一、〇五〇

一ヶ月平均二五日一日七時間として算出する。

(編注：以下、各教授細目略)
(編注：「備考」無し)

鍛造工補導要項標準時間割表(編注：以下略)

鍛造工補導要項標準時間割表

溶接工補導要項標準時間割表

自動車修理工補導要項標準時間割表

時計修理工補導要項標準時間割表

ラヂオ工補導要項標準時間割表

〇三〇〇 の 別表 職業補導所指導員資格基準

補 導 種 目(甲)

製 図 工	機 械 工	ラ ジ オ 工	漁 労 員	製 綱 工
自 動 車 修 理 工	食 品 製 造 工	鍛 造 工	木 船 工	織 布 工
板 金 工	義 し 工	建 具 工	機 械 修 理 工	漆 工
機 械 木 工	内 燃 機 工	建 築 大 工	車 両 木 工	ミ シ ン 工
配 管 工	工 芸 木 工	農 機 具 工	船 舶 運 転 士	印 刷 工
時 計 工	金 属 彫 刻 士	陶 磁 器 工	電 気 工	電 力 工

指導員の資格

- 一、当該技能に関係ある徒弟契約(従来の慣習による)完了後十年以上の実地経験を有する者
- 二、当該技能に関係ある職業補導所修了後六年以上の実地経験を有する者
- 三、当該技能に関係ある実業学校、工場事業場、技能者養成令による養成施設の課程を修了した後五年以上の実地経験を有する者
- 四、大学又は専門学校に於て当該技能に関係ある学科を修め卒業した後、三年以上の実地経験を有する者

補 導 種 目(乙)

英文タイプ	和文タイプ	珠算簿記	謄写筆耕	製 本 工
洋紙製造工	理 髪 師	製 靴 工	玩 具 工	和 裁 工

石 工 洋 傘 工 洋 裁 工 硝 子 工 和 傘 工
刺 繡 工 和 紙 製 造 工 左 官 制 帽 工 蔦 職
竹 籐 細 工(その他の木草細工を含む)
指導員の資格

- 一、当該技能に関係ある徒弟契約(従来の慣習による)完了後八年以上の実地経験を有する者
- 二、当該技能に関係ある実業学校、各種学校、職業補導所修了後五年以上の実地経験を有する者
- 二、当該技能に関係ある専門学校卒業後三年以上の実地経験を有する者

補 導 種 目(丙)

通 訳 翻 訳
指導員の資格

- 一、当該技能に関係ある職業補導所修了後六年以上の実地経験を有する者
- 二、大学又は専門学校に於いて当該技能に関係ある学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者
- 三、通訳の指導員に就いては、特に当該外国語を自由に話すことの出来る者(備考)
- 一、実地経験の中には、職業補導所に於ける助手の経験をも含むものとする。
- 二、右に掲ぐる者で、その技能が特に優秀なものに就いては職業補導所長の推薦に基づき、本表に定める実地経験年数より各々二年を限度として短縮することが出来る。
- (1) 職業補導所の助手として一年以上の経験を有する者
- (2) 従来の職業補導所指導員で本表に定める資格を有する者
- 三、当該技術に関係のない中等学校修了者にして徒弟完了せる場合は、本表中補導種目(甲)(乙)の一に定める実地経験二年短縮することが出来る。
- 四、補導種目のうち免許状を必要とするものに就いては本表に定める資格の外、当該種目の免許状所有者たること。

〇三〇〇四九 共同作業施設の作業訓練

〇三〇〇四九 方 針
〇三〇〇四九 作業訓練の定義
〇三〇〇 共同作業施設は失業者を收容し、これに当該職種についての知識技能を与える

と共に、併せて生計費を得せしめんとする施設であるが、そこに於て知識技能を与えんとする一連の行為を作業訓練といい、職業補導の一環として認めんとするものである。

〇三三〇一 補助の対策

共同作業施設に於て行う作業訓練は、それが職業の補導と認められる場合に限って、当該共同作業施設を職業補導施設として認め、これに対して補助するものである。

〇三三五〇一三九 作業訓練を行う施設の要件

〇三三五〇 設備指導員

作業訓練を実施する施設は、目的達成に必要な設備器具及び適格な指導員を有するものでなければならない。

〇三三五一 基本的適格条件

作業訓練を実施する施設は、公共事業として労働省の認可をうけたもの及び厚生省所管身体障害者授産所でなければならない。

〇三三五一 不適格条件 その一

当該施設の経営が作業訓練のための補助金をうけることによって、資付の入手その他経営について、何等かの特別の利便を得ようとする意図があると認められるものは不適格である。

〇三三五二 不適格条件 その二

経営者が利益のため、又は輸出を目的として物の生産を行う施設は、公共性ある職業補導施設として認めることが不適当であるという見地から排除される。

〇三四〇〇一三四九 作業訓練種目

〇三四〇〇 選定の原則

作業訓練種目の選定は、補導事業の一般原則によるが、特に訓練期間を考慮し、概ね三ヶ月以内に技能修得の目的を達し得るものを選定しなければならない。

〇三四〇一 期間による選定の条件

作業訓練種目は縫製、制帽、製筵、竹細工等の如く、その技能を全般的に修得するには、少くとも一ヶ月以上を要するものをいい、封筒張り、鼻緒作り、製繩等の如く、三十日未満の短期間で容易に修得できるものはこれを含まない。

〇三四〇二 例 示

補助の対象となる種目及びその必要期間は、概ね別表の基準のとおりである。

〇三四五〇一三四九 作業訓練をうける作業者

〇三四五〇 選 考

作業訓練を受けべき作業者は、公共安定所のあつ旋により、当該施設に入所する者のうちより、当該作業に経験が薄く、他の一般作業者に対して同程度の作業をなすためには、特別の訓練を要すると認められるものについて、本人の希望に基づいて当該施設の長が之を定める。

〇三四五一 都道府県と公共職業安定所の連絡

都道府県は、関係職業安定所に対し、作業訓練を行う施設であることを通知しおかねばならない。

〇三四五二 待遇均等の原則

作業訓練を受ける作業者も、一般の作業者と同様当該施設の経営者と使用関係に立つのであるから、賃銀、労働時間その他の労働条件については、当該労働基準法の適用をうけ、且つ作業訓練をうける故を以て、特に他の作業者に比して不利益な取扱いをしてはならない。

〇三五〇〇一三四九 作業訓練の方法

〇三五〇〇 一般原則

作業訓練は、一般の作業と別個に区別して行わなければならない。

〇三五〇一 計画的実施の原則

作業訓練の実施は、全訓練期間を通じ、系統的且つ計画的に行わなければならない。

従つて、作業中における随時的な指導或は指示は作業訓練に含まれない。

〇三五〇二 技能教程関連学科訓練時間の策定

作業訓練を行う施設の長は、技能教程、関係学科及び訓練時間を定め、都道府県知事の承認をうけることを要する。

〇三五〇三 訓練時間の割当

作業訓練を行う施設の長は、当該施設において行われる作業の能率、作業訓練の能率その他の事情を考慮して、作業時間のうち最少限度週二十時間の訓練をうけるものために訓練時間として割当てねばならない。

〇三五〇四 訓練学科訓練時間の予告

訓練学科及び訓練時間割は、予め作業訓練をうける作業者に周知されねばならない。

〇三五五〇一三五九 作業訓練をうける作業者名簿の作成

〇三五〇 名簿作成義務

作業訓練を行う施設の長は、作業訓練をうける作業者の名簿を作成し、都道府県知事に提出すると共に、作業場に備えつけねばならない。

〇三五二 名簿記載事項

補導生名簿にはその氏名、生年月日、本籍、住所及び賃銀を記入すること。

〇三六〇―〇三六九 作業訓練終了後の就職

〇三六〇 原則

作業訓練を終った作業者は、一般の補導事業の原則により、他の工場事業場において就職するようあつ旋される。

〇三六一 訓練終了者と一般作業者

他の工場事業場において適職を発見し得たるもので、希望がある場合には、当該施設の一一般の作業者として作業に従事することができる。

〇三六五―〇三六九 作業訓練を行う施設に対する援助

〇三六五 原則

政府は作業訓練を行うため、当該施設において特に生ずる負担について、予算の範囲内において補助する。

〇三五二 補助の範囲

上項の補助は、作業訓練をうけた作業者の員数、実施された作業訓練期間に就いて行われる。但し、予め認可をうけた訓練作業者の員数、作業訓練期間を超えた部分についてはこれを行わない。

〇三五二 補助除外事項

居宅作業員、或は学校の生徒又は職業補導所の補導生で、学校又は補導所の時間外に作業訓練を受ける者は、補導の対象とせられない。

〇三七〇―〇三七九 その他

〇三七〇 作業訓練を行う共同作業施設に対しては、特に作業の訓練を要する資料として、労働省としては特別の援助を行わない。

〇三七二 作業の訓練に対する補助金をうけていることを理由として地方税を免除してはならない。

〇三四二 の表 共同作業施設作業訓練期間基準（編注…中略）

〇四三〇―〇四七九 工場事業等に対する技術援助

〇四三〇―〇四三九 方針

〇四三〇 目的

従業員に対して技術訓練を行うとする工場、事業場等に対し、これに適切な技術的援助を具えることは、単に職業の安定に資するのみでなく、工場、事業場等の生産技術水準を向上均一化し経済の興隆に寄与すること大なるものがある。これを広く職業補導事業の一環とし、都道府県知事の義務としたものである。

〇四三二 現段階の主要目標

現在の段階においては、これが趣旨の徹底について積極的活動をなすことが必要である。

〇四三五―〇四三九 援助方法

〇四三五 作業訓練計画書の提出

援助をうけようとする工場より詳細な作業訓練計画を都道府県知事に提出せしめる。

〇四三二 計画書の審査

都道府県知事は前項の計画書を審査する。

審査に対しては職業補導関係者その他学識経験者に諮問することが望ましい。

〇四三三 審査の結果必要な指導をなすと共にその内容に応じて援助の具体的措置を定める。

〇四三三 援助の具体的措置

- (1) 参考資料の送付
- (2) 職員又は指導員の派遣
- (3) その他必要と認める措置

〇四八〇―〇五七九 身体障害に対する職業補導

〇四八〇―〇五七九 方針

〇四八〇 身体障害者の定義及びその職業補導の使命

身体障害者とは、精神的或は肉体的に何らかの障害を有する者をいうのであるが、これらの者を通常の職業に就き得るようにするのが三面の使命である。

〇四八一 原則

身体障害者に対する職業補導は、通常の補導生と共にを行うを原則とするが、本原則は、通常の補導を行うことによって、自信と希望とを持たしめて、通常の職業に就くことを本旨とするものである。

〇四八二 特別措置

上項により難い障害を有する者に対しては、技術的に特別の補導所を設置することとし、特別の補導を行うこととする。

又労働大臣が必要であると認めるときは、特別の補導所を厚生大臣と協議の上、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設し補導を行うことができる。

労働大臣が必要があると認めるときは、職業補導所は身体に障害ある者の職業補導を行うため、作業義肢及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

〇四八三 職業補導所に於ける職業補導

〇四八〇 特別考慮

補導に当たっては、特に技術的な指導方法に留意し、必要に応じ期間の延長等の考慮をするも妨げず、且つ医療並びに寄宿設備については可及的に考慮すること。

〇四九〇 特別補導所

〇四九〇 特別補導所については、その特殊性に鑑みて安全衛生等については特に考慮すると共に作業設備の改善、補導種目、補導方法並びに作業義肢及び特殊の補助工具の製作及び修理等について適切な方途を講ずること。

〇四九五 その他の措置

〇四九五 身体に障害のある者に対する職業補導に関する以上の措置を完全ならしめるため都道府県に必ず担当者をおくこと。

〇五八〇 国庫負担金の交付および経理

〇五八〇 事業計画の申請手続

〇五八〇 事業計画の提出

職業補導事業の計画は、別紙様式により毎会計年度開始前四五日までに、これを労働省職業安定局長に提出しなければならない。

〇五八一 計画変更申請書の提出

本省の承認を受けた事業計画の全部又は一部を、変更しようとするときは、職業補導事業計画変更申請書を上項の様式に準じて作成し、毎四半期開始前二十日までに提出しなければならない。

〇五八五 国庫負担金の交付

〇五八五 配賦基準

国庫負担金は、都道府県の総人口、労働力の需要供給の状況および職業補導の必要な種目を勘案して配賦する。

〇五八五 国庫負担金交付の方法及びその時期

国庫負担金は、原則として、次の方法により各四半期毎に交付する。
事業計画承認 年度開始前月中旬

年間交付予定額およびその算出基準の内示 同 右
期別国庫負担金の交付 各四半期開始月上旬

上記国庫負担金は、概算交付であるから、諸報告に基く実績により、これを次期交付額において調整する。

〇五八五 国庫負担金交付申請の手続

職業補導種目事業の承認により国庫負担金交付予定額の内示を受けたときは、これに対し各都道府県は、地方財政法の規定に基き、政令の定めるところに従って所要経費を負担し、これが各四半期毎の国庫負担金交付申請書を別紙様式により（本書一部写二部計三部）作成の上各四半期開始前月の二十五日迄に、これを労働省職業安定局長に提出しなければならない。上記交付申請書には国庫負担金を歳入とした都道府県議会の予算議決書抄本（抄本一通写二通計三通）を添付しなければならない。

〇五九〇 都道府県費の支出

〇五九〇 都道府県費の支出

公共職業補導所の設置、経営は都道府県知事の責任においてなされるものであるから、その自覚と体制を確立し、施設および運営の充実に努め、経営者としての責任を十分果しうよう、これが経費の負担についても定められた負担割合によるほか努めてその増加を図らなければならない。

〇五九五 経理

〇五九五 国庫負担金の科目区分およびその経理方法

国庫負担金は一般職業補導所費補助として交付されるが、これを申請、経理、又は報告するに当ってはすべて次の区分に従わなければならない。

経	区分		内	容
	区	分		
事務費	人件費		職員俸給・不要手当・勤務地手当等	人に伴うもの（消耗品費・役務費・備品費）および旅費

臨時費	営費	
	事業費	補導用備品材料消耗品費
施設設備費	維持費 補導手当	補導用消耗品器材費、修繕料、光熱及水料、器具費等
		物産品上料、修繕料等
		初年度調弁費、機械購入費等

上記経常費区分中人件費と他の費目相互間において止むを得ない事情により彼此流用しようとするときは、予め本省の了解をうけなければならない。但し補導手当については別に定めるところによる。

施設設備費については、他の目的に使用してはならない。

〇五五二 国庫負担金の支出
上項により交付される国庫負担金は、都道府県の負担額を計上しない限り、これを支出してはならない。

〇五五三 国庫負担金の停止および返還
職業安定法、同施行規則並びにこれに基く通牒に違反すると認めたときは、国庫負担金の交付は停止されるが、負担金交付の条件に違反したとき、又は事業の運営について著しい不都合があると認めたときにおいても、該負担金の停止、若しくは全部又は一部の返還を命ずることがある。

〇五五三 年度繰越の禁止
国庫負担金の年度繰越は認められない。従って当該年度において生じた不用額は、これを返還しなければならない。

〇五五四 報 告

予算の経理に関し、別紙の様式に従い次の報告書を労働省職業安定局長に提出しなければならない。

- (1) 各四半期毎の予算経理状況報告（四半期終了後一ヶ月以内）
 - (2) 各四半期毎の現員現給調報告（四半期終了後一ヶ月以内）
 - (3) 年度決算報告（年六月底迄）
- 五八〇〇 様式第一号

年 月 日

都道府県知事

労働省職業安定局長宛

昭和 年度職業補導事業計画書提出について
昭和 年度職業補導事業計画書を下記により別紙のとおり提出するから承
願いたい。

記

- 一、昭和 年度職業補導事業実施計画総表 五八〇〇の様式第一号第一表
 - 二、公共職業補導所別施設明細表 五八〇〇の様式第一号第二表
 - 三、職業補導種目、選定資料 五八〇〇の様式第一号第三表
 - 四、公共職業安定所求人、求職情況調 五八〇〇の様式第一号第四表
 - 五、公共職業補導所の位置設定資料 五八〇〇の様式第一号第五表
- (編注：以下、様式表略)

〇六二〇〇六二九 実 習 収 入 金

〇六二〇〇六四九 方 針

一、意 義

職業補導の実習収入金は、補導生をして、所要の技能を習熟せしめるために、本省の定めた項目、時間、方法に従って実習を行った結果、自然に生じたものであり、本来それ自体を目的とするものでないから、必要の限度を超え、或は無計画に、又は、単一項目についてのみこれを行い、徒らにその増加を計ってはならないが、計画的、合理的な実習の実施により生じた生産品は、一般市場の価格、その他を勘案し、合理的にこれを販売、或は、処分しなければならぬ。従って生産品の処分代償の中には、材料費の原価償却代はもとより、適当なる労務報酬が含まれるのが当然である。

二、収入金の使途

上項によって生じた実習収入金（以下単に実習収入金という場合は、材料の原価償却代を除く）は作業手当および補導生ならびに指導員の福利厚生のために活用されなければならない。

三、収入金の経理および調整

実習収入金の経理の公正、その能率的運用ならびに管下各補導所収入金の統合調整については、職業補導所の経営者である都道府県知事が、責任をもってこれにあたるべきである。従って、管下各補導所に対する収入金の配布は、単に各補導所の収入金額の多少によつてのみ行つてはならない。

〇六二五〇〇六二九 経 理 方 法

一、原則

右の方針に基き、実習収入金は、厳格に経理せしめる必要がある。一般会計の歳入歳出に計上するか、又は地方自治法第二百三十九条に基き、都道府県の条例により、職業補導実習特別会計を設けて処理することが適当である。

二、特別会計の設置

特別会計を設置する場合には、次の事項に留意すること。

(一)、歳入は、管下各補導所の実習収入金、材料費の原価償却代金一般会計よりの受入金（材料費）および借入金を以てこれにあてること。
歳入にあてるべき実習収入金の金額は、各補導所の実績ならびに実状を斟酌してこれを定めること。

(二)、歳出は、補導手当の不足補充、補導生ならびに指導員の福利厚生費、実習資材購入費および借入金の償還金等とし、他に充当しないこと。

但し、材料費の原価償却代金のうち、一般会計よりの受入金に基いて生じた額は、これを上項費目のほか補導事業のために必要な費用に充当しても差支えない。

(三)、実習収入金は、補導手当の不足補充、補導生ならびに指導員の福利厚生費以外に使用しないこと。

(四)、特別会計の円滑な運用を図るために、各補導所を予算の令達を受ける主体（一部）或は「所」とし、所長又は、職員のうちから、それぞれ出納員を指名すること。

(五)、各補導所は常時必要な経費（特に資材講入費）について資金の前渡をうけること。

三、報告

都道府県知事は、職業補導実習特別会計を設置した場合は、その写を直ちに労働省職業安定局長に送付すること。

〇六三〇〇〇六七九 資材確保其の他の援助

〇六四〇〇〇六四九 方針

〇六三〇〇 目的

職業補導に必要な資材その他の物資は、運営上重要なことであるので、これが円滑な確保を図らんとするものである。

〇六三〇一 確保並びに製品の譲渡に関する根拠法令

物資の確保製品の譲渡に当つては、臨時物資需給調整法指定生産資材割当規則、指定配給物資配給手続規程、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律、物価統制令、その他物資に関する統制令に則つて処理しなければならない。

〇六三五〇〇六三九 需要申請

〇六三五〇 需要申請の提出

都道府県知事は、職業補導用資材として、臨時物資需給調整法関係法令による指定生産資材及び指定配給物資を必要とするときは、適確な需要計画を定め、算出基礎を明確にする文書を添え、年間需要申請書、（四半期別内訳明記）を前年度の一二月一〇日（四半期別需要申請書にあつては毎四半期開始前二ヶ月前）までに職業安定局長に提出しなければならない。（地方に於いて割当を受け得る物資については需要申請書を所管地方物資官庁に提出すること。）

〇六三五一 臨時特配申請書の提出

臨時必要あるときは、その都度指定生産資材（指定配給物資）の特配申請書を提出するものとする。

〇六三三 指定生産資材及び指定配給物資以外の申請

指定生産資材及び指定配給物資以外であっても、特に必要である場合には、前二項に準じて、職業安定局長のあつ旋を要求することが出来る。

〇六四〇〇〇六四九 割当

〇六四〇〇 割当の基礎

指定生産資材及び指定配給物資は、需要申請量、設備及び補導生の状況（繊維品生産用の指定繊維資付にあつては、生産出荷実績）等を考慮して割当を行う。

〇六四〇一 割当取消又は削減

都道府県に関する所定の報告をなさず、又は虚偽の報告をなし、或は正当の事由もなく、著しい生産の遅延出荷の不良等があるときは、割当の取消し、停止又は削減を行うことがある。

〇六四〇二 割当の現物化

都道府県知事は、本割当に基き現物化をしなければならない。

〇六四五〇〇六四九 管理

〇六四五〇 簿冊の整備

指定生産資材その他物資及び製品については、その受払及び現在高を明確ならしめるために、必要な簿冊を整備しなければならない。

〇六五一 資材の活用

資材その他の物資の使用に当つては、教程に適合し補導の効果を挙ぐるが如く、最も有効、適切に活用すると共に、盗難不正流用等に関しては、嚴重なる監督を必要とする。

〇六五〇一〇六四九 製品の処理

〇六五〇 配給統制品の処理手続

配給統制を受ける製品については、当該製品の主管官庁の指示により譲渡しなければならぬ。(繊維品については購入割当公文書と引換であること。)

〇六五〇一 生産統制品の処理手続

生産統制を受ける製品については、当該製品の主管官庁に届出又は報告しなければならぬ。

〇六五〇一〇七五九 報 告

〇六五〇 生産用指定繊維費材の使用報告

繊維製品生産用指定繊維費材については、前月中の入荷在庫仕掛生産及び出荷に関する別表一、及び二の報告書を当該資材を使用した職業補導所毎に取纏め、毎月一五日迄に通商産業局(購入割当公文書を添え)、及び職業安定局(購入割当公文書の写を添え)に提出しなければならない。

〇六五一 義肢用資材使用状況報告

義肢用費材については、前月中の製作修理状況を毎月一〇日迄に職業安定局に報告しなければならない。

〇六五二 石油製品消費状況報告

石油製品については、前月中の消費状況を毎月五日迄に職業安定局に報告しなければならない。

6650 の 1 年 月度布帛製品製造業者調査(編注：略)

6650 の 2 (編注：略)

〇六八〇一〇七五九 監 査

〇六八〇一〇六四九 本省の行う監査

〇六七〇 方 針

職業補導事業に関する本省の行う監査は「第二部組織及び管理二〇〇〇―三九九九監査」に基づき、幕僚又は技術監察として特に技術的、指導監督並びに訓練

のため、原則として都道府県に対して行われるのであるが、本省の定めた方針、手続又は都道府県の発した命令に基く運営の状況を確認するため、公共職業安定所及び職業補導施設についても行われる。

〇六八〇一 対 象

一、都道府県

二、公共職業安定所

三、公共職業補導所

四、国庫補助を受けて作業訓練を行う共同作業施設

〇六八〇二 監査を行う場合

監査は、次の場合に行われる。

一、定期 監 査
職業安定法施行規則第二三条の規定により毎四半期開始一ヶ月以後に、職業補導事業の業務執行状況の全般につき、都府県を抽出して行われる。

二、臨時 監 査

- (1) 全国にわたる新規大計画に着手し、又は着手する場合
- (2) 特殊業務遂行に関して大問題の存在する場合
- (3) 特殊計画に関して、指示を与える必要がある場合
- (4) 実地業務についての情報を得る必要がある場合
- (5) 定期報告若しくは中央監察官又は都道府県から提出された報告書によって明らかになされた不満足な結果を是正するため、特に必要がある場合
- (6) 中央監察官から要請があった場合
- (7) 主管業務についての代表的な状態を知るため、特に必要がある場合
- (8) 本省又は都道府県の監査の結果、指示した事項に対する措置を確認するため特に必要がある場合

〇六八〇三 監査の方法

- 一、監査は、課長又は課長からその責務を課せられた課員によって行われる。
- 二、公共職業安定所又は職業補導施設の監査を行う場合は、原則として地方監察官又は都道府県職業補導担当職員を同伴すべきである。これは、都道府県の行った監査の結果を明らかにし、又矯正を必要とする頂を委せることができ、且つ多くの場合都道府県監査の活動によって、その場で調査を行うことができるからである。

なお、都道府県監査員は本省の行う監査を見学することによって訓練される。

三、都道府県、公共職業安定所及び職業補導施設の職員に、本省から示された方針、手続、都道府県から発せられた命令に注意を向けさせ、且つ業務執行に当っては、これに準拠することを要求しなければならない。

(1) 方針、手続又は命令が伝達されず、又これに準拠していなかった場合はその方針、手続、又は命令は直ちに伝達し又これに準拠するよう処置しなければならない。

(2) 方針、手続又は命令に対する認識の不足又は理解の不充分は、これを是正し、又は徹底せしめなければならない。

(3) 方針、手続によって行われていることが不十分又は不適當な場合は、これを補足し、又はその状態を是正せしめなければならない。

(4) 方針、手続によって行われていることが、方針、手続そのものについて改善の必要を認められる場合は、充分その事情を究明し、その意見を聞くと共に、具体的に検討しなければならない。

(5) その他発見された欠点について、協議しなければならない。
四、監査は、質問と事実の見定等により、科学的に帰納評価しなければならない。

五、質問は系統的にこれを行い、監査しようとする事項について、相手方をしる具体的はその質問の趣旨及び価値を充分に理解せしめ、その執務上の誤り又は欠点の発見を容易ならしめると共に、監査員の注意を俟つまでもなく、自ら、それらの誤り又は欠点を是正するようにならなければならない。

六、質問によって得た判断を一層明確にするため、質問に対する答弁に關係する書類、帳簿その他の資料の提出を求め、その答弁を確認するようにならなければならない。

七、質問に關連がなくとも、特別にその活動状況に基き、評価を必要とする場合にはこれが資料の提出を求め、或は直接その場に向いて調査しなければならない。

八、質問は課長、係長、係員などの職階の順序によって行うことを原則とし、質問を受ける者以外の助言はさけしめなければならない。

これは、各人につき如何なる責任が課せられ、且つその責任が如何に果されているかを発見しようとするものである。

なお、必要に応じて、補導生又は作業訓練生について質問することができる。

〇六八四 監査事項

業務全般にわたる監査すべき事項は、概ね次の通りである。

一、補導事業に關する都道府県職員の配置状況

(1) 職員の履歴と担任事務の適否

(2) 本省から指示した都道府県及び公共職業安定所における各担当職員の設置及びその適否

(3) 職員の勤怠状況

(4) 職員の教養訓練状況

二、補導種目の選定状況

(1) 労働市場の状況その他種目選定判断の基礎資料の有無

(2) 種目選定の方法

(3) 補導施設の設置場所、定員、期間の適否

(4) 労働市場の要求に適合の度合、特に補導修了生の労働市場において占める地位

三、法令その他例規、通牒類の取扱状況

(1) 關係方面への周知徹底方法

(2) 職員に周知せしむべき文書の処理状況

(3) 例規、重要書類の整備状況

四、補導施設に対する指導監督状況

(1) 指導監督職員とその指導監督方法

(2) 指導監督の結果に対する措置状況

(3) 委託補導所に対する指導監督方法

五、補導施設における職員の配置状況

(1) 本省から指示した資格基準に適合の有無及び不適格者に対する措置

(2) 専任所長設置の有無及び未設置の場合はその理由

(3) 職員の勤怠状況

(4) 職員の教養訓練状況

六、補導方法

(1) 本省から指示した教程の活用状況

(2) 未指示の教程に対する措置

(3) 補導日程表の作製及びその実施状況

(4) 学科と実習との結合状況

七、補導生の募集及び選考状況

- (1) 募集の主体及びその方法
 - (2) 選考の主体及びその方法
 - (3) 公共職業補導所の公共職業安定所に対する協力状況
- 八、補導生の定員充足状況

- (1) 入所の経路
- (2) 未充足の原因及びこれに対する措置
- (3) 中途退所の原因及びこれに対する措置
- (4) 補習科の設置及びその補導方法
- (5) 寄宿舎の管理状況

九、補導生の就職あつ旋状況

- (1) 就職あつ旋の主体とその方法
- (2) 自営業を希望するものに対する措置
- (3) 就職後の補導状況
- (4) 特に雇用主について補導修了生の批判調査及びその方法
- (5) 公共職業補導所の公共職業安定所に対する協力状況

一〇、補導事業に対する啓蒙宣伝方策

- (1) 宣伝計画の樹立
- (2) 宣伝の主眼点
- (3) 宣伝の方法及びその内容回数時期
- (4) 宣伝の効果

一一、補導事業に関する身体障害者担当職員の活動状況

- (1) 身体障害者に対する取扱方針
- (2) 身体障害者に対する啓蒙宣伝方法
- (3) 身体障害者に対する募集、選考、就職あつ旋状況
- (4) 身体障害者に対する補導方法

一二、設備状況

- (1) 本省から指示した設備基準に適合の有無
- (2) 基準に達しないものに対する措置
- (3) 危害防止及び衛生に関する措置

一三、資材の入手、使用状況

- (1) 年間計画の樹立
- (2) 所要資材、割当資材及びこれに対する入手状況

- (3) 不足又は入手困難な資材に対する措置
- (4) 資材の使用状況
- (5) 資材購入費に対する措置

一五、補導生の実習による収入金の経理及び使途状況

- (1) 製品の処理方法
- (2) 収入金の経理状況
- (3) 収入金の使途状況
- (4) 監査方法
- (5) 関係簿冊の整備状況

一六、補導生に対する物資配給状況

- (1) 配給物資の種類、数量及び配給方法
- (2) 関係簿冊の整理状況
- (3) 予算執行状況
- (4) 補導施設え配付状況
- (5) 予算の経理状況

一七、職業安定法第三〇条の規定による工場事業場等に対する技術援助状況

- (1) 趣旨の徹底方法
- (2) 援助の方法
- (3) 援助の効果

一八、労働省への要望並びに意見

〇六八〇五 結果の措置

一、監査を行ったときは、監査結果報告書を作成し、職業安定局長に提出しなければならぬ。

二、報告書には次のことを記載しなければならない。

① 業務全般にわたる運営状況

② 方針、手続に準拠している事項と、準拠していない事項

③ 方針、手続に基づく運営の結果の成否

④ 発見した長所、欠点

⑤ 欠点矯正のためとるべき手段及び都道府県に対する指示事項

⑥ 業務の刷新、強化のためとるべき方法及び都道府県に対する勧告事項

⑦ 現地において与えた助言、勧告

⑧ 現在の方針、手続による適用の困難にしてこれが改善のため都道府県においてとられている方法

⑨ 現在の方針、手続に関する改正の意見

⑩ 中央監察官に要請すべき事項

⑪ 都道府県その他からの要望及び意見

三、職業安定局長は報告書に基き指示、勧告すべき事項を都道府県知事に示達するものとする。

なお、その事項にして、全国的共通性を持っているものにして、特に必要と認められる場合は、総べての都道府県に通牒するものとする。

四、都道府県知事は、その示達を受けたときは、これに対し、必要な措置をなし、その結果を二十日以内に職業安定局長に提出しなければならない。

〇六五〇―〇六五九 都道府県が行う監査

〇六五〇 方針

都道府県が行う監査は、職業補導施設における業務執行の状況を実地につき監査し、次の諸点を明らかにし、補導事業の適正且つ円滑なる運営に資するため行われる。

一、職業補導施設の職員が法令通牒の内容をよく理解しているかどうか。

二、業務執行の状況が中央の定めた基準及び政策に一致しており、且つ都道府県が発した命令通りに運営されているかどうか。

三、その運営の結果が成功しているかどうか。

四、その運営の上に改善を要する点はないかどうか。

五、職員が業務能率の向上を図るためその職責を果しているかどうか。

なお、監査は、本省の定めた方針、手続又は都道府県が発した命令に基く運営の状況を確認するため公共職業安定所についても行われる。

特に必要があるときは、地方監察官に、補導施設の監査を要請することができ

〇六五一 対象

監査は次のものについて行われる。

一、公共職業安定所

二、公共職業補導所

三、国庫補助を受けて作業訓練を行う共同作業施設

〇六五二 監査を行う場合

監査は次の場合に行われる。

一、定期監査

毎四半期に業務全般にわたり、総ての施設について行われる。

この監査は、施設における業務執行全般につき、分析的に総合監査を行うもので、当該施設の運営状況、運営上の長所、短所、欠点を検出すると共に、その成績を評価測定し、必要な指導訓練を与えるものである。

定期監査は、予め監査計画を樹て、これに基いて計画的に実施しなければならない。

監査計画は、毎四半期開始前に、職業安定局長に報告しなければならない。

監査計画は、都道府県において必要なるのみならず、本省においても、都道府県における活動状況を知り、監査の効果を測定し、監査の調整に必要なものである。

二、臨時監査

都道府県において必要と認められる場合、又は本省の行った監査の結果又は、都道府県が行った定期監査の結果、指示した事項に対し、施設のとった措置を確認するために行われる。

〇六五三 監査の方法

監査の方法は、「本省の行う監査」の監査方法に準じて行うものとし、なお、次のことを心得ねばならない。

一、監査に当っては、徒らにその非違を挙げることなく、常に懇切公正に指導的態度をもって行わねばならない。

(1) 常に法令、通牒、指示の内容に通暁することに努めなければならない。

(2) 指導、訓練の場合には、最善の措置を簡明瞭に説明できる技術を修得するよう努めなければならない。

二、監査に当っては予め、部課長の指示を受けると共に、帰庁後はあらゆる問題につき、討議検討しなければならない。

三、施設に情報を与え、運営上必要な資料の準備及び変更について援助しなければならぬ。

〇六五四 監査事項

一、法令その他例規通牒類の取扱状況

- (1) 職員に対する周知徹底方法及びその度合
 - (2) 法令その他文書の整理状況
- 二、補導施設における職員の配置状況
- (1) 職員の分担事項に対する認識及び活動状況
 - (2) 職員の勤務状況
 - (3) 職員の教養訓練状況
- 三、補導方法
- (1) 補導教程の活用状況
 - (2) 補導日程表の作製及びその状況
 - (3) 学科と実習との結合状況
 - (4) 身体障害者に対する補導方法
- 四、補導生の募集、選考、就職あつ旋状況
- (1) 補導生の定員充足状況
 - (2) 中途退所の原因及びこれに対する措置
 - (3) 補習科の補導方法
 - (4) 寄宿舎の管理状況
 - (5) 公共職業安定所に対する協力状況
- 五、補導所の周知宣伝方法
- (1) 独自の宣伝方法
 - (2) 都道府県及び安定所に対する協力状況
- 六、施設状況
- (1) 庁舎の管理状況
 - (2) 機械器具その他設備の整備及び管理状況
 - (3) 危害防止及び衛生に関する措置
- 七、資材の入手、使用状況
- (1) 所要資材、割当資材及びこれに対する入手状況
 - (2) 資材の使用状況
 - (3) 資材の保管状況
 - (4) 不足又は入手困難な資材に対する措置
 - (5) 関係簿冊の整備状況
- 八、補導生の実習による収入金の経理及び使途状況
- (1) 製品の処理方法

- (2) 収入金の経理状況
 - (3) 収入金の使途状況
 - (4) 関係簿冊の整備状況
- 九、補導生に対する物資配給状況
- (1) 配給物資の種類、数量及び配分方法
 - (2) 関係簿冊の整備状況
- 一〇、予算執行状況
- (1) 予算の経理状況
 - (2) 不足経費に対する措置
 - (3) 補導手当支給状況
 - (4) 関係簿冊の整備状況
- 一一、その他
- (1) 関係方面との連絡状況
 - (2) 補導生に対する福利施設の設置状況
 - (3) 補導生に対する実態調査の状況
 - (4) 調査資料の活用状況
 - (5) 都道府県及び労働省への要望並びに意見
- 〇六五 結果の措置
- 一、監査を行ったときは、先ず主管部課長に口答復命した上、具体的に監査結果報告書を作成し、都道府県知事に報告しなければならない。
- 二、報告書に記載すべき事項は、「本省の行う監査」の記載方法に準じて作成しなければならない。
- 三、都道府県知事は、報告書に基づき指示すべき事項を施設の長に示達するものとする。
- この指示は、監査の結果発見した方針に準拠していない点、運営上の短所、欠点矯正のためとるべき手段、業務刷新、強化のためとるべき方法につき詳細具体的になすべきである。指示事項中予算を伴うものに関しては、主管部課長と協議の上、都道府県限りに於いて実施できるかどうかを検討し、その可能な事項のみ指示すべきである。
- 指示するに当っては、一定の期間を附しこれに対する措置状況を報告せしめなければならない。
- 指示事項は、予め関係者の討議にかけ結論を見出した上、これをなすこと

は有効な方法と思われる。

都道府県知事は、監査の結果に基き、都道府県において措置した事項、施設に示達した事項並びに本省に対する要望、意見を附して、監査修了後三十日以内に職業安定局長に報告しなければならない。

五、補導施設の監査の結果、公共職業安定所職業補導担当職員の職務執行上の誤り、欠点のためとする手段、又は活動の強化を要請する必要があると認められたときは、その旨を地方監査官に連絡しなければならない。

〇七八〇〇八二九 職業補導事業の宣伝

〇七八〇〇七九九

趣 旨

〇七八〇〇 職業補導関係周知宣伝の担任者

職業補導関係周知宣伝の責任者は、職業安定行政全般の周知宣伝を担当する地方庁及び公共職業安定所の周知宣伝担当官である。

〇七八〇一 職業補導担当者との周知宣伝担当者との連絡

職業補導の担当者は、常々右の周知宣伝担当官と密接な連絡を保つと共に、周知宣伝担当官に周知宣伝を要する事項及びその内容、宣伝の時機、宣伝対象、実施計画に関する簡潔な資料を提供して、その担当者に宣伝の実施方を依頼しなければならない。

〇七八〇二 本手引と周知宣伝業務手引との関係

職業安定法の施行に関する宣伝は、周知宣伝業務手引によって実施されるのであるから職業補導の宣伝も当然その手引に従って行われる。従つてこの項に述べることが、職業補導事業の宣伝について、特に必要と思われる事項を示すものである。

〇七九〇〇七九九 周知宣伝を必要とする事項

〇七九〇〇 周知宣伝事項決定の重点

周知宣伝をなすことによつて、いかなる結果を挙げようとしているかという周知宣伝の目的に照し、又補導事業の現段階において何が最も要求されているかということをも勘案して、周知宣伝事項が定められる。

〇七九〇一 周知宣伝を必要とする事項

職業補導において、一般的に周知宣伝を必要とする事項は、次の通りであるが、その計画の策定にあつては、その時期その組合わせを十分考慮しなければならない。

(1) 職業補導事業の趣旨

(2) 補導所の名称、位置、規模、補導種目、補導期間、定員

(3) 補導生の募集時期

(4) 補導をうけるべきものの条件、及び補導をうけるための手続

(5) 補導期間中の待遇

(6) 現在の補導状況、及び将来の計画

(7) 補導事業の実例、及びその挙げた成果

(8) その他

〇八三〇〇八五四 他の施設・機関との連絡

〇八三〇〇八四九

方 針

〇八三〇〇 目 的

職業補導を円滑に実施し、効果あらしめる為には、設備、運営方法等に関して他の必要なる施設、機関と常に緊密な連けいを保ち、採長、補短以て、その実効を確保する必要がある。

〇八五〇〇八七九 連 絡

〇八五〇〇 運営に関する連絡

都道府県知事は、都道府県内の学校その他の施設における職業教育、その他の訓練に関して、可及的に必要部面について、施設の統一を図ると共に、施設の利用教職員或いは指導員の派遣、教程内容の改善等について充分の措置をなすよう努めることを要する。

〇八五〇一 資材、資金に関する連絡

補導施設運営の為に必要なる資材、資金等に関する措置を完全ならしめるために、関係機関と密接な連絡をなすことを要する。

〇八五〇二 生活保護法、失業保険法、失業手当法、関係機関との連絡

補導生の生活安定のため、関係機関と密接な連絡を保持して、生活保護法、失業保険法、失業手当法等の円滑な運営に留意することを要する。

〇八八〇〇八九〇〇 その 他

〇八八〇〇八八九 職業補導所に備付すべき簿冊

〇八八〇〇 目 的

職業補導所の運営及び経理を適確にし、且つ、監査報告等の基礎資料とするた

めに詳細なる簿冊を備付するものとする。

〇八九一 備付すべき簿冊

- (1) 総体に関するもの
- (2) 法令、その他の例規通牒の綴
- (3) 文書に関するもの
- (4) 文書台帳、文書授受発送簿
- (5) 経理に関するもの
- (6) 会計出納簿、各種証憑書類実習収入使途明細簿
- (7) 物品に関するもの
- (8) 物品台帳、土地建物を含む
- (9) 資材その他配給物資に関するもの
- (10) 資材受払簿、製品受払簿
- (11) 職員に関するもの
- (12) 履歴書綴、勤怠簿
- (13) 補導生（作業訓練生）に関するもの
- (14) 勤怠簿、補導（作業訓練）手当支給簿、作業手当支給簿、補導手当支給明細簿、作業手当支給明細簿、作業訓練生活金支払簿、補導生（作業訓練生）調査表、（入所、退所、就職、個性、身上成績に関する諸調査）
- (15) その他

補導（作業訓練）日程表、定期随時報告綴

〇八九〇 職業補導所開設報告

〇八九〇 公共職業補導所開設の場合

公共職業補導所を新たに開設した場合、若しくは、種目を増設した場合は、都道府県知事は、開設の日より一五日以内に次の様式により労働省職業安定局長に報告しなければならない。

〇八九〇 公共職業補導所以外の職業補導施設開設の場合

職業安定法第二六条および第二六条の二に規定する公共職業補導所以外でこれに類した施設を都道府県又は市町村で開設した場合、若しくは、種目を変更した場合、都道府県知事は、その都度、これが名称、設置の場所、種目、定員、経営主体および都道府県の負担金の有無等に関し、労働省職業安定局長に通報するものとする。

様式 職業補導所開設報告書（編注…略）

（編注…段落は一字下げにした。）

『必携』

昭和二十五年六月二〇日

〔五―二―二三〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第四六九号の四）

公共職業補導所における実習について

標記について別紙（一）をもって建設省に対し照会した結果、別紙（二）のとおり回答があったので、右諒知の上職業補導事業本来の使命達成に遺憾のないよう努められたい。

別紙（一）

職発第四六九の（三）

昭和二十五年六月九日

労働省職業安定局長

建設省管理局長殿

公共職業補導所における実習について

職業安定法第二十七条に基づいて設置されている公共職業補導所は、職業安定施策の一環として、求職者に対し、短期間に、労働市場の要求する知識技能を授け就職の機会を増大する目的をもって経営されているものであり、他面学校教育法第八十三条による各種学校としての取扱いを受けている。これらの公共職業補導所の中、建設工事関係の種目を補導する公共職業補導所において補導修了期に近い補導生の実習のため他の委託を受け建設工事を実施する場合があるが、右は建設業法第二条第二項の建設工事の完成を請け負う営業とは見做されず、従って、建設業法の適用から除外されるものと解釈されるが、念のため貴意を得たいので何分のご回答を願いたい。

別紙（二）

建設管発第六七二号

昭和二十五年六月十三日

建設省管理局長殿

労働省職業安定局長殿

公共職業補導所における建設工事に関する実習と建設業法との関係に

六月九日付職発第四百六十九号の三をもつて御照会にかかる標記の件については左記のとおりにつき御了知ありたい。

記

建設業法は建設工事の完成を請負うことを営業とする者をその適用の対象とするものであり、従つて公共職業補導所がその補導生に対して知識、技能を授け職業を与えるために実習として他から委託を受けて工事を施工する場合は、営利行為としてこれを行なうものではないから本法の適用を受けない。 『神類集』

昭和二十五年一月十七日

〔五―二―二四〕 神奈川県告示（第五一〇号）

神奈川県立公共職業補導所設置規程

第一条 失業者のうち建築工、木工、通訳、英文タイプ、謄写筆耕、洋裁、手芸等の技能を習得しようとする者に対して短期の補導を実施し、失業救済並びに経済の興隆に寄与するため神奈川県立公共職業補導所（以下補導所という。）を設置する。

第二条 補導所の名称、位置、補導科目、補導期間及び定員は、別表のとおりとする。

第三条 補導所へ入所しようとする者は、公共職業安定所へ入所の申込をし、その選考を受けた者のうちから、公共職業安定所長と協議の上補導所長（以下所長という。）がこれを決定する。

第四条 入所を許可された者は、誓約書（第一号様式）を所長に提出しなければならない。

第五条 所長は、補導生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができ

- 一 素行に不良又は心身の状況により技術習得の見込がないと認める者
 - 二 規律に違反し又は所長の命に従わない者
 - 三 その他止むを得ない事情があると認める者
- 第六条 所定の課程が終了した者に対しては、修了証書（第二号様式）を授与する。
- 第七条 この規程に定めるものの外、必要な事項は、知事の承認を経て所長が定める。
- 附 則

1 この規程は、昭和二十五年九月一日から適用する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

神奈川県横浜公共職業補導所設置規程（昭和二十四年十月神奈川県告示第四百二十四号）

神奈川県平塚公共職業補導所設置規程（昭和二十三年一月神奈川県告示第十二号）

神奈川県川崎公共職業補導所設置規程（昭和二十二年十二月神奈川県告示第四百九十九号）

神奈川県第一語学要員公共職業補導所設置規程（昭和二十一年八月神奈川県告示第三百三十号）

神奈川県婦人公共職業補導所設置規程（昭和二十二年二月神奈川県告示第八十一号）

神奈川県小田原公共職業補導所設置規程（昭和二十五年五月神奈川県告示第二百四十八号）

神奈川県第二語学要員公共職業補導所設置規程（昭和二十二年四月神奈川県告示第二百一十一号）

神奈川県横浜自動車修理工公共職業補導所設置規程（昭和二十二年一月神奈川県告示第八十二号）

別表

名 称	位 置	補 導 科 目	補 導 期 間	定 員
神奈川県横浜公共職業補導所	横浜市西区紅葉ヶ丘五九	建築科 謄写筆耕科	一年 六個月	三〇人 五〇人
神奈川県平塚公共職業補導所	平塚市本宿一、二七五	建築科 木工科	一年 一年	二五人 二五人
神奈川県川崎公共職業補導所	川崎市境町四八	建築科 木工科	一年 一年	三〇人 三〇人
神奈川県語学要員公共職業補導所	横浜市港北区太尾町大倉山	通訳科 英文タイプ科	九個月 九個月	五〇人 三〇人
神奈川県藤沢婦人公共職業補導所	藤沢市藤沢九六五ノ一	洋裁科	六個月	四〇人
神奈川県小田原婦人公共職業補導所	小田原市幸一ノ九〇〇ノ三	洋裁科 手芸科	六個月 六個月	三〇人 三〇人

様式第一号（編注…以下略）

『神公報』

昭和二十六年九月四日

〔五―二―二五〕労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務部(局)

長宛(補発第一五七号)

公共職業補導所の公民科の取扱いについて

公民科の取扱いに関しては、職業安定業務手引(0254)及びこれに基いて編集せられた教科書「公民の話」に準據し、補導生の人格及び識見の向上に遺憾なきを期しているのであるが、補導教程に指示せられた割当時間数の制新を受け、その教授がややもすれば形式に流れ、空論に走る傾向もあり、これら補導生の未熟な知識による逆効果を見る場合さえある現状に鑑み、別紙「公民科取扱上の要点」を作成したので貴管下公共職業補導所として、これを有効に活用せしめるよう特別のご配慮を願いたい。

公民科取扱上の要点

一、公民科の重要性

職業補導における公民科の役割は次の二つの観点から最近その重要性が著しく高まりつつある。

① 新時代の技能労働者としての人格の向上

職業補導の目的は産業界の要求に適合する技能者の訓練にあることはいうまでもない。しかるに最近の産業界は単に技能だけではなく、人格的にも優秀な技能者を要望する傾向が顕著になっている。

従って、職業補導においては知識・技能の訓練と共に新時代の技能労働者としての必要な人格及び識見の向上を図ることが極めて重要である。そこに公民科の指導を強化する必要が痛感される。

② 青年層補導生の激増

最近の補導所入所者は新制中学新規卒業者が激増し、人生の危機ともいべき青年前期に相当する者が大部分を占める状態である。これ等の青年層は実社会の人々の考えや行動の影響をうけ易く指導も困難である。従って、その公民科指導の強化が要望される。

二、公民科取扱上の問題点

① 公民科を担当する者

公民科指導を担当する者は原則として補導所長であるが、必要によっては適格な学識経験者を講師として補導所の公民科を担当せしめ、指導上の責任を明確にすること。なお、公民科指導にあたる者は、指導効果を大ならしめるため補導生の理解に努め、絶えず自己の人格と識見とを高め、たゆまない熱意をもってその実施にあたること。

② 計画的な指導学科

公民科の実施にあたっては本省の定めた補導教程基準により必ず実施すること。すなわち単なる思いつきによる散漫な指導に陥らないよう、一定の指導計画の下に統一づけて補導生の人格向上に努めること。

③ 生活との関連づけ

補導生の具体的な生活を把握し、理解してその生活に関連づけて指導を行うこと。すなわち補導生の心身の発達に伴う個性の自覚や内面的な要求に適合した指導を行うこと。また補導生の生活経験の中から価値ある問題を自由に取り上げ、その解決をつうじて補導生の民主的な生活態度を發展させるよう指導すること。

④ 社会・時事問題との関連づけ

新聞・ラジオ等からなるべく具体的な社会問題、時事問題を取りあげて補導生の社会生活に対する正しい理解や合理的な判断力を高めるよう指導すること。特に最近の社会環境は不健全で暗い面が多く、そのような環境の中で広い社会的視野と合理的判断の下に自らの生活を自主的に統制し得るよう指導すること。その点公民科の指導においては地域社会や家庭の協力を得ることが極めて重要である。

⑤ 例話の重複

とかく公民科の指導はいつもいかめしい訓戒やお説教に終ったり、ひとりよがりの観念的な徳目の羅列に陥ったりして無味乾燥になる傾向がある。

⑥ 補導生の程度に即応

補導生はその年齢、経歴、能力等において個人差が顕著である。従ってその指導にあたっては彼等の内面的要求を適格に把握し、彼等の発達に即して無理のない方法でその指導を行うべきである。つまり、個別的指導を加味して画一的な指導の欠陥を補うことに努めなければならない。

三、公民科と生活指導

公民科指導の効果を高めるためには補導生の補導所における生活や余暇生活

と関連づけて指導することが大切である。すなわち、補導生の生活する現実の姿をとらえながら実的な指導をすることが大切である。

① 補導所における生活指導学科

補導所は出来るだけ豊かな、また幅のある社会的経験の場として公民的教養の育成に努力することが望ましい。すなわち、補導生をその集団生活をつうじて他人の人格を尊重し、民主的な方法で問題を解決し、社会生活における自由と規律との真の意味を身につけた具体的なものとすることができよう指導すべきである。また作業時間における勤労意欲、責任感、協調性等の好ましい作業態度の訓練と関連づけて指導することに努めなければならぬ。しかし補導生に固くしい不自然な補導所生活を強いる結果に陥ることなく、あくまで明朗で自律的な生活をなし得るよう指導すべきである。

② 余暇における生活指導

補導生が補導所以外の余暇生活において不健全な生活に陥らないようレクレーションの施設や機会を提供すると共に、いかかわしい映画や読物を補導生自ら選択できるよう指導し助言することが重要である。それと同時に社会環境の暗い面、道徳的に望ましくない周囲の影きようがあつても決してその中にまぎれこまないような、あるいはそれらを積極的に批判することのできる力を補導生自身の中に養う努力が必要である。 『神綴り』

昭和二十七年四月三〇日

〔五一―二一―二六〕労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務部長宛（補

発第五六号）

公共職業補導所台帳の作製について

公共職業補導所の現状を適格に把握するため、今般これが台帳を作製し、本省、都道府県、一般及び身体障害者公共職業補導所にそれぞれ保管活用することとなり左記のとおり台帳用紙を別途送付するから別紙記入心得に基づき作製の上職業補導事業運営の一助とせられたい。

なお、右台帳用紙中には本省分も含めてあるから、貴都道府県において作製の上月十日までに当省必着を期して送付願いたい。

別紙

（甲号様式）

1. 本表は補導所毎に一枚使用することとし、昭和27年度本省より承認された事業承認書に基づいて作成すること。
2. 「補導種目」欄には、本省承認の補導種目名を記入することとし、臨時における定員増の場合は、その種目名は記入しないこと。
3. 「補導種目」欄には、一回定員を記入し、臨時の定員は外数で（ ）に包むこと。
4. 「補導種目の開設年月日」欄には、一般の補導種目については上段に、臨時の補導種目については下段に記入すること。
5. 「補導方法」欄には昼、夜の別を記入すること。
6. 「専任職員数」欄には、本省承認の職員定数について記入することとし、「指導員」欄のみ、補導種目別に記入し、他の職員数欄には、下段の計欄のみ記入すること。なお、（ ）内には、臨時の指導員数を外数として記入すること。
7. 「講師数」欄には専門講師（専門学科の講師）数を各補導種目毎に記入し、普通講師（普通学科の講師）数を下段計欄にのみ、（ ）内に外数として記入すること。
8. 「備考」欄には、その他必要事項をその都度記入することとするも本省に送付の分には、一切記入しないこと。

表紙（都道府県分）	種	台帳甲号様式	類
（補導所分）	丙号	乙号	枚数
八組	一組	八〇枚	二四枚
二	補導所毎一組宛	（本省、都道府県、補導所分）	本省、都道府県、補導所各一部宛

記

記載例

補導種目	補導種目の 開設年月 日、閉鎖年 月日	補 導 定 員	補 導 期 間	補 導 方 法	専任職員数					講 師 数	備 考
					所 長	指 導 員	書 記	用 人	計		
機 械	27. 4. 1 ----- 27. 4. 1	50 (20)	1年 (6ヶ 月)	昼 夜	人 ()	4人 (1)	人 ()	人 ()	人 ()	人 1	
木 工	27. 4. 1 -----	50	1年	昼	()	4 ()	()	()	()		
鍛 造	27. 4. 1 -----	30	1年	昼	()	3 ()	()	()	()		
電 機 器	27. 4. 1 ----- 27. 10. 1	40 (30)	6ヶ月 6ヶ月	昼 夜	()	2 (2)	()	()	()		

計		170 (50)			1 ()	13 (3)	2 ()	2 ()	18 (3)	2 (1)	

(乙号様式)

1. 本表は補導所毎に一枚使用することとし、昭和 27 年 4 月 1 日現在の状況について記入すること。
2. 「補導種目」欄には、本省承認の補導種目と定員を記入することとし、臨時の店員は () 内に外数として記入すること。
3. 「建物」欄中「教室」及び「実習場」各補導種目別に記入し、二種目以上共用する教室又は実習場については、当該補導種目の内、主として使用する補導種目の坪数を記入し、他の共用の借用する補導種目については、例えば、木工科の教室 30 坪を建築科で借用しているときは、(建築 30) □ () 内にその主たる種目及び借用する種目の定員を記入すること。なお教室及び実習上以外の建物については、横掛一覧に使用区分毎に記入すること。
4. 「建物規模基準」欄には、各種補導種目毎に実習場の規模基準による坪数のみ記入すること。
5. 「敷地」欄には、一覧にその坪数を記入すること。
6. 「備考」欄には、当該建物の使用区分毎にその耐用年限(27 年度より起算)及び構造を例えば(〈事務室・教室〉15 年、木造瓦葺二階建)等と記入すること。
7. 「建物、敷地」の所有区分欄には上記建物、敷地の所有区分別坪数の内訳を記入すること。
8. 「新增改築部分の絡生年月日及び増改築年月日」欄には、先ず「及び増改築年月日」の文字を削除することとし、昭和 27 年 4 月 1 日以降に新增改築した建物の使用区分、構造、坪数、落成年月日、新增築の耐用年限及び所要額を記入すること。
9. 「買収、借用部分の落成年月日及び買収、借用年月日」欄は先ず「落成年月日及び」の文字を削除することとし、昭和 27 年 4 月 1 日以降買収、借用した建物については、買収、借用別に使用区分、構造、坪数、買収又は借用年月日及び所要額を記入し、敷地については、買収、借用別に坪数、買収又は借用年月日及び所要額を記入すること。
10. 「摘要」欄には、その他必要事項をその都度記入することとするが本省に送分する分には一切記入しないこと。
11. 裏面には綴目を左側として敷地の境界線(入口を記入)、建物の各階別平面図を使用区分毎に使用名(特に教室、実習上場は使用の補導種目名も記入)坪数を記入し、上部横書に補導所名、所在地、電話番号及び方位線を附記すること。(別紙記載例の 1 参照)なお本用紙に記入し得ないときは、その外部(見取図)のみ記入し(別紙記載例の 2 参照)別葉に各階別平面図を作成添付すること。

(丙号様式)

1. 本表は各補導所の補導種目毎に一枚使用することとし、昭和27年4月1日現在の状況を記入すること。
2. (補導種目名)の次に当該補導種目名及び定員〔臨時の定員は()内に外数として記入〕を記入すること。
3. 「機械器具名」欄には(基準によるもの)と(基準以外)とに区分して記入すること。
4. 「購入借用年月日欄」には昭和26年度以降購入又は借上げた機械についてのみ記入することとし、これが当該機械器具総数の内数の場合は、その数量をも記入すること。又同一機械器具で自己使用と借上げとがある場合は、購入年月日を上段に借上げ年月日を()内下段に記入すること。
5. 「耐用年限」欄には本年を起算とした当該機械器具の耐用年限を記入する(のであるが本省に送付する分については記入する必要がない。)
6. 「備考」及び「摘要」欄にはその他必要事項をその都度記入すること。(するが、本省に送付する分には記入する必要がない。)

別紙記載例の2 (編注: 以下略)

『神綴り』

昭和二十七年七月二三日

〔五―二―二七〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛(職発第四九七号)
戦傷病者を中心とする身体障害者の公共職業補導所利用促進について

身体障害者職業更生援護対策の重要施策として公共職業補導所への入所あつぱ強化については「身体障害者職業更生援護対策要綱」並に昭和二十七年四月五日職発第二一六号「身体障害者の職業更生援護対策の実施について」により着々御配意中のことと存するが、特に戦傷病者に対する優先的措置を考慮して、今般別紙のとおり公共職業補導所利用促進措置要領を定めたので、貴職におかれても、管下公共職業安定所公共職業補導所を始め関係部局課を督励し、身体障害者の公共職業補導所利用促進に万遺憾なきよう期せられたい。

なお、職業補導手引一六〇二の身体障害者職業補導種目選択基準については全面的改訂を準備中であるが、今回は取敢えず、その原案(特別補導所の部のみ、一般補導所の部については、後日送付の予定)を添付したので、参考とせられたい。

(別紙)

戦傷病者を中心とする身体障害者の公共職業補導所利用促進措置要領

一. 一般原則

(1) 障害の程度が比較的軽度のものは身体障害者公共職業補導所(以下特別補導所という。)に比較的軽度の者は一般公共職業補導所(以下一般補導所という。)に入所せしめることとしその具体的な判定は特別補導所については差当り別表傷害部位別身体障害者職業補導種目選択基準によりこれを行うこと。

(2) 戦傷病者については一般身体障害者に優先して取扱うこと。又同一戦病者については次の順位によること。

傷病軍人

傷痕軍属(外地部隊要員)

その他(一般被徴用者勤労報告隊員・動員学徒・女子挺身隊員等)

二. 特別補導所について

(1) 戦傷病者優先の原則を確立するため各特別補導所における補導定員の2分の1は戦傷病者のために留保すること。但し新設の愛知、広島各補導所についてはその定員の全部とすること。

(2) 前号の戦傷病者定員を充足するため、毎期の募集に当っては原則として募

集人員の半数は戦傷病者中より採用すること。

(3) 毎期の募集人員は次の手続により関係都道府県に割当て充実を図ること。

① 特別補導所所在地の都道府県は入所日の3ヶ月前に当該募集期における都道府県別募集計画書を労働省に提出すること。

② 労働省は右の募集計画書及び都道府県の応募見込状況その他を勘案し関係都道府県に募集人員の割当てを行うこと。

③ 募集人員の割当てをつけた都道府県は関係特別補導所所在地の都道府県よりの情報に基づき管内公共職業安定所、公共職業導所のみならず身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等の関係機関と連絡の上管内身体障害者に周知徹底を図り割当人員の充実に努めること。

④ 以上の措置によっても、なお募集人員の充足できないときは特別補導所は未充足分を一般身体障害者を以て補充すること。

⑤ その他募集連絡に関する取扱手続は「公共職業補導所入所あつ旋並びに修了者の職業紹介業務手引」の定めるところによること。

(4) 補導所修了者の就職あつ旋については身体障害者職業更生援護対策に基づき原則として入所あつ旋した公共職業安定所においてその衝に当たり得る限り出身地において就職できるような措置すること。

3. 一般補導所について

(1) 都道府県庁所在地の一般補導所においては障害部位別身体障害者職業補導種目選択基準を参照の上、その定員の四分の一までは戦傷病者を以て充足するよう努めることを目標としその募集については前項(3)の例に準じ都道府県において措置すること。

(2) 補導所修了後の就職あつ旋については特別補導所の例に準じて取扱うこと。

四. その他

(1) この措置は次回募集期よりこれを実施すること。

(2) 結核回復者については特に現症状を重視し通常の補導に堪える者以外はすべて兵庫公共職業補導所を志望させること。

この場合旧軍人については戦病者(一等症又は一種症)を平病者(二等症又は二種症)に優先せしめること。

訓練成績評定表

補導種目 _____ 科 _____

検査名 _____
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日実施

氏名	番号								
	評定項目								
実技成績	作業態度								
	作業管理力								
	普通学科成績								
主要な実習項目と成績	専門学科成績								
	仕事の速さ								
	仕事の正確さ								
成績順位	仕事の手際よさ								

備考

(1) この基準は身体障害者公共職業補導所（特別補導所）の各補導種目には補導を可能とする障害の最高限度を障害部位別に示したものであるが実際には当人の残存能力の回復状況、経験作業方法、作業設備等の如何により多少の相異があるものとする。

(2) 本表中

① 視力については万国式視力表により測定したものとす。

② 聴力については全聾を除き補聴の効果を認められるものとする。

③ その他の障害程度については必要な人工補装具を装着していることを前提とする。

(3) 精神障害については補導種目を問わず原則として不的確とする。

(4) 慢性疾患については軽度で症状増悪のおそれなく且医療管理を要しないもの以外はすべて不的確とする。

(5) 快復期の結核性疾患についてはその回復程度が次の基準に達している場合は兵庫公共職業補導所以外の補導所においても適格とする。

一般症状	赤沈値	喀痰		X線所見	備考
良好	正常値	塗抹 陰性	培養 陰性		
		動物接種 陰性		病巣の吸収石炭化を認め空洞の完全に閉鎖しているもの。	上記の状態が3年以上保たれ一日六〜七時間の軽作業に堪えるもの。

『神綴り』

昭和二十七年八月一日

〔五一―二―二八〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発五三三三号）

身体障害者公共職業補導所における補導生（戦傷病者）の募集計画について

戦傷病者を中心とする身体障害者の公共職業補導所利用促進措置については昭和二十七年七月二十三日職発大四九七号通牒により、着々御配意中のことと存ぜられるが、同通牒別紙要領二の(3)の取扱手続については、次のとおり決定したので、これにより万遺憾なきを期されたい。

記

一、特別補導所を管轄する都道府県における戦傷病者の公共職業補導所利用促進措置要領(二)の(3)④補導生募集計画書は、別紙様式第一により補導生募集要綱を添付し、毎入所期日、三ヶ月前に当局へ提出すること。

但し、今回に限り入所期日本年十一月以前のものとは八月末日迄に提出すること。

二、労働省においては前項の計画書を審査し府県別募集割当人員決定後に遅滞なく関係府県に対し、募集連絡を行うこと。

三、募集選考修了後補導所入所状況報告を別紙第二により、入所期日後十日以内に当局に提出すること。

(編注：様式第一は次ページ)

『神綴り』

昭和二十七年一〇月二十九日

〔五一―二―二九〕労働部長より各公共職業補導所長宛（二七職第一二二二号）

所外実習に伴う補導生出張旅費の取扱について

所外で行なう委託実習であつて補導所より実習作業現場までの出張作業のため、鉄道車馬等の有償の交通機関を利用することにより旅費を必要とする場合における補導生の旅費の支給その他の取扱については当分の間次により経理することとしたから遺憾のないよう御留意せられたい。

記

一、委託実習を行なうに要する実習生の旅費（以下実習旅費という）は全額これを実習依頼者（以下発注者という）の負担とする。

二、実習旅費は、実習収入金と別個のものとして準公金の取扱いをする。従つてこの費用の負担については委託実習契約金の中に含めず契約締結時に発注者との間において覚書その他適宜の方法により処理するものとする。

三、実習旅費の授受は原則として実習終了後清算して一括受領すること。この場合補導所長の受領書を発行するものとする。

四、実習旅費の計算は補導所から実習作業現場までの最も経済的な通常の経路及び方法により、算出した距離における所要交通費の実費額とすること。

(編注：以下129ページに続く)

(編注：〔五一二一八〕の様式)

様式第一

補導生（戦傷病者）募集計画

身体障害者補導所

1. 募集定員
- | | | | | | | | | |
|--|---------|---------------|--|---|--|---|--|---|
| | 戦 傷 病 者 | 一 般 身 体 障 害 者 | | 名 | | 名 | | 名 |
| | | | | 名 | | 名 | | 名 |
2. 補導種目毎定員
- | | | | | | | | | | |
|--|---------|--|---|---|---|---|---|--|---|
| | 戦 傷 病 者 | | 科 | | 科 | | 科 | | 科 |
| | | | 科 | 名 | | 科 | 名 | | 科 |
| | | | 科 | 名 | | 科 | 名 | | 科 |
| | | | 科 | 名 | | 科 | 名 | | 科 |
| | | | 科 | 名 | | 科 | 名 | | 科 |
| | | | 科 | 名 | | 科 | 名 | | 科 |

3. 入所期日
昭和 年 月 日

4. 募集期間
自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

5. 都道府県別募集人員

(A) 戦傷病者		(B)一般身体障害者	
都 道 府 県 名	人 員	都 道 府 県 名	人 員
計			

(備考) 募集区域はブロック区域内を中心とし、且つ従来の都道府県出身人員数等を考慮して定めること。 『神綴り』

(編注…127ページより続き)

受領額と支給額に増減を生じてはならないこと。

五、補導生に対して支給する実習旅費額は前「四」により算出した一人当たり単価にその者の実習従事日数を乗じて得た額とすること。

なお、各人に対する支給は受領後直ちにこれを完済すること。

六、実習旅費の支給その他これについての経理は庶務係においてこれを行なうこと。

七、補導所長は「現金整理簿」(様式第二)及び「補導生実習旅費支給明細簿」(様式第二)を備え付けこれが経理を明確にすること。

様式第一

実習旅費現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残

(註) 1 年月日欄には受払年月日を記入する。

2 摘要欄には指図番号、委託実習従事補導生数及び旅費単価を記入する。

様式第二

補導生実習旅費支給明細簿

整理番号	指	実習期間	実習従事日数		紙数		受領印
年月日	氏名	実習地	旅費(単価)	旅費支給額			

『神類集』

昭和二十七年二月一三日

[五―二―三〇] 労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働部長宛(補発第一三七号)

身体障害者部別職業補導種目選定基準の作成について

標記について別紙要綱により調査研究を実施することとなったがこれが実施に当っては貴管下関係公共職業補導所の協力を得たいので特段の便宜供与方をお願いする。

なお、具体的事項については必要に応じ連絡するので御承知願いたい。

身体障害者部別職業補導種目選定基準作成要綱

一、目的

身体障害者に対する職業補導の実施に当っては、身体障害者の障害部位程度に応じこれに最も適した職業補導種目を選定することが極めて肝要であるので、合理的、且つ実用的な職業補導種目選定の基準を確立し、以って職業補導の効率的運営に資する。

二、実施要領

(一) 基準設定種目

本年度は次の四種目とする。

洋服、洋裁、時計修理、木工

(二) 基準設定調査委員

基準設定調査委員を依頼し調査研究を行うものとする。

他に補助員(大学生)若干名を依頼する。

(三) 調査対象

区 分	一種目の対象人員	四種目分計
身体障害者		
未経験	五〇	一〇〇
補導生	五〇	一〇〇
有経験(補導所修業者を含む)	五〇	一〇〇
小計	一五〇	六〇〇
一般人		
未経験	五〇	
補導生	五〇	一〇〇

有驗(補導所修業者を含む)	五〇	一〇〇
小計	一五〇	六〇〇
計	二〇〇	一、一〇〇

(四)調査期間及び調査日数

昭和二十八年一月八日より三月十九日まで毎週木曜日及び土曜日の計二十日間

(五)調査の手順

- (イ)各種目につき職務分析表を作成する。
- (ロ)被験者の年令、学歴、職歴、障害部位程度、原因等を調査する。
- (ハ)被験者に対し特定の作業動作を課し、その全課程の観察、単位動作の所要時間の測定及びその出来栄えの品等を行う。(測定機器中ヒップスクロメーターは借上げるものとする。)
- (ニ)次のテストを課する。
 - 1 クレツペリン作業調査
 - 2 意志気質検査
 - 3 パーソナリティ、インベントリテスト

(六)結果の整理

調査結果の分類集計、テストの採点、相関係数の算出、総括表(インゲノグラム、パーセントイルプロフィールを含む)の為、臨時集計員(大学生)4名を備上げこれが処理に当らせる。

(七)結論抽出及びその発表

結果整理完了後、調査委員会議を開き、結論を得た上、「身体障害者職業補導種目選定基準その一」として編集、職業安定機関に配布し実用に供するものとする。

(八)その他

調査場所は身体障害者については、主として東京身体障害者公共職業補導所及び神奈川身体障害者公共職業補導所とし一般人については都内関係補導所又は同種施設及び一部日大において行うものとする。

三. 経費

所要経費は本年度、労働本省費身体障害者適職選定基準設定調査費予算をもつて支弁するものとする。

障害部位別身体的障害者補導種目選択基準(案)(編注:略)

『神綴り』

昭和二十八年六月二四日

〔五―二―三一〕労働部長、横須賀作業所長宛(二八職補第二三二号)

作業所作業員の縫製加工賃の承認について

さきに神横共第七一号を以って申請のあった標記加工賃について、左記のとおり承認する。

記

◎ 左記は別紙

二八職補第二三二号の二

昭和二十八年一月一日

労働部長

横須賀作業所長殿

作業所作業員の縫製加工賃の承認について

さきに横共第一七二号を以って申請のあった標記について左記のとおり承認する。

記

◎ 左記は別紙

二八職補第二三二号の三

昭和二十八年一月二二日

労働部長

横須賀作業所長殿

作業所作業員の縫製加工賃の承認について

さきに横共第一二三号(昭和二十八年一月一七日付)を以って申請のあった標記について左記のとおり承認する。

記

◎ 左記は別紙

(別紙)

男子服・女子服及び布帛製品等縫製加工料金

(一) 男子服の部

品名	縫製加工料
背広 三ツ組	二、一五〇円 (昭二八・一〇・一〇改正)
上衣	一、二八〇円 (昭二八・一〇・一〇改正)
下衣 (ズボン)	四九〇円
中衣 (チョッキ)	三九〇円
夏物上下 (毛織物を除く)	一、〇〇〇円
上衣	六七〇円
下衣 (ズボン)	三三〇円
モーニング (三ツ組)	二、九五〇円
上衣	一、九五〇円
下衣 (ズボン)	五六〇円
中衣 (チョッキ)	四四〇円
学生服上下 (詰襟)	一、三五〇円
上衣	八六〇円
下衣 (ズボン)	四九〇円
男児上衣 (K・O型詰襟)	五〇〇円
下衣 (長ズボン)	二三〇円
下衣 (半ズボン)	一八〇円
オーバー	一、五八〇円
ジャンパー	七〇〇円
(二) 女子服の部	
オーバー	一、一〇〇円
スーツ	一、〇五〇円
ジャケット	八〇〇円
スカート	二五〇円
ワンピース	八〇〇円
ブラウス	三〇〇円
ズボン	三五〇円
トッパー (盆ボックスコート)	九〇〇円
スモック	三〇〇円
ジャンパースカート (小学生)	三五〇円
セーラー服 (小学生)	五〇〇円
女児ブラウス	二〇〇円
婦人フード	二〇〇円 (昭二八・一〇・二二改正)

女児用フード	一五〇円 (昭二八・一〇・二二改正)
布帛製品の部	
Yシャツ	一六〇円
開襟シャツ	一四〇円

- 一 本縫製加工料金は、委託者の提供による原材料（糸を除く）をもって共同作業所の作業員が加工品と引換えに受領する加工賃の最高額とする。
- 二 本表に掲げる品目以外のものの修理及び更正等の縫製加工料金は、本表に掲げるものと最も類似した品目の加工料金の範囲内において所長が定める。
- 三 本表に掲げる品目の裏返し料金についても本加工料金を適用する。
- 四 本表料金は昭和二八年四月一日よりこれを実施する。 『神類集』

昭和二八年七月一日

〔五一―二―三二〕 職業安定局

職業訓練の現況と展望と課題

はしがき

現在わが国に行われている職業訓練の型態は表面上各種各様であるが、その本質は帰るところわが国民経済における生産活動に必要な技能労働力の養成、確保にある点ではすべて同一である。では、現在いかなる型態の職業訓練が行われているかと、企業外で行われる訓練（学校における職業教育、公共職業補導所乃至は共同作業所における職業補導等）と企業内における訓練（短期初歩訓練、技能者養成、監督者訓練等）とに大別され、この他職業訓練には含まれないがこれと密切な関係にある職業指導がある。

これらの職業訓練が近年どうして世界的に特に重要視されてきたのであろうか。経済興隆の中核をなすものは結局においては社会的総生産力の増大以外にはありえないことは近代経済学の定説であるが、その社会的生産力を規定するものは、一方において生産力の担い手たる労働力の「量」即ち雇用量であり、他方においてその「質」即ち労働生産性である。ここにおいて「完全雇用の達成」と「労働生産性の向上」とが、戦後各国経済政策の二大スローガンとされるにいたったこともあながち不思議ではない。しかしてこの二大スローガンに到達しうる最も積極的且つ効果的な労働政策とし

第一表 戦後常用雇用量の推移

年次	指数
昭和二十二年	一〇〇・〇
二十三年	一〇一・〇
二十四年	一〇一・二
二十五年	九五・一
二十六年	一〇〇・〇

第二表 戦後労働生産性の推移

年次	指数
昭和七、十一年	一〇〇・〇
昭和二十二年	二六・八
昭和二十四年	五四・〇
昭和二十六年	一〇一・三

(製造工業)

(製造工業)

(註) 右の参考表を見ると特徴的なことは、雇用量においては終戦後殆んど増加を見せていないのに対し、労働生産性は戦後の低位から一躍四倍ほどにはね上がっていることである。

て職業訓練が着目されるに至ったのである。

現況

次に現在行われている各種職業訓練の概況を見ると、別表のようになっている。

一方わが国において職業訓練の対象として問題になる労働力は、非農林就業者中で職業訓練施設による技能労働力養成能力は、年々目ざましい拡充をとげているとはいえ、量的にはまだ前表に見るように年間実績二十一人(高校、大学、職業補導及び技能者養成等基底的なもの)であり、全産業機能から考えて労働市場の充分な要望に応じているとは思えない状態である。

展望

従来労働政策というとなまず労働関係(労政)次に労働保護(労働基準)及び失業対策等が表面に出ていたのであるが、これが真に経済政策の一環として国民経済発展の筋金になるためには、社会的総生産力者大の基礎としての雇用量及び労働生産性の向上に積極的に機能する職業訓練が今後においては表面に浮び上る時期が到来しつつあるといえよう。この意味からILOにおいては一九三九年職業訓練勧告に加えて、先年、一九五〇年職業訓練(成人者)勧告を採択し、国際的見地から本問題の重要性が裏づけ

わが国における職業訓練の概況

企業内訓練				企業外訓練				種別	年間訓練実績	実施施設数	訓練期間	目的	根拠法令							
訓練		監督者	技能者養成(労働基準局)	職業補導(職業安定局)		省								職業教	育(文部)	大学	各種学校	一般	身体障害者	短期初歩訓練(通産省)
(電電公社)	T T T (省)	M T P (通産)	T W I (職業安定局)	一〇〇時間講習受講者) 四五九人 (トレーナー)	一九九〇五人	一、〇三三人 (同右)	七三、二六五人 (七年五月現員)	二四〇七人 (昭和七年四月一—二八年三月修了者)	七三、二六五人 (七年五月現員)	二四〇七人 (昭和七年四月一—二八年三月修了者)	一、六八二三人 (昭和二年三月卒業)	二四、五	三三三	五五〇三	二六八	七	一	一	私立学校法	
六三〇人			三月受講者	三月修了者	現員は五〇〇三人	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
			二、四五	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇
			三年	三年	三年	一年	半年又は一年	半年又は一年	半年又は一年	半年又は一年	二年(短大)	三年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年
			監督者の指導監督能力を向上せしめて、労働力を最も有効に活用し、わが国経済の興隆に寄与する。	監督者の指導監督能力を向上せしめて、労働力を最も有効に活用し、わが国経済の興隆に寄与する。	監督者の指導監督能力を向上せしめて、労働力を最も有効に活用し、わが国経済の興隆に寄与する。	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けて適職就業の機会を確保し、産業に必要な労働力を充足し以て職業の安定を図ると共に経済の興隆に寄与する。	勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させると共に、工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成する。									
			職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法	職業安定法

られた。更に一九五一年バンコックにアジア地域人力技術会議が開かれ、後進資本主義国としてのアジア諸国の人力活用について検討され、その決定に基き本年二月から濠洲、比島及びわが国を舞台としてアジア地域職業訓練講習会が行われた。しかしアジア地域における職業訓練計画の中核としての日本の地位は、全世界の注目するところであり、既に前記バンコック会議の結果、ILO及びEC A F E (国連アジア極東経済委員会) では、日本にアジア地域各国の職業補導所指導員に対する養成も、殆んど主として製造工業部門であり、これに年間新たに入職する労働者(昭和二十七年入職率二十五%であるから一六七万人)である。この他鉱業及び建設部門が若干考えられる。これに対し、職業訓練所を設置する構想の下に、わが国に照会をして来た。又、これとは別にポイント・フォアに基く(T C A (技術協力局) 資金によるアジア諸国技能労働者の日本における職業訓練も考えられていて、近く実現を見るようである。かくしてわが国における職業訓練は単に国内的見地からのみでなく、国際的視野から、脚光を浴びるようになったのである。

課題

一九五〇年職業訓練勧告には職業訓練を次のように定義している。「技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は向上させることが出来る雇用のためのあらゆる訓練方法を言い且つ再訓練を含み、訓練が企業内で施されると企業外で施されるとを問わない。」

この見地から、わが国のそれを省みると、今後次のような課題が考えられる。

1 職業訓練の組織化

現在わが国における職業訓練行政の運営は、各省各局にまたがっており、総合性に欠けることが多い。勿論それぞれの訓練型態により、その特質や趣旨も甚だ異なるわけであるが、今後職業訓練の強力な推進のためには、これを広汎な視野から総合的計画の下に管理運営しうるような何らかの組織が不可欠であろう。その第一段階として訓練方式、教程基準、最新技術等について共同的に研究したり、指導員の交流融通を図るための連絡協議機関を設けることが望ましい。

2 職業訓練の適正化

今後は真に産業の要求するあらゆる技術労働力を、完全迅速に供給しうるような、形式や枠にとらわれない効率的職業訓練を実施すべきである。このためには各種訓練施設、機械器具、指導員等の拡充改善はもとより、職業訓練実施種目選定の適性化、訓練対象及び方法の拡大(例一職業補導所における夜間補導の活用による転職に手のとどくような)産業サービスができるような体制をつくるべきである。

3 職業訓練の国際化

前述の如く今後わが国の職業訓練は国際的に、特にアジア地域の規模において考えざるをえなくなると思われる。このため訓練内容、技能標準、使用器具等は出来る限り国際的に普遍性のあるように計画するとともに、海外の資料、情報の入手、わが国の施設や計画の海外広報、更に指導員等の語学能力の培養等に力めなければならぬ。

『時報』

昭和二十八年七月二四日

(五―二―三三)労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務部長宛(補発第六九号)

自動車整備士受験資格について

公共職業補導所自動車整備科修了者に対する三級及び初級自動車整備士の技能検定の受験資格が、左記のように改正されたので御了知ねがいたい。なお、この改正は昭和二十八年二月十四日付運輸大臣達第4号によって各陸運局長に通知済であるから念のため申添える。

記

- (一) 一ケ年の自動車整備科を修了した者については、修了後直ちに三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。
- (二) 六ヶ月の自動車整備科を修了した者については、工場における自動車整備作業に関する一年以上の実務経験を有すれば、三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。

(注) 従来の受験資格は次のとおりである。(昭和二十六年九月二十日付職発第五九〇号記載)

- (一) 一年制の自動車修理科を卒業した者で、旧制甲種工業学校卒業生及び運輸大臣がこれと同等以上の学力を有すると認められた者に対しては卒業後直ちに、その他の者に対しては工場における自動車整備作業に関する一年以上の実務経験を有すれば三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。
- (二) 半年制の自動車整備科を卒業した者で、旧制甲種工業学校卒業生及び運輸大臣がこれと同等以上の学力を有すると認められた者に対しては、工場に

おける自動車整備作業に関する一年以上の、その他の者に対しては二年以上の実務経験を有すれば、三級及び初級自動車整備士の受験資格を認める。

(写)

達第四号

自動車整備士技能検定規則に基づく技能検定の受験資格を有すると認める者を定める件(昭和二十六年十一月達第三十一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年二月十四日

運輸大臣 石井 光次郎

第四項第四号を次のように改める。

四、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第二十七条による公共職業補導所の半年制の自動車修理科を卒業した者で自動車の整備作業に関して一年以上(補導期間を除く)の実務の経験を有する者又は一年制の自動車修理科を卒業した者。

手引施行後も効力を有する通達

〔分類は例規総覧(旧手引)による〕

第一部 組織及び管理

第一章 一般方針

一、法律施行通達

年月日	文書番号	件名
二三・七・一〇	二三職 五五八	職業安定法の一部を改正する法律の公布施行に関する件
一五・六・九	二五職 四〇三	労働省設置法の一部を改正する法律の公布について
二四・六		緊急失業対策法の実施について
二五・九・一二	二五職 五五八	職業安定法施行規則の一部を改正する省令の公布について
二七・七・一一	二七職 七三〇	職業安定法施行規則の一部改正について
二三・三・三	二三職 八四	職業安定法並びに同施行規則の公布に関する件
二三・九・一〇	二三職 七三三	職業安定法及び労働基準法施行に関して職業安定機関と労働基準監督機関との連携に関する件

第六部 職業補導

第三章 職業補導所の設置及び経営

二六・九・二〇	二六職一、〇六四	公共職業補導所の火災未然防止措置について
二三・一一・一一	二六職 七八〇	職業補導の実習と労働基準法の規定並びに職業安定法に定める労働者供給事業禁止の規定との関係について
二五・一一・二二		〔公共職業補導所生産品並びに実習収入金処理要項の改正について〕添付〔公共職業補導所台帳における実習について〕

『神綴り』

昭和二十八年八月二〇日

〔五―二―三四〕労働部長より各職業補導所長宛(二八職補第一八七号)

公共職業補導所補導生用旅客運賃割引証の取扱について

標記については旅客及び荷物運送規則(昭和二十五年五月二十六日日本国有鉄道工事一〇号)第六九条に定めるところにより「通学定期券」の発売指定を受けているのであるが、これが公共職業補導所における取扱については爾後左記によることとしたので、了知の上その取扱に万遺憾ないよういたされたい。

記

一、「学校学生生徒旅客運賃割引証」(以下単に割引証という)の配布申請手続きについては「割引証」は県職業補導課において各公共職業補導所に配布するが、その申請手続きは、(別紙様式一)による配布申請書を必要に応じて提出し配布を受けること。

二、「割引証」の発給手続きについて

一によって配布を受けた割引証は別紙様式(二)に示す受渡法によって整理し置き補導生より交付の請求があった場合はその請求内容を審査し適当と認められた場合に限り別紙様式(三)に示す受渡明細表に所要事項を記入し受領印を押印せしめ交付すること。

三、割引証受渡状況の報告について

各公共職業補導所は毎年一月現在を以て二月十五日までに県職業補導課へ別紙様式(四)により当該年度における受渡状況を報告すること。

別紙様式(一)

学校学生生徒旅客運賃割引証配布申請書

当所補導生用として標記運賃割引証を左記のとおり配布いたされたく申請いたし

なお日本放送協会加入部長から各支局に対し別添寫のとおり通知されているので念のため申し添える。

昭和二十九年三月二四日

殿

加入部長

公共職業補導所における受信設備の取扱について

右については、職業安定法に規定する公共職業補導所において、入所者教養の専用に供する受信設備は、四月一日以降免除に準じた取扱（統計上は基準の第四号に入れ、別保管）をすることとなったからよろしく取計られたい。

なお、昭和二十九年三月一日現在の貴局管内公共職業補導所は別紙のとおりである。『神綴り』

昭和二十九年三月三一日

〔五十二―三七〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第一七八号）

公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について

標記については、今般労働省労働基準局長通達（昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号（別添寫一、参照）により、その試験を免除することとなったので、左記によりこれが取扱について、遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、公共職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度及び実施方法は、労働

様式一

修了成績証明書

学	科	溶接科		実	技
		氏名	生年月日		
		年月日			
		最終学歴			
取扱者氏名	所	現住	本籍地	取扱者氏名	ⓐ

安全衛生規則第四百条に基き都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のもの（別添寫二、参照）とし、その合格基準（別添寫二、参照）に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。

また、アセチレン溶接士免許の申請にあたっては、その修了成績証明書（様式一、参照）を申請書（様式二、参照）に添付すること。

二、公共職業補導所長は公共職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全衛生・関係法規の教育等について都道府県労働基準局長と協議の上、緊密な連繫を保つて、その円滑な運営を図ること。

三、この措置により、公共職業補導所における修了試験の結果、労働安全衛生規則に定めるアセチレン溶接士の免許が与えられることとなったものであるから、労働安全の重要性にかんがみ、貴職においても試験の厳正な実施について十全の指導、監督を加え、その適正を期すること。

参考 労働安全衛生規則抜粋

第四百条 溶接士試験は、左の科目について、これを行う。但し、都道府県労働基準局長が、労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一 アセチレン溶接に関する実技

二 溶接装置の構造及び取扱概要

三 アセチレン、カーバイド及び酸素に関する事項

四 アセチレン溶接に関する法令

第四百一条 溶接士試験を受けようとする者は、様式第三十七号による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

様式二

労働安全衛生規則様式第三十七号

（表面）

（ ） 試験申請書

受験種目	級（種）	住所
		氏名
		生年月日

労働基準局長殿
（備考）

成	溶接装置の構造及び取扱概要	カーバイト、アセチレン及び酸素に関する事項	アセチレン溶接に関する法令	合計	溶接装置の取扱	溶接（切断）の作業	合計	備考
積								

(裏面)

右のとおり証明する。

昭和 年 月 日

〇〇県〇〇公共職業補導所長印

(別添一)

基発第一五九号

昭和二十九年三月三十一日

各都道府県労働基準局長宛通達
労働省労働基準局長

公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第 四百条但書の規定の適用について

今般、公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、労働安全衛生規則第四百条但書の規定に基き左記に示す基準により当該試験科目の全部を免除することとしたので、その取扱に遺憾のないようにせられたい。

なお、免許の申請にあたっては、労働安全衛生規則第四百一条の規定に基き第三十七号様式による試験申請書に公共職業補導所長の発行する修了成績証明書を添付せしめられたい。

記

一、補導生に対して行う溶接科に関する修了試験のうち、その科目の範囲、内容の程度及び実施の方法については、「各種技能試験の実施に関する件」(昭和二十四年四月十六日基発第四四七号)に定める基準によらせるものとし、このうち試験問題については、都道府県労働基準局長及び公共職業補導所長が予め協議の上作製したものであること。

二、右の基準によつて行われた試験の成績は、「各種技能試験の実施に関する件」(昭和二十四年四月一六日基発第四四七号)に定める及落決定の基準以上のものでなければならぬこと。

- 一、表題の()内は、汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士、映寫技術者の該当文字を記入すること。
- 二、申請前六カ月以内に撮影したる名刺形半身脱帽の寫真一葉を添付すること。
- 三、試験免許に関する資格その他参考となる証明書があるものはその寫を添付すること。

学歴及び職歴に関する事項

(別添二)

各種技能試験の施行に関する件

- (昭和二四・四・一六日基発四四七号)
- (改正昭和二六・二・二二日基発一〇五号)
- (改正昭和二七・二・一九日基発七八号)

労働安全衛生規則の施行に伴う汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士及び映寫技術者の技能試験に関する試験施行要領並びに労働省労働基準局長の示す試験免許基準については昭和二十三年二月一三日基発二四三号「各種技能試験の施行に関する件」昭和二十三年二月一九日基発二六八号「各種技能試験の施行要領中追加並びに訂正について」昭和二十三年二月二〇日基発二九六号「汽罐溶接士試験の施行に関する件」昭和二十三年三月一五日基発第四四九号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年四月一五日基発第六〇五号「労働安全衛生規則第三一四号の汽罐士試験について」昭和二十三年四月二〇日基発第六二六号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年七月一〇日基発第一〇〇四号「地方鉄道及び軌道における機関車乗務員の技能試験について」昭和二十三年七月三〇日基発第一〇九四号「技能試験免除基準の件」及び昭和二十三年一〇月二一日基発第一五二七号「汽罐士試験免除基準の追加について」により運営されていたが、爾後これ等を廃止し本件により左記事項を留意の上別紙要領並びに基準により実施せられたい。

記

一、試験の施行については左記事項に留意すること。

イ 試験は受験者の便宜をはかり、なるべく毎年二回以上行うこと。

ロ 試験の期日、場所、手続等施行に関する発表は受験希望者の準備を考慮し、相当期間の余裕を置くと共に各方面に徹底を図ること。

ハ 試験場は地理的事情を考慮し、受験者の便宜をはかり数ヶ所に分けて行うも差し支えないこと。

ニ 試験の結果発表は試験終了後なるべく二週間以内にこれを行うこと。

ホ 試験の全部又は一部免除の資格を附与する講習会（昭和二三年四月二八日基案発第三五号及び昭和二三年六月一六日基発第八九六号（基収第一八二三号）によるものを除く。）はこれを認めないこと。特に必要がある場合は予め本省に稟議すること。

二、試験問題は都道府県労働基準局長の作成によるを原則とするが必要があれば労働省労働基準局長に予め照会すること。但し、特級汽罐士及び汽罐溶接士の試験問題並びに試験日程についてはその都度本省より指示する予定であること。

三、試験を終了した場合には、その都度問題及びその結果を昭和二三年五月一四日基発第七六五号により労働省労働基準局安全課に報告すること。

四、別紙要領及び基準は努めて受験希望者に周知せしめる様取はからうこと。

アセチレン溶接士

第一 技能試験の施行要領

一、試験内容の程度

アセチレン溶接作業及び溶接装置取扱の全般に通じその作業者をして安全且つ正確な業務をさせるために必要な技能

二、試験科目の範囲

1 学科試験

イ 溶接装置の構造及び取扱概要

(1) 発生器の種類、構造、設置及び取扱
(2) 安全器の構造、取付及び取扱

(3) 清浄器、導管及び吹管の構造、機能並びに取扱

(4) 酸素容器の運搬及び取扱

(5) 調整器の取付及び調整

(6) 発生器室、格納室及びカーバイドのかすだめ

ロ カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事項

(1) カーバイドの性状、貯蔵及び取扱
(2) アセチレンの発生、一般性状及び危険性
(3) アセチレンの清浄
(4) 溶解アセチレン

5 圧縮酸素の危険性

ハ アセチレン溶接に関する法令労働安全衛生規則第一編及び第二編第九章中必要な事項並びに第四編第三章

2 実技試験

イ 溶接装置の取扱

(1) 溶接装置の配置（移動式にあつては据付）点検及び準備作業

(2) 溶接装置の手入れ及び使用後の始末

(3) カーバイドの投入、注水及び水位の調節

(4) 安全器（水封式）の取付、注水及び水位の点検

(5) 吹管及び火口の選択、点検並びに火焰の調節

(6) 調整器の取付及び調整方法

(7) 事故の未然発見及び応急処置法

ロ 溶接（切断）作業

種目	型式	材質	厚さ(耗)	長さ(耗)	備考
下向突合溶接	I型	軟鋼板	一—五	一〇〇—一五〇	前進又は後退
下向突合溶接	I型又はV型	軟鋼板	三—一〇	一〇〇—一五〇	溶接について
水平下向すみ肉溶接	T接手	軟鋼板	三—一〇	一〇〇—一五〇	
垂直溶接	重合せ	軟鋼板	二—二	一〇〇—一五五	
切断		軟鋼板	一〇—二〇	一〇〇—一五〇〇	

三、試験の方法

1 学科試験

筆記試験を原則とする。但しその必要があるときは口頭試問によることが出る。

2 実技試験

溶接切断作業は、実際について行わせ溶接装置取扱の項は単に操法ついでのみ行わせることも出来る。

実技試験は溶接装置の取扱及び溶接（切断）作業を含む適宜の種目を選択し概ね三〇分以内で出来る範囲とする。

四、採点の方法

1 学科及び実技の点数配分は左の通りとする。

区分	科 目	点数	合計点
学科	溶接装置の構造及び取扱概要	三〇	一〇〇
	カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事項	三〇	
	アセチレン溶接に関する法令	四〇	
	溶接装置の取扱	五〇	
実技	溶接（切断）作業	五〇	一〇〇

2 及第の決定は左の基準による。

イ 学科、実技共一〇〇点をもって満点とする。

ロ 学科及び実技共六〇点以上のものを合格とする。但し学科試験が五〇点以上の場合に限り、学科と実技の平均点が六〇点以上のときこれを合格とする。

ハ 学科試験は各項目中一〇〇分の二〇以下の科目がある場合は前号に拘らずこれを不合格とする。

3 不合格の場合に学科又は実技試験の成績中七〇点以上のものがあるときはその試験施行後同一都道府県労働基準局において一年以内に行う技能試験に限り当該学科又は実技の試験はこれを免除することができる。『神類集』

昭和二十九年四月九日

〔五一―二―三八〕労働部長より横須賀共同作業所長宛（二九職補第一〇一号）

業務運営状況報告について

従来毎月翌月十日までに報告されている標記報告をこのたび左記要領のとおり改めることとしたのでその取扱に遺憾のないよう致されたい。

おつて本改正要領による報告は、本年四月分の報告よりとするので承知されたい。

横須賀共同作業所業務運営状況調査作成提要要領

一、本調査の目的

作業所作業員についての入所前より退所に至るまでの実態を色々の角度から知ることによって、共同作業所の各種業務運営上の参考資料とするもので

二、報告と形式の内容

ある。

本報告の形式は毎月提出する「共同作業所業務状況月報」様式(一)と年を上(四月～九月)下(十月～三月)二半期に分けて提出する「共同作業所業務運営状況」様式(二)の二つであること。

報告の内容は月報の場合は、種目、作業員の入退所状況、作業員の作業賃の状況等であり又期報の場合は作業員についての入退所状況、年齢、学歴、家族関係、作業内容、作業収入状況、身体状況、作業員の就職状況等の十四項目である。

三、報告の作成及び提出期日

「共同作業所業務状況月報」については、毎月その月の状況を翌月五日までに県職業補導課と管轄地公共職業安定所に各一部ずつ提出すること。

「共同作業所業務運営状況」については毎半期の状況を当該期の終了の月の翌月十日までに県職業補導課と管轄地公共職業安定所に各一部ずつ提出すること。

四、報告の作成要領

(一) 「共同作業所業務状況月報」

(1) 報告に含まれる期間

報告内容であるが例えば昭和二十九年四月の場合は昭和二十九年四月一日～昭和二十九年四月三十日というように月の始めと終りの日を明記すること。

(2) 共同作業所の名称及び所在地

共同作業所に定められた名称とその所在地を記入する。

(3) 報告提出年月日

この報告を提出する年月日

(4) 報告責任者職氏名

この報告を實際に作成した職員職氏名を記入する。

(5) 作業種目

作業種目を記入する。数個の作業種目を有する場合はそれぞれ別欄に一種目ずつ記入する。

(6) 収容定員

それぞれの作業種目に定められた収容定員数を記入する。

(7) 在所者数

報告する月の末日現在の在所者数を

(a) 施設 (b) 居宅作業者の数を男女別に記入する。

(8) 月間中の移動

報告する月の月間中の入退所者数を記入する。この場合公共職業安定所の紹介、あつ旋によって入退所したものの数は当該欄の()内に内数として記入すること。

(9) 作業日数

(7)の在所の中の施設作業者の月間の(a) 作業延日数(b) 一人平均作業日数即ち延日数を作業者数で除いた数を記入する。

(10) 作業員

作業員別作業収入を(a)日額の最高・最低額とその相加平均額を記入する。

(b)月間支払総額は共同作業所においてその月中に作業員に支払った作業賃の総額を施設作業者と居宅作業者分を分けて記入する。

(二) 「共同作業所業務運営状況」

(1) 共同作業所の名称

共同作業所に定められた名称を記入する。

(2) 所在地

(1)の所在地を記入する。

(3) 経営主体

共同作業所を経営しているものの名称を記入する。

(4) 所長職氏名

共同作業所の所見の職氏名を記入する。

(5) 作業種目

この報告は作業日毎に別々に作成するものであるがその種目名を記入する。

(6) 報告に含まれる期間

報告内容である期例えば昭和二十九年度の上半期の方であれば昭和二十九年四月一日～昭和二十九年九月三十日のように期の始めと終りの日を記入する。

(7) 提出年月日

報告を提出する年月日を記入する。

(8) 報告作成者職氏名

この報告を実際に行った職員の職氏名を記入する。

I 定員

1 収容定員この報告に記入する作業種目に定められた定員数を記入する。

II 所在者

2 前期末所在者報告期の前の期の末日例えば昭和二十九年四月～同年九月三十日(昭和二十九年度上期分)の報告の場合は昭和二十九年三月三十一

日現在の在所者数を記入する。

3 今期入所者報告の期の間に入所した者の数を記入する。

III 退所者

4 今期退所者報告に含まれる期間中に退所した者の数を記入する。

IV 在所者の年齢

5 ～ 11 II の 2、3 行目を合計した者の年齢別を記入する。

V 在所者の学歴

12 ～ 15 II の 2、3 行目を合計した者の学歴別を記入する。

VI 在所者の前職

16 ～ 24 II の 2、3 行目を合計した者が共同作業所入所以前に就いていた職業を記入する。

VII 家族関係

25 ～ 29 II の 2、3 を合計した者の家族関係を記入する。

VIII 在所者の作業所外作業収入の有無

30 ～ 33 II の 2、3 を合計した者で作業所における作業による収入以外に収入がある者についての、その収入状況を記入する。

IX 入所の動機

34 ～ 39 II の 3 に記入した者の入所動機を記入する。

X 入所経路

40 ～ 43 の IX に記入した者の入所経路を記入する。

XI 退所理由

44 ～ 49 III の 4 に記入した者の退所理由を記入する。

XII 就職状況

50 ～ 53 III の 4 に記入した者の中 XI の 47 行目に記入された者の就職の状況を記入する。

XIII 就職者の初給賃金

54 ～ 62 前 XII の者の初給賃金の状況を記入する。

XIV 身体障害部位

63 ～ 71 II の 2、3 の合計された者の中の身体障害者の障害部位を記入する。

昭和二十九年四月一〇日

自動車整備

〔五―二―三九〕労働部長、

平塚相模原

各公共職業補導長宛（二九職補第九一号）

公共職業補導所修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について

標記について今般（労働省基準局長通達昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号別添（写一参照）その試験を免除されることになったので、左記によりこれが取扱について遺憾のないようにいたされたい。

記

- 一、公共職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度および実施方法は、労働安全衛生規則第四百条にもとずき都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のもの（別添写二参照）とし、その合格基準（別添写二参照）に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。またアセチレン溶接士免許の申請にあたっては、その修了成績証明書（様式）に添付すること。
- 二、公共職業補導所長は公共職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全衛生関係法規の教育等について神奈川県労働基準局長と協議のうえ緊密な連携を保って、その円滑な運営を図ること。

『神類集』

昭和二十九年四月一六日

〔五―二―四〇〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第二二〇号）

公共職業補導所補導生の災害補償について

補導生が災害を受けた場合、その災害を補償して補導生の保護を図ることは、職業補導を効果的に実施する上から極めて重要なことである。

そこで今般別添のとおり基準を定め、公共職業補導所における災害補償の内容を一定して、これを効率的に実施することとしたから、左記御了知の上昭和二十九年年度から災害補償はこれに従って実施されたい。

記

一、一般公共職業補導所における災害補償

- (一) 災害補償に要する経費は本年一月二十七日付職発第三二号による昭和二十九年一般職業補導事業国庫補助要綱三ノ一災害治療費をこれに充てること。
- (二) 災害治療費の国庫補助金は、同号通達による昭和二十九年一般公共職業補導所予算基準に基づく積算額をその所要見込額とし、その4分の1をとりあえず第一―四半期に概算補助し、第二―四半期以降はその経理状況により国庫補助額を決定すること。

二、身体障害者公共職業補導所における災害補償費

- (一) 災害補償に要する経費は、本年二月五日付職発第四九号通達による「昭和二十九年身体障害者公共職業補導所経営委託費交付基準」に拘らず第一―四半期に本省で算定した年間所要見込額の四分の一をとりあえず概算交付し、第二―四半期以降はその経理状況により交付額を決定すること。

三、一般公共職業補導所に要する災害補償費（国庫補助金）と身体障害者公共職業補導所に要する災害補償費（経営委託費）は、予算種目が異なるから相互融通して支給してはならない。

四、災害補償基準に該当する事実が発生した場合は、都道府県知事は速やかにその支給をなし、四半期ごとにその支給状況を翌月までに別紙様式により本省あて報告すること。

五、災害補償の支給については特に慎重に取扱ひ、証拠書類は十分整備しておくこと。

六、災害補償基準第四項の「都道府県知事が相当と認める療養補償支給の範囲」とは、健康保険法、船員保険法等の社会保険で現在行われているのと同等の範囲（昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号「健康保険法及び船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法」第一項の別表、診療報酬点数表参照）をいい、それを著しくこえた場合は、国庫補助金を交付しないことがある。

なお、同項の第四号病院又は診療所への收容から第六号移送までは、やむをえない場合のみ行うものとし、この場合は本省への報告書にその内訳明細書を添付すること。

別紙

公共職業補導所補導生災害補償費支給状況報告書（第 期分） 都道府県名

公共職業補導所	補導生	災害の種類		治療の種類	支給の金額	備考		
		種目	氏名					
		氏名	年齢	災害発生の年月日	災害発生の原因と状況	治療の種類	支給の金額	備考

これを要約すれば訓練方法如何ということに帰着する。

さて、経験上明らかなように一口に身体障害者といっても障害部位、程度はまちまちであり、その上、精神的能力、個性の面においても、夫々個人差があつて、職業に対する適応関係も種々雑多な様相を示すのが常である。むろん健全者でも個人差はあるがそれは多くの場合量的な差として考えられる。

しかし、身体障害者の場合、個人間の差異はそれのみでなく質的な差異が大きな比重を占めてくる。

このような量的にも質的にも差異の甚しい人々を集めて同時に同一のやり方で画一的に取扱う場合(グループワーク)には種々の困難と支障を伴い、どうしても個々の特質に応じた取扱(ケース、ワーク)が必要であり、且つその方が効果が大きい。身体障害者の職業補導がケースワークといわれるのはこの故である。

ケースワークについてはここで詳説するいとまを持たないが、簡単にいうとそれは本来医学上の用語で、臨床上、同じ病気でも人によつて必ずしも同一の症状や経過をとらない。その人の体質、生活環境、年令等、あらゆる内的、外的条件によつて大きく変貌する。これがため個人個人の病状に応じた個別的診療が必要である。診療には必ず診療の記録(俗にカルテと呼ぶ)が作成され又一人前の臨床家としては多くの診療ケースの経験及び研究が必須条件とされている。

身体障害者の職業補導においても同じことである。それはケースワークである限り個々の補導生の補導記録(ケースレコード)が必要不可欠である。

この記録によつて個々の身体障害者の特質と職業補導への適応課程を明らかにし、適切な指導に資することができる、ひいては補導効果の発揚に資するわけである。

またこの記録は、その後の同類の補導生の取扱いに際して、有力な参考資料となるものであり、身体障害者職業補導の実際家の臨床経験を豊富にするのみならず、新にこの仕事に携わる人々にとつても、これをひもとはば好個の指導指針を得られるものであることを信じて疑わない。

(2)記録の様式及び構成

(A)この記録の様式内容は別紙のとおりで表紙、身上関係個性調査、補導成績等の総括的事項を記入する補導生補導記録(本票)、身体能力調査票健康管理票およびそれ等の補充記載並びに経過等を記入する補助紙で構成されるものである。

①用紙の大きさは日本標準規格B列5番(一八二mm×二五七mm)とする。

②外枠は下、表面右、裏面左をそれぞれ二〇mm、上、表面左、裏面右を二〇mmあけて作成する。

③各葉とも綴込用の孔をあける。

④印刷は黒色刷とする。

⑤用紙は八〇斤以上のものを用いる。

(B)補助紙はルーズリーフ式とし必要に応じ幾枚でも追加できる仕組とする。

(3)記録の活用方法

(A)この記録は、当該補導生の全部が一元的に把握できるように次の順序に表紙を附して編綴すること。

①補導生補導記録(本票) 一頁 — 六頁

②身体能力調査票 一頁 — 四頁

③健康管理票 一頁 — 二頁

(B)補助紙はその内容に応じそれぞれ補導生補導記録(本票)、身体能力調査票及び健康管理票の末尾に順次に追加編綴するものとする。

(C)この記録は当該身体障害者公共職業補導所の補導主務課(係)長の総括の下に、その指名する訓練事務担当者が主管し、概ね次の区分により記入を分担することができる。

補導生補導記録(本票) 訓練係

身体能力調査票 訓練係

健康管理票 医務職員

補助紙

訓練関係 指導員

身上関係、生活指導関係 生徒主事、舎監

健康管理係 医務職員

(4)記録作成上の一般的心得

(A)この記録の生命は、専ら補助紙の活用如何にあるといつても過言ではない。それ故にこの記録に携わる者は常に補導生の実態を観察し、必要と認められる事実はもれなく収録するよう心掛けること。

(B)この記録はいわば補導生の入所から退所までの日誌であるからたとえ少量でもその都度、記憶の新しいうちに記録するよう努めること。

(C)この記録は自己の日記と思ひ、ありのままを率直に記載するのは勿論、他の担当者の記載した事項についても目を通し、それに関連して必要と考

えられる事柄、参考意見等については進んで記載する労を惜しまないよう心掛けること。

- (D) 補助紙の記入は自由記述とする。
- (E) 必要と認められる事項は図解を施すこと。
- (F) 文章は平易を旨とし功拙を問わない。
- (5) 他の記録調書等との関係

この記録は補導生に関する一切の必要な記録を網羅するように仕組みられているので、無駄を省くため現に補導所で実施中のすべての調書台帳等（各都道府県単独で制定したもの、補導所独自のもの等）はこれを廃止すること。

二、記載要領

- この記録は次の要領により記載するものであるから、注意事項に充分留意すること。然し自明と思われる項目については特別な注意はつけてない。
- (1) この記録は補導生のすべての動静について克明に記入すべきであるが必要可能な欄又は事項のみの記載でも差支えない。
 - (2) 記載事項を変更する場合は必ず朱線を引いて訂正すること。
 - (3) この記録内容が現在の状況と著しく異なり、訂正がきかなくなった場合は新用紙を用いて記載することとする。
この場合旧用紙も一括して添付しておくこと。
 - (4) この記録は可能な範囲において医師、福祉事務所、身体障害者厚生相談所、同指導所等に記載を依頼又は援助を求めてもよい。
 - (5) 各用紙別の記載要領は次のとおりである。

(A) 表紙

「No.」 保管整理上の番号であるから科別及び期別毎の一連番号を記入する。

(B) 補導生補導記録（本票）

「あつ旋安定所名」 補導所へのあつ旋安定所名を記入するものとし安定所名は名称のみを記入する。

都道府県の何れかを○で囲む。

「退所年月日」 修了、中退の何れかを○で囲む。中退の場合は表紙

に中退と朱記して理由を添書する。

「氏名」 男女の何れかを○で囲む。

「現住所」 補導所へ入所する以前の住所を記入する。終了後の

「傷病名」

住所及び爾後の住所変更もすべてこの欄に記入する。
身体障害者手帖の傷病名を記入する。手帖を有しないものはそれに準じてわかりやすく記入する。
物語式に簡単に記入する。

「障害の原因」

「受傷・発病年月日」

「身体障害の概要」

明治、大正、昭和の何れかを○で囲む。
「部位」身体障害の部位についてわかりやすく記入する。
「現症状」身体障害の程度及び現症状について詳細に記入する。

「身体障害部位図」は次の要領により記号をつけ、

必要があれば同欄下部の記事欄に説明する。

1. 欠損部分は黒く塗ること。
2. 負傷その他のため故障のある部分には「×」印をつける。
3. 知覚麻痺、機能障害その他広い範囲にわたり傷害が有る場合には、その部分に斜線を引くこと。

なお結核回復者施設においては「身体障害部位図」を「レントゲン像」に置換えレントゲン所見を記事欄に記入する。

この場合直接、間接、透視の何れかを○で囲む。

「既往症」

「傷病名」身体障害の原因となった以外の傷病名を記入する。

「罹患年月」明治、大正、昭和○年○月の如く記入する。

「義肢補装具」

「罹患期間」罹患期間を○年○月の如く記入する。

「種類及び名称」作業用大腿義足、肩関節用装具保持用等の如く記入する。

「入寮通学の別」

入寮通学の何れかを○で囲む。

「家庭環境」

「世帯の構成」同居家族を記入するものとし本欄に記入し得ない場合は同型の補助紙を下部ののり付けして記入する。

「職業」できるだけ詳細に職務まで記入する。
「収入」月収を記入する。

「家計状況」資産収入状況等について詳細に記入する。農家の場合には耕作反別も記入すること。

「家庭の特殊事情」公的扶助又は家族等の特殊問題について記入する。公的扶助の適用ある場合には、生活扶助、医療扶助、教育扶助、生涯扶助等の種類、金額その他の必要事項を記入する。

「補導期間中の生活維持」公的扶助、家庭の援助、貯蓄、年金等種類及び金額等を記入する。

「生育歴」

「生育地」主として生育した場所を記入する。

「養育状況」誰にどのようにしてられたか及び発育上の欠陥等について詳細に記入する。

「性癖その他」特異な性格、癖、遺伝等について記入する。

「学校関係」

「学歴」当初及び最終学歴を記入する。

「卒業中退年月日」卒業中退の何れかを○で囲む。

「その他」卒業成績、好きな学科、嫌いな学科、転学等について記入する。

「職歴」

新しいものから古いものへ遡及して記入する。

「備考」特殊技能、転退職の理由等を記入する。

結婚、交友関係、思想、信仰、団体参加の有無、対社会感情等社会生活における事項を記入する。

それぞれ実施した結果を記入する。

本人に関するすべての情報分析の結論として樹立せられた本人に最も適する職業更正計画を記入する。

「その他」授産所、共同作業所、内職等を記入する。

本人の身上関係、個性、身体状況、補導成績等あらゆる観点から観察した総合所見を記入する。

「総合所見」

「訓練成績の評定」

訓練成績の評定要領については別項のとおりである。

る。

「修了後の就職状況」 「収入」月収を記入する。

「通勤住込の別」通勤住込の何れかを記入する。

「所在地」は「現住所」欄に変更の都度転記するものとする。

(C) 身体能力調査票

身体能力の調査は医師による身体検査の結果又は臨床情報の資料に基いて記入されることが望ましいが本調査票の確かな記入によって補導種目の身体的要件と照合して本人の身体能力の適合性を定めることは必要なことである。

「一般的注意」

判定の書き方は各項目及び各細目について普通人に比べて殆んど同じ場合には◎、大体できる場合には○、やつとできる場合には△、できない場合には×印をもって記入し、義肢補装具をつけているものは、それをつけたところの能力で判定する。

但し備考欄に注記してある動作についてはそれに従って記入する。

各項目の説明は次のとおりである。

「歩く」 前進することを意味し、歩行、横歩き、うしろ歩きは含まない。

「跳ぶ」 足と脚の筋肉作用により上下または水平に体を空中に浮かす。

「走る」 走る動作、歩行するのを含まない。

「平衡をとる」 狭いところ、滑りやすいところ、高所等から落ちぬように身体の平均を保ちながらその上を歩き、立ち、またははしる。

「登る」 梯子、階段、足場、柱、綱等を手、腕、脚、足等を適時に使って昇り降りする。

「はう」 手と膝、手と足を使い身体を地面につけたまま移動する。

「立つ」 静止して真直に立った姿勢。

「身体をまわす」 立っている状態又は座ったり腰かけたりしている静止状態から部分的に身体を横、後方に廻す。

「かがむ」 膝をのばしたまま腰のところまで脊椎を曲げ、下前方に上半身を曲げる。

「うづくまる」 膝と脊椎を曲げて低い姿勢をとり、下前取に身体を曲げる。

「かがむ」と「うづくまる」は混同しやすいから特に注意しなければならぬ。

「ひざまづく」 脚を膝のところまで曲げ、片膝又は両膝で座る。
「腰かける」 脚を膝のところまで曲げ、腰掛、椅子などに座る。
臀部の上に上体を置いた姿勢。

「手をのばす」 手と腕を凡ての方向につき出す。
「持ちあげる」 対象物のある水準から他の水準へ上げたり下げたりする。上方に引張るのを含む。

「運ぶ」 対象物を移動する。手と腕で運ぶほか天びん、運搬車など機械補助具を使って行う動作を含む。

「投げる」 手と腕、又は多少機械補助具を使い主として手と腕と筋力によって対象物を投げる。

「押す」 対象物に力を働かせ例えば平手打ち、打つ、蹴るなどしてその対象の力点から向うに動かす。

「引く」 ペダルを踏む作用はこれに含む。
対象物に力を働かせ力点に向って動かす。

「手を使う」 片手又は両手で把える。持つ、握る、廻す、又はその他の動きをする。但し指を使うとは区別しなければならぬ。

「指を使う」 指でむしり、ひねり、廻す、又はその他の動きをする。物を持つ場合のように手、又は腕全体を使用するのではなく、五指の動作をいう。

「なでる」 大きさ、形、温度、または構造のような対象の状態を皮膚の感覚によって知覚する。

「打つ」 主として指先、手のひらによる。
片手又は両手で対象物に力を加えるいわゆるたたく動作をいう。

「話す」 しかし対象物は移動しない点において「押す」動作と異なる。
言葉によって意志を表現し交換する。

「聞く」 耳によって音の性質を知覚する。例えば機械の異常音をききわけるようなことである。

「見る」 視力によって対象の性質を知覚する。

(D) 健康管理票

「氏名」 男女の何れかを○で囲む。

「生年月日」 明治、大正、昭和の何れかを○で囲む。

「既往症」 身体障害の原因となった以外の傷病について傷病名、罹患期

間、療養経過等について詳細に記入する。
「身体障害の概要」 補導生補導記録（本票）の該当欄に準じて詳細に記入する。

「疾病の概要」 「療養経過」 受傷又は発病後の医療、物資その他の療養経過について詳細に記入する。

「人工補装装着の状況」 装着の有無、補装具の種類、及び名称、現在装着している補装具の適否、並びに爾後装着又は改造の要否その他について詳細に記入する。

「身体状況」 各項目について記入するほか必要なものについては空欄を利用して記入する。

「レントゲン所見」 直接、間接、透視の何れかを○で囲み必要がある場合は所見を空白の部分に記入する。

「体重測定」 中央の太線を一〇キログラム単位の本人の体重の最近似値とし、上下に各々一〇キログラムの中を持たせた数字を左の空白部分に記入し毎月の測定値をグラフによって記入する。

「医学的諸検査」 実施した諸検査について種類、実施年月日、結果を記入する。

喀痰検査については塗抹、栽培、集菌等を括弧書きする。

「補助紙」

(イ) この記録は補助紙を最大限に活用することによってその真価を發揮するとい

っても過言ではなく、従って補導生に関するすべての動静は最大もらさず記入するよう心掛けなければならない。記述するにあたって案外軽意に考え、

記述の要なしと放置したようなことが将来種々の問題を起す緒口ともなる

場合が往々にしてあるので、記述の巧拙にこだわることなくしかも問題の要

点を見失うことのないよう克明にありのままを記述するよう特に注意しなければならぬ。

(ロ) 記述はできるだけ簡潔を旨とし物語式に記述すること。

(ハ) 補助紙を追加する場合には上部括弧欄に分類項目、番号及び氏名を、又下部横線には本票の頁数と補助紙の頁数を記入する。

(ニ) 補導生補導記録（本票）に追加される補助紙は次の四に分類して使用する

1)。

1. 訓練記録
2. 生活指導記録
3. 修了後の記録
4. その他

『神綴り』

昭和二十九年六月一日

〔五―二―四二〕労働部長より各職業補導所長宛（二九職補第一〇二号）

神奈川県職業補導所補導生の災害補償について

職業補導所補導生の災害防止については各所とも鋭意配慮され、その発生率は極めて低位にあるが、全国的には相当の件数に上がっている現状にある。

よってこれら不測の災害に対処し、補導生の保護を図ることは、職業補導事業の適正な運営を図る上に極めて緊要とされるところであり、かねて労働省の指示に基づき、補導生に対する災害補償制度を設くべく準備のところ、今般別紙のとおり支給要綱を作成したので、今後、補導生の訓練上の災害についてはこれにより処置されると共に災害の防止については倍旧の配慮をいたされたい。

おつて、補導生の災害はすべてこの要綱によつて処置されることとなり、従来
の嘱託医制度は大部分その意義を失うこととなるので、これを廃止することといたしたく、ご諒知願いたい。

神奈川県職業補導所補導生災害補償実施要綱

第一 目的

神奈川県職業補導所の補導生が訓練上の事由によつて負傷、廃疾、死亡等の災害を受けた場合これを補償し、職業補導事業の円滑なる運営を期することを目的とする。

第二 定義

この要綱で災害補償とは補導生の訓練上の事由による負傷、廃疾、（疾病を除く）及び死亡に対し、金銭を支給し、その損害を償い又は慰謝すること
をいう。

この要綱で補導生とは神奈川県総合職業補導所、神奈川県公共職業補導所
及び神奈川県身体障害者公共職業補導所（以下職業補導所という）に在籍

する補導生をいう。

但し、災害補償を受けている者がその中途において修了又は退所したときは災害補償の終了するまで補導生と看做す。

この要綱で訓練とは職業に関する知識、技能の補導を目的とした訓練計画に基づき実施される学習・見学及び実習と補導生の生活態度の向上を図ることを目的として職業補導所長、指導員、その他補導生の指導監督に当たる者の監督の下に行われる生活指導をいう。

第三 適用の範囲

災害補償は補導生が訓練上の自由により災害を受けた場合に適用する。但し、災害の程度が公共職業補導所備付けの救急薬品で治療できる程度の軽微なものについてはこれを摘要しない。

第四 補償の種類

災害補償の種類は次のとおりとする。

- 1 療養補償
- 2 障害慰謝
- 3 打切補償
- 4 葬祭料

第五 療養補償

療養補償は補導生が訓練上の事由により負傷した場合に行う。
療養補償の範囲は次に掲げるものとする。但し第4号以下については、それが止むを得ないものと認められる場合に限り補償する。

- 1 診療費
- 2 薬材又は治療材料費
- 3 処置料、手術料その他の治療費
- 4 病院又は診療所への収容に要した費用
- 5 看護に要した費用

療養補償の額は原則として療養に必要と認められる費用の全額とする。但し、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号「健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の算定方法」に準拠して算定した額（以下社会保険診療報酬額という）を超えないものとする。

補導生が療養中死亡した場合、療養補償費は本人の配偶者、子、本人と生計を一にする者にして葬祭を行う者の順位に従い支給する。

第六 障害慰謝

障害慰謝は補導生が訓練上の事由により負傷し、それが治癒した時に別表に定める程度の身体障害が残存する場合に行う。但し、第七に定める打切補償を受けた者に対しは行わない。

障害慰謝の金額は別表の障害等級表による額とする。

別表に定める程度の障害が二つ以上ある場合は重度の等級によることとし、既に身体に障害のある者が同一部位に障害の程度と加重したときはその障害慰謝に相当する額から従前の障害に应ずる額を差し引いた額を支給するものとする。

補導生が故意又は自己の重大な過失により災害を受けた場合は知事の認定により障害慰謝を行わないことがある。

第七 打切補償

打切補償は療養補償を受けている補導生が療養開始後六ヶ月を経過するも治癒しないときに行う。但し、知事が現在の症状・治癒の見込み等を勘案し療養補償の打切を不当と認めたときは打切補償を行わない。

打切補償の額は二万円以内とする。

第八 葬祭料

葬祭料は補導生が訓練上の事由により災害を受け、死亡した場合にその葬祭を行う者に対し支給する。但し、第七の打切補償を受けた者が死亡した場合はこれを支給しない。葬祭料の額は二万円とする。

第九 災害補償の時期

災害補償は療養補償にあつては療養の終わった時、又は災害発生の時より三十日毎に行い、その他の補償については補償すべき事実の発生した時に行うものとする。災害補償は補償すべき事実の発生した日から三ヶ月を経過した場合はこれを行わない。

第一〇 災害補償の手続き

療養補助、障害慰謝、打切補償を受けようとする者はそれぞれ様式第一号及び第二号に定める知事あての請求書に診療担当医の証明又は認定を受け、之を当該職業補導所長に提出するものとする。

葬祭料の支給を受けようとする者は様式第三号に定める知事あての請求書

に死亡診断書、検死調書、火葬許可書、その他補導生の死亡を証明する書類又はその写しを添付し、当該職業補導所長に提出するものとする。

職業補導所長は請求書の提出を受けたときは請求書に所定の証明又は意見を付し、請求書受領後七日以内に知事あてに提出するものとする。

知事は災害補償の請求を受けたときはこれを審査し、補償の有無並びに補償額を決定して請求者に示達すると共に職業補導所をして支給手続きをとらしめるものとする。災害補償の請求書は知事の決定に対し、異議あるときは知事に対し再審査を求めることが出来る。再審査請求の期限は、補償の通知を受けた日から一ヶ月以内とする。

第一一 災害補償の制限

災害補償は他の法令によつて補償を受け又は補償を受け得るべき場合及び加害者たる第三者が損害賠償を行った場合はその分についての補償を行わないものとする。

災害補償を受くべき権利はこれを他人に譲渡し得ないものとする。

第一二 災害補償審査会

補導生の災害原因の認定、補償額の査定、その他この要綱実施に伴つて生ずる紛議の審査、或いは知事の諮問に答えるため災害補償審査会を設ける。

審査会は労働部長、職業補導課長、職業補導所長(三名)及び学識経験者(二名)計七名を以つて構成し、必要の都度知事が召集する。

第一三 其の他

この要綱は昭和三〇年七月一日より実施する。

この要綱実施について必要な事項については別に定める。

備考

- 1 災害の原因及び発生の状況はなるべく詳細に記載すること。
- 2 様式中該当しない文字は斜線を引くこと。
- 3 「入院料」「看護料」「移送費」については、それを必要とした理由や費用の領収書及び明細書添付すること。
- 4 「上記以外の療養費」については他の医師等につき療養した費用を記載し、その理由と費用の領収書及びその内訳を添付すること。

補導生療養補償請求書

(同一疾病
について)

第 回

公共職業補導所長の証明	所属	科 期	氏名		生年月日	年 月 日(満 才)					
	傷病発生の年月日時		年 月 日 時頃		負傷の場所						
	災害の原因及び発生状況										
上記のとおり相違ないことを証明します 年 月 日 公共職業補導所長氏名 ㊟											
医師の証明	傷病名					傷病の部位					
	傷病の経過の概要		年 月 日 治癒、死亡、転医、継続中								
	療養の内容		期間 年 月 日から 年 月 日まで診療日数 日間			他の法令による療養の有無		有 無 法令名()			
	療養の内訳	種別							点数	金額	
		初診	年月日								
		往診	距離片道 科	昼間 回、夜間 回、暴風雨 回、診療1時間をこえた場合 回							
		内服薬	水薬 日分、散薬 日分、其他 剤、授与 日分								
			特殊薬	薬名		1日分使用量		瓶	日分		
		外用薬	薬名		1剤 cc 剤分		薬名		1剤 cc 剤分		
			検査料		検査名	検査 回	検査 回				
		注射料	レントゲン	透視 回		撮影 枚(使用フィルム 切)					
			品 名		濃 度	容 量		数 量			
					%	cc		回			
		処置料	処置名		処置 回		処置 回				
			手術料		手術名		手術 年 月 日施行				
その他											
入院科		自 年 月 日至 年 月 日間				給食の有無		有 無			
理学的療養	療法名		回 療法名		回						
合 計											
上記の事項は事実と相違なく又、療養費を領収した事を証明します											
年 月 日		病院又は診療所の所在地			名称			職氏名 ㊟			
看護科	自 年 月 日至 年 月 日間(看護婦の資格)										
移送科	から		まで 片道、往復		料		回				
上記以外の療養費(内訳、別紙、領収書)							枚のとおり)				
合 計											
上記のとおり療養補償を請求します											
年 月 日		請求者住所			氏名			㊟			
神奈川県知事				殿							

補導生 障害 打切 補償請求書

様式第二号

公共職業補導所長の証明	所 属	科 期	氏 名	生年月日	年 月 日 (満 才)	
	傷病発生の年月日時		年 月 日 時頃	負傷の場所		
	災害の原因及び発生の状況					
	所 見					
	上記の通り相違ないことを証明します。 年 月 日 公共職業補導所長名 印					
	療養開始 年 月 日	年 月 日	傷病の治癒した年月日	年 月 日		
	傷 病 名		障 害 の 部 位			
	障害状態又は現在	(図 解)				
	(打切補償の詳細の場合)					
上記の通りであるものと認めます。 年 月 日 病院又は診療所 所在地 年 月 日 名 称 職 氏名 印						
障害補償	現在の障害等級		既往の障害等級		支給額	
打切補償	療 養 期 間		診療開始 年 月 日より 月 間 経 過			
	打切を必要とする理由					

上記の通り 障害 打切 補償を請求します。

年 月 日 請求者 住 所 氏 名 印

神奈川県知事 内山岩太郎殿

備考

- 1 補導所長「所見」欄は障害程度又は打切を必要とする理由についての所見を記載すること。
- 2 「障害状態又現症の詳細」については記載欄が不足するときは敵宜補助紙を用いること。障害が外部か明らかに認められない時は、レントゲンフィルム又は写真等を添付する。
- 3 様式中該当しない欄及び文字は斜線に引くこと。

様式第三号

補導生災害補償葬祭料請求書

所属	科 期	死亡補導生氏名	年月日	年 月 日
負傷年月日	年 月 日	死 亡 年 月 日	年 月 日	年 月 日
災害の原因 及び 発生状況	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 公共職業補導所長名 ㊟			
葬祭料を受けるべき 者と死亡者との続柄	葬祭料を受けるべき 者と死亡者との続柄		葬祭料を受けるべき 者と死亡者との関係	

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者の住所

請求者の氏名

㊟

神奈川県知事

内山岩太郎殿

備考

- 1 本請求書には補導生の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他補導生の死亡を記する書類又は写しを添付すること。
- 2 災害の原因及び発生状況はできるだけ詳細に記載すること。
- 3 様式中該当のない文字は斜線を引くこと。

別表 身体障害 等級表

等級	金額(円)	身体障害
第一級	二万円	一、両目が失明したもの 二、咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三、精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五、半身不随となったもの 六、両上肢を肘関節以上で失ったもの 七、両上肢の用を全廃したもの 八、両下肢を膝関節以上で失ったもの 九、両下肢の用を全廃したもの
第二級	一万八千円	一、一目が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二、両目の視力が〇・〇二以下になったもの 三、両上肢を腕関節以上で失ったもの 四、両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	一万六千円	一、一目が失明し他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二、咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三、精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五、十指を失ったもの
第四級	一万四千円	一、両目の視力が〇・〇六以下になったもの 二、咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三、鼓膜の全部の欠損その他に因り両耳を全く聾したもの 四、一上肢を肘関節以上で失ったもの 五、一下肢を膝関節以上で失ったもの 六、十指の用を全廃したもの 七、両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	一万二千円	一、一目が失明し他眼の視力が〇・一以下になったもの 二、一上肢を腕関節以上で失ったもの 三、一下肢を足関節以上で失ったもの 四、一上肢の用を全廃したもの

第六級	一万円	一、両目の視力が〇・一以下になったもの 二、咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三、鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 四、脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの 五、一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六、一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
第七級	九千円	一、一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になったもの 二、鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話し声を解することができないもの 三、精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 四、胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 五、一手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を併せ三指以上を失ったもの 六、一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廃したもの 七、一足をリスフラン関節以上で失ったもの 八、十趾の用を廃したもの 九、女子の外貌に著しい醜状をのこすもの 一〇、両側の睾丸を失ったもの
第八級	八千円	一、一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二、脊柱に運動障害を残すもの 三、神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 四、一手の拇指を併せ二指を失ったもの 五、一手の拇指及び示指若しくは示指を併せ三指以上の用を廃したもの 六、一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七、一上肢の三大関節中一関節の用を廃したもの 八、一下肢の三大関節中一関節の用を廃したもの 九、一上肢に仮関節を残すもの

第十一級	五千円	<ul style="list-style-type: none"> 一、 両目の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二、 両目の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 三、 一眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 四、 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル
第九級	七千円	<ul style="list-style-type: none"> 一〇、 一下肢に仮関節を残すもの 一一、 一足の五趾を失ったもの 一二、 脾臓又は一側の臓器を失ったもの 一、 両目の視力が〇・六以下になったもの 二、 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三、 両目に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四、 両岸の眼瞼に著しい欠損を残すもの 五、 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六、 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七、 鼓膜の全部の欠損その他により一耳を全く聾したのもの 八、 一手の拇指を失ったもの示指を併せ二指を失ったもの又は拇指及び示指以外の三指を失ったもの 九、 一手の拇指を併せ二指の用を廃したものと 一〇、 一足の第一趾を併せ二趾以上を失ったもの 一一、 一足の五趾の用を廃したもの 一二、 生殖器に著しい障害を残すもの
第一〇級	六千円	<ul style="list-style-type: none"> 一、 一眼の視力が〇・一以下になったもの 二、 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 三、 十四歯以上に歯科補綴を加えたもの 四、 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 五、 一手の示指又は拇指及び示指以外の二指を失ったもの 六、 一手の拇指の用を廃したものと示指を併せ二指の用を廃したものと又は拇指及び示指以外の三指の用を廃したもの 七、 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八、 一足の第一趾又は四趾を失ったもの 九、 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇、 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第十二級	四千円	<ul style="list-style-type: none"> 一、 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害をのこすもの 二、 一眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 三、 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四、 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五、 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨、又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの 六、 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七、 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八、 長管骨に畸形を残すもの 九、 一手の中指又は環指の用を廃したもの 一〇、 一足の第二趾を失ったもの、第二趾を併せ二趾を失ったもの又は第三趾以下の三趾を失ったもの 一一、 一足の第一趾又は他の四趾の用を廃したもの 一二、 局部に頑固な神経症を残すもの 一三、 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 一四、 女子の外貌に醜状を残すもの
第十三級	三千円	<ul style="list-style-type: none"> 一、 一眼の視力が〇・六以下になったもの 二、 眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三、 両目の眼瞼の一部に欠損を残し睫毛を残すもの 四、 一手の外指を失ったもの 五、 一手の拇指の指骨の一部を失ったもの 六、 一手の示指の指骨の一部を失ったもの 七、 一手の示指の未関節を屈伸することができなくなったもの 八、 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九、 一足の第三趾以下の二趾又は二趾を併せ二趾の用を廃したもの 一〇、 一足の第二趾の用を廃したもの、第二趾を併せ二趾の用を廃した

第一四級 二千元	もの、又は第三趾以下の三趾の用を廃したものの、又は第三趾以下の三趾の用を廃したもの
	一、 一眼の眼瞼の一部に欠損を残し睫毛を残すもの 二、 三齒以上に対し齒科補綴を加えたもの 三、 上齒の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 四、 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 五、 一手の小指の用を廃したもの 六、 一手の拇指及び示指以外の指骨の一部を失ったもの 七、 一手の拇指及び示指以外の指の未関節を屈伸することができなくなったもの 八、 一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの 九、 局部に神経症を残すもの 一〇、 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一、 視力の測定は万国式視試力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二、 指を失ったものとは拇指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 三、 指の用を廃したものと指の未関節を半分以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（拇指にあつては関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四、 趾を失ったものとはその全部を失ったものをいう。
- 五、 趾の用を廃したものと第一趾は未関節の半分以上、その他の趾は未関節以上を失ったもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一にあつては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 『神類集』

昭和二十九年七月八日

〔五―二―四三〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第二二〇号一）

公共職業補導所補導生の災害補償について

昭和二十九年六月三日二九職補第一〇二号により、貴県労働部長から本省職業補導課長あてに照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

一、「定義」の項について

問・ 負傷に起因する疾病は補償の対象としないのか。

答・ 例えば、胸部の強打によって肺炎を誘発した場合、負傷部位に細菌が附着してほかの疾病が付着した場合等

問・ 疾病は補償の対象としない。

二、「適用の範囲」の項について

問・ 「訓練」には生活指導が含まれるか。

答・ 例えば機械器具の手入れ、掃除、場内の清掃規律保持のための週番制実施朝礼等直接訓練に関係なく、補導生の躰面の指導を目的として行われる作業又は職務の遂行。

問・ 補導所長又は指導員等補導生の指導監督に当たる者の監督のもとに、技能訓練の一環として行われる生活指導は含まれるか。

答・ 直接訓練に起因する事故の外単に訓練中に起こった事故も「訓練上の事由」に含まれるか。

問・ 例えば、実習中に天井が落ちたとか、見学旅行の途次自動車事故により負傷した場合。

答・ 例示の前の場合は含まれる。後段については、技能訓練の目的で工場事業場等を見学する場合の事故は含まれる。

（此の場合「旅行」という程の遠方に出かけることは好ましくないから、念のため。）

問1. 災害発生の原因のうち左の次のうちいずれを適用範囲とするか。

- (イ) 補導所側の責任に帰すべき理由によって発生した場合
- (ロ) 補導生側の責任に帰すべき理由によって発生した場合
- (ハ) 第三者の側の責任に帰すべき理由により発生した場合
- (三) 天災に起因する場合

2. 又、補導生の故意又は過失について「基準五」の障害慰謝についての制限規定を設けている理由如何。

答1. 訓練中の災害についてはすべて適用される。但し、(ハ)の場合については補償て、加害者たる第三者が損害賠償を行ったときは、その分については補償

しないことができる。

2. 「慰謝料」であるという性質上制限を設けたものである。

問・適用の範囲は、補導種目に関係なく全種目適用されるか。

答・全種目適用される。

問1. 補償は補導生の身分に関係なく行われるか。

例えば、療養費は修了後も引続き支給し修了後において在所中の災害に起因して発病又は死亡した場合も療養費の補償障害慰謝、葬祭費の支給を行ってよいか。

2. 又右に関し補償の期限を設ける必要があれば、どの程度の期限が必要か。

答・補導生の災害補償であるので補導生でなくなった以後に発生した災害については、補償の限りではない。但し、補導生として在所中に負傷し、療養中に補導生でなくなった場合（修了、中途退所を問わず）は、その負傷が治るまでは引続き療養補償の支給を行うとともに、その結果その者につき障害、死亡等の事実があった場合は、障害慰謝料、葬祭料の支給を行うものとする。

三、「療養補償」の項について

問・療養費の支給に代えて診療医を指定し、療養の給付を行ってもさしつかえないか。

答・療養の給付を行うことは適当でない。但し、適切な療養がなされるよう十分な配慮の上で、診療医を指定することはさしつかえない。

問・健康保険被扶養者等他の法令による補償と重複する場合、重複額については支給しなくてよいか。

答・御見解のとおり。

四、「障害慰謝」の項について

問・障害等級の繰上げは行わないか。

答・労災保険法施行規則第六条に規定するような障害等級の繰上げは行わない。

五、「打切補償」の項について

問・打切補償を行うことができる場合とは、どんな場合を指すか。

答・療養開始後半ケ年を経過しても負傷が治らず、なお療養が長期にわたると認められる場合を指す。従って、療養半ケ年経過しても、あと僅少な治療費の支給によって治る見込のあるものについては、適用しない方が適當である。

問・打切補償後における身体障害の発生死亡等については補償しなくてよいか。

答・打切り補償後の災害については補償しない。

『神綴り』

昭和二十九年七月九日

〔五―二―四四〕労働省労働基準局長より各都道府県労働基準局長宛（基発第三八五号）

公共職業補導所修了生の技能者養成認可について

技能者養成規程第十五條第三項の規定による公共職業補導所修了生の技能者養成の認可にあたっては、特に左記に留意し技能者養成と職業補導との連携措置の実施運用に遺憾なきを期せられたい。

記

一、技能者養成規程第十五條第二項に規定する「その者の受けた職業訓練の種目がその者の習得する技能の職種にかゝるものであるとき」とは「公共職業補導所で受けた職業訓練種目と同様の内容を有する職種の技能者養成を行う場合に於ては」の意であること。養成職種と同様の内容を有する職業補導種目は別表の通りであり、同表補導種目欄に掲げる補導種目について職業補導を受けた者を同表職種欄に掲げる職種の技能養成工とする場合、教習事項の一部除外が認められるものであること。

二、技能者養成規程第十五條第二項に規定する「その者の受けた職業訓練の課程に相当する教習事項を除いて教習事項を定めることが出来る」とは、「教習事項の基準に準拠して定めるべき教習事項中から職業訓練においてうけた課程に相当する部分を除外して教習事項を定めることができる」との意であり、職業補導所一年の課程の修了生についての教習事項の制定に当っては、次の範囲において教習事項の一部除外が認められるものであること。

- (一) 教習年度 第一教習年度
 - (二) 教習時間 第一教習年度に属すべき教習時間
 - (三) 社会科及び体育 第一教習年度における社会科及び体育
 - (四) 関連学科及び実技 今回の職業補導との連携措置に応じ、職業補導課程の内容に対しても、教習事項に関連づける為に必要な調整が加えられる予定であるが、補導課程の改訂が行われる迄の間は、別表に定められるところによること。
- 三、職業補導種目 竹細工、鋳造、鍍金、電工、塗装、製紙及びオフセット印刷はそれぞれ養成職種編組工、鋳物工、メッキ工、電路工、機械塗装工又は塗装工、製紙工及び印刷工に当たるものと考えられるが、現在全国的な標準を定めた職業補導課程基準が未定であるので、これら職種についての技能者養成の認可の申請があった場合には追って通牒するまで技能者養成認可申請書の寫及び参考書類を添付の上、そのつど稟伺すること。
- 四、補導期間一ヶ年以外の課程の修了生についての技能者養成の認可の申請があった場合も、三の場合と同様に取扱うこと。
- 五、第十五條第三項の規定による認可に基いて使用する公共職業補導所の修了生は、出席率八〇%以上の者に限ること、し、技能者養成認可申請書備考欄にその旨を記載させること。

別表

職種	職業補導種目	除くことができる教習科目	
		実	技
彫金工	彫金科彫金 専修	工業数学 物理及び化学 実用外国語 意匠図案のうち図案	工具製作法 工具使用法
鑄金工	銅器科鑄金 専修	工業数学 物理及び化学 実用外国語 意匠図案のうち図案	工具製作法

陶工	陶磁器科	窯業学大意 陶磁器製作法 意匠図案のうち図案	成型専修者には成型法 焼成専修者には焼成法 絵付専修者には絵付法
漆工	漆器科	漆器製作法のうち漆塗、加飾 意匠図案のうち模様、漆器、図案 色彩と配色 被服科学のうち衣類整理 実用外国語	塗及び加飾基本実習の基本業 ミシン及び使用法 基本製図基礎縫 採寸法
洋服工	洋裁科	被服科学のうち衣類整理 工業数学 物理及び化学 機械工作法	ミシン及び使用法 基本製図採寸法 工業器具使用法 火造基本作業 熱処理基本作業 火床基本作業
鍛工	鍛造科	金属材料のうち鉄鋼の熱処理 製図 工業数学 物理及び化学 実用外国語 製図のうち基本図法	工業数学 物理及び化学 実用外国語 製図のうち基本図法 金属材料のうち熱処理法 非金属材料 機械工作法のうち板金加工
板金工	板金科	工業数学 物理及び化学 実用外国語 金属材料のうち鉄鋼の熱処理 非金属材料 機械工作法のうち板金加工	工業数学 物理及び化学 実用外国語 金属材料のうち熱処理法 非金属材料 機械工作法のうち板金加工

時計工	電気製図工	電気組立工	ガス溶接工	電弧溶接工
時計修理科	製図科	科 電気器具修理	溶接科	溶接科
計測機器のうち時計 实用外国語 物理 工業数学 機械工作法のうち時計修理法	電気製図のうち基本図法 材料 機械工学大意 实用外国語 工業数学	電気機械器具のうち電気機械電力 応用 製図のうち基本図法 工業数学 物理及び化学 電気理論	取扱法、電弧溶接法 金属材料のうち鉄及び鋼の通性 鉄鋼の熱処理 製図のうち基本図法 工業数学 物理及び化学 实用外国語 溶接法のうちガス溶接機の	实用外国語 溶接法のうち電弧溶接機の 取扱法、ガス溶接法 金属材料のうち鉄及び鋼の 通性 鉄鋼の熱処理 製図のうち基本図法 工業数学
工具使用法	直線、曲線、円の墨入れ 文学、数学の書き方 製図用具使用法	巻線絶縁作業 工具器具使用法 仕上基本作業	各種切断基本作業 板棒の溶接と吹管の運行 法	工具器具使用法 溶接各種運行法 切断基本作業

工 内燃自動車	船大工	機械製図工	内燃機関 組立工	仕上工	機械工
自動車整備科	木船科	製図科	科 内燃機関修理	仕上科 専修 機械科仕上	専修 機械科旋盤 旋盤科
自動車工学 实用外国語 工業数学	製図のうち基本図法 实用外国語 物理 工業数学	機械製図のうち基本図法及び基本 材料 機械工作法 工業数学 实用外国語 機械設計法	非金属の通性 材料のうち鉄と鋼の通性 内燃機関 機械工作法のうち内燃機関修理法 实用外国語 物理 工業数学	製図のうち基本図法 機械工学大意 工業数学 实用外国語 機械工学大意	工業数学 实用外国語 機械工作法のうち時計修理法 製図のうち基本図法 機械工学大意
洗じょう 工具器具使用法 計測 仕上基本作業 火造り基本作業	木工具製作法及び使用法	製図用具使用法 文字、数学の書き方 直線、曲線、円の墨入れ 機械要素の写図	計測及びケガキ 仕上基本作業 工具使用法	計測及びケガキ 仕上基本作業 火造り基本作業 工具使用法	工具使用法 計測及びケガキ 仕上基本作業 各種工作機械基本作業の うち旋盤基本作業

石工	左官	家具工	建具工	大工	
石材加工科	左官科	木工科	木工科	建築科	
工業数学 物理及び化学 材料 工作法のうち大割、仕上	工業数学 施工法のうち基礎工作法 材料のうちモルタル、セメント、 タイル、つた 上塗壁剤	工業数学 物理及び化学 工作法のうち木工具木工機械 材料のうち木材、金属、各種接着 剤 設計及び製図のうち基本製図	工業数学 物理及び化学 工作法のうち木工具 木工機械 材料 製図のうち基本製図	工業数学 物理及び化学 実用外国語 設計及び製図のうち基本製図 建設工学大意のうち建設設計及び 建設法規 建築構造学	工業数学 物理及び化学 架設工事 型わく講じ 遺型墨出
工具器具使用法 計測及び墨出 石割基本作業 石材加工基本作業	工具器具使用法 測量墨出	木地作業のうち機械工具 使用法 木地基本作業 組立作業	機械工具使用法 組立基本作業	溶接基本作業 板金基本作業 塗装及び内張作業のうち 塗装作業	

印刷工	製靴科	くつ工		
活版印刷科	工業数学 物理及び化学 くつ製造法のうち基本製甲 工作法及び基底付工作方	製靴科	印刷法のうち活版印刷法	機械工具及び火薬取扱 製図のうち基本製図
製版印刷大意 製版法のうち活版印刷法	工業数学 物理及び化学 くつ製造法のうち基本製甲 工作法及び基底付工作方	工業数学 物理及び化学 くつ製造法のうち基本製甲 工作法及び基底付工作方	印刷法のうち活版印刷法	工具器具使用法 各種印刷機械 基本作業のうち活版印 刷機械基本作業 各種製版機械基本作業 のうち活版印刷用製版 機械基本作業

『神綴り』

昭和二十九年七月十七日

〔五―二―四五〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第四一三号）
技能者養成制度との連携に伴う職業補導事業の運営について

今般技能者養成規程が改正せられ、技能者養成制度と職業補導事業との連携の緊密化が促進されることになり、本年六月二十九日その施行通達（別紙寫）が発せられこれに附随して職業安定局長及び労働基準局長連名による「技能者養成と職業補導との提携協力について」の通達及び労働基準局長名による「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」（別紙職発第四二号通達に添付）の両通達が施行されたのである。従って今後は右通達の趣旨に基き職業訓練計画に関し、職業安定機関は労働基準監督機関と常に緊密なる協力体制を維持しなければならないが、その実施について特に左記諸点に留意せられるようお願いする。

記

一、技能者養成規程第一五条改正の趣旨は、総合的職業訓練計画の確立という見地から必要な範囲において連携を図る道を開いたものであって、両制度の本質的な性格については、従来と異なるものではないこと。

二、改正規程第一五条第二項は同条第一項と異り、習得した課程を免除すること

を義務づける趣旨ではなく免除することができるという意味であるが、職業安定所長は補導所修了生を技能養成工として、就職あつ旋する際は今回の改正の趣旨にかんがみなるべく同条同項の制度を認識活用するよう事業場に対して勸奨すべきこと。

三、公共職業補導所修了後技能養成工に採用された者の技能水準が、他の養成工に比して低く、そのため事業場の技能者養成に支障を来すことのないよう、今後とも一層補導の質的向上のために努力すべきこと。

四、職業補導施設の貸与については次のように措置すること。

① あくまでも本来の職業補導事業にさしつかえないように配慮すること。

② 技能者養成に対して職業補導所の施設を利用させるのは、主として学科及び必要あるときは基本実習を習得する場合とし、応用実習は事業場内で実施させることを原則とする事。

③ 施設管理上必要な事項については労働基準監督機関と協議のうえ、事前に詳細、且つ、具体的に規定しておくべきであるが、技能者養成のために使用する原材料、光熱水料等については、当然当該事業場または共同養成対に負担させるものとする事。

五、補導所修了生を技能者養成に編入する場合に免除し得る科目については、「公共職業補導所修了生の技能者養成認可について」の通達に詳細に明示されるところであるが、この実施にあたっては補導教程についても再検討のうえ、必要がある場合はその改訂を行い、調整を図る予定であること。

六、補導所修了生を技能者養成に編入する場合教習事項から免除し得る学科のうち「安全作業法」が除外されているが、これはケースワークとして、当然他の実習の中に含まれて習得したものとみなされるから、「除くことができる教習科目」に附随して習得した分については省略してさしつかえもないこと。

七、応用実習については、洋裁の服飾手芸を除いて何れの科目も教習事項から免除しえないことになっているが、これは技能者養成制度の性質上、応用実習はそれぞれの事業場の特色をいかして実施すべきものであるという趣旨で免除から除外されたものであること。

別紙

基発第三五五号

昭和二九年六月二十九日

労働基準局長 殿

労働基準法施行規則の一部を改正する省令、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程等の施行について（抜）

労働省労働基準局長

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和二九年労働省令第十二号）、女子年少者労働基準規則（昭和二九年労働省令第十三号）及び技能者養成規程（昭和二九年労働省令第十四号）は、昭和二九年六月十九日に公布され、技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令（昭和二九年労働省令第十五号）、教習事項の基準（昭和二九年労働省令第三十一号）、及び技能者養成指導員の検定の学科及び実技（昭和二九年労働省令第三十二号）とともに同年七月一日から施行されることとなった。

今回の改正は、行政事務の簡素化と法令の体系の整備との見地から労働基準法に基く諸規則について、法律に根拠が薄弱と認められる規定の廃止、許可、認可、届出、報告等の手続の簡素化、現下のわが国の経済社会の実情、特に中小企業に過重な負担をおわせていると認められる規定の改正、啓蒙的な規定の廃止等を中心として全面的に再検討を加え、かつ改正に当っては、労働条件の国際的水準を下廻らないこと及び労働者の身体生命に危害を及ぼすおそれのある安全衛生に関する基準を定めた規定は改正しないことを基本的方針として行われたものであって、労働基準法の精神とこれによって定められた労働条件の基準は、この改正によっても毫も変改を加えられるものではなく、従ってまた労働者の実質的労働条件の低下をきたすものでないことは、いうまでもないところである。

労働基準法及び改正三規則の運営に当っては、右に述べた今回の改正の趣旨を十分に理解し、部内は勿論、労使一般に周知徹底させるとともに次の諸点に留意して、労働基準行政の円滑な運営を図るよう努力されたい。

第三 技能者養成規程関係

二、第四条関係

(一) 技能者養成指導員資格認定基準は廃止され、別表第二として、技能者養成規程中に挿入されたが、その内容の中改正されたのは、次の諸点であること。

1. 技能者養成の課程を修了した者について、その必要経験年数を「その修了時に勤務する事業場」におけるものに限っていた従来の制限をとる一方、必要経験年数を四年に延長したこと。（第四号）

2. 短期大学卒業者に指導員資格を認めたこと。（第八号）

3. 旧制大学及び旧制専門学校卒業者と新制大学卒業者の必要経年数を同一にしたこと。(第九号)

4. 公共職業補導所その他の労働大臣が指定する施設の指導員に指導員資格を認めたこと。

5. 認定基準第十号を削除したこと。

八、第十五条関係

(一) 第二項は、今回の改正の主要点である職業安定法による公共職業補導所を行う職業補導との連携を図る為に新たに設けられたものであって、職業補導と技能者養成とはその趣旨において相違するものではあるが同じく職業訓練制度たる性質を有するものであり、且つ又、同じ労働省の所管するものであるので職業訓練制度の体系化の趣旨に沿い必要な範囲で、両制度の連携を図る途を開いたものである。公共職業補導所その他の施設において職業訓練を受けた者を技能者養成工とする場合についてはその者が受けた職業訓練課程の範囲内でそれに相当する教習事項を除いて教習事項を定め、様式第五号により法第七十一条第一項の認可を受けて技能者養成を行うことができる趣旨であるが認可基準その他実施上の細部については、別途通牒によること。

(二) 第二項の適用を受け得る者は、公共職業補導所の修了生その他指定施設における職業訓練の全課程を終了した者であり、課程の一部を修めた者には適用されないものであること。

(三) 旧規程第十五条は、教習事項の基準を下廻らない範囲内での一部変更であれば、特に規定するまでもなく、変更しようとする教習事項について、法第七十一条第一項の認可を受けてこれを行うことができるのであり、教習事項の基準を下廻る変更を認めることは、特にその必要も少く実益も少いと考えられるので削除したものであること。

十、第十八条関係

教習事項の一部除外を受ける公共職業補導所その他の施設の修了生の労働契約の期間は、除外する教習事項の範囲の如何にかかわらず、その者が職業訓練を受けた期間を養成期間から空除した期間の範囲内で定めなければならないものであること。

十一、第十九条関係

(三) 第二項の「当該期間」とは、第十八条第二項の規定による技能養成工については「養成期間から習得期間を空除した期間」同条第三項の規定による技能

養成工については「養成期間から訓練期間を空除した期間」をいうものであること。 『神綴り』

昭和二十九年七月二一日

〔五―二―四六〕労働部長より公共職業安定所長宛（二九失第二五九号）

補導生に対する失業の認定について

補導生に対する失業の認定については、左記のとおり定められたから関係公共職業補導所長と連絡を密にし遺憾のないよう措置されたい。

記

一、受給資格者について、無断欠席、十五日以上の病欠欠席等、労働の意思及び能力がないと認められる日がある場合は、その日について失業の認定を行わないこと。

二、所定の認定日に欠席であっても、補導所に入所中の者については、安定所に出頭しなくて差支えないこととして取扱っているので通常の欠席と同様に扱うものとする。

従って認定日に欠席の場合でも、補導証明により認定期間中に、補導を受けた日があるときは、その日分の失業の認定を行うこと。

三、右の取扱を実施するにあたり公共職業安定所長は、公共職業補導所長に対し証明書を発行する際に欠席の事実を記載するよう依頼すること。 『神綴り』

昭和二十九年八月一日

〔五―二―四七〕労働省職業安定局より各都道府県知事宛（職発第四五三号）

公共職業補導所における追補導の強化について

最近の産業界では、労働生産性の向上を図るために、優秀な技能労働力の充足を強く要請している実情にかんがみ、本年度から公共職業補導所における補導期間は、原則として一年とする。従って現在所内補導期間六ヶ月のものについては、職業安定行政手引第七編職業補導の部一九〇〇を活用して、その後六ヶ月を追補導期間と定め、この期間中に補導所内の訓練で習った技能を工場、事業場における現場実習で完成させることとするから、了知せられたい。

追補導の過程においては、所内補導で訓練した基本実習及び応用実習の過程を総合的に活用することを主眼とし、左記のような方法の中、実情勘案の上、妥当と認められるものを選び、これを重点的、計画的に実施して、補導生の技能向上を図るものとするから、その対策に万全を期するようお願いする。

記

一 通信による補導

通信により絶えず補導生の技能程度、作業態度、その他必要な事項を把握するとともに、これに応じた指示援助を与え、あわせて、現場実習責任者と文書連絡をとり、補導生の効率的訓練を図ること。

二 指導員の巡回

週一回以上担当指導員が実習現場におもむき指導を行うこと。

三 スクーリング

補導生をグループに分け、月一回以上補導所に集合させて、学科及び実技のスクーリングを行うこと。

四 レポートの提出

補導生に、技術についてのレポートを作成させ、その技能向上の一助に資するとともに、技能判定の資料とすること。

五 再訓練

以上の方法を実施しても、なお不十分な場合には、補習生制度を利用して、再訓練を行うこと。

『神綴り』

昭和二九年八月三一日

〔五―二―四八〕労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務部長宛

(補発第五七号)

公共職業補導所補導生に対する旅客運賃の学生割引適用について

今般、公共職業補導所（総合職業補導所を含む）補導生の福利厚生施策推進の一環として、所内補導期間六ヶ月の種目に在所する補導生についても、日本国有鉄道営業局旅客課の了承を得て、その旅客運賃について学生割引が適用されることになったので、その取扱いについては、左記により遺憾のないよう配慮せられたい。

記

一、県規則、告示あるいは要綱等期間についての正式規定の中に次の例文により追補導の実施について、表示すること。

例文

第〇条〇〇公共（総合）職業補導所の種目、定員及び補導期間は次のとおりとする。

種目	定員	期間
機械	三〇	一年
板金	三〇	一年
溶接	三〇	所内補導六ヶ月
		追補導六ヶ月 一年

二、右手続きが完了した種目については、直ちに日本国有鉄道地方鉄道管理局に必要書類を添え申請の上適用を受けること。

三、追補導期間中の補導生については、右割引制度の適用がないこと。

『神綴り』

昭和二九年九月二二日

〔五―二―四九〕労働部長より各公共職業補導所長宛（二九職補第二六一号）

公共職業補導所補導生に対する身分証明書の発行について

公共職業補導所補導生たる身分を明らかにし、常に補導生たるのきんじを保たしめ、併せて国鉄その他の交通機関利用等の身分証明のため、来る十月入所及び明年三月修了予定以降の補導生に対して左記により身分証明書を発行することとしたので、その取扱いに万遺憾のないようされたい。

記

公共職業補導生身分証明書所持規程

- 一、この証明書は、公共職業補導所の補導生たることを明確にするため常に所持していなければならない。
- 二、この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 三、この証明書記載の事実と異動を生じたときは遅滞なく発行者に証明書事実の書換え手続きをしなければならない。
- 四、この証明書を亡失し又は損傷したときは所定の手続きを経て発行者から再交付を受けなければならない。

五、この証明書は、退所、修了等によって補導生たる身分を失ったときは直ちに発行者に返納しなければならない。

六、この証明書の発行者は、当該公共職業補導所長とし、その証明記載事項は次のとおりとする。

- (一) 身分証明書の番号。
- (二) 当該公共職業補導所の補導生であることの証明。
- (三) 補導生の科別及び期別。
- (四) 補導生の氏名、年齢、生年月日、住所。
- (五) 発行年月日、発行者の所在地、所名、職名。
- (六) 通学定期乗車券、学生生徒旅客運賃割引証明発行の指定番号。
- (七) 証明書の有効期間。
- (八) この証明書は、補導生の入所後五日以内に交付しなければならない。証明書の書換えは、発行者に証明書を提出し書換えを受けることとし、亡失又は損傷等による再発行は、身分証明書再交付願（別表様式）を、又損傷した場合は、これに損傷した証明書を添えて、発行者から再交付を受けなければならない。
- 九、この規程は、昭和二十九年十月一日より施行する。

別表様式

身分証明書再交付願

一、身分証明書番号

一、再交付を受けなければならない理由

亡失
右により身分証明書を
損傷 したので再交付を願いたく始末書を添えて申

請します。

年 月 日

〇〇公共補導所

〇〇科〇期

氏名

〇〇公共職業補導所長殿

④

『神類集』

昭和二十九年一月三日

〔五―二―五〇〕労働部長より各公共職業補導所長宛（二九職補第二七九号）

生活指導要領の送付について

補導生の生活指導について最近産業界の要望もあり、その必要性が強調されている処であり、各所とも技能訓練を通じ、各自治会、クラブ組織、父兄会等を組織し、補導生の善導に努めているが方法要領について適当な資料がなく、計画的な指導が困難であったので、今般別冊生活指導要領を印刷し配布することとしたから活用されたい。

生活指導は補導生の多くが終戦後の混乱期を経た青年前期にあり、特に生活指導を必要とする事情にあるが産業界の要求も結局、自己の身につけた技術を誠実に発揮しようとする「働く人間」を要望しているのであって従来の技術偏重の指導に対する批判とも言えることができる。よって今後は先ず人間の完成ということを目指して、所長を中心とし全職員協力の下に指導するよう特段の配慮を煩わしたい。

（註、要領、略、別途印刷の上配布する。）

『神類集』

昭和二十九年一月二日

〔五―二―五一〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第六〇九号）

夜間職業補導の実施について

昭和二十九年初頭に始まったデフレ政策の影響による中小企業倒産に伴う離職者の増加と、アメリカ占領政策の推移による駐留軍労務者の大量解雇や、現在浮動的な職業にいたるために転職を希望する者に対する緊急措置として、昭和二十九年一月二〇日、「夜間職業補導実施要領」が施行せられた。

即ち、この補導には、主として大都市所在の公共職業補導所であって、新たに設備を必要としない所を活用することとし、種目は原則として、機械、自動車整備、板金、塗装、溶接等工業部門より選定し、定員は一種目三〇人とする。

その教程基準は、おおむね、昼間の教程基準に準拠するが、特に実技に重点をおくことは夜間補導の性格上当然で、補導時間は毎日午後五時より午後八時まで、期間は六カ月である。また、その実施に要する経費は、定められた基準の二分の一を

補助する。

現在夜間補導を行っている都道府県、種目数、補導定員は次表のとおりである。

都道府県	種目数	定員
埼玉	2	50
東京	8	190
神奈川	6	210
大阪	4	100
兵庫	3	80
福岡	4	100
計	27	730

『要覧』

昭和二十九年一月一日

〔五―二―五二〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第六六五号）

夜間職業補導における訓練方法について

本年度において実施する夜間職業補導（客月二十日付職発第六〇九号通達）における訓練方法は左記のとおり取扱うこととしたから御了知願いたい。

記

一、技能標準及び教程の作成

都道府県は補導開始前技能標準及び教程を作成し、職業安定局長に提出すること。

技能標準及び教程の作成にあたっては、次のことに留意すること。

1. 補導時間は四三二時間（一日三時間、週六日、月四週、六カ月間）を基準とする。

2. 補導内容は基本実習及び専門学科に重点をおくこと。

3. 新設種目については、公共職業安定所、関係事業所又は団体の意見をきく等により、労働市場の要求に合致するよう努めること。

4. 様式、区分方法等作成要領は既に制定されている技能標準及び教程を扱うこと。

二、補導予定表の作成及び実施

夜間職業補導の訓練を計画的ならしめるため、補導予定表（職業補導提要上

巻五〇（五二頁）を作成し、これに基づいて実施するものとする。

その実施にあたっては特に指導員、講師等の連絡を緊密にして訓練を効果的ならしめるよう努めること。

三、事故防止

夜間職業補導の実施にあたっては、補導生の災害防止、火災その他の事故防止に萬全を期すること。
『神綴り』

昭和三十年二月一日

〔五―二―五三〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（第二〇九号）

学校学生徒旅客運賃割引証の取扱について

標記のことについて別紙写のとおり、日本国有鉄道営業局長より通知があったので、これを貴管下職業補導事業関係の取扱責任者に徹底し、その運営の遺憾のないようにせられたい。

写

営旅第五〇号

昭和三十年一月二十七日

日本国有鉄道営業局長

労働省職業安定局長殿

学校学生徒旅客運賃割引証の取扱について（通知）

学校学生徒旅客運賃割引証の配布に当っては種々御配意をいただいておりますが、従来、しばしば疑義がありました学割証の取扱のことに付いて、文部省当局と協議の結果、下記のとおりその取扱を統一することにしましたので、この趣旨を貴職関係の国鉄の指定学校における学割証取扱責任者に徹底されるよう御配意をお願いします。

記

学校学生徒旅客運賃割引証発行要領

一 発行者について

学校学生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の発行者は、日本国有鉄道の指定学校（以下「学校」という。）の長とする。

二 入学者に対する発行について

学校に新たに入学する者に対しては、本人が当該学校の所定の入学手続を完了し、学校の長が、日本国有鉄道の指定する身分証明書を本人に交付した者について、学年の始期以後に学割証を発行することができる。

三、卒業予定者に対する発行について

学校を卒業する予定の者に対しては、学年の終期まで学割証を発行することができる。但し、学年終期前三箇月から学年の終期までの間に発行する学割証の有効期限は、その学年の終期までとする。この場合においては、学割証及び日本国有鉄道の指定する身分証明書に、その有効期限を必ず朱書すること。

なお、身分証明書は、卒業等により学生生徒の身分を失ったときは、すみやかに回収すること。

四、学割証発行上の注意について

学生生徒に対して学割証を発行する際には、次の事項に注意すること。

- (一) 年間各期の学割証所要枚数を勘案し、割当枚数の範囲内で最も利用効果を高めるよう発行計画をたてること。
- (二) 単に各個人当りの枚数を機械的に発行することなく、使用の目的を確かめて、発行し、不正使用の防止についても適切な指導を与えること。

『神綴り』

昭和三〇年二月二日

〔五―二―五四〕労働部長より各公共職業補導所長宛（三〇職補第三六号）

補導生用学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱について

標記割引証の配布については種々配意を煩わしているところであるが、一部取扱に統一を欠いていた向きがあるので今後における配布については、特に左記事項留意の上、その取扱に万遺憾のないよういたされたい。

記

一、発行者について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下学割証という）の発行者は補導所長とすること。

二、新規入所に対する発行について

新たに補導所に入所した者に対しては、入所者が所定の入所手続を完了して身分証明書（別途配布してあるもの）を交付した者について補導開始以後に発行することができる。

三、修了者に対する発行について

修了者については修了式当日まで学割証を発行することができる。但し修了前三ヶ月から修了式当日までの間に発行する学割証の有効期限は修了式当日までとする。従って身分証明書には確実に身分証明書の有効期限を明記（朱記）しておくこと。

四、学割証発行上の注意について

- (一) 学割証は補導生の請求に応じ徒らに発行することなくでき得る限り年間配布の範囲内において発行計画をたて発行すること。
- (二) 使用目的の確認、不正使用の防止等については、特に意を用い適切な指導によりこれらによる事故等の発生しないようにすること。 『神類集』

昭和三〇年三月二日

〔五―二―五五〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職収第一七四九号の

二）

公共職業補導所理容科並びに美容科に通信課程併設について

標記のことについて、宮崎県からの照会に対し、別紙のとおり回答したから御了知ありたい。

〔四〕

二九職収第一七四九号

昭和三十年三月二日

労働職業安定局長

宮崎県知事殿

宮崎公共職業補導所理容科に通信課程併設について

昭和二十九年十二月十四日付発職第三八八号で照会のあった右については、現行の職業補導の運営によりみて承認できないのでご了承願いたい。

すなわち、現行の職業補導は職業補導所内訓練を基本方針として運営されているところであり、現在のところ右の方針をあらため、通信課程を実施する考え

はない。

なお、公共職業補導所が財団法人サービスセンター事務局に加入し、通信課程を実施することは職業補導の趣旨を逸脱するので特に注意願いたい。

発職第三八八号

昭和二十九年十二月十四日

宮崎県知事

労働省職業安定局長殿

宮崎公共職業補導所理容科に通信課程併設について

昭和二十八年年度より設置承認を受け補導実施中の宮崎公共職業補導所理容科は年毎に応募者、求人共に激増の一途を辿り、よって関係方面より内容充実の要望が高まってきたのでこれが対策として理容師美容師法に基づく理容師養成施設としての通信課程を併設したく又、これに要する経費については別添誓約書のとおり宮崎県理容師連合会の寄附によることと致したので、これが実施方につきよろしく御了承願います。

『神綴り』

昭和三十年四月一日

〔五―二―五六〕労働大臣・神奈川県知事

委託契約書

失業保険施設として行う神奈川県総合職業補導所（以下「職業補導所」という。）の経営委託について労働大臣西田隆男（以下「甲」という。）と神奈川県知事職務代理者副知事矢柴信雄（以下「乙」という。）との間に左のとおり契約を結び甲と乙とは互にその条項を守り使命達成に努めるものとする。

第一条 甲は、職業補導所の経営を乙に委託するものとする。

第二条 甲は、その必要と認める職業補導所の建物及びその附帯設備を設置するものとする。

第三条 甲は、職業補導所の経営について、その必要と認める機械器具を装備するほか、人件費の全部又は、一部を経営委託費として交付するものとし、乙はその他の経費を負担するものとする。

第四条 乙は、職業補導所を神奈川県財務規則に基き、ハイマに指定するものとする。

第五条 乙は、失業保険被保険者及び被保険者となると認められる者を対象として甲の定める補導種目、補導定員、補導期間並びに運営及び訓練の基本方針に従い、職業補導所を経営しなければならない。

第六条 甲は職業補導所の運営について、必要な技術的援助を行うものとする。

第七条 乙は、職業補導所に必要な機械器具の設備については、甲の定める基準に従うものとする。

第八条 乙は、経営委託費の経理については、甲の指示するところに従い、その適正を期するものとする。

第九条 乙は、職業補導所において甲の設置並びに装備した施設設備以外の施設設備を設けようとするときは、あらかじめ甲の同意を得なければならぬ。この場合、その必要な経費は、乙が負担するものとする。

第一〇条 甲は、職業補導所の経営状況及び、経理状況の監査を行うこと並びに必要と認める帳簿書類の提出及び報告を求めることが出来る。

第十一条 乙は、会計年度終了後精算の結果、甲の交付した経費委託費に残額を生じたときは、その残額を国庫に返納するものとする。

第十二条 甲は、次の各項の一に該当すると認めた場合は、経営委託費の全部若しくは一部の交付を停止し、返納を命じ、又はこの契約を解除することが出来る。

一 乙がこの契約に違反したとき。

二 事業の成績がきわめて不振であるとき。

第十三条 乙は、甲がこの契約に定める経営委託費を交付しないときはこの契約を解除することができる。

第十四条 この契約は昭和三十一年三月三十一日まで効力を有する。

昭和三十年四月一日

甲 労働大臣 西田隆男

乙 神奈川県知事職務代理者

副知事 矢柴信雄

『デジ』

昭和三〇年四月十五日

〔五―二―五七〕 神奈川県規則第三四号

神奈川総合職業補導所規則

(目的)

第一条 この規則は、神奈川県が国から経営を受託した神奈川総合職業補導所（以下総合補導所という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(科目、入所時期、期間及び定員)

第一条 総合補導所の補導科目、入所時期、補導期間及び補導定員は、別表のとおりとする。

(入所資格)

第三条 総合補導所へ入所しようとする者は、義務教育修了程度以上の学力を有する者で公共職業安定所が選考し入所予定者としたものでなければならない。

(休業日)

第四条 休業日は、次のとおりとする。但し、所長は、必要と認めたときは休業日に学科又は実習を課することができる。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 年末、年始（十二月二十七日から翌年一月五日まで）

四 開所記念日

五 前四号の外、所長が知事の許可を得て定める日

(入所決定)

第五条 所長は、入所予定者のうちから公共職業安定所長と協議して入所者を決定し、公共職業安定所を通じて本人に通知する。

(誓約書)

第六条 入所を許可された者（以下補導生という。）は、入所後一週間以内に誓約書（第一号様式）を所長に提出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第七条 補導生は、遅刻したとき又は早退しようとするときはその事由を、すみやかに所長に届け出なければならない。

(欠席)

第八条 補導生が疾病その他やむを得ない事由により欠席をしようとするときは、あらかじめ所長に届け出なければならない。

2 補導生が引き続き一週を越えて欠席をしようとするときは、医師の診断書又は欠席の事由書を添え所長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

(休所)

第九条 所長は、疾病その他やむを得ない事由により長期にわたって欠席している補導生に対して休所を命ずることができる。

(退所)

第十条 補導生が退所しようとするときは、退所願（第二号様式）を所長に提出して許可を受けなければならない。

第十一条 所長は、補導生が次の各号の一に該当するときは退所を命ずることができる。

一 素行不良で改しゅんの見込がないと認められる者

二 身心の故障又は成績不良で技術習得の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなく欠席日数が多い者

(修了)

第十二条 所定の課程を修了した補導生に対して修了証書（第三号様式）を授与する。

(ほう賞)

第十三条 前条の規定による修了者のうち成績優秀な者に賞状（第四号様式）を、精励皆勤した者に皆勤賞（第五号様式）を授与する。

(委任規定)

第十四条 この規則に定めるものの外、必要な事項は知事の承認を経て所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

別表

補導科目	入所時期	補導期間	補導人員
電気機器修理	四月	一箇年	三〇人
塗 装 科	同	同	三〇人
自動車整備科	同	同	六〇人
板 金 科	同	同	三〇人
溶 接 科	同	同	三〇人

昭和三十年四月二〇日

〔五―二―五八〕労働部長より各（施設）長宛（三〇職補第一四号二）

補導生補導記録について

さきに一月十三日付本号を以って通達した標記については左記により、本年四月以降在所補導生より作成整備し訓練その他についての適切な資料として活用するよういたされたい。

おって作成上必要とする用紙等については、一括印刷の上別途配布することとしたので承知されたい。

補導生指導記録作成要領

一、作成の目的

公共職業補導所、総合職業補導所の補導生について、入所前より終了後にわたる訓練その他に必要な諸記録を確実・克明に記述して職業補導業務運営の諸材料とするにある。

二、作成方法

(一) 様式及び規格

別紙様式(一)～(三)による。規格はA3版二〇〇斤洋白紙

(二) 作成者

訓練担当職員とし、補導生自身に記述作成せしめてはならない。

(三) 記述方法

(i) 「補導生指導記録」(以下単に「記録」という)は補導訓練上は勿論補導業務運営上の最も重要な基礎的資料であり特に訓練に当たっては、この満足な記述(即ち、作成者以外の者が見ても内容が用意に和悉することができ、補導生個人の全体が知り得る程度に記述する。)によって、その目的が達せられるものであるから各欄とも具体的詳細且つ判然と記述しなければならない。

従って記述事項のない欄については必ず斜線を引いて抹消する。(記述が全く終わってから) ことよって不要欄であることを明確に

しておくことが必要である。

(ii) この「記録」は補導生の入所時に個々の補導生について面接その他の方法により調査記述することは勿論、更に入所中、修了後においても、訓練経過その他からして必要の都度記述して行かなければならない。

このことは(i)に示すことからしても明らかであり、又その段階において記述されることは単に入所時に記述した不備事項(大きな意味ではこうなるが)の補正に止らず訓練過程、修了後における補導及びその他の作業上必要充分な記述であることが必要なのである。

四 「記録」の取扱方法

(i) 「記録」は、毎期入所補導生について入所当初できる限り早い機会に補導生個々に各一枚作成すること。

(ii) 補導生の在所期間中は、様式(二)の中表紙により各科別に仮綴じにして置き記述担当者において保管し部外者に対しては記述事項についての秘密を守るよう注意すること。その取扱は粗雑になるが如きことないよう注意しなければならない。

(iii) 補導生の修了後においては、様式(三)により各期毎に編綴し文書取扱責任者において保管すること。

三、 「記録」の記述要領

(一) 別添様式(一)の記載要領

公共職業補導所	科	第	期	番	入	年	氏	性
所	別	号	別	号	所	月	名	別
当該補導所に与えられた名簿	当該「記録」作成の補導生(以下補導生という)の入所科目名	「記録」の整理上便宜な番号	補導生の期別	補導生に与えた番号	修了	日	「ふりがな」付で記入する	当該性別以外は
					或いは中退した年月日	補導生の生年月日、年号別は当該年号以外を		で抹消する
						抹消する		

本 籍 籍 補導生の本籍地を記入する

住 所 補導生の住所を記入する。電話のある場合は番号

及び通所所要時間を記入する。

最 寄 駅 通所するのに補導生が乗車する駅名。

学 歴 補導生の最終学歴とその学校名

卒 業 ・ 修 了 右学校の卒業・修了・中退の状況及び年月日該当

以外は Ⅱ で抹消する。

特 技 補導所入所前に補導生が有する特殊技能。

職 歴 補導生の入所前の職業歴を記入する。◎勤務期間

については自年月日至年月日と記入のこと収入は

家庭の状況 家族の氏名、続柄、年齢、職業、収入、家庭事情、

家計等について記入する。

保 証 人 補導生の保証人について記入する。

入 所 動 機 補導生が補導所に入所しようとした動機をそれぞ

れの項目に○印（数字の所）を付けて表わす。二

つ以上ある場合は主たるものを◎とする。

その他の項に該当するものについては（ ）内に

説明を加えること。

入 所 経 路 補導生が入所するためにとった最初の経路、記入

方法は前項に同じ。

入所時の生活維持 補導生の入所中の生活維持の方法を記入する。記入

方法については全○項に同じ。

趣味・娯楽・運動 補導生の趣味、嗜好、娯楽、運動について記入する。

職 業 適 性 補導生の入所時の職業適性検査の状況を記入す

る。

入 所 選 考 成 績 補導生の入所選考時の成績を記入する。

身 体 状 況 入所時及び入所中の補導生の身体状況を記入す

教 科 成 績 補導生の入所中の普通、専門学科、基本、応用実

習等の教科成績とその評定、判定成績を記入する。

指導経過、指導上の所見欄にはそれぞれの総括的

事項を記入する。

性 格 補導生の性格について記入する。

出 席 状 況 補導生の出席状況を記入する。

中 退 状 況 補導生が中途退所した場合に自己退所、退所命令

に分けて記入する。この場合左欄には理由を右欄

には理由の具体的説明を記入する。

修了後の状況 修了後の就業状況を記入する。進学その他の場合

は記事欄を利用する。

記 事 補導生が取得した資格・検定（労働省実施

の技能検定を含む）或いは就職後の補導その他・

指 導 経 過 入所中の指導上経過・所見等について各項目

（教科、実技、生活指導、指導上の意見）に大別し

て記入する。この欄は補導生の入所中指導上のみ

でなく他の事項についても常時利用されなければ

ならない。

参 考 事 項 補導生の入所前における学習成績の他について学

校、家庭の意向意見をも併せて記入する。

(二) 様式(二) (三)は省略する。

『神類集』

昭和三〇年六月七日

(五―二―五九) 神奈川県知事より労働省職業安定局長宛(三〇職補第一五一号)

神奈川身体障害者公共職業補導所の経営について

職発第五九六号をもって依頼された標記について別紙契約書により受託する。

委託契約書

神奈川身体障害者公共職業補導所(以下「補導所」という。)の経営委託につ
いて、労働大臣(以下「甲」という。)は、その受託経営責任者である神奈川県
知事(以下「乙」という。)と左のとおり契約を結び、甲と乙とは互いにその条
項を守り、身体障害者職業補導の使命達成に努めるものとする

第一条 乙は補導所の経営については職業安定法、同法施行規則及びこれらに基

き甲の定める業務運営上の基準その他甲の定めるところに従わなければならない。
い。

第二条 甲は、乙に対して補導所の経営に要する本年度経費を四半期に分けて委託金として交付するものとする。

第三条 乙は、補導所を神奈川県財務規則上のかいとし、その組織規程については、甲と協議のうえ決定するものとする。

第四条 乙は補導所長を任命しようとするときは、甲と協議のうえ決定するものとする。

第五条 乙は補導種目、補導定員、補導期間については、甲と協議のうえ決定するものとする。

第六条 甲は補導所の経営について必要な技術的援助を行うものとする。

第七条 乙は、職業補導に必要な機械器具については、甲の定める基準に適合するよう努めるものとする。

第八条 乙は、委託金の経理については、甲の指示するところに従い、その適正を期するものとする。

第九条 乙は、補導所の実習収入金を職業補導以外の経費に使用しないものとする。

第十条 乙は、補導所において甲の配布する予算額を超える経費を必要とする事業を行おうとするときは、甲と協議して決定するものとする。なお、これに要する経費は、乙が負担するものとする。

第十一条 乙は、委託金をもって、購入した物件を甲の所有に帰属させるものとする。

第十二条 乙は、毎年度終了後その事業の概要及び経理状況について、その報告を甲に提出して承諾を得なければならない。

第十三条 甲は、補導所の経営状況の査察、経理の監査を行い又必要と認められる書類の提出及び報告を求めることができる。

第十四条 甲は、次の場合には委託金の全部又は一部の交付を停止し、返納を命じ及び契約の取り消しをすることができる。

一、職業安定法、同法施行規則並びにこれらに基づき甲の定める業務運営上の基準又は本契約に違反したと認めるとき。

二、本事業の成績が極めて不振と認めるとき。

第十五条 乙は、毎年度末において精算の結果、甲の交付した経営委託費に残額

を生じたときは、その残額を国庫に返納するものとする。

第十六条 乙は、甲が委託金を交付しないときは、本契約を取り消すことができる。

第十七条 本規約は、昭和三十一年三月三十一日まで効力を有する。

昭和三十年四月一日

甲 労働大臣 西田 隆 男

乙 神奈川県知事職務代行

副知事 矢 柴 信 雄

『デジ』

昭和三〇年六月一六日

〔五―二―六〇〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第七三六号）

体育科指導要領の制定について

職業補導所における補導生の体育指導については、かねてからその方法について検討中であつたが、今般別冊のとおり体育科指導要領を制定したので、左記に留意の上管下職業補導所における体育の実施について遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、体育指導は補導期間を通して具体的な指導計画をたて計画的、継続的に実施すること。

二、現在、労働省で定めた教程基準は体育の時間を設けていないが、でき得れば一週間に一時間程度正課の体育の時間を設けること。

三、始業前、業間又は休憩時間等職業補導所の実情に応じて毎日十分〜十五分の体育の時間を設け体操を実施すること。

四、体育指導はその職業補導所の指導職員が担当すること。

五、体育指導の担当者は体育の目的と方法をよく理解し、正しい指導をするよう努めること。

六、補導生の男女別、年齢差、健康程度に応じて適切な方法を用いること。

七、補導生に体育の目的とその必要性を自覚させ、自ら進んで行うよう指導すること。

八、体育指導の担当者が必要な知識実技を有しない場合は教育関係機関等の体育

指導援助を求めて、体育に関する知識、実技の習得に努めること。
九、職業補導所における補導生の一般保健体操として職業補導所体操（指導要領
一一の（一）のA）を定めたので始業前、業間、休憩時間等の体育時間および正課
の体育の時間にこれを実施して補導生に徹底させること。 『神綴り』

昭和三〇年六月二八日

〔五―二―六一〕労働部長より各職業補導所所長宛（三〇職補第一六六号）

補導所入所、修了、就職状況調査について

標記については二八職補第一二〇号（昭二八・六・一一）・二九職補第八六号
（二九・四・六）及び三〇職補第九六号（三〇・四・六）の各号通達を以て指示
したところにより、それぞれ調査報告書を願っているのであるが、このたびこれ
を左記の通り改正整理し昭和三〇年度入所補導生より実施することとしたので、
承知の上その取扱に遺憾ないよういたされたい。

なお、左記二に示す「補導生入所状況速報」については昭和三〇年四月入所補
導生に限り報告の必要はないから併せ承知されたい。

記

補導生入所修了就職状況調査実施要領

一、目的

公共職業補導所、身体障害者公共職業補導所、総合職業補導所の補導生に
ついてその入所前より修了後に至る実態を、いろいろの角度から知ること
によって職業補導事業運営上の各種参考資料とするにある。

二、調査報告の形式及び内容

- 別紙第一号様式「補導生入所状況速報」
 - 別紙第二号様式(1)及び(2)「補導生入所状況調査」
 - 別紙第三号様式「補導生修了状況調査」
 - 別紙第四号様式「補導生就職状況調査」
- 以下各報告とも様式番号を以って呼称する。

三、報告の提出日

- (一) 第一号様式については毎朝入所生について入所式挙行日現在の状況を入所
式修了後十日以内に県職業補導課へ提出すること。

- (二) 第二号様式については毎朝入所生について入所式後一ヶ月以内に県職業補
導課へ提出すること。

なお第二号様式(1)については、一般、身体障害者、総合とも提出、同号
(2)については身体障害者のみ提出を必要とする。又様式第二号については
入所式修了後における入所者（いわゆる中途退所者）についても提出を必
要とする。提出の時期は第三号様式の提出期とする。

- (三) 第三号様式については毎朝補導生の修了式挙行日現在において修了式後十
日以内に県職業補導課へ提出すること。

なお、第三号様式(1)については一般、身体障害、総合とも提出すること。

- (四) 第四号様式については第三号様式提出の際就職者のあつた場合に限り修了
式挙行日以後未就職者の無くなるまで、それぞれ一ヶ月目の日現在毎に一
ヶ月目の日以後五日以内に県職業訓練補導課へ提出すること。

四、報告の作成提出部数

各号様式の報告とも、各々二部作成しその一部を県職業補導課へ提出するこ
と。

五、報告の作成要領

- (一) 第一号様式

1 確認事項

- 所 名・各職業補導所に対して定められた名称を記入する。
- 入所年月日・報告に含まれる期の補導生の入所年月日を記入する。
- 報告作成年月日・この報告を作成した年月日を記入する。
- 報告作成者官職氏名・この報告を作成した者の官職氏名を記入し◎欄に
捺印する。

2 調査項目記入要領

a 種目別（期別）

この報告に含まれる補導生の種目別及び期別を記入する。期別（ ）
内に記入する。

b 補導定員

その補導種目に定められた定員数を記入する。

c 性別

これは男女別計をしるために設けられてあるが女子の数は計と男子の
数の差によって知り得るので女子の欄は省略してある。

d 応募数

報告に含まれる補導種目の該当期の補導生の募集に応じた者全部の数を記入する。従って応募者数は入所決定の対象となった者の数となる。

e 受験数

d 応募数の者中

f 入所数

入所決定に出願した者の数を記入する。

e 受験数の者中入所を許可され実際に補導生となった者の数を記入する。

◎ d・e・f各欄の（ ）内には第二・第三志望によって応募、受験、

入所者数を概数で記入すること。

g 年齢別

1～4については入所者についてそれぞれ入所式当日現在の年齢別数を記入する。

5は最高年齢者の年齢を、6には最低年齢者の年齢をそれぞれ記入する。

h 学歴

1 新規学卒

この欄には入所者（gと同じ）の中の新規学校卒業者の数を記入する。

◎ 新規学卒者とは最終学校卒業後六ヶ月以内の者であつて職業経験（卒業後）のないものを言う。

2 その他

1 以外の者全部の数を記入する。

この欄の1及び2の合計数はf欄に一致する。

i 前職

1 有 この欄には入所前職業経験のある者の数を記入する。

2 無 この欄には入所前職業経験のない者の数を記入する。

この欄の合計はf欄の（ ）外及び（ ）内の合計数と一致する。

j 合計

この欄は各種目別の合計数を記入する。

k 備考

この報告について調査項目以外に記入を必要とする事実を記入する。

(二) 第二号様式

1 確認事項

(1)

○ 所名

○ 各職業補導に対して定められた名称を記入する。

○ 補導種目名

この報告は各種目別に作成するものであるので各々一表の様式に報告される補導種目名を記入する。

○ 期別・第何期生分についてであるかを記入する。

○ 入所年月日・入所式を挙行した年月日。

○ 補導修了予定年月日・この報告に含まれる補導生が補導を修了する

予定の年月日。

○ 報告作成年月日・報告作成者氏名、この報告を作成した年月日。この報告を

実際に作成した職員の官職名を記入し㊦欄に捺印する。

2 調査項目作成要領

I 定員

報告に含まれる補導種目に定められた定員数を記入する。

1 行目 補導員Ⅱ入所者計の欄

II 応募・入所

ここにはその補導種目の当該期の補導生として募集に応じた者の数及び入所を許可され実際に入所した者の数を記入する。

2 行目 応募入所人員

応募者欄 申込者（応募申込をした者の数）

受験者（入所決定に出願した者の数）

入所者欄 入所を許可され実際に入所した者の数

◎ 各欄の（ ）内には第二・第三志望による者の概数として記入すること。以下各調査項目の（ ）内の数も同様とする。

ⅢⅣⅤ及びⅦの項については応募者と入所者相方共調査する。従って入所者の数は、応募の内数となる。

III 補導生の年齢

この欄には応募、入所補導生の入所決定時、入所時の年齢別数を記入する。

IV 補導生の学歴

この欄には、応募入所補導生の最終学歴別を記入する。大学、旧高等専門その他の旧制学校及び不就学者の者については、その他の欄に記入すること。

記入に際しては12行目、その他の欄は合計数をaにはそれぞれ各種別の数を記入すること。

V 補導生の前職

この欄には応募、入所補導生の補導所応募入所前の最終学歴別を記入すること。

◎ 職業別は職業安定行政に共通して使用する職業分類（労働省編職業辞典に集録）の小分類によること。職業分類によって分類され得ない職業についてはその職業名を記入すること。職業経験なき者については「職業経験なき者」欄に記入する。

VI 家庭の職業

この欄には入所補導生についてのみその家庭の職業を前V項に準じて記入する。

◎ 家庭の職業は、主たる家計の担当者の職業とし若し補導生自身が主たる家計の担当者の場合、無業の欄に記入されることとなる。

VII 家族関係

この欄には応募、入所者について世帯主であるか否かを調査し、記入すること。

VIII 補導期間中の生活維持法

この欄には入所補導生について入所中の生活を何によって維持するかを調査して記入する。その他の欄の記入方法はIV学歴別の欄と同一要領とする。

IX 入所の動機

入所補導生の入所動機を調査して記入する。その他の欄の記入要領はIVに同じ。

X 入所の経路

入所補導生が如何なる経路を経て入所したかを調査して記入する。そ

他の欄の記入要領はIVに同じ。

㊦ 居住範囲及び通所所要時間

入所補導生の居住範囲別、通所所要時間を調査し記入する。

㊧ 備考

この欄は各調査項目以外に特に記入を必要とする事項を記入する。

(三) 第二号様式 (2)

この調査報告は身体障害者補導所に限って作成提出を必要とするものであるが、その調査項目の記載要領は職業安定行政手引（区労働市場及び業務報告・公共職業補導生実態調査第二二〇号様式のB、二二〇〇の二二～二六〇(13)傷害事由及び(14)身体障害者の障害部位及び程度と人工補装の項に順ずること）

(四) 第三号様式

1 確認事項

○ 所名・各職業補導所に対して定められる名称を記入する。

○ 修了年月日・報告に含まれる期の補導生の修了年月日を記入する。

○ 報告作成年月日・この報告を作成した年月日。

○ 報告作成者官職氏名・この報告を作成した者の官職氏名を記入し、㊦欄に捺印する。

2 調査項目記入要領

1 1～3、この欄は第一号様式a～cに同じ。

4 入所者、この欄は入所した補導生を

a 当所Ⅱ入所式当日出頭した者の数。即ち第一号様式f項及び第二号様式IIの2行目入所者の数と一致する。

b 中途Ⅱ入所式修了者の入所者の数を記入する。

5 中途退所、この欄は入所補導生4のaとbの合計数の者の中、中途で退所した者数を記入する。aは中途退所者の総数、bはそれぞれ退所理由別人数を記入する。

6 修了者数、この欄は補導所を修了した補導生の数を記入する。従って4のa+bの数から5のaの数を差し引いた数に合致する。

7 就職状況、この項は修了式当日に於ける就職状況を

(五)第四号様式

1 確認事項

- 就職Ⅱ他人に雇用された者の数
- 自営Ⅱ自営又は家事従事者の数
- 未就職Ⅱaにもbにも該当しない者の数
- 賃金、この欄にはa就職b自営の各々に分けてその最高と最低の額を記入する。
- 賃金はその支払形態が色々であるが、一か月分賃金額に換算して記入する。住込み者の場合は特に注意を要する。
- 合計、この欄は各種目別の合計数を記入する。
- 備考、この報告の各調査項目の中、特に記入を必要とする事項を記入すること。

- 所名・各職業補導所に対して定められる名称を記入する。
- 修了年月日・報告に含まれる期の補導生の修了年月日を記入する。
- 報告作成年月日・この報告を作成した年月日。
- 前回Ⅱ第二回目以後の提出の場合の前回の提出の年月日を記入する。

今回Ⅱこの報告提出の第一回目の際の年月日及び二回以上提出の場合その前回の提出年月日を記入する。

- 報告作成者官職氏名 この報告を作成した者の官職氏名を記入し、
④欄に認印を捺印する。

2 調査項目記入要領

- 1 1～3について第三号様式に同じ。
- 4 調査対象 この欄はこの調査で調査の対象となる者を記入する。
- a 未就職者数
 - (i) 修了時Ⅱ修了式挙行当日の未就職者数を記入する。この数は第三号様式7のcに合致する。
 - (ii) 前回報告時Ⅱ第二回以降の報告の際に前回の未就職者数を記入する。この数は5のcの数に合致する。

5 就職状況

- a 就職Ⅱ他人に雇用された者の数
- b 自営Ⅱ自営又は家事従事者数
- c 未就職Ⅱ未就職者数(1)c：：は未就職理由の内訳別数、従って未就職欄数は合計数となる。
- 6 賃金 この欄は就職者の賃金を就職、自営に分けてその最高、最低及び平均額を記入する。最高、最低額の記入要領は第三号様式8に同じ。平均額については就職者全員の賃金合計額を就職者数で除いた数。
- 7 合計 各種目別の合計数を記入する。
- 8 備考 この調査項目以外に特に記入を必要とする事項を記入する。

『神類集』

昭和三〇年七月四日

〔五―二―六二〕労働部長、各公共職業補導所長・各共同作業所長宛（三〇職補

第一七一号）

昭和三〇年度事業計画について

昭和三十年三月三日付三〇職補第八九号に基づき提出された標託事業計画については、四月二十一日付三〇職安二〇五号「昭和三〇年度職業安定行政重点目標について」及び去る五月実施した所長会議において説明配布した「昭和三十年度補導係業務予定表」とも勘案の上、その実施に遺憾のないよう致されたい。

おって神奈川県公共職業補導所処務規程第六条による実施状況の報告は爾今別紙様式により毎年四半期終了後十日までに本課あてに提出されたく、又、共同作業所においても右に準じ提出願いたい。

なお、昭和二十九年度分については、年間を一括し同様様式により今期報告に併せて提出願いたい。

様式 昭和 年度 第四期事業状況報告書

一、行事関係

所名

月日	計画事項	実施状況	所要経費並びに効果

註 実施に当たり資料を作成した場合は添付すること。

二、訓練 関係（公共職業補導所のみ）

- 1 訓練進捗の概況並びに措置
- 2 各特別補導進捗表（別紙例示）（編注…次ページ以降に掲載）

昭和三〇年七月三十一日

〔五―二―六三〕労働大臣官房総務課

総合職業補導所の運営要領

総合職業補導所の運営要領は、目下検討中で、その決定は昭和三〇年度初頭になる見込みであるが、大体の構想は次のとおりである。

- 一、従来の補導所における一般補導に準ずる普通過程（マ）をおくとともに、より高度の技能者過程、技術者過程等のコースを設け、長期にわたり専門的な知識技能を授ける。
- 二、産業界内部の職業訓練に対するサービスとして特に受託補導の制度を設け、事業場より推せんされた者に対し、各種の職業訓練を実施する。
- 三、各地方における職業訓練関係指導員、技能者養成指導員等を集めて、技術訓練の方法について研修会を行う。
- 四、夜間、休日等を利用して、斯界の権威者を講師として、講習会等を開催して、新しい産業技術、海外の職業訓練方法を一般に紹介する。
- 五、資料室を設けて、内外の職業訓練に関する参考文献、教材等を備えつけて一般にも公開する。
- 六、その他必要に応じ、技術相談室、作品展示室等を設置するとともに、技能者養成等にも利用せしめることにより、施設の最大限の活用を図る。 『要覧』

昭和30年8月5日

〔5―2―64〕30職補第198号の2

神奈川県総合職業補導所経営委託費配布申請書

労働大臣 西田 隆男 殿

神奈川県知事 内山 岩太郎

昭和30年年度失業保険施設として行う神奈川県総合職業補導所経営委託費第二・四半期分金五拾貳万萬零貳百貳百貳円也（内訳別紙）を配布願いたい。

神奈川県総合職業補導所経営委託費配布申請書

職名	指導員の 担当職種名	氏名	単価（月額）	配布を受けようと する本期分の月数	金額	当該補導所に採 用された年月日	備考
所長		(編注：氏名略)	12,105	2 18 / 30	31,473	30, 7, 11	
庶務部長			12,105	2 18 / 30	31,473	"	
訓練部長			12,105	2 18 / 30	31,473	"	
庶務課長			12,105	3	36,315	30, 4, 1	
訓練課長			12,105	3	36,315		
指導員	電気機器		12,105	/ 3	36,315	30, 4, 28 1	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	30, 4, 1	
"	溶接		12,105	3	36,315	"	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	"	
"	板金		12,105	3	36,315	"	
"	溶接		12,105	3	36,315	"	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	"	
"	塗装		12,105	3	36,315	30, 6, 27	
"	自動車整備		12,105	3	36,315	30, 4, 1	
"	塗装		12,105	2 8 / 30	27,438	30, 7, 22	
計	15				521,322		

(編注：各所に赤字が入っているが、判読不能で略した。)

『デジ』

第3号様式

補導生修了状況調査

所名	修了		年月日		報告作成		年月日		作成者		氏名	備考												
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	氏名																	
1 種目名 (期別)	2 補導 定員	3 性 別	4 入所者		5 中途退所						6 7 就職状況			8 賃金				10 備考						
			a 当初	b 中途	a 総数	b 病気又 は死亡	c 退所 命令	d 自己 退所	e 就職	f その他	修了 者数	a 就職	b 自営	c 未就職	a 就職		b 自営							
		男																						
		計																						
		男																						
		計																						
		男																						
		計																						
9 合計		男																						
		計																						

第4号様式

補導生就職状況調査

所名	修了		年月日		前 回 今	回 年月日	回 年月日	報告作成者		官職氏名	備考						
	年月日	年月日	年月日	年月日				氏名									
1 種目別 (期別)	2 補導 定員	3 性 別	4 調査対象		5 就職状況						6 賃金						備考
			a 未就職者		就職状況						a 就職			b 自営			
		男	i	ii	a	b	c	(a)	(b)	(c)	i	ii	iii	i	ii	iii	
		計	修了時	前回 報告持	就職	自営	未就 職	i	ii	iv	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
()		男															
		計															
()		男															
		計															
()		男															
		計															
()		男															
		計															
()		男															
		計															
7 合計		男															
		計															

『神類集』

第1号様式

補導生入所状況速報

所名	入所年月日	年 月 日	報告作成				報告作成者	氏名	備考								
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日											
種目別 (期別)	補導員	性別	応募数	受験数	入所数	年 令 別					学 歴		前 職				
						16才以下	17～19	20～24	25～29	30才以上	最高	最低	新規卒業	その他	有	無	
		男計															
		男計															
		男計															
合計		男計															

第2号様式の(1)

公共職業		補導所入所状況調査				報告作成年月日		昭和 年 日						
補導所名						報告作成者氏名		氏名						
補導種目名		期別	第 期	入所年月日		昭和 年 月 日		修了予定年月日	昭和 年 月 日					
調 区 査 分		応 募 者				入 所 者		調 査 目	入 所 者					
		申 込 者 計	男	受 験 者 計	男	計	男							
1	I 定員	補導定員	/	/	/	/	17	VII	生活保護法の保護					
2	II 応募	応募入所定員					18	補生	失業保険金の給付					
3	III 補の 導年 生令	16才～以下					19	導活	生活保護法と失業保険					
4		17～19才					20	期維	近 親 の 扶 助					
5		20～24才					21	間持	そ の 他					
6		25～29才						中法 の	ア					
7		30才以上							イ					
8	IV	中学校卒業					ウ							
9	補	〃 中退					d.							
10	導 生 の 学 歴	高等学校卒業					22	IX 入 所 の 動 機	離 職					
11		〃 中退					23		職 業 の 転 換					
12		その他					24		新 規 求 職					
		a.					25		そ の 他					
		b.							a.					
	c.						b.							
	d.						c.							
								d.						
13	V						26	X	職業安定所の紹介					
							27	入	ラ ジ オ					
							28	所	新 聞					
							29	の	ポ ス タ ー					
							30	経	知 人 の 紹 介					
							31	路	修 了 者 の 紹 介					
							32		そ の 他					
									a.					
									b.					
									c.					
									d.					
								調 区 査 分	調 査 目	30分 以内	1時間 以内	1時間 30分 以内	1時間 30分 以上	
									計	男	計	男	計	男

昭和三〇年九月九日

〔五―二―六五〕労働部長より各公共職業補導所長宛（三〇職補第二二五号）

職業補導所補導生の災害補償について

標記のことについては、本年六月十五日付二九職補第一〇二号をもって通達したところであるが災害補償のうち療養補償の額については、社会保険被扶養者の適用ある者については社会保険診療報酬額の半額、適用なき者については社会保険診療報酬額を超えない額となっている関係から社会保険の適用ない者についても罹災療養の場合適用者と同様取扱を受けることが望ましい。よって神奈川県医師会を通じ同様の取扱を受けるべく折渉したが、全医師を対象とすることは困難と思われるので各所において適宜医師を選定し個々に折渉し同一取扱を受けられるよう御取計い願いたい。

なお、今後、療養補償の請求を行う場合は、請求書様式中「療養内訳金額」欄に社会保険診療報酬による点数を附記（括弧書）するよう指示されたい。

『神類集』

昭和三〇年九月二七日

〔五―二―六六〕労働部長より各公共職業補導所長宛（三〇職補第二四四号）

入所、修了式等式次第について

標記についてはさきに九月一〇日付職補第二二七号を以って別途経費節減等について通達したところであるが、各所において従来実施してきた入所修了式における式次第、司会等必ずしも一致せず統一を欠くきらいも見受けられるので各所の実情に応じ爾今左記基準を参考として実施するよう御配慮を煩わしたい。

記

1 式次第

- (1) 開式の辞
- (2) 国歌斉唱（一曲）
- (3) 修了証書授与
- (4) 賞状授与（優秀賞、皆勤賞）
- (5) 合格証書授与

(6) 所長式辞

(7) 知事訓示（入所式のみ場合は削除）

(8) 来賓祝辞

(9) 補導生答辞（宣誓）

(10) 閉式の辞

2 司会

司会は通常庶務係長、又は庶務課員が行うものとし、態度厳正、音吐明瞭に発声すること。

発声例

補導生、来賓総べて式場に参集着席のあと

『お待ちいたしました、只今より神奈川県〇〇公共職業補導所第〇期〇〇科補導生の修了式並びに第〇期〇〇科補導生の入所式を挙行いたします。』

『一同起立』『礼』『国歌斉唱一回』『一、二、三』『修了証書授与』『第〇期〇〇科、何某、何某、以上何名代表何某』以下省略

（注）氏名点呼の時は着席の場合は起立し起立の場合は姿勢を正し、ともに活発な返事を行わせること。

3 参列者

招待範囲も出来るだけ小範囲に止め、各麻各庁の業務運営に迷惑を来たさないよう考慮すること。

特に入所式のみ行う場合は管轄安定所長その他直接関係ある者等の参加のみに限定し簡素に施行すること。

『神類集』

昭和三〇年一〇月七日

〔五―二―六七〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第一〇九二号）

作業指導票の作成利用について

職業補導所における指導の方法は、年々進歩をとげ、指導案、作業分解シートによる指導の方法も漸く普及してその効果を挙げつつあるが、実習指導の方法については、さらに改善、向上を要するところが多い。特に、訓練設備や指導員の不足している現状においては、補助教材の活用を図って実習指導の効果をより一層発揚させることが極めて必要である。

右のような見地から、今般別添のとおり「作業指導票作成要領」を定めたので、管下職業補導所に対して、その普及徹底に務められるようお願いする。

おつて、旋盤、仕上、電気溶接及びガス溶接の四種目については、本省において目下その作成を進めており、本年度中に発行する予定である。

作業指導票作成要領

一、作業指導票の必要性

実習指導の効果を一層高めるためには、作業の方法については記述された指導票を、実習の際、補導生に使用せしめることが有効である。

特に、訓練期間が短く、利用し得る施設設備の不足している現状においては、その効率的な使用がきわめて重要である。

二、作業指導票の利点

作業指導票の長所としては、次のようなことをあげることができる。

1. 級又は班の全員に対して作業を説明した場合、その作業を十分理解しない補導生に対してその習得を補足するものとして役立つ。
2. 指導員が説明を繰り返す必要が少なくなり最も重要なところに力を注ぐことができる。
3. 補導生が必要なきは何時でも、その作業指導票を見ることができるので、すでに説明したことを繰り返す必要がなく、指導員は計画に従って円滑に指導を進めて行くことができる。
4. 作業指導票の使用によって、補導生が作業についての指示を読み、それに従って作業する方法を習得することができる。これはまた、補導生からの質問に対する指導員の応答の手数を減ずる。
5. 補導生の作業指導票の用い方によって、その補導生の能力の程度を知ることがができる。
6. 補導生の能力に応じた指導を与えることができ、多くの補導生が他の補導生達に妨害されることなくできるだけ早く進歩することができる。

三、作業指導票の内容

作業指導票は、実習における作業を指導する際に補導生に使用させるもので、一つの作業を行うときにその順序や急所等を明確に指導するためのものである。作業分解シートは指導員が作業を教えるための覚書であり、作業指導票は補導生が作業を正しく習得するための手引である。

一般に用いられる作業指導票には、その作業の順序、作業の方法、急所及び注意事項、器具、工具、材料、危害予防の注意事項等を補導生にわかりやすく書く。

なお、製品を作るために必要な作業指導票を作成する際には、製品の寸法、形状、使用材料、仕上の程度等の明細と必要な作業の順序などを記入する。また、関連ある作業指導票、教科書及び参考書、研究問題、補導生の行った作業を考査する基準等も記入しておくことが必要である。此の作業指導票にはその要素となる作業の順序と簡単な指示を記入し、作業の方法については、その要素となる作業の指導表にゆずれ、できるだけ簡潔であることが望ましい。その場合、その作業の中に含まれているおのおの要素となる作業の作業指導票を組み合わせ使用する。

四、作業指導表作成使用上の注意

1. 作業指導票は、指導案と密接な関連を持つものである。その目的は同一のものである。従って適切な指導案を用意することはなく作業指導票を作成し、使用せしめてはならない。特に、何等説明なしに作業指導票を補導生に使用することは厳にさげなければならない。
 2. 作業指導票は、できるだけわかりやすく実用的なものであること。そのためできるだけ図解し、簡明に説明すること。
 3. 作業指導案の様式は、作業の種類、指導の内容によって適切なものを作成すること。
 4. 補導生に作業指導票の正しい使い方を示すこと。
例えば、作業指導票によっては段階毎に作業を実演してみせた後、作業指導票に基いて作業させる。
 6. 補導生が常に作業指導票を用いるように習慣づけること。
例えば、補導生が作業指導票をよく読まずに指導員からその回答を求めようとしたら、指導員は作業指導票を補導生自身でよく読むようにしむけなければならない。
- 五、様式及び記載要領
- つぎに掲げる様式は例示であるから、種目、作業の種類、指導事項によって最も適切なものを考案し、作成すること。
1. 作業名欄には、指導しようとする作業の一般的名称を、主眼実技の欄には、補導生に習得させようとする主眼実技を記入する。

昭和二十五年六月十三日

建設省管理局長^㊹

労働省職業安定局長殿

公共職業補導所における建設工事に関する実習と建設業法との関係について
六月九日付職発第四六九号の三をもってご照会にかかる標記の件については左
記のとおりにつき御了知ありたい。

記

建設業法は建設工事の完成を請け負うことを営業とする者をその適用の対象とするものであり、従って公共職業補導所がその補導生に対して知識、技能を授け職業を与えるために実習として他から委託を受けて工事を施工する場合は、営利行為としてこれを行うものではないから本法の適用を受けない。『神綴り』

昭和三十一年三月三〇日

〔五一―二―七一〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第四六三号）

補導生入所、修了、就職状況調査について（一部改正）

標記については、さきに三〇職補第一六六号（昭和三〇年六月二八日）を以つて通達したところにより調査補報告願っているところであるが、このたび入所状況調査の中、その一部を左記のとおり改めることとしたので承知の上、その取扱に万遺憾のないようにされたい。

記

一、左記五の（一）の2のdの「従って応募者数は、入所決定の対象となつた者の数となる」を削り、次の事項を入れる。

「然し、ここに云う応募者数は、職業補導所においては、把握することが出来ないもので、管轄地公共職業安定所に問合せ調査すること。」

二、左記の五の（一）の2のeを次のように改める。

「dの応募者の中、入所予定者として職業補導所の入所決定の対象となつた者の数を記入し、入所決定の選考に出席した者の数を（ ）内に内数として記入すること。」

三、左記5の（1）の2のfの

「◎d・e・f各欄の……」は削除する。

四、左記五の（二）の2のIIの

2行目、応募入所人員

応募者欄の中「受験者（入所決定に出席した者の数）」を

「受験者（入所決定の対象となつた者の数）」に改める。

又

「◎各欄の（ ）内には、……」は次のように改める。

「◎受験者欄には、（受験者数、入所決定の対象となつた者の数）の外、（ ）して選考に出席した者の数を内数で記入し、入所者欄には又第二、第三志望による者を（ ）して内数で記入すること。『神類集』

昭和三十一年四月二日

〔五一―二―七二〕労働部長より各職業補導所長宛（三一職発第八四号）

職業補導用教科書の取扱について

標記教科書については三〇、四、二〇、三〇職補第一〇六号通達によりその取扱を指示してあつたが、昭和三十一年度より左記により取扱うこととしたから知識のうえ遺憾のないようにされたい。

なお、別紙記載の教科書は労働省に申込してあるので、近々中に各補導所に送付予定であるから了願したい。

記

一、普通学科の教科書（公民・実用数学・工業数学・物象・産業安全）は各補導所において購入し補導生に貸与すること。その場合は貸与の状況を明らかにしておくこと。但し貸与する教科書が損傷し使用にたえなくなった場合には主務課あて購入申込すること。

二、専門教科書（代用教科書も含む）は補導生に購入させ使用すること。但し指導用の教用の教科書は補導は所において購入すること。

（別紙略）

『神類集』

昭和三十一年四月二一日

〔五―二―七三〕 労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第四六三号）

職業補導用代用教科書の指定について

労働省において職業補導用教科書を編さんしていない補導種目に使用する代用教科書については、労働省職業安定局長の承認を受けて使用することとなっているが、左記の図書はその内容が職業補導用教科書として適切であり且つ利用度も高いのでこれを上欄種目の代用教科書として指定することとしたから活用せられたい。

記

なお、指定された代用教科書については、承認を受けることを要しない。

種目名	書名	著(編)者名	定価	出版社
ラジオ・テレビ組立修理	新ラジオ技術教科書(基礎編) 同右 (応用編) アマチュアにできるテレビジョン受像機の作り方①②③	日本放送協会 同右 三熊 文雄 城見 多津一 石橋 俊夫	二八〇 三八〇 各冊一 九〇	東京都目黒区下目黒ノ一三五N HKハウス日本放送出版協会 同右 東京都千代田区神田錦町二の七 理工学社
理容 美容	理容技字 美容技字 理容衛生読本 美容	平良 盛吉 砂川 正亮 同右 同右	一三〇 一七〇 上下 四五〇	奈良市高天町四五番地 奈良市衛生文化協会 同右 同右
ブロック建築 タイル煉瓦	ブロック、タイル、煉瓦の施工 法	中島 義明 小林 凱金	四五〇	東京都文京区森川町七七 有明 書房

『神綴り』

昭和三十一年四月二四日

〔五―二―七四〕 労働部長より職業補導所長宛（三一職発第一〇五号）

補導生用労働加配用普通外米の配給割り当て要領について

標記については、従来内地米（割当基準量によって割合されるもの）割当量の五〇％を申請量に加算して割合されてきたのであるが、来る六月配給分（四月実

績分）よりは左記によることとなったので承知のうえ取扱には遺憾のないようにたされたい。

記

一．趣旨

家庭配給において、大幅に配給数量の規制を緩和されたので労働加配用については、現場給食を実施している工場事業場（港湾荷役に就労している日雇労働者で現場給食を受けている者を含む）を除いては極力一般消費（生産）世帯用の購入通帳により受配することとし割当事務及び個人別配分の煩雑等の簡素化を図る。

二．方針

- 1 工場事業場労働加配主要食糧購入通帳に依るもの
受配代表責任者は一の趣旨に添い予め対象労働者の普通外米受配の希望を徴しこれを「労働加配米穀割当申請書」の一割当申請量欄、欄外に「噸 〇〇米 〇〇」と記入し申請する。

但し、普通外米の数量が内地米申請数量の五割の数量を超えることは出来ない。

注 従来内地米、普通外米の総合割当数量を記入し、食率印を押印して来た職種にあつては、前項但書を除いては、内地米数量のみを記入し、食率印は一切押印しないこととなる。

- 三、二により普通外米の割当申請をしなかつた者に対しては普通外米の配給割当を実施しない。

『神類集』

昭和三十一年四月二六日

〔五―二―七五〕 労働部長より職業補導所長宛（三一職発第一〇八号）

職業補導所の実習並びに実習製作品処理要綱について

現行の標記に関する処理要綱は昭和二十八年一月制定されたものであるが、その後県財務規則の制定があり又補導事業の運営面からも多少の変更を行なう必要があると認められるので新たに標記処理要綱を作成し昭和三十一年度より実施することとなったから左記御留意の上、その取扱に遺憾のないよういたされたい。

記

一、前要綱との主たる相違点

- 1、 補導所における実習の原則を明らかにしたこと。
補導所の実習は言うまでもなく指導が目的であるから、補導期の当初に立てられた訓練計画に基づいて計画的に実施していかねばならない。従つて所謂自家資材の一部の提供を受けて行なうことを認めることとした。

2、 委託計画を締結すべき範囲を縮小したこと。

前項要綱ではすべて委託契約を締結し、契約金額五千元以上の場合には契約書を作り三万円以上は労働部長の承認を得るよう規制していたが、この締結については条例規則等に別段の定めがなく、ただ安全を期する事前措置として行なうよう規制したものであるから、今回は之を所長の責に一任することとした。ただ建設工事等代金の不払があつた場合に現物の回収や処分に関連な手続きを要する作業についての念のため予の書面をもって契約を締結するよう規制することとした。なお、労働部長の承認は不要とした。

3、 補導用原材料の取扱要領を廃止し、要綱に含めたこと。

取扱要領を簡略化したので形式上問題はあるが要綱にうたうこととした。

4、 製作品の引継ぎ時の評価と処分時の評価とを区分したこと。

製作品の引継ぎ時の評価は物品会計規則により、処分時の評価は契約条例財務規則に基づいて行なわれることとなり、前者は所謂製作原価の算出となり、後者は販売予定価格の算出となる。販売予定価格はその商品価値と需給関係等によって決められることとなる。従来はこの評価の区分が明らかでなかつたので両者をはつきり区分し、製品の引継ぎ価格は原材料に製作費を加えたもの、処分価格は販売可能額とした。

5、 実習収入金の一部について分割後納制を認めたこと。

教材の確保と製作品の処分とを容易にするため財務規則第三〇条第二項但書の規定に基づき特別の場合に限り認めることとした。

二、 要綱運用上の注意

第一関係

補導用原材料……応用実習を行なう場合「原材料費」をもって購入できない例えば石炭、コークス、酸素、カーバイト、溶接棒、洗油、シンナー等は別枠をもって収入見合いの「消耗品」「燃料費」として「原材料費」から流用して計上することとしたので、

之等の資材も、補導用原材料と看做し処理することとした。従つてかかる資材を必要とする場合は予め余裕をもって本課あて流用令達を要求されたい。

製 品……修理加工を行なつた場合、之を物品会計規則上の製作品品として扱うことに疑問はあるが主管課の見解がはつきりするまで便宜上製作として取扱われたい。

第三関係

教程作業においては教材は製作品の処分が可能なものを選定し、又その処分方法についても十分な配慮がなされていなければならない。この点補導目的に反するようにとれるが、それは訓練を主とすべきか作品の処分に重点をおくべきかと言つた問題ではなく、補導目的の範囲内において調整するべき問題であることを了承されたい。

第四関係

ここで云う基本実習と応用実習の区別は「用語の意義」の項に示すとおり、物の製作が行なわれるか否かによって区分される。従つて教程基準に云う基本実習、応用実習の概念とは相違している点を注意されたい。これは従来は観点を改め、物の製作が行なわれる実習であればそれが基本段階であつても原材料を使用することとし、消耗品の節約を図ろうという趣旨に基づくものである。

第七関係

実習資材の受渡は実習何毎に行なうことを原則とするが各実習に共通して使用される資材については予め一括して指導員に渡しておくことが出来る。この場合は物品取扱主任は資材の保管使用状況について常に指導監督する責任がある。

実習資材は事務用品と異なり、その性質数量から云つて、その用途が明らかにされるべきであるから出納に当たつては用途を明らかにする証拠書類に基いて行なわなければならない。よつて所においては分割又は一括受渡に使用する便宜な伝票の様式を一定しおかれたい。

第八関係

製作品の評価額は物品会計規則により材料費に製作費を加えた額となっているが、この材料費の中には収入見合いの燃料費、消耗品費をもって購入した資材も含まれる。製作費の中に含まれるべき経費の範囲は明らかでないが、ここでは労務賃、委託加工料等、原材料以外の直接経費を含むものとし、間接経費たる動力費、光熱水料、器具損耗等の経費は含めないこととする。なお之等の間接経費は処分価格に含め回収しようという。立口であるから了知されたい。

「引継製作品証明書」は「実習伺」に対する実習報告であると共に、製作品の評価額算定資料であり之によって評価額と処分予定価格を決めることとなる。

第九関係

製作品は成るべく年度内に処分し次年度に繰り越さないこと。従来売残品が何年も繰り越される事例があったが、之等については処分不能の原因を検討し、価格が高すぎるならば評価額を下回って処分することも止むを得ない。但しこの場合においても全体として歳入欠陥を生じないように配慮されたい。

第十関係

分割後納制は財務規則第三十条第二項但書による特例として認められるものであるから所管地方出納室とも充分連絡の上その取扱には慎重を期されたい。

「特別の事情がある場合」とは教材の確保、製作品の処分が困難な場合を指す。

なお、この制度を実施する場合は、実施種目、適用金額、後納期間、分割回数等を定め、予め労働部長の承認を受けられたい。

職業補導所の実習並びに実習製品処理要綱（内規）

（目 的）

第一 公共職業補導所及び総合職業補導所（以下補導所という。）各科（但し美容科を除く）の実習並びに実習製作品の処理については、条例、規則その他に定めがあるものの外この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第二 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- 一、 基本実習、基本的な動作、操作、工作法の基本実技を指導するための実習をいう。
- 二、 応用実習、基本実技の応用として行なわれる物の製造、加工、修理等と内容とする実習にして製作品の生産を伴うものをいう。
- 三、 実習教材、補導教程に基づき実習を指導するための指導材料をいう。
- 四、 実習資材、実習教材により実習を指導するに当たり使用又は消費される諸教材をいう。
- 五、 補導用消耗品、予算科目節「消耗品費」及び他の節のうち「収入見合以外」の分をもって購入した実習資材をいう。
- 六、 補導用教材、予算科目節「原材料費」及びその他の節のうち「収入見合」分をもって購入した実習資材をいう。
- 七、 製作品、応用実習の結果製作された実習作品をゆい修理品、加工品等を含むものとする。
- 八、 実習収入金、製作品を処分した代償として得た諸収入をいう。

（補導所の実習及び実習教材）

第三 補導所における実習は訓練予定計画に基づき計画的に実施するものとする。

2、 応用実習における実習教材は指導目的に合致し、且つ製作品の処分との関係を考慮し処分可能のものを選定しなければならない。

3、 補導所において適当な教材の選定が困難若しくは不相当と認められるときは、補導所以外から実習教材の提供を受ける事ができるものとする。

（実習資材）

第四 実習資材はすべて補導所において予算に基づいて購入した資材をもって

これにあて、基本実習にあつては補導用消耗品を、応用実習にあつては補導用原材料を使用するものとする。但し、第六の委託実習において特別の事情がある場合には実習資材の一部について委託者の提供する資材（以下委託資材という。）を使用し得るものとする。

2 委託資材の取扱いについては委託者に損害を及ぼさないよう万全を期さなければならない。

（応用実習の実施）

第五 応用実習はすべて様式一によりあらかじめ、補導所長の承認を得て行なわなければならない。

(委託実習)

第六 補導所以外から実習教材の提供を受ける場合（以下委託実習という。）には、補導所長は委託の取消代金の不拂等によつて損害をこうむらないよう教材提供者（以下委託者という。）の選定を慎重に行なわなければならない。

2 補導所長は建設工事等代金不払の場合、現物の回収が困難と認められる委託実習を行なおうとするときは、あらかじめ書面をもつて次に掲げる事項を内容とする委託契約を締結しなければならない。

- 一 契約の内容
- 二 契約金額
- 三 数量
- 四 物件の引渡期限及び場所
- 五 契約金の支払期日及び方法
- 六 その他必要な事項

3 契約金額の算出は第九の2に準じて行い、必要によりその一部を前納せしめるものとする。

(実習資材の授受)

第七 実習資材の授受手続きは神奈川県費所属物品会計規則（以下物品会計規則という。）の定めるところによる。

2 実習資材の授受は、実習項目毎に実習の都度行なうものとする。但し、各実習に共通して使用される資材はあらかじめ一括して受渡ができるものとし、この場合は定期的に使用資材の清算を行なわなければならない。

(製作品の引継ぎ)

第八 製作品の引継ぎ及び出納方法は物品会計規則の定めるところによる。

2 製作品の評価額は製作に使用した補導用原材料の購入価格に外注加工料を加えて得た額とする。

3 製作品を引継ぐときは「生産物引継書」に「引継製作品明細書」（様式二）を添付し、評価額の算定基礎を明らかにするものとする。

(製作品の処分及び引渡)

第九 製作品の処分及び引渡は原則として当該会計年度内に完了することとし、その手続きは神奈川県契約条例及び神奈川県財務規則の定めるところによる。但し特別の事情あるものについてはこの限りではない。

2 製作品を処分する場合の予定価格は評価額及び商品価値を勘案して決定するものとする。但しその価格は原則として評価額を下回らないものとする。

(実習収入金の収納)

第十 実習収入金の収入方法は神奈川県財務規則の定めるところによる。

2 補導所長は特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ労働部長の承認を受けたものについて実習収入金の一部についての分割及び後納制を実施することができるとする。但し、後納期限は製作品の引渡後〇ヶ月以内とし、かつ年度を超えないものとする。

分割回数引渡時の納入を含め六回以内とする。

3 分割後納制を実施する場合は「分割後納個人別整理簿」（様式三）及び「分割後納月別整理簿」（様式四）を備えその収納状況を明らかにしなければならない。

(報告)

第十一 補導所長は実習収入金の収入状況について当月分を「実習収入金納入状況報告書」（様式五）により翌月十日までに労働部長に報告しなければならない。

2 補導所長は製作品及び補導用原材料の数量についてその所属会計年度末における現在数を「製作品及び補導用原材料決算報告書」（様式六）により次会計年度の五月十日までに労働部長に報告しなければならない。

(その他)

第十二 この要綱は昭和三十一年四月一日より実施することとし、昭和二十八年一月二十六日二八職補第三三三号通達による「公共職業補導所実習教材並びに実習収入金処理要綱」及び「補導用原材料取扱要領」は廃止する。

様式1（以下略）

『神類集』

昭和三十一年四月二六日

〔五一二一七六〕労働部長より 長宛（三一職発第一〇九号）

予算経理状況報告について

標記について従来提出願っていた報告様式を昭和三十一年度より別紙様式に改めて報告願いたい。

これが提出期日は毎月分を翌月の十日までとするができる限り期日以前に提出されるよう努力願いたい。

なお年度最終決算については、同様式をもって毎年五月十日までに標題を「昭和〇〇年度決算報告」として提出すること。

（編注・別紙様式は189ページ）

昭和三十一年五月一〇日〔五一二一七七〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第五三〇号）

身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について

標記補導生補導記録の様式を今般別紙のとおり改正したので、昭和二十九年四月二二日付職発第二三一号補導生補導記録作成要領ならびに先事項を参考のうえ、より一層の利用効果をあげるよう特設の御配慮を願いたい。

なお用紙は別途一五〇部（補導定員分）送付する。

記

一・改正の要点

従来の補導生補導記録、身体能力調査票および健康管理票について従来の実績に鑑み、身上関係等の欄、健康管理の欄ならびに訓練に関する欄等に大別し、合理的にこれを一本化し、補導生補導記録としたものである。

(1) 第一頁、第二頁を身上調査欄として、写真欄を従来より大きくして貼りやすくし、担当福祉事務所欄を新たに設けることとしたが家庭環境欄を整備し、障害に関する事項ならびに生育欄を削除した。

(2) 第三頁を学歴職歴社会生活欄とし、従来細分していた社会生活、趣味し好欄を改正した。

(3) 第四頁は個性調査欄として身体障害者公共職業補導所において職業補導を行なうにあたって、特に参考とすべき知識、環境性格、職業適性の三テスト欄を備け、これ以外で特に必要と認めて実施したテストについてはその他のテスト欄に記入することとした。

第五・六頁を従来の健康管理票にかわるものとし、番号、氏名、生年月日等の欄を削除したが、身体状況欄の項目を新たに設けることとしたほか、結核回復者を対象とする身体障害者公共職業補導所（以下「結核回復者補導所」という）においても併用できうるよう、呼吸器関係欄を詳細にした。

(4) 第七頁は補導状況欄としたが、出席状況欄を簡略にし各種の検定、考査等の記入欄を新たに設けたほか、訓練成績設定欄は一般公共職業補導所で使用している様式に準ずることとした。

(5) 第八頁は身体能力欄としたが、制限される動作に重点をおってそれを詳細に記入する欄を設けた。

(6) 補助紙は必要に応じて末尾に順次追加編綴するものとする。

二・改正した欄の記載要領

(1) 担当福祉事業所

身体障害者公共職業補導所に入所したとき、すでに登録してある福祉事務所がある場合は、その福祉事務所名を記入する。

(2) 家庭環境

① 世帯構成

a 性別

男女別を記入する

b 職業または学校

会社名、学校名等を具体的に記入する

② 家庭環境

a 資産、収入、公的補助

資産と目されるものは、動産、不動産にかかわらず記入し、収入その他公的補助についても具体的に記入する

b 環境その他

生育歴（遺伝、発育等）、職業関係（父兄、地方産業）等につ

いて具体的に記入する。

(3) 応募経路

身体障害者公共職業補導所に入所した動機その他を記入する。

(4) 社会生活

この欄は自由記載方法による。

(5) 身体障害の状況

① 障害の等級

身体障害者福祉法でいう身体障害の等級のほかに、労働者災害補償

ではどの等級に該当するかを記入する。

② レントゲン所見

結核回復者補導所において使用する。

(6) 血沈

結核回復者補導所において使用する。

(7) 検痰

結核回復者補導所において使用する。

(8) その他の所見

健康管理について特に留意すべき事項、その他の事項を記入する。

(9) 検定

技能検定、その他の検定、考査等に合格した場合はそれを記入する。

(10) 追指導の記録

実施した追指導の状況を記入する。

⑪ 身体能力

① 評価

普通人と変わらない場合は、空欄、能力に制限のある場合はレ、全く能力のない場合は○とする。

② 身体動作制限の詳細

動作項目とその定義は身体障害者公共補導所入所選考基準によることとし、能力に制限のある項目のみ具体的に記入する。

『神綴り』

昭和三十一年五月一日

〔五―二―七八〕労働部長より共同作業所長宛（三一職発第一二二号）

神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱の実施について

標記処理要項の制定については、先に三一職補第八七号を以って通達したところであるが、なおこれが実施に当たっては左記の点に御留意の上、運営の万全を期されたい。

記

一、加工料の決定

加工料は従前の料金額をもって、本要項による加工料とする。おって、従前の料金額を改訂する必要がある場合は要項第三により手続きされたい。

二、製作指図書の使用

所長名を持って締結される受注又は受託契約に基づき、製作を指示する場合は「製作指図書」により行うことといたされたい。なおこの様式については別途印刷の上配布する。

三、受注製作品の引渡価格の算定

要項第九により引渡価格は評価格―原材料価格に委託料を加えて得た額―となっているが、靴製作修理、鞆袋物製作修理等、使用した原材料価格の算定が困難なものについては、予め標準の価格を算定しおき、これをもって便宜上引渡価格と決定しておいて差し支えないこととする。

この場合は最終的には、実際の評価格と若干の相違を生ずるが、この場合にも収入総額が実際の評価総額を下回り歳入欠陥を生じないよう配慮されたい。

四、作業収入金の区分表示

作業収入金は「共同作業所作業員委託収入」と「共同作業所作業収入」とに区分し収納されるが、この場合の表示は現金領収書の元符に記入し収入手続きの際混同しないよう充分注意されたい。

五、分割後納制の実施

分割後納制は財務規則第三十条第二項但書の規定により、教材の確保が困難な場合に限り特例として認められるものであるから、実施に当たっては特に慎重

を期すると共に手続き等については所管地方出納室とも連絡を密にし遺憾のないよう配慮されたい。

なお、分割後納を認める場合は概ね左の基準によられたい。

1. 製作品の出来栄等の関係から教材確保が困難なもの

- (1) 種目… 神奈川共同作業所の男子服、婦人子供服、靴、鞆袋物、義肢
 (法令に基づく補装具の場合を除く)

- (2) 適用金額 男子服、婦人子供服一件 三、〇〇〇円以上のもの
 その他 一件 一、〇〇〇円以上のもの。

- (3) 分割許容回数および期限

二、〇〇〇円未満	二回	一ヶ月
五、〇〇〇円未満	三回	二ヶ月
一〇、〇〇〇円未満	四回	三ヶ月
一五、〇〇〇円未満	五回	四ヶ月
一五、〇〇〇円以上	六回	五ヶ月

2. 価格が高額なため教材確保が困難なもの

- (1) 種目 横須賀共同作業所の男子服、婦人子供服
 (2) 適用金額 一件 五、〇〇〇円以上のもの。
 (3) 分割許容回数及び期間

六、〇〇〇円未満	二回	一ヶ月
一〇、〇〇〇円未満	三回	二ヶ月
一五、〇〇〇円未満	四回	三ヶ月
一五、〇〇〇円以上	五回	四ヶ月

3. 代金支払い機関の支出手続き上、引替払の困難なもの。

身体障害者福祉法、戦傷病者援護法、児童福祉法、結核予防法、労働者災害補償保険法に基づく補装具については後納制を認めることとする。

『神類集』

昭和三十一年五月一日

〔五―二―七九〕労働部長より各

宛(三一職発第一二二一号の二)

神奈川県身体障害者職業補導所における実習収入金の分割後納制の承認について

さきに貴所より五月一日付にて承認申請のあった実習収入金の分割、後納制については諸般の事情を勘案した結果「神奈川県財務規則」第三十条の三項但書による「特別の事情に該当するものと認められるので」「職業補導所の実習並びに実習製作品処分要綱」第十条の二に基づき、左記の範囲内において分割及び後納を行なうことを承認する。

なお分割後納は、教材の確保が困難な場合に限り特例として認めるのであるから、実施に当たっては特に慎重を期するとともに、手続きについては所管出納室とも連絡を密にして遺憾のないように配慮されたい。

記

分納を行なう場合は概ね左の基準によるものとする。

1. 製作品の出来栄等の関係から教材確保が困難なもの。

1. 男子服、婦人子供服、靴、鞆袋物、時計、義肢(法令に基づく補装具の場合を除く)

2. 適用金額 一件一、〇〇〇円以上のもの。

- 3 分割許容回数及び期限

二、〇〇〇円未満	二回	一ヶ月
五、〇〇〇円未満	三回	二ヶ月
一〇、〇〇〇円未満	四回	三ヶ月
一五、〇〇〇円未満	五回	四ヶ月
一五、〇〇〇円以上	六回	五ヶ月

二、 代金支払期間の支出手続き上引替え困難なもの。

身体障害者福祉法、戦傷病者援護法、児童福祉法、結核予防法、労働者災害補償保険法に基づく補装具については後納制を認めることとする。

『神類集』

昭和三十一年七月二十七日

〔五―二―八〇〕労働省職業安定局長より神奈川知事宛(職発第八二五号)

公共職業補導所補導所台帳の整備について

公共職業補導所補導所の現況を明確に把握するとともに、適切な事業計画の策

定等に質するため、今般新たに公共職業補導所台帳を整備することとしたので、左記ご留意の上、これが記入ならびに整備等について遺憾のないよう措置願いたい。

記

- 一、この台帳は、公共職業補導所補導所（分所を含む。）について、昭和三十一年四月一日現在により三部作成し、各一部を都道府県主務課、公共職業補導所補導所に保管することとし、残余の一部は本省（職業安定局）に八月二十日まで提出すること。
- 二、台帳作成後、新規記入又は訂正等の必要が生じた場合は、その都度記入又は訂正し、常に現況を把握するとともに、移動事項の有無にかかわらず毎年三月末日現在の状況について翌月十五日まで、その期間中の移動顛末について報告すること。

なお、この場合の報告書様式は適宜とする。

- 三、この台帳の後部に庁舎の正面写真及びでき得れば庁舎の全体写真（手札判とすること。）並びに参考資料を添付すること。

- 四、職業安定行政手引（職業補導）八九五二に定められている公共職業補導所台帳様式は廃止する。

- 五、台帳の作成記入については、別紙記載要綱を参照し誤記のないよう留意すること。

- 六、台帳用紙の配布枚数は次によったが不足するときは職業安定局職業補導課あつて申し出られたい。

公共職業補導所台帳用紙	
公共職業補導所一ヶ所につき	三組（六枚）
機械器具内訳	
補導種目一種目につき	三組（六枚）

公共職業補導所台帳記載要領

この台帳は、公共職業補導所、同分所の現況を明確に把握し、公共職業補導所関係施設の維持管理及び業務運営上の参考に資するため本省（職業安定局職業補導課）都道府県主務課、及び公共職業補導所において関係分を各1部あて備付けらるものとする。

ただし分所の台帳は本所においてあわせて管理するものとする。なお、この台

帳は、昭和31年4月1日現在をもって作成するものとし、作成後において訂正又は新規に記入する必要の生じた場合は、その都度記入訂正し、異動事項の有無にかかわらず本省備付台帳の整備が図られるよう毎年3月末日の状況について適宜の様式により報告すること。

〔記入上の注意事項〕

1 公共職業補導所台帳

(1) 都道府県名 当該都道府県名を記入する。

(2) 名 称 当該公共職業補導所名を記入すること。分所については本所の名称の前部に分所名を括弧書きすること。

(例) (真壁) 稲田

(3) 所 在 地 庁舎名の所在番地を記入すること。

(4) 電 話 番 号 局 局及び番号を記入すること。(例) (39) 6284~6

(5) 設 立 年 月 日 当該補導所の設立年月日を記入すること。

(6) 年 月 日 及 び 沿革 現在の名称に至るまでの職業補導施設としての経過並びに庁舎の移転、新築、増改築及び名称、所在地、坪数、庁舎敷地の所要区分の変動事項について年をおって記入すること。なお、記入欄不足の場合は次葉に記入すること。

事業承認を受けている正式の補導種目名を記入すること。

(7) 補 導 種 目 当該補導種目の開設年月日を記入すること。

(8) 開 設 年 月 日 当該補導所を廃止した場合その廃止年月日を記入すること。

(9) 廃 止 年 月 日 事業承認をうけている当該補導種目の補導定員を記入すること。

(10) 補 導 定 員 なお、補導定員に増減のあった場合には朱線を引き上部に変更定員を記入するとともに摘要欄に変更年月日を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(11) 補 導 期 間 当該補導種目の補導期間を記入すること。

(12) 補 導 方 法 当該補導種目の補導方法について昼夜の別を記入すること。なお、夜間職業補導を実施している場合には昼間と区別してそれぞれ小計を記入すること。

(13) 職員構成 当該欄に補導種目別職員数を記入すること。ただし、所

長、書記、用人については計(小計)欄に記入すること。なお、摘要欄には講師の常勤、非常勤(時間)の内訳を記入すること。

(14) 庁舎概要 庁舎の建築年次毎に当該欄に記入すること。構造概要は「木造瓦葺二階建一部平屋建」等の如く記入する。所有区分には国有、都道府県有、市町村有、私有の区分を記入すること。坪数は述坪とし建坪を括弧書きすること。借上料は年額を記入すること。なお、建築年月日の異なる庁舎についてはその区分(実習場、教室等)を摘要欄に記入すること。

(15) 敷地概要 敷地の状況を当該欄に記入すること。借上料は年額を記入すること。

(16) 庁舎現況拡充分 現況欄は補導種目別に区分に従い記入すること。ただし事務室、倉庫(補導種目別に区分できない場合)、宿舍その他については、計欄に記入すること。摘要欄には参考事項を記入すること。拡充欄には、台帳作成後において拡充したものである当該欄に記入すること。摘要欄には拡充年月日及び整備費を記入すること。なお整備について補助金の交付を受けた場合はその補助額を括弧書きすること。

2. 庁舎平面図

(1) 都道府県名 公共職業補導所台帳記入注意に同じ

(2) 名称 同上

(3) 配置図 余白欄には、配置図を記入すること。なお、建物別にA、B、C・・・の記号を用い各室毎に算用数字をA～1等の如く番号をつけること。なお、配置図には方位を示すこと。

(4) 位置図 補導所を中心とした隣接建造物等の見取図を記入すること。

(5) 番号 配置図の番号を記入すること。

(6) 区分 当該番号で示された建物について、教室、○○科実習

場等の区分を記入すること。

(7) 構造 木造、防火構造、スレート葺当明記すること。

(8) 坪数 区分毎の坪数を記入し、A、B、Cの建物毎に小計の欄を設けてその建物の坪数を記入すること。坪数は延坪とし、建坪は括弧書きすること。

(9) 建築年月日 当該建物の建築年月日を記入すること。若し不明の場合は推定年月日を記入すること。ただし、この場合は同欄の右余白部に(推)と記入すること。

3. 機械器具内訳

(1) 補導種目名 事業承認をうけている正式の補導種目名を記入すること。

(2) 都道府県名 公共職業補導所台帳記入注意に同じ

(3) 補導所名 公共職業補導所台帳記入注意に同じ

(4) 機械器具名

(イ) 現有の施設(炉、モノレーン、検車用ピット等)及び機械のすべてを記すこと。

(ロ) 器具については、価格が1点3,000円以上及び単価×所要個数の価格が10,000円以上のものについてのみ記入すること。

(ハ) 名称の異なる機械器具であっても、機能の同じものは、同一の機械器具として取扱うこと。

(ニ) 2つ以上の機械器具の機能をあわせもっているため、基準に記載されている他の機械器具が不要となる場合は当該摘要欄に○○○を兼用と記入すること。

(ホ) 他の科と共用するため専用の施設機械器具を所有しない場合は、所有している種目において完全に記入し、他の科においては機械器具欄のみを記入し、当該摘要欄に○○科と共用と記入すること。

(ヘ) 機械に当□□□□□□□□旋盤に対するチャック、面取等)は記入を要しないこと。

(ト) 記入の順序は、規□基準に示された順序によること。ただし次の補導種目については、別表の施設、機械器具名の順により記入し、その他の機械器具については、(1)に準じて記入すること。
機械、板金、溶接、自動車整備、塗装、木工、建築、経理事務、謄写印

刷、和文タイプ、男子服、洋裁

- (チ) 同一の機械器具のうち、規格の異なるものが各種ある場合は、小さなものから大きなものの順に行をかねて記入すること。
 (リ) 基準外の施設および機械器具については、基準に示された施設および機械器具の末尾に記入すること。また、各葉の下段には2～3行の空欄を設けること。

- (5) 規模基準数量 本省において制定又は承認した規模基準数量を記入すること。

(6) 設備数量

- (イ) 施設及び機械器具を自己所有と借上の区分に従ってそれぞれの当該欄に数量を記入し、その計を合計欄に記入すること。

- (ロ) 自己所有のものについては、製作年月日及び昭和31年4月1日現在において職業補導用として今後使用可能と思われる年数を当該欄に記入すること。

ただし、器具については耐用年数を記入する必要はないこと。

- (ハ) 製作年月日が不明で推定したものは、摘要欄に(推)と記入すること。

- (7) 規格 機械器具の規格を記入すること。

- (8) 摘要 破損、使用不能、その他特に参考となる事項を記入すること。

4. その他

この台帳には、庁舎正面写真及びでき得れば庁舎全体写真(手札判)を別紙に貼付し説明を附して編綴すること。

別紙

(機械科)		(自動車整備科)	
鍛造炉	ツールボストグラインダー	鍛造炉	油圧ジャッキ
モノレール	アーバープレス	検車設備	スクリュージャッキ
旋盤	ダイヘッド	洗車設備	チェンゾロツク
万能フライス盤	摺合せ定盤	モノレール	オイルシキットポンプ
直立ボール盤	横万力	青図紙付枠	計算尺
		卓上ボール盤	直立ボール盤

卓上ボール盤	電気ドリル	形削盤	両頭グラインダー	鋼盤	タレット旋盤	堅フライス盤	刃物研磨盤
堅万力	プロツクゲージ	ダイヤルインジゲーター	マイクローメーター	ノギス	硬度計	けがき定盤	蜂の巣
焼入炉				金床			焼入槽

三本ローレル盤	ブローラー	エンジンアナライザ	(板金科)	形削盤
エンボリソックス	オアセットレンチ	フレキテスター	鍛造炉	直立ボール盤
コロンポトリアンボリソックス	両口スナッチ	キヤンバークヤスターゲージ	定置式ガス発生器	エアコンゾレツサ
メタル駆込器	横万力	サンソビソ立て	ガス溶接用配管	卓上ボール盤
パナルシートグラインダー	ダイヤルインジゲーター	スターゲージ	電気ドリル	ポーターブルグラインダー
サーフエスグラインダー	マイクローメーター	ジオスゲージ	両頭グラインダー	フレクシヨンプレス
エンジン摺合機	ノギス	トーイングゲージ	パワープレス	動力シヤ
ピストンヒーター	コンソレツクソングージ	けがき定盤	ハンドスキュリエ	雲形シヤ
チェンゾロツク	パッキュームゲージ	移動式ガス発生器	プレス	電気ばさみ
教材用自動車	シリソダーゲージ	足踏シヤ	足踏シヤ	万能折曲機
教材用エンジン	ノズルテスター	交流アーク溶接機	レバシヤ	ホイリソングローラー
カットエンジン	メガー	スレーガン	紐出しシヤ	リベットホージ
自動車整備技術講習用スライド	アラチエアスター	金床	三本ローラ	たたき定盤
パナルシート座ぐり機	ヘッドライトスター	蜂の巣	エキセンプレス	ニューチツククハン
	音量計	製図器	旋盤	つち
		製図版		金切ばさみ
		作業台		横万力

コンロツボブライナー		ソールスタンプ		ペイントローマー
ノギス けがき定盤 移動用ガス 発生器 交流アーク溶 接機 金床 蜂の巣 スプレーガン 製図器 製図版 作業台	(溶接科) 鍛造戸 定期式ガス 発生器 ガス溶接用 配管 サンソビシ 立て 電気ドリル 両頭グラインダー 移動式ガス発生器 交流アーク溶接機 点溶接機 卓上ボール盤 ポータブルグライン ダー 直流アーク溶接機 アルゴン溶接機 自動切断機 破壊式試験機	硬度計 金属顕微鏡 圧力調整器 安全器 溶接吹管 切削吹管 ガウジンク吹管 遮光衝立 溶接作業台 横万力 ノギス 電流計 電圧計	蜂の巣 製図器 製図版 作業台	(塗装科) 灰塵装置 とき場 流し(コンクリート) エアコンゾ レッカー 両頭グラインダー 高温硬化戸 赤外線乾燥スタンプ ポータブルサンダー フイニッシャー スプレーガン すじかんばけ 寸筒ばけ うるしばけ

(はかり)	(木工科)			(経理事務科)
流速粘度計 塗膜硬度計 塗膜折曲試験機 塗膜肉厚測定機 製図器 製図版 塗装作業台	木工機械防護装置 塗装用防護装置 帯鋸盤 万能丸鋸盤 角のみ盤 木工旋盤 両頭グラインダー 電気ドリル	ロクロ盤 糸鋸盤 木工切断機 ベルトサンダー ポータブルサンダー フイニッシャー 高周波発振装置 鋸目立機	スプレー ガン 製図器 製図版 作業台 立割台 坐割台	計算器 計算尺 そろばん 謄写印刷機

横切丸鋸盤 自動一面鋸盤 超仕上げ盤 面取盤 ほぞ取盤 高速ルーター	帯鋸アサリ出し 器 丸鋸アサリ出し 器 鋸刃研磨機 鋸 鋸 のみ 含水率計 エアーコンソレクター		
---------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	--	--

(和文タイプライター)	(謄写印刷科)	(建築科)	(洋裁科)	(男子服科)
和文タイプライター	謄写印刷機 輪転機 断裁器 やすり	手押鋸盤 自動鋸盤 万能丸鋸盤 角のみ盤 両頭グラインダー 電気ドリル レベール 削台 製図器 製図版 鋸 鋸 のみ	ミン アイロン まんじゅう 人体 三面鏡 作業台 裁台	ミン アイロン まんじゅう 人体 三面鏡 作業台 裁台

『中綴り』

昭和三二年八月六日

〔五一二一八一〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛(職発第八五四号)

代用教科書の取扱について

標記については、昭和二十六年十月一日職発第六〇八号「訓練基準制定と補導

方法の改善実施計画について」によって定められていたが、その後の情勢の変化により右通達所定の取扱いが適切を欠くに至り、その結果、各都道府県からの代用教科書承認申請手続も区々になり、あるいは同手続未済のまま代用教科書を使用する向きもある。

かかる現状にかんがみ、この度左記の要領で代用教科書の取扱の改善統一をはかることとしたので、今後その取扱については本要領によられたく、貴管下各職業補導所の代用教科書使用について充分指導監督されると共に、承認申請手続未済のものについては至急手続をとりたい。

なお、今後の教科書編さん発行に資するため、各職業補導所で現在使用中の代用教科書全般について把握する必要があるため、貴管下各職業補導所で現在使用中の代用教科書については、別紙様式により取りまとめ、八月末日までに職業補導課長あて提出されたい。

代用教科書取扱要領

- 一、代用教科書の使用は、本省において教科書を編さんしていない補導種目についてのみ行なうこと。
- 二、代用教科書を分けて指定代用教科書と承認代用教科書とする。
- 三、指定代用教科書とは、本省が代用教科書としてあらかじめ指定したものをいい、この通牒施行日においては、本年四月二十一日職発第四六三号「職業補導用代用教科書の指定について」によって指定されたものである。
- 四、指定代用教科書の使用については、承認を要しない。ただし、使用にあたっては労働省職業安定局長に報告すること。
- 五、承認代用教科書とは、労働省において編さんした教科書及び指定代用教科書以外の教科書であつて労働省職業安定局長がその使用を承認したものをいう。
- 六、都道府県知事は前項の承認をもうけようとするときは、あらかじめ使用しようとする教科書を一部添付してその使用について労働省職業安定局長に承認を申請しなければならない。

別紙

代用教科書使用状況報告

都道府県

代用教科書名	使用補導所	補導種目	編集者	発行所(者)	定価	備考

註1 備考欄には次の区分に従つてその記号を書き入れること。

- A 本通達に従い、承認申請手続きのとられる代用教科書
- B 本年七月末日現在において、承認申請手続きをとり本省の承認した代用教科書
- C 本年七月末日迄に承認申請手続きをとつたが未だ本省が承認していない代用教科書
- D 本年四月二十一日職発第四六三号「職業補導用代用教科書の指定について」によって指定されている代用教科書

昭和三十一年八月一日

(五―二―八二)労働部長より小田原公共職業補導所長宛(三一職補第二二二二号) **小田原婦人公共職業補導所美容科における実習モデルとなる者及びその者から徴収する料金について**

昭和三〇年厚生省令第二〇号により「理容師美容師法施行規則」の一部が改正され、貴所に於て応用実習を行う場合にモデルとなる者は、生計困難者であり、その者から徴収する料金は、実費程度と規定せられたので、左記の要領に基づき実施されたい。

記

- 一、実習モデルの範囲は次のとおりとする。
 - 1、生活保護法により各種の扶助を受けている世帯の構成員及び同法実施機関が要保護者と認めたもの。
 - 2、母子福祉資金の貸付等に関する法律第二条に該当する女子、及び児童。
 - 3、失業保険法による失業保険金を受給中のもの、及び日雇労働保険者。
 - 4、緊急失業対策法による失業対策事業の就労適格者。
 - 5、求職者及び浮動的職業に就労中のもの。
- 一、徴収料金は実費程度とし、その基準料金は次のとおりとする。但し、原材料は購入価格の変動等に伴い若干、上下することは止むを得ないので、実習の都度使用原

材料の額及び附帯的諸経費を算出し、基準額を勘案のうえ、妥当な料金を徴収するものとする。

- 1、コールドパーマネント 二〇〇円
(セットを含まず)
- 2、パーマネント 六〇円
- 3、セット 五〇円
- 4、美顔料 一三〇円
- 5、カット 三〇円
- 6、シャンプー 四〇円

附 記

- 一、二九職補第二三四号による「小田原夫人公共職業補導所美容科の実習収入金について」はこれを廃止する。
- 一、実習モデルとなる者、及びその者から徴収する料金以外のことについては凡て、三一職補第一〇八号「職業補導所の実習並びに実習作品処理要綱」(内規)に準じて行うものとする。
- 一、実施に当たっては、地元福祉事務所、及び公共職業安定所、並びに地万出納室と連絡のうえ、遺憾のないよういたされたい。

『神類集』

昭和三十一年一〇月五日

〔五一―二―八三〕労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主務局部長宛
(補発第六〇号)

職業補導用代用教科書の承認申請手続きについて

標記については、昭和三十一年八月六日付職発第八五四号「代用教科書の取扱について」をもって、未承認の代用教科書について承認手続きをとられるよう、お願いしたのであるが、このことについて手続き不備の向が少なくないので、今後は左記により遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、右通達による「代用教科書使用状況報告」を未提出の向は至急提出されたい。(貴県は未提出であるから至急提出されたい)

記

- 一、一職業補導所の一補導種目について承認申請のなされた代用教科書の数が多すぎると思われる場合があるが、この場合は次の(イ)又は(ロ)によること。
 - (イ) 当該職業補導所において、代用教科書として主に使用するものを決めて、そのみについて承認代用教科書としての承認申請をなし、他は参考書として取り扱うこと
 - (ロ) 多数の書物から抜粋して、当該補導種目の教程基準に合致するようとりまとめ、プリント、テキストを作成してそれについて承認申請をすること。
- 二、「代用教科書使用状況報告」のみ提出し、承認未済のものがあるにも拘わらず、承認申請をしていない向があるが、この場合は直ちに承認申請すること。
- 三、承認申請書のみ提出し、現物を未だ提出していない向があるが、この場合は直ちに現物を提出すること。

承認代用教科書

補導種目	承認代用教科書名	編集者 発行所	補導種目	承認代用教科書名	編集者 発行所
事務科	書籍複製要約	昭和隆字堂	電気関係	最新制電気一般	竹内春太郎 理工学社
電気関係	初等電気	電気学園	初歩の電気工学	交流理論1	松井 弘 (長崎県)
"	初等電気機械	"	電気理論2	和裁縫製	光文社
"	モーター修理の実際	オーム社	和裁縫製	和裁縫製	" 藤田とら
"	小型トランス修理の実際	"	和裁縫製	文化服装講座(男子服編)	文化服装学園 出版局
"	最新内線工事	電気学園	男子服科	洋裁服技能者養成用教科書	紳士服協会 (東京)
"	電気工作物規程	"	"	科書	洋裁社
"	最新電気磁気測定	"	"	裁断・縫製	紳士服の裁断と縫方
"	最新交流理論	青木武コロン社	"	"	竹村克己
"	改訂解説電気工学	"	"	"	"
"	電力回路	"	"	"	"

第二条 補導所の補導科目、補導期間及び補導定員は、別表のとおりとする。

(入所資格)

第三条 補導所へ入所することができる者は、義務教育修了程度以上の学力を有する者で、公共職業安定所が選考し、入所予定者としたものとする。

(入所の決定)

第四条 所長は、入所予定者のうちから、公共職業安定所長と協議して入所者を決定し、公共職業安定所を通じて本人に通知する。

(誓約書)

第五条 入所を許可された者(以下補導生という。)は、入所後一週間以内に誓約書(第一号様式)を所長に提出しなければならない。

(入寮)

第六条 神奈川県身体障害者公共職業補導所の補導生は、原則として入寮するものとする。ただし、所長が必要がないと認める者については、この限りでない。

(休業日)

第七条 休業日は次のとおりとする。ただし、所長は、必要と認めるときは、休業日に学科又は実習を課することができる。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 年末年始(十二月二十七日から翌年一月五日まで)

四 開所記念日

五 前四号のほか、所長が知事の許可を得て定める日

(遅刻及び早退)

第八条 補導生は、遅刻したとき又は早退しようとするときは、その理由をすみやかに所長に届け出なければならない。

(欠席)

第九条 補導生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ所長に届け出なければならない。

2 補導生が引き続き一週間をこえて欠席しようとするときは、医師の診断書又は欠席の理由書を添え、所長に願ひ出て許可を受けなければならない。

(休所)

第十条 所長は、病気その他やむを得ない理由により長期にわたって欠席している補導生に対して休所を命ずることができる。

(退所)

第十一条 補導生が退所しようとするときは、退所願(第二号様式)を所長に提出して許可を受けなければならない。

第十二条 所長は、補導生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 一 素行不良で改しゅんの見込がないと認められる者
- 二 身心の故障又は成績不良で技術習得の見込がないと認められる者
- 三 正当な理由がなく、かつ、欠席日数が多い者

(修了)

第十三条 所定の課程を修了した補導生に対しては、修了証書(第三号様式)を授与する。

(ほう賞)

第十四条 前条の規定による修了者のうち成績優秀な者に賞状(第四号様式)を、精励皆勤した者に皆勤賞(第五号様式)を授与する。ただし、補導期間が満六箇月に満たない補導科目の補導生については、授与しない。

(委任規定)

第十五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を経て所長が定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

2 神奈川県総合職業補導所規則(昭和三十年四月神奈川県規則第三十四号)は、廃止する。

別表

職業補導所名	補導課程		補導科目	補導期間	補導定員
	第一部	第二部			
神奈川県横浜公共職業補導所	同	経理事務科	経理事務科 和文タイプ科 通訳科	六個月	三〇人
	同	経理事務科			
同 (分教場)	同	和文タイプ科	同	一箇年	三〇人
	同	通訳科			
同	同	英文タイプ科	同	六個月	同
	同	自動車電気科			
同	同	小型自動車整備科	同	九個月	三〇人
	同	同			
神奈川県希望ヶ丘公共職業補導所	同	同	同	同	四〇人

- 一 技能程度
- 二 身上関係
- 三 その他参考となる事項

(誓約書)

第四条 入所を許可された者(以下作業員という。)は、入所後一週間以内に誓約書(第一号様式)を所長に提出しなければならない。

(休業日)

第五条 休業日は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要と認めるときは休業日に作業を課することができる。

- 一 国民の祝日
- 二 日曜日
- 三 年末年始(十二月二十七日から翌年一月五日まで)

(欠席)

第六条 作業員が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ所長に届け出で許可を受けなければならない。

(休所)

第七条 所長は、病気その他により長期にわたって欠席している作業員に対し、休所を命ずることができる。

(退所)

第八条 所長は、作業員が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 一 素行不良又は心身の状況により作業員として適格でないと認められた者
- 二 規律に違反し又は所長の命に従わない者
- 三 他に就職が決定した者
- 四 その他所長が退所させることを適当と認められた者

第九条 この規則に定めるものを除くほか、作業所について必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

共同作業所名		神奈川県横須賀共同作業所	
作業科目	ミシン縫製作業	収容定員	七〇人
	手芸、編物作業		
製作及び修理作業		一〇人	

神奈川県共同作業所		かばん袋物製作及び修理作業		同
義肢製作及び修理作業		婦人子供服製作及び修理作業		五人
男子服製作及び修理作業				二五人

第一号様式(編注…以下略) 『神公報』

昭和三十一年一月一七日

〔五―二―八七〕労働省職業安定局職業補導課長より神奈川県労働主管部局長宛(補発第七一号)

自動車整備士技能検定規則の一部改正について

今般、昭和三十一年十一月九日付運輸省令第六十三号により、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部が改正されたので、別添のとおり関係正条項を通知するから、貴官下職業補導所自動車整備科関係者をして周知せしめ、自動車整備士技能検定試験の取扱いに遺憾なきよう期されたい。なお、本年度は修了見込を以って受験資格とする措置は講ぜられないから、この旨了知ありたい。

『神綴り』

昭和三十一年二月三日

〔五―二―八八〕労働長より各職業補導所長宛(三一職補第三四八号)

補導生補導記録の一部改正について

今般、標記記録の一部を別紙のとおり改正したので左記により補導生の訓練上適切な資料として活用するよういたされたい。

記

- 一、本指導記録の記載については、指導記録の裏面に記載してある記載要領により作成すること。
 - 二、旧記録により作成中のものはそのまま使用し、次期補導生により改正した記録用紙を作成すること。
- 『神類集』

昭和三十一年一月二二日

〔五―二―八九〕労働省職業安定局長より各都道府県知事宛（職発第五九号）

総合職業補導所の技能者養成規程第一五條第二項の施設としての指定について

今般昭和三十三年労働省告示第一号をもって別紙寫のとおり総合職業補導所が技能者養成規程第十五條第二項の施設として指定されたので御了知ありたい。

なお、この指定により総合職業補導所の一般補導普通課程の修了生はすべて今後技能者養成を受けようとする場合、当該職種については公共職業補導所の修了生と同様に既に本人の受けた職業補導に対して同規程第十五條第二項既教習事項の除外、および第十八條第三項の養成のための契約期間より訓練期間の控除が適用されることとなるので念のため申しそえる。

◎労働省告示第一号（編注・略）

『神綴り』

昭和三十三年二月七日

〔五―二―九〇〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第一〇四号）

職業補導用代用教科書の承認申請に対する決定について

昭和三十一年一月一日付三一職第二九六号をもって承認方申請のあった職業補導用代用教科書について左記のとおり決定したので通知する。

記

承認・不承認の別	補導種目	申請代用教科書名	編集者名	備考
承認	男子服	紳士服図解裁縫の要点	貝島正高	
承認	電気	内線工事	電気学園	
承認	電気	電気工事	沢 莊平	以後は右教科書を使用されたい
承認	電気	設計製図2	徳丸芳夫	本省編さんの「電気機修理工」および「電工」の教科書がそれぞれ5月中旬、6月中旬に発行される予定であるからそれ
承認	電気	標準製図法	大西 清	

『神綴り』

昭和三十三年四月四日

〔五―二―九一〕労働省職業安定局職業補導課長より各都道府県労働主務（局）

部長宛（補発第一八号）

補導生指導要録、補導生指導手帳の改訂及び補導所体操用レコードについて

標記の補導生指導要録、補導生指導手帳については、左記のとおりこれを整備改訂して三十二年度から用いることとなり、また、補導所体操用レコードについては、作製後相当年月を経過したので、今回一括発注するから必要の向は、枚数、送付先をお知らせ願いたい。

記

一、補導生指導要録について

- 綴込式の専用表紙と索引表を設け、台帳使用上の利便を図ると共に保存を容易にし、なお、記入事項等の内容は、別紙のとおりとしたこと。
- 従来の要録一枚一円が改訂後一円五〇銭となったこと。
- 表紙（索引も含む）は、一組三五円で、あるが一〇〇枚の要録を綴込むことができること。

二、補導生指導手帳について

- ルーズリーフ式（万年手帳）とし、各欄用紙の増減を容易にして指導員個々の利便を図ったこと。
- 手帳使用第二年度からは、必要とする用紙のみを購入し、所要枚数の補充を容易にすると共に、差し入れによって手帳としての使用が可能となるよう考慮してあること。
- 各欄の行数、巾を統一し、氏名欄は補導生要覧（始めの氏名欄）にのみ記入し、他欄の氏名欄は、整理番号で示すこととし、記入手数を省いたこと。
- 手帳記入要領を作成し、記入方法の統一を図ったこと。
- 新たに差し入れた主なる項目

(1) 職業補導関係法令抜粋

(2) 国民の祝日、二十四節季及び雑節

(3) 作業指導票作制取扱要領

(4) 指導案作成要領

(5) 補導生指導手帳記入要領

(6) 度量衡換算法

6. 大きさは、従来の手帳と同じであること。

7. 従来の手帳一冊七〇円が改訂後一五〇円となり、なお、差し入れて使用する用紙の値段は、おって連絡すること。

三. その他

補導生指導要録、補導生指導手帳共にその必要枚(冊)数及び送付先は、さきに三十二年度分として貴都道府県から報告のあった処によって今回は送付するが、変更したい向においては、改めて至急報告すると共に補導生要録の表紙の必要部数もあわせて報告願いたい。
『神綴り』

昭和三十二年四月八日

〔五―二―九二〕労働部長より神奈川県身体障害者職業補導所長宛(三二職補第一一〇号)

補導手当の支給額改定について

「神奈川県身体障害者公共職業補導所補導手当支給要綱」第六にもとづく補導手当の支給日額については昭和三十一年三月三十一日付け三一職補第一〇〇号により従来一人一日式拾円を支給してきたところであるが、昭和三十二年四月一日からは一人一日五十円に増額する。

なお、本改訂は貴所における入所対象層の拡大等を目的としているので、この主旨にそうよう今後募集等に当たって遺憾のないようにいたされたい。

『神類集』

昭和三十二年四月一九日

〔五―二―九三〕労働部長より

代用教科書の取扱について

長宛(三二職第一二六号)
標記については昭和二十九年四月九日付職補発第九〇号「代用教科書の取扱い

について」により通達してあるが、今般労働省において別添要領により標記教材の取扱を統一することになったので今後本要領及び左記了知の上その取扱に遺憾のないよういたされたい。

なお、承認申請手続未済のものについては至急手続きをされたい。

記

一、代用教科書を使用するときは別添取扱要領中(6)により労働省職業安定局長の承認を必要とするので、使用しようとする教科書を二部添付し、労働部長に申請すること。

二、労働省指定の代用教科書

1. 新ラジオ技術教科書(基礎・応用編) 日本放送出版協会出版発行
2. アマチュアにできるテレビジョン受像機の作り方 理工学社出版発行
3. 理容技術・美容技術・理容美容衛生読本 衛生文化協会出版発行
4. ブロック・タイル煉瓦の施行法 有明書房出版発行

三、本県で承認済の代用教科書

1. 紳士服図解裁断裁縫の要点 洋文社出版発行
2. 電気工学 理工学社出版発行
3. 内線工事 電気学園出版発行
4. 設計製図 実数出版(株)出版発行
5. 標準製図法 理工学社出版発行

四、右記(二)(三)の教科書を使用するときは労働部長に報告すること。

五、代用教科書の選定については左記に留意すること。

1. 補導教程に適合していること。
 2. 内容及び表現方法が補導生の程度よりみて難解または容易すぎないものとする。
 3. なるべく広範囲の図書中より選択すること。
 4. 内容が最近の産業界の状況におかれていないものとする。
- 六、昭和二十九年四月九日付二九職補発第九〇号「代用教科書の取扱について」通牒は廃止する。

別添

代用教科書取扱要領

一、代用教科書の使用は、本省において教科書を編さんしていない補導種目についてのみ行うこと。

二、代用教科書を分けて指定代用教科書と承認代用教科書とする。

三、指定代用教科書とは、本省が代用教科書としてあらかじめ指定したものをいい、この通牒施行日においては、本年四月二十一日職発第四六三号「職業補導代用教科書の指定について」によって指定されたものである。

四、指定代用教科書の使用については、承認を要しない。ただし、使用にあたっては労働省職業安定局長に報告すること。

五、承認代用教科書とは、労働省において編さんした教科書及び指定代用教科書以外の教科書であって労働省職業安定局長がその使用を承認したものをいう。

六、都道府県知事は前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ使用しようとする教科書を一部添付してその使用について労働省職業安定局長に承認を申請しなければならない。

『神類集』

昭和三二年四月二二日

〔五―二―九四〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛（職発第三二七号）

身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について

標記補導生補導記録は昭和三十一年五月十日職発第五三〇号「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について」により取り扱われてきたところであるが、今般様式の一部改正に伴い、記載内容を整備したので今後本記録の作成は、別紙「補導生指導記録作成要領」に基づき、より一層の利用効果をあげるよう特段の御配慮を願いたい。

補導生補導記録作成要領

一、一般的注意

(一) 指導記録は、補導生の全員について入所の直後作成し、補導生在所中の技能訓練および生活指導の記録として、その活用を図ること。

(二) 記録にあたっては、常に補導生の実態をよく観察し、必要と認められる事実を漏れなく収録するよう心掛けること。

(三) 指導記録は、補導主務課（係）長の下に、その指名する訓練事務担当者が主管し、指導員、医務職員、生徒主事、舎監がそれぞれ関係記事を分担し、

あるいは協議して記入すること。

四 指導記録は、補導生の全般がよく掌握できるよう次の順序に編成してあるが、その整理に当たっては補導種目別および期別につづり、整理の順序は入所時の出席簿番号とすること。

身上調査欄 一 ― 二ページ

学歴・職歴・社会生活欄 三ページ

個性調査欄 四ページ

健康管理欄 五 ― 六ページ

補導状況欄 七ページ

身体能力欄 八ページ

補助紙は必要に応じて末尾に順次つづり込むこと。

(五) 指導記録は、補導生に関する一切の記録の集成であるので、したがって職業安定行政手引職業補導編八八〇一の補導生調査票は、身体障害者公共職業補導所については適用がないものとする。

(六) 指導記録は、巻首に索引表を付し、所定の表紙につづり込み永年保存とすること。

二、作成の要領

(一) 表紙見出欄

「番号」 整理番号を記入する。

「修了・中退」 該当するものを○で囲む。

(二) 身上調査

「氏名」 年齢は、入所当日の満年齢を記入し、性別の項は、該当するものを○で囲む。（以下この種の欄はこの方法による。）

「番号」 入所時の出席番号を記入する。

「期別」 入所期別を記入する。

「現住所」 補導所へ入所する以前の住所を記入する。なお終了後の住所変更もこの欄に記入する。

「担当福祉事務所」 補導所へ入所したとき、すでに登録してある福祉事務所がある場合は、その事務所名を記入する。

「身体障害者手帳」 手帳所持者について手帳の交付を受けた都道府県名、交付番号、交付年月日を記入する。

「世帯構成」 同居家族を記入する。

「続柄」 本人を基準とした関係を記入する。

「資産」 不動産を記入する。

「収入」 月収を記入する。

「公的扶助」 生活援護による各種扶助、恩給、障害年金、その他公的または有資格者として支給を受けているものを具体的に記入する。

「環境その他」 生育歴（遺伝・発育）生活（家庭・結婚・交友・社会）などについて具体的に記入する。

「職業又は勤務先」 職業は最近のものを記入する。

「摘要」 本人の一人上について相談できる人または世話してくれるような人の状況を記入する。

「応募経路」 補導所へ入所した動機、経路（安定所・学校・ラジオ・新聞・ポスター・ビラ・修了生父兄）を記入する。

（三）学歴・職歴・社会生活欄

「学歴」 最終のものより順次記入する。備考の項には学校中退の理由その他特記すべきことを記入する。

「その他」 卒業成績、好きな学科、嫌いな学科、転学などについて記入する。

「職務」 販売店員、経理事務員、ラジオ組立修理工など実際に従事した職務の内容を記入する。

「従事期間」 月収を記入する。

「社会生活」 結婚、交友、思想、信仰、団体参加の有無、対社会感情など社会生活における事項を記入する。

（四）個性欄

「適性検査」 鈴木式知能検査、環境性格検査、職業適性検査およびその他の検査について実施結果を記入する。

「総合所見」 各種検査結果について観察した総合所見を記入する。

（五）健康管理欄

1. 視覚障害

「傷病名」 身体障害者手帳に記載されている次の傷病名を記入する。
白（緑）内障、角膜混濁、瞳孔閉鎖症、眼球症、網膜包素変性症、

視神経萎縮、網脈結膜萎縮、半盲症等。

2. 聴覚障害

慢性中耳炎、耳硬化病、職業性難聴、ストマイ難聴、先天性難聴等。

3. 平衡機能障害

メヌエル氏病。

4. 音声機能障害

無喉頭、高度の吃音（音声ノイローゼ）等。

5. 言語機能障害

ろうによる言語障害、失語症、高度の吃音、口蓋破裂症等。

6. 肢体不自由

骨髄炎、肉腫、複雑骨折、瓦斯壊疽、轢断創、脊髄性小児麻痺、脳（脊髄）損傷、先天性奇形、はんこん拘しゆく、結核（等）関節炎後胎症等。

「障害の原因」 次の区分により記入する。

1. 疾病の場合

先天性、後天性

2. 災害の場合

戦傷、戦災、産業災害、交通事故等

「障害の等級」 身体障害者福祉法という身体障害の等級のほかに労働者災害補償保除法による等級を記入する。

「療養経過」 受傷又は発病後補導所へ入所するまでの間の療養経過を記入する。

「現 状」

身体障害の程度および現症状について詳細に記入する。
なお身体障害部位図は次の要領により記号をつける。

1. 欠損部分は黒く塗る。

2. 負傷その他のため故障のある部分には「×」印をつける。

3. 知覚麻痺、機能障害その他広い範囲にわたり障害がある場合には、その部分に斜線を引く。

4. 結核回復者施設においては「身体障害部位図」を「レントゲン像」に置換える。

「補 装 具」 装着の有無、装着補装具の種類、名称及び適否、今後の

着装、改装の要否などについて記入する。

「レントゲン所見」 直接・間接透視に分け、所見を空白に記入する。

「体重測定」 中央の太線をキログラム単位の本人の体重の最近値とし、上下に各々キログラムの幅を持たせた数字を左の空白部分に記入し、毎月の測定値をグラフによって記入する。

「血沈・検査」 結核回復者施設において喀痰検査の結果を記入する。

「医学的諸検査」 実施した諸検査について、種類、実施年月日結果を記入する。

(六) 補導状況欄

「その他所見」 健康管理について、特に留意すべき事項を記入する。

「出欠状況」 月別の出欠状況を明らかにし、その結果について留意すべき事項を備考欄に記入する。

「訓練成績の評定」 学科については、教程基準に示された科目毎に、その得点を百点満点とする。

実技については、各項目の合計が百点満点になるように各項目毎に評価せられた得点を記入する。

ここに記入される得点は、補導期間中に実施せられた個々の実技に関するテストの得点の総合平均である。学科における各科目相互間あるいは、実技の各項目間には適当なウエイト（重要度の比率）を設けることが必要であるが、このウエイトは種目毎に、都道府県において統一した基準を設けることとする。

「検定」 技能検定その他の検定、試験などに合格した場合に記入する。

「修了後の更生計画」 本人に関するすべての情報分析の結論として樹立せられた本人に最も適する就職更生計画を記入する。

「追指導の記録」 補導所の職員が就職後の補導を実施した場合、その内容について具体的に記入する。

(七) 身体能力欄

「評価 価値」 普通人と変わらない場合は空欄、能力に制限がある場合はレ。まったく能力のない場合は○とする。

なお、義肢、補装具をつけているものは、それをつけた

ところの能力で判断する。

「身体動作制限の評価」 動作項目とその定義は、身体障害者公共職業補導

所入所選考基準によることとし、能力に制限のある項目についてのみ具体的に記入する。 『神綴り』

昭和三二年四月三〇日

〔五―二―九五〕労働部長より

長宛（三二職補第一三四号）

補導生入所、修了、就職状況調査実施要領の一部改正について

昭和三〇年六月二八日付三〇職補第一六六号を以って通達した標記実施要領の一部を左記のとおり改正し、本年度前記の「補導生入所状況調査」から適用することとしたから御承知の上報告の適正を記されたい。

記

実施要領「五報告の作成要領」のうち、

一、第一号様式について

2、調査項目記入要領のbの次の項

「◎def各欄の（ ）内には第二、第三志望によって応募、受験、入所者を外数で記入すること」を削除し、新たに、

「def各欄の（ ）内には駐留軍又は特需会社の離職者及び在職者の数を内数として記入すること。」を挿入する。

従って以下削除された事項に係る箇所を抹消する。

二、第二号様式

2、調査項目記入要領の「応募入所」項のうち、

「◎各欄の（ ）内には第二、第三志望による者を外数として記入すること。

以下各調査項目の（ ）内の数も同様とする」とあるのを削除し「◎各欄の（ ）内には駐留軍又は特需会社の離職者及び在職の数を内数として記入すること。以下III IV VII VIII IXの各調査項目の（ ）内の数も同様とする。」を挿入する。

三、第三号様式について

2、調査項目記入要領の「10備考」の次に左の項を加える。

「◎4入所者、5中途退所のa総数、6修了者数、7就職状況の各欄には

駐留軍又は特需会社の離職者及び在職者を内数として（ ）内に記入すること。」

四、第四号様式について

2、調査項目記入要領の「8備考」の左に項を加える

「◎4 調査対象、5 就職状況の各欄には駐留軍又は特需会社の離職者及び在職者を内数として（ ）内に記入すること。」

『神類集』

昭和三十二年五月九日

〔五―二―九六〕労働部長より 長宛（三二職補第一三五号）

身体障害者公共職業補導所補導生指導記録作成要領の改正について

標記補導生補導記録は昭和二九・四・三〇付二九職補第八八号及び昭和三一・五・二三付職補第一二七号「身体障害者公共職業補導所補導生補導記録の一部改正について」により取り扱われてきたところであるが今般様式の一部を別添のとおり改正されたので今後本記録の作成については別紙「補導生指導記録作成要領」に基づきより一層の利用効果をあげるよういたされたい。

補導生補導記録作成要領

（編注…本要領は四月二二日の労働省職業安定局長職発第三二七号の要領の若干のてにをば、句読点、漢字変換の有無、順序の入れ替えがあるが、大要に変更しないので省略する。）

『神類集』

昭和三十二年五月二〇日

〔五―二―九七〕労働部長より 長宛（三二職補第一六〇号）

「神奈川県身体障害者職業補導所補導手当支給要綱」の一部改正について

今般労働省から身体障害者補導手当の交付について指示があったので本主旨にそうため現在貴所で運営されている標記要綱の一部を左記のとおり改正するか、その運営に遺憾のないよういたされたい。

記

「神奈川県身体障害者公共職業補導手当支給要綱の一部を次のように改正する。」

第三関係

「補導手当は補導所の補導生に対して支給する。但し補習生に対してはこれを支給しない。」とあるを「補導手当は補導生全員に対して支給する。但し経済状況等を考慮し、良好なるものに対しては減額することがある」に改める。

第四の第一項関係

「補導手当は、日曜、祝祭日であつて職業補導を実施しない日及び欠席した日、並びに休暇（休学）の日については支給しない」とあるを「補導手当は入所式の翌日以降補導の開始された日より修了式の前日までとし、「神奈川県公共職業補導所等に関する規則（昭和三十一年神奈川県規則第七十九号）第七条に定める休業日及び、「神奈川県身体障害者公共職業補導所規則（内規）第十一条に定める日並びに欠席した日を除くものとする。但しこれらの日にあつても補導を実施した日は交付するものとする」に改める。

第七関係

「補導手当は原則として所長の定める毎月一定日に前月分をとりまとめ、これを支給する。但し終了日はこの限りでない。」とあるを「補導手当の支給日は月別とし翌月の一〇日までに当該月分を交付するものとする」に改める。

（注）この改正は昭和三十二年四月一日から適用する。 『神類集』

昭和三十二年六月一九日

〔五―二―九八〕労働部長より 長宛（三二職補第二〇二号）

「神奈川県身体障害者公共職業補導所及び神奈川県共同作業所における給食実施要綱」の策定について

給食の実施にあたってはかねがね御努力を払われているところであるが、より合理的な運営と経理の明確を期するため今般標記要綱を制定したから、今後はこれにより運営されたい。

なお実施にあたっては所管地方出納と連絡の上遺憾のないよう御配意いたされたい。

神奈川身体障害者公共職業補導所及び神奈川共同作業所における給食実施要綱

(目 的)

第一条 この要綱は、神奈川身体障害者公共職業補導所（以下補導所という。）及び神奈川共同作業所（以下作業所という。）において行なう給食について、条例、規則その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めたものである。

(用語の意義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 補導生 補導所に入所を許可され、現に職業補導を受けているものをいう。
- 二 作業員 作業所に入所を許可され、現に作業を行っている者をいう。
- 三 食糧費 予算科目、節「食糧費」のうち収入見合のものをいう。
- 四 食 費 補導生及び作業員が支払う食事代金をいう。
- 五 食料品 給食実施に必要とする諸食料品をいう。

(給食の対象)

第三条 給食は、原則として入寮中の補導生及び作業員に対して行うものとする。

(衛生・保健)

第四条 所長は給食の実施にあたり、衛生及び栄養等について、常に万全の措置を講ずるよう努めなければならない。

(給食主任者及びその任務)

第五条 所長は給食を円滑に実施するため、給食主任者を指名するものとする。

2 前項により指名された給食主任者は、所長の指揮、監督のもとに次の各号の業務を行うものとする。

- 一 常に受給食者の健康を保持するに必要なカロリー等の按分に留意して「献立表」（様式一）を作成し、あらかじめ所長の承認を受けて計画的に給食を実施する。

二 炊事係をして常に衛生的かつ良心的に給食を実施するよう指導、監督を行う。

三 「食券」（様式二）及び「食需伝票」（様式三）の発行、並びに確認を行う。

(食 料 品)

第六条 食料品はすべて食糧費により購入したものを用いなければならない。

(食 費)

第七条 食費は必要な栄養の維持と、受給食者の経済能力を考慮したものでなければならぬ。

2 食費の額は、前項を基礎として算出するものとし、一人一日（朝、昼、晩）七拾円とする。

(給食手続き及び材料の請求)

第八条 給食を享用しようとする者は、「給食申込書」（様式四）を提出し、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

2 前項により承認を受けた者は、「食券」及び「食需伝票」を前日の正午までに代表者が一括して炊事係りに提出するものとする。

3 炊事係りは、前項により提出された「食券」及び「食需伝票」に基づき、「食料品請求並びに払出伝票」（様式五）を作成して、給食主任者に対し、当日分の食料品の払出請求を行うものとする。

(食費の徴収)

第九条 食費の徴収は、提出された食券に基づいて行われ、毎月末に集計して本人から徴収する。

ただし、月末が休日に当たるときは、その前日をもって徴収日とする。

(給食の停止)

第十条 所長は次の各号に該当するものに対し、一時又は長期にわたって給食を停止することができる。

- 1 医師の診断の結果、食事を禁じられた者。
- 2 非衛生的な行為をなし、他のものに迷惑を及ぼすと認められた者。
- 3 所定の給食手続きを行わず、又は食費を支払う意思がないと認められた者。

(報 告 書)

第十一条 所長は給食の実施状況について、「給食実施状況報告書」（様式六）を毎四半期後二十日以内に、「給食決算報告書」（様式七）を翌年度の五月十日までに、それぞれ労働部長に報告するものとする。

(委任事項)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項については、そのつど所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十三年四月一日から実施する。

様式（編者略）

(編注…本要綱は冊子形式になっている。)

『神類集』

昭和三二年六月二〇日

〔五一―二一九九〕労働部長から神奈川県横須賀共同作業所長宛(三二職補第二〇六号)

作業所作業員の加工料の額承認について

さきに横共第六五号をもって追加申請のあった標記の件について左記のとおり承認する。

記

種別	品名	加工料金(単位円)	内容	備考
男子服	背広三つ揃え	九五〇	修理	
〃	背広上衣	五〇〇	〃	
〃	チョッキ	一五〇	〃	
〃	ズボン	三〇〇	〃	
〃	オーバー	六〇〇	〃	
〃	モーニング上衣	一、〇〇〇	〃	
〃	背広三つ揃え	三〇〇	ほじき	
〃	背広上衣	一六〇	〃	
〃	ズボン	八〇	〃	
〃	オーバー	一五〇	〃	
〃	チョッキ	六〇	〃	
女子服	レインコート	一〇〇〇	新調	
〃	ジャケット(夏物)	四〇〇	〃	
〃	チョッキ	三五〇	〃	
〃	ワンピース(夏物)	六五〇	〃	
〃	ブラウス(夏物)	二五〇	〃	
〃	デッキ	一〇〇	〃	
〃	ズボン(半)	二五〇	〃	
〃	ジャンパースカート	四〇〇	〃	
〃	スリッパ	一五〇	〃	
〃	和服コート(長)	一、〇〇〇	〃	

〃	和服コート(半)	五五〇		
〃	ボレロ(夏)	二〇〇		
〃	ボレロ(冬)	五〇〇		
〃	ヒダブルマー	三〇〇		
〃	運動シャツ	二二〇		
〃	女児オーバー	六〇〇		
〃	女児トッパ	五〇〇		
〃	女児スカート	一五〇		
〃	女児ワンピース(冬)	四五〇		
〃	女児ワンピース(夏)	三五〇		
〃	女児ブラウス(夏)	一五〇		
〃	スリッパ	一〇〇		
〃	ベビー服上下	三五〇		
〃	オーバー	五〇〇	修理	
〃	ジャケット	四〇〇		
〃	トッパ	四〇〇		
〃	スカート	一〇〇		
〃	ワイシャツ	一〇〇		
〃	オーバー	一〇〇	ほじき	
〃	ジャケット	一〇〇		
〃	スカート	二五		
〃	ズボン	二五		
布帛	ゆかた	七〇	新調	
〃	カーテン	五〇		一間につき
〃	椅子カバー	三五〇		
〃	布団カバー	七〇		
男子服	背広三ツ組裁断料	一〇〇		

注

- 一 本加工料金は最高額とする。
- 二 本表に掲げる品目以外のものの修理及び製作加工料については、本表における最も類似した品目の加工料金の範囲内において所長が定める。
- 三 裏返しは、新調の加工料から仮縫い料を差引いた額に、ほじき料を加えて得

た額をもって加工料とする。
 本加工賃は、昭和三十二年七月一日から実施する。 『神類集』

昭和三十二年八月七日

〔五一二一〇〇〕労働部長から神奈川共同作業所長宛（三二職補第二六二号）
作業員の加工料の額承認について

昭和三十二年七月二十五日付神作発第八三号をもって承認申請のあった標記の
 件については別添のとおり承認する。

神奈川共同作業所加工料（委託料）

種目	品名	区分	加工料	適用
男子服	背広三ツ組	新調	1,260	
〃	上衣	〃	680	
〃	チョッキ	〃	240	
〃	ズボン	〃	340	
〃	オーバーコート	〃	900	
〃	スプリングコート	〃	900	
〃	レインコート	〃	560	
〃	背広三ツ組	裏返し	920	
〃	上衣	〃	540	
〃	チョッキ	〃	90	
〃	ズボン	〃	290	
〃	オーバーコート	〃	650	
〃	スプリングコート	〃	650	
〃	レインコート	〃	440	
〃	背広三ツ組	裏地交換	720	
〃	上衣	〃	420	
〃	チョッキ	〃	100	
〃	ズボン	〃	200	
〃	オーバーコート	〃	480	
〃	スプリングコート	〃	480	

〃	レインコート	〃	240	
種目	品名	区分	加工率	適用
洋裁	婦人用スカート	新調	240	
〃	婦人用ワンピース	〃	360	冬物
〃	婦人用ブラウス	〃	120	木綿物
〃	婦人用ブラウス	〃	230	毛織物
〃	婦人用セツク	〃	160	
〃	婦人用スリツプ	〃	80	
〃	婦人用トツパー	〃	440	
〃	婦人用オーバーコート	〃	800	
〃	婦人用ズボン	〃	240	
〃	婦人用ジャケット及びスカート	〃	800	
〃	婦人用スプリングコート	〃	800	
〃	婦人用ジャケット	〃	400～600	
〃	男子用ウインヤツ	〃	100	
〃	子供用スカート	〃	70	
〃	子供用ワンピース	〃	290	冬物
〃	子供用ブラウス	〃	130	木綿
〃	子供用ブラウス	〃	180	毛織
〃	子供用スモック	〃	110	
〃	子供用スリツプ	〃	20	
〃	子供用トツパー	〃	300～400	
〃	子供用スカートオーバーコート	〃	400～500	
〃	子供用ズボン	〃		
粗裁料	学生服	新調	480～600	上下
靴料	男子靴 製甲	〃	120	
〃	男子靴 底付	〃	360	
〃	婦人靴 製甲	〃	120	
〃	婦人靴 底付	〃	360	
〃	サンダル 製甲	〃	60	
〃	サンダル 底付	〃	180	

〃	半長靴 製甲	〃	150	
〃	半長靴 底付	〃	400	
〃	院内靴 製甲	〃	120	
〃	院内靴 製甲	〃	360	
〃	補助靴 製甲	〃	300	
〃	補助靴 底付	新調	720	
靴袋物料	抱袋 牛尺三	〃	350	
〃	抱袋 牛尺二	〃	350	
〃	抱袋 豚尺三	〃	240	
〃	抱袋 豚尺二	〃	240	
〃	ダレス靴 牛尺三	〃	350	
〃	ダレス靴 豚尺三	〃	240	
〃	引手靴 牛尺三	〃	350	
〃	引手靴 豚尺三	〃	240	
〃	ボストンバック 牛22～24吋	〃	420	
〃	〃 牛20～18吋	〃	370	
〃	〃 牛16吋	〃	320	
〃	〃 牛14吋	〃	320	
〃	〃 牛12吋	〃	300	
〃	〃 豚20吋	〃	240	
〃	〃 豚18吋	〃	240	
〃	〃 豚16吋	〃	240	
〃	〃 豚14吋	〃	220	
〃	〃 豚12吋	〃	180	
靴袋物料	ジャケット 牛24吋	新調	400	
〃	〃 牛20～2吋	〃	350	
〃	〃 牛16～18吋	〃	300	
〃	三方チャック ケース	〃	250	
〃	引手付 ケース	〃	300	

記

- (1) 本加工料をもって各品目毎の最高額とする。
- (2) 義肢(補装具)関係の新調及び修理の加工料については厚生労働省告示第一二八号「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に掲げる額の2割以内とする。
- (3) 今回承認した品目以外の新調及び修理加工料については、今回承認のうち最も類似した品目の加工料金の範囲内において所長が決める。
- (4) 本加工料は昭和三十二年八月一日から実施し、三〇職補第二二〇号により承認した加工賃は廃止する。『神類集』

昭和三十一年一月二三日

〔五一二一一〇一〕労働部長より各職業補導所長宛(三二職補第三七一号)

要綱の一部改正について

三一職補第一二二号「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱」の一部を左記のとおり改正したので、実施にあたっては遺憾のないよういたされた。

記

- 一、三二職補第一二二号「神奈川県共同作業所の作業及び作業収入金並びに委託料等処理要綱」第九の第一項中「引渡価格は第八の二の評価額とする。但し特別の事情あるものについてはこの限りではない。」を「引渡価格は製作価格及び商品価値を勘案し、決定するものとする。」に改める。
- 二、同様様式第六「製作品引継明細書」のうち「処分価格」を「処分予定価格」に改める。

附 記

この改正は昭和三十二年十一月一日から適用する。『神類集』

昭和三十一年一月三〇日

〔五一二一一〇二〕労働省職業安定局長より神奈川県知事宛(職発第九六二号)

承認代用教科書の申請について

標記については今後左記の方法により申請されるようお願いしたい。

”	理論 (3冊分)	
”	実務理論 (3冊分)	
ラジオ・テレビ放送の修理	新ラジオ技術教書(基礎編)	日本放送協会
”	” (応用編)	”
”	テレビジョン技術教書	”
ブロック建築	ブロック・タイル棟の施工法	有明書房

『神綴り』

昭和三十一年一月六日

〔五―二―一〇四〕理事長より各総合職業補導所長宛 (労働福祉発第三五七号)

訓練生の所外実習の取扱について

首題の件について、従来一部総合職業補導所において訓練生が応用実習の段階に入つて就職を円滑にする等の目的のもとに長期間にわたり、工場、事業場等に雇用契約によることなく臨時工の如き取扱いをもつて所外実習を行わしめておる向きもあるが訓練生は原則として所内において教程により所定の技能標準に到達できるように訓練されるべきである。若し、訓練生が所外実習を行う場合指導員の指導監督の徹底を欠き計画的訓練も行われ難く、かつ訓練生が災害を蒙つた場合、これが取扱いに支障を来たすおそれもあり、訓練事業の円滑な運営が期せられない結果となるので、応用実習の段階においては、労働市場の要請する技能を十分取り入れて実習せしめるほか、受託作業をも考慮する等工夫を凝らし所内実習に重点を置いて訓練の実施に当らるべき。

なお、止むを得ず長期間にわたり所外実習を実施する場合は、左記の場合に限られない。

記

1. ブロック建築、電工等所外作業を必要とする場合
2. 各種目の機械設備が国の定める設備基準の第一整備順位(六〇%)以下の場合 『福祉』

昭和三十一年一月二六日

〔五―二―一〇五〕労働省職業安定局長、知事及び労働福祉事業団理事長宛 (職

発第一、〇三〇号)

総合職業補導所に対する委託料の基準について

都道府県がその行う職業補導事業の一部を労働福祉事業団の経営する総合職業補導所に委託する場合の都道府県の負担する委託料の基準については、かねて自治庁と協議中のところ今般協議がととのい別紙のとおり決定されたので予算措置等についてよろしく御配意方煩わしい。

総合職業補導所委託料基準

一、委託料の適正額は

- (一) 種目別の補導生一人当たりの訓練事業費基準額(内訳別表のとおり)に補導生数を乗じて得た額と、
- (二) 総合職業補導所別の訓練事業に必要な電気基本料から一割を削除した額との、合計額をもつてその標準とする。

二、計算の基準となる補導生数は、都道府県の委託予定人員とする。たゞし、入所生数の実績が当初の予定人員と著しく相違する場合は、協議のうえ変更することができるものとする。

三、計算の基礎となる訓練事業に必要な電気基本料は、当該年度の契約キロ数による年間所要額とする。たゞし、都道府県以外からの委託による職業補導事業を行うときは、その人員と都道府県の委託人員との割合により計算の基礎としての電気基本料を減額するものとする。

(編注…別表は次ページの二表)

職発第一〇三〇号の二

昭和三十一年一月二六日

労働省職業安定局長

労働福祉事業団理事長 殿

総合職業補導所に対する都道府県の委託料の基準について

貴職管下の総合職業補導所において都道府県の委託をうけて職業補導事業を実施する場合の都道府県の負担する委託料の基準についてかねて自治庁との間に協議中であつたが、今回別紙のとおり決定し関係都道府県に対し別添のとおり通知したから了解願いたい。

(編注…基準表同一につき略)

『デジ』

(5-2-105別表) 総合職業補導所、種目別、補導生1人当り訓練事業費基準額表

区分 種目	事業費	収入	差引委託金	同左の内訳	
				基本実習	応用実習
機械	17,690	4,050	13,640	9,320	4,320
仕上	14,700	3,870	10,830	7,870	2,960
自動車整備	28,370	16,720	11,650	5,990	5,660
内燃機修理	22,930	11,430	11,500	6,710	4,790
溶接	30,740	6,530	24,210	11,550	12,660
板金	15,740	8,450	7,490	3,980	3,510
電気機器修理	15,340	4,930	10,410	3,440	6,970
塗装	23,390	12,400	10,990	8,480	2,510
建設機械	21,410	3,180	18,230	7,270	10,960
配管	17,150	980	16,170	7,270	8,900
電工	6,840	1,340	5,500	2,510	2,990
鑄造	37,400	27,110	10,290	5,630	4,660
精密機械	19,060	5,100	13,960	6,660	7,300
無線通信	7,070	—	7,070	2,700	4,370
ブロック建築	20,360	15,270	5,090	3,220	1,870
ブロックタイル	19,740	5,140	14,600	1,520	13,080
活版印刷	15,070	11,300	3,770	3,350	420
オフセット印刷	13,270	4,710	8,560	3,910	4,650
木工	19,330	13,030	6,300	3,080	3,220
ラジオテレビ	24,370	16,310	8,060	5,890	2,170
製図	5,770	250	5,520	2,460	3,060
織布	14,470	11,020	3,450	3,320	130
義肢	22,970	17,180	5,790	4,130	1,660
洋裁	19,500	12,890	6,610	4,030	2,580
男子服	24,550	18,830	5,720	4,770	950
和文タイプ	4,910	1,010	3,900	1,720	2,180
事務	4,880	1,010	3,870	1,980	1,890
経理事務	3,290	—	3,290	1,450	1,840
謄写印刷	6,400	2,020	4,380	2,660	1,720
鋸目立	9,890	6,230	3,660	2,610	1,050

(注) 本基準表には所別訓練事業に必要な電気基本料は含まない

総合職業補導所種目別補導生1人あたり訓練事業費基準額明細表

(単位 円)

種 目	基 本 実 習						応 用 実 習						合 計			
	資材費	機 具 費	光 熱 水 量	機 械 修 理 費	雑 費	小 計	資材費	機 具 費	光 熱 水 量	機 械 修 理 費	雑 費	小 計	収 入	計	収 入	差 引 委 託 金
機 械 上 仕	2,710	5,020	1,190	160	710	9,790	2,800	1,270	2,370	400	1,060	7,900	3,580	17,690	4,050	13,640
自動車整備	2,450	4,580	680	70	710	8,490	2,080	1,490	1,360	220	1,060	6,210	3,250	14,700	3,870	10,830
内燃機修理	4,990	450	690	110	710	6,950	16,530	890	1,390	1,550	1,060	21,420	15,760	28,370	16,720	11,650
溶接	4,990	450	910	50	710	7,110	11,690	1,030	1,830	210	1,060	15,820	11,030	22,930	11,430	11,500
板金	9,970	400	1,490	200	710	12,770	12,550	930	2,980	450	1,060	17,970	5,310	30,740	6,530	24,210
電機機器修理	2,960	590	380	50	710	4,690	8,760	510	750	170	1,060	11,250	7,740	15,940	8,450	7,490
塗装	1,780	260	850	40	710	3,640	7,430	1,350	1,700	160	1,060	11,700	4,730	15,340	4,930	10,410
建設機械	6,280	1,570	560	40	710	9,160	9,420	2,360	1,300	90	1,060	14,230	11,720	23,390	12,400	10,990
配管	4,310	530	1,570	150	710	7,270	2,910	530	3,140	6,500	1,060	14,140	3,180	21,410	3,180	18,230
電造	4,840	500	810	410	710	7,270	5,820	500	1,610	890	1,060	9,880	980	17,150	980	16,170
精密機械	850	130	770	50	710	2,510	1,290	260	1,630	90	1,060	4,330	1,340	6,840	1,340	5,500
無線通信	5,900	610	270	70	710	7,560	26,740	1,210	550	280	1,060	29,840	25,180	37,400	27,110	10,290
プロック建築	3,420	2,400	580	100	710	7,210	6,020	3,340	1,240	190	1,060	11,850	4,550	19,060	5,100	13,960
プロック印刷	1,030	280	680	0	710	2,700	1,540	340	1,430	0	1,060	4,370	0	7,070	0	7,070
活版印刷	1,920	140	340	110	710	3,220	14,640	410	680	350	1,060	17,140	15,270	20,360	15,270	5,090
オフセット印刷	1,500	220	550	30	710	3,010	14,080	330	1,200	60	1,060	16,730	3,650	19,740	5,140	14,600
木工	3,170	230	480	110	710	4,700	7,770	250	1,080	210	1,060	10,370	9,950	15,070	11,300	3,770
ラジオ・テレビ	2,400	230	750	470	710	4,560	4,810	350	1,500	990	1,060	8,710	4,060	13,270	4,710	8,560
製図	1,920	320	480	50	710	3,480	12,400	630	1,630	130	1,060	15,850	12,630	19,330	13,030	5,790
織布	6,210	300	290	0	710	7,510	13,490	1,620	690	0	1,060	16,860	14,690	24,370	16,310	8,060
義肢	1,270	310	150	20	710	2,460	1,370	460	380	40	1,060	3,310	250	5,770	250	5,520
洋裁	3,640	140	330	110	710	4,930	7,270	280	650	280	1,060	9,540	9,410	14,470	11,020	3,450
男子衣服	4,490	440	280	230	710	6,150	13,470	1,330	530	430	1,060	16,820	15,160	22,970	17,180	5,790
女子衣服	3,280	350	350	30	710	4,720	12,200	700	760	60	1,060	14,780	12,200	19,500	12,890	6,610
事務	4,150	220	460	30	710	5,570	16,380	440	1,030	70	1,060	18,980	18,030	24,550	18,830	5,720
経理事務	730	170	60	50	710	1,720	1,500	320	170	140	1,060	3,190	1,010	4,910	1,010	3,900
写真印刷	1,130	100	50	50	710	2,040	1,440	170	80	90	1,060	2,840	950	4,880	1,010	3,870
立	650	0	50	40	710	1,450	650	0	80	50	1,060	1,840	0	3,290	0	3,290
目	1,640	470	20	20	710	2,860	1,850	460	60	110	1,060	3,540	1,820	6,400	2,020	4,380
立	2,360	210	520	90	710	3,890	3,120	490	1,160	170	1,060	6,000	4,950	9,890	6,230	3,660

(注) 本基準額表には所別訓練事業に必要な電気基本料を含まない。

『ページ』

昭和三十三年一月一三日

〔五一二—一〇六〕理事長より各総合職業補導所長宛（労働福祉発第23号）

労働福祉事業団総合職業補導所委託料基準について

都道府県がその行う職業補導事業の一部を総合職業補導所に委託して実施する場合の適正な委託料の算定基準について、別添「写」とおり昭和三十三年二月二六日職発第一〇三〇号の一をもって職業安定局長より関係都道府県知事あて通達があり、本年四月一日から適用されることとなったので、関係都道府県と連絡のうえ、職業訓練事業のための委託料の折衝その他これが取扱いについて遺憾のないよう配慮願いたい。別紙(写)

総合職業補導所に対する委託料の基準について

昭和三十三年二月二六日

職業安定局長より 知事あて（職発第一〇三〇号の一）

都道府県が行う職業補導事業の一部を労働福祉事業団の経営する総合職業補導所に委託する場合の都道府県の負担する委託料の基準については、かねて自治庁と協議中のところ今般協議がととのい別紙のとおり決定されたので予算措置等についてよろしく御配慮方願わしたい。

労働福祉事業団総合職業補導所委託料算定基準

1 委託料の適正額は

(1) 種目別の補導生1人当りの訓練事業費基準額(内訳別表のとおり)に補導生数を乗じて得た額と

(2) 総合職業補導所別の訓練事業に必要な電気基本料から一割を控除した額との合計額をもってその標準とする。

2 計算の基礎となる補導生数は、都道府県の委託予定人員とする。
ただし、入所生数の実績が当初の予定人員と著しく相違する場合は、協議のうえ変更することができるものとする。

3 計算の基礎となる訓練事業に必要な電気基本料は、当該年度の契約キロ数による年間所要額とする。ただし、都道府県以外からの委託による職業補導事業を行うときは、その人員と都道府県の委託人員との割合により計算の基礎としての電気基本料を減額するものとする。

(単位円)

区分 科目	事業費	収入	差引 委託金	同左の内訳	
				基本実習	応用実習
機械	17,690	4,050	13,640	9,320	4,320
仕上	14,700	3,870	10,830	7,870	2,960
自動車整備	28,370	16,720	11,650	5,990	5,660
内燃機修理	22,930	11,430	11,500	6,710	4,790
溶接	30,740	6,530	24,210	11,550	12,660
板金	15,940	8,450	7,490	3,980	3,510
電気機器修理	15,340	4,930	10,410	3,440	6,970
塗装	23,390	12,400	10,990	8,480	2,510
建設機械	21,410	3,180	18,230	7,270	10,960
配管	17,150	980	16,170	7,270	8,900
電工	6,840	1,340	5,500	2,510	2,990
鋳造	37,400	27,110	10,290	5,630	4,660
精密機械	19,060	5,100	13,960	6,660	7,300
無線通信	7,070	—	7,070	2,700	4,370
プロック建築	20,360	15,270	5,090	3,220	1,870
プロックタイル	19,740	5,140	14,600	1,520	13,080
活版印刷	15,070	11,300	3,770	3,350	420
オフセット印刷	13,270	4,710	8,560	3,910	4,650
木工	19,330	13,030	6,300	3,080	3,220
ラジオテレビ	24,370	16,310	8,060	5,890	2,170
製図	5,770	250	5,520	2,460	3,060
織布	14,470	11,020	3,450	3,320	130
義肢	22,970	17,180	5,790	4,130	1,660
洋服	19,500	12,890	6,610	4,030	2,580
男子服	24,550	18,830	5,720	4,770	950
和文タイプ	4,910	1,010	3,900	1,720	2,180
事務	4,880	1,010	3,870	1,980	1,890
経理事務	3,290	—	3,290	1,450	1,840
贈写印刷	6,400	2,020	4,380	2,660	1,720
鋸 立	9,890	6,230	3,660	02,610	1,050

(註) 本基準表には所別訓練事業に必要な電気基本料は含まない。

総合職業補導所科目別訓練生1人

当り訓練事業費基準額明細表

(単位円)

科目	基本				実習		応用				合計		差引委託費				
	資材費	機工費	光熱水道	機械修理費	雑費	小計	収入	計	収入	計							
機上	2,710	5,020	1,190	160	710	9,790	470	2,800	1,270	2,370	400	1,060	7,900	3,580	17,690	4,050	13,640
自動車整備	2,450	4,580	680	70	710	8,490	620	2,080	1,490	1,360	220	1,060	6,210	3,250	14,700	3,870	10,830
内燃機修理	4,990	450	690	110	710	6,950	960	16,530	890	1,390	1,550	1,060	21,420	15,760	28,370	16,720	11,650
溶接	4,990	450	910	50	710	7,110	400	11,690	1,030	1,830	210	1,060	15,820	11,030	22,930	11,430	11,550
板金	9,970	400	1,490	200	710	12,770	1,220	12,550	930	2,980	450	1,060	17,970	5,310	30,740	6,530	24,210
電気機器修理	2,960	590	380	50	710	4,690	710	8,760	510	750	170	1,060	11,250	7,740	15,940	8,450	7,490
塗装	1,780	260	850	40	710	3,640	200	7,430	1,350	1,700	160	1,060	11,700	4,730	15,340	4,930	10,410
建設機械	6,280	1,570	560	40	710	9,160	680	9,420	2,360	1,300	90	1,060	14,230	11,720	23,390	12,400	10,990
配管	4,310	530	1,570	150	710	7,270	0	2,910	530	3,140	6,500	1,060	14,140	3,180	21,410	3,180	18,230
電工	4,840	500	810	410	710	7,270	0	5,820	500	1,640	890	1,060	9,880	980	17,150	980	16,170
電機	850	130	770	50	710	2,510	0	1,290	260	1,630	90	1,060	4,330	1,340	6,840	1,340	5,500
鋳造	5,900	610	270	70	710	7,560	1,930	26,740	1,210	550	280	1,060	29,840	25,180	37,400	27,110	10,290
精密機械	3,420	2,400	580	100	710	7,210	550	6,020	3,340	1,240	190	1,060	11,850	4,550	19,060	5,100	13,960
無線通信	1,030	280	680	0	710	2,700	0	1,540	340	1,430	0	1,060	4,370	7,070	7,070	0	7,070
プロック建築	1,920	140	340	110	710	3,220	0	14,640	410	680	350	1,060	17,140	15,270	20,60	15,270	5,090
プロックタイル	1,500	220	550	30	710	3,010	1,490	14,080	330	1,200	60	1,060	16,730	3,650	19,740	5,140	14,600
活版印刷	3,170	230	480	110	710	4,700	1,350	7,770	250	1,080	210	1,060	10,370	9,950	15,070	11,300	3,770
オフセット印刷	2,400	230	750	470	710	4,560	650	4,810	350	1,500	990	1,060	8,710	4,060	13,270	710	8,560
木工	1,920	320	480	50	710	3,480	400	12,400	630	1,630	130	1,060	15,850	12,630	19,330	13,030	6,300
ラジオテレビ	6,210	300	290	0	710	7,510	1,620	13,490	1,620	690	0	1,060	16,860	14,690	24,370	16,310	8,060
製図	1,270	310	50	20	710	2,460	0	1,370	460	380	40	1,060	3,310	250	5,770	250	5,520
織布	3,640	140	330	110	710	4,930	1,610	7,270	280	650	280	1,060	9,540	9,410	14,470	11,020	3,450
義肢	4,490	440	280	230	710	6,150	2,020	13,470	1,330	530	430	1,060	16,820	15,160	22,970	17,180	5,790
洋裁	3,280	350	350	30	710	4,720	690	12,200	700	760	60	1,060	14,780	12,200	19,500	12,890	6,610
男子服	4,150	220	460	30	710	5,570	800	16,380	440	1,030	70	1,060	18,980	18,030	24,550	18,830	5,720
和文タイプ	730	170	60	50	710	1,720	0	1,500	320	170	140	1,060	3,190	1,010	4,910	1,010	3,900
事務	1,130	100	50	50	710	2,040	60	1,440	170	80	90	1,060	2,840	950	4,880	1,010	3,870
事務	650	0	50	40	710	1,450	0	650	0	80	50	1,060	1,840	0	3,290	0	,290
経理	1,640	470	20	20	710	2,860	200	1,850	460	60	110	1,060	3,540	1,820	6,400	2,020	4,380
印刷	2,360	210	520	90	710	3,890	1,280	3,120	490	1,160	170	1,060	6,000	4,950	9,890	6,230	3,660

『福祉』

昭和三十三年二月二〇日

〔五一二—一〇七〕業務担当理事より各総合職業補導所長宛（労働福祉発第一五三号）

通学定期乗車券発売対象施設としての指定手続きについて

首記のことについては、種々御配慮を煩わしてきたところであるが、なおこれが取扱いについては爾今下記により遺憾なきを期せられたい。

記

1 旅客及び荷物運送規則（以下「規則」という。）第六九条第一項第二号の規定に基き国鉄の指定をうけて「指定学校」となった場合は、通学定期乗車券の購入並びに規則第13条による旅客運賃学生割引の規定が適用されるが、右指定取扱いは、各職業訓練種目毎になされるものであること。

2 総合職業補導所における職業訓練種目が国鉄指定になるための基準は、職業訓練の期間1箇年、年間授業時間七〇〇時間以上を必要とし、かつ当該種目の訓練定員二〇名以上のものである。従つて右基準に該当する職業訓練種目を有し、いまだ国鉄指定の取扱いを受けていないときは、すみやかに「学校指定申請書」又は「指定部科の追加申請書」を総合職業補導所の所在地を管轄する鉄道管理局長（管理局が遠隔地にあるときは、最寄りの国鉄駅を經由）に提出し、その承認をうるること。

3 事業計画の変更等により職業訓練期間が国鉄指定の基準に満たなくなった職業訓練種目或いは廃止された職業訓練種目で、いまだ国鉄指定を受けているものは、「学校指定変更申請書」を管轄の鉄道管理局長に提出すること。

4 職業訓練種目又は総合職業補導所の名称を変更したときは、「学校指定変更申請書」を管轄の鉄道管理局長に提出し、名称変更の承認をうること。

5 前各号に示した事由が生じたときは、すみやかに総合職業補導所は、規則第六九条に基づく諸手続をとり常に指定職業訓練種目を整備しおくこと。

6 前項の手続きをした総合職業補導所は、その都度管轄の鉄道管理局長に提出した書類の「写」二部を本部に送付すること。『福祉』

昭和三十三年二月二四日

〔五一二—一〇八〕労働省職業安定局長、労働福祉事業団理事長宛（職発第一三

七号）

総合職業補導所の溶接科修了生に対する溶接士試験の取扱について

標記については、今般、労働省労働基準局長通達（昭和三十三年二月十四日付基発第九五号、別添写参照。）によりその試験を免除することとなったので、左記によりこれが取扱について遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、総合職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度及び実施方法については、労働安全衛生規則第四百条に基き都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のものとし、その合格基準に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。

また、アセチレン溶接士免除の申請にあたっては、その修了成績証明書を申請書に添付すること。

二、総合職業補導所は、総合職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全関係法規の教育等について都道府県労働基準局長と協議のうえ緊密な連携を保つてその円滑な運営を図ること

三、この措置により、総合職業補導所における修了試験の結果、労働安全衛生規則に定めるアセチレン溶接士の免許が与えられることとなったものであるから、労働安全の重要性に鑑み、貴職においても試験の厳正な実施について万全の指導監督を加え、その適正を期すること。

（別添 写）昭三三・二・一四、基発第九五号通達

公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号をもつて、アセチレン溶接士試験の試験科目の全部を免除し、その取扱方について通ちようしたところであるが、今般、失業保険福祉施設である総合職業補導所の溶接科修了者についても、右と同様の取扱をすることとしたので了知されたい。『時報』

昭和三十三年三月七日

〔五一二—一〇九〕業務部長より各総合職業補導所長宛（労働福祉発第一八八号）

総合職業補導所における訓練生等の取扱について

総合職業補導所における訓練生等の取扱いについては、各施設ともそれぞれ事業団に移管される前の都道府県所則、規則等によって暫定的に運営されている現状である

ので、近く、職業訓練法の制定とも関連して、事業団としての所則（準則）を示し、これが取扱いについて統一を期する考えであるが、さしあたり訓練生の募集、学校学生生徒旅客運賃割引証配付申請の手続等、特に新設の施設にあつてはこれが制定が急がれているので、別添「労働福祉事業団〇〇総合職業補導所所則」を参考として応急的に各施設において所則を制定し、訓練生等の取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、別添所則第四条の規定による職業訓練の内容及びその時間については、労働大臣の定める教程基準に拠り作成すること。

おつて、所則制定後、その写二部を添えてその旨報告願いたい。

労働福祉事業団〇〇総合職業訓練所所則

(目的)

第一条 この所則は、労働福祉事業団の組織規程（昭和三二年規程第四号）第十三条の規定に基いて設置された〇〇総合職業訓練所において行う失業保険の被保険者及び被保険者であつた者等（以下「訓練生」という。）の養成に必要な事項を定めるとともに訓練生の遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

(職業訓練の基本方針)

第二条 〇〇総合職業訓練所（以下「訓練所」という。）は、訓練生に対し、職業に必要な専門的技術を習得させ、又は向上させるため適切かつ効率的な職業訓練を行うものとする。

(職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間)

第三条 職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間は、別表のとおりとする。

(職業訓練の内容及びその時間)

第四条 訓練生が職業訓練期間中に習得すべき職業訓練の内容及びその時間は、訓練所の所長（以下「所長」という。）が別に定める。

(訓練生となるべき者の資格)

第五条 訓練生は、教育基本法第4条に規定する義務教育の修了者又はこれと同程度以上の学力を有する者でなければならない。

(訓練生の選考及び決定)

第六条 所長は、次に掲げる者のうちから訓練生を選考し決定する。

(1) 公共職業安定所が前条の資格を有する者のうちから推せんした者

(2) 事業主の委任を受けて職業訓練を行う場合にあつては、当該事業主が推せんした者

(3) 前二号に掲げる者のほか、理事長の承認を得て所長が別に定める者

2 所長は、訓練生を決定したときはすみやかに当該本人及び関係公共職業安定所又は関係事業主その他特に通知を必要と認められた者に、その旨を通知しなければならない。

(職業訓練の開始の時期)

第七条 職業訓練の開始の時期は、原則として毎年四月及び一〇月とする。ただし、特別な事情があるときは、所長は、職業訓練の開始の時期を変更することができる。

(訓練生となる手続)

第八条 訓練生となることを希望する者は、〇〇総合職業訓練所入所願書(様式1)に履歴書を添えて訓練所に提出しなければならない。

2 前項の願書の提出は、第六条第一号もしくは第二号の推せん者又は理事長の承認を得て所長が別に定める者を経由して行うものとする。

(誓約書)

第九条 訓練生は、入所した日から七日以内に誓約書(様式2)を所長に提出しなければならない。

(職業訓練の始業及び終業の時刻)

第十条 職業訓練の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前八時三〇分

終業時刻 午後四時三〇分(土曜日にあつては正午)

2 所長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず始業及び終業の時刻を変更することができる。

(訓練生の休日)

第十一条 休日は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休日に学科又は実習を課することができる。

日 曜日

国民の祝日

年末・年始(十二月二十八日から翌年一月五日まで)

労働福祉事業団の設立の日(七月一日)

2 所長は、特に必要と認めるときは、前項に規定するもののほか、別に休日を選定することができる。

(欠席及び休所)

第十二条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その旨をあらかじめ又はすみやかに、所長に届け出なければならない。

2 欠席が引続き七日を超えるときは、欠席届(様式三)に医師の診断書等欠席の理由を明らかにする書類を添えて所長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 長期にわたり欠席することが明らかなきときは、休所を命ぜられることがある。

(退所)

第十三条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由で退所しようとするときは、退所願(様式四)を所長に提出しその許可を受けなければならない。

2 所長は、訓練生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- (1) 素行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者
- (2) 成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて引続き1ヶ月以上欠席した者又は出席常でない者
- (4) 所則その他訓練所が定める諸規定に違背する等訓練所の秩序を乱す行為のあった者

(ほう賞)

第十四条 所長は、習得知識及び技能が優秀な者又は他の訓練生の模範となる者を表彰することができる。

(修了)

第十五条 職業訓練の課程を修了したと認められる訓練生に対しては、修了に当たり、修了証書を授与する。

(証明書)

第十六条 訓練生は、在所中又は修了後必要な証明書を請求することができる。

(補習)

第十七条 職業訓練の課程を修了した者であつて更に知識及び技能の習得又は向上を図るため引き続き訓練所に在所することを希望する者があるときは、所長は、訓練生の職業訓練に支障のない範囲内において、その者に職業訓練の補習を許可するこ

とができる。

2 前項の職業訓練を受ける者を補習生という。

3 補習生に関しては、所長が別に定めるところにより職業訓練を行うものとする。(実施に關し必要な事項)

第十八条 この所則で定めるもののほか、訓練生の職業訓練に關する事項、訓練生の遵守すべき事項等この所則の実施に關して必要な事項は別に所長が定めるものとする。

附則

1 この所則は、昭和〇年〇月〇日から実施する。

2 この所則中「総合職業訓練所」の名称は、組織規程附則第三項に規定する理事長が別に定める日までの間は、「総合職業補導所」と読み替えるものとする。

別表

(例示)

(昼間)

職業訓練の種目	訓練生の定員	職業訓練の期間
板金科	四〇名	一年
自動車整備科	五〇名	一年
溶接科	三〇名	一年

(夜間)

職業訓練の種目	訓練生の定員	職業訓練の期間
塗装科	二〇名	六ヶ月
仕上科	三〇名	一年

様式一(編注:以下略)

『福祉』

昭和三十三年三月二五日

(五―二―一〇) 理事長より各総合職業補導所長宛(労働福祉発第二四〇号)

溶接科修了生に対するアセチレン溶接士試験の取扱について

標記については、今般労働基準局長通達（昭和三十三年二月一日付基発第九五号、別添写し(1)参照）によりその試験を免除することとなったので、当該種目を有する施設にあっては、下記によりこれが取扱について遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1 総合職業補導所溶接科の修了試験の範囲、内容の程度及び実施方法については、労働安全衛生規則第四〇〇条に基き都道府県労働基準局長が行う「アセチレン溶接士試験」と同一基準のもの（別添写(2)参照）とし、その合格基準に達した者については当該試験の全部を免除されるものであること。

また、アセチレン溶接士免許の申請にあたってはその修了成績証明書（様式一参照）を申請書（様式二参照）に添付すること。

2 総合職業補導所長は、総合職業補導所における修了試験問題の作成、労働安全関係法規の教育等について都道府県労働基準局長と協議のうえ緊密な連携を保つてその円滑な運営を図ること。

3 この措置により、総合職業補導所における修了試験の結果、労働安全衛生規則に定めるアセチレン溶接士の免許が与えられることとなったものであるから、労働安全の重要性にかんがみ、各施設においても試験の厳正な実施について万全の指導監督を加え、その適正を期すること。

様式一・二（編注：最後の所長名を除き昭和二十九年三月三十一日職発第一七八号と同様式のため略す。）

別添 写(1)

総合職業補導所の溶接科修了者に対する労働安全衛生規則第四〇〇条但書の規定の適用について

昭和三十三年二月一日

労働基準局長より都道府県労働基準法局長宛（基発第九五号）

公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、昭和二十九年三月三十一日付基発第一五九号「公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第四〇〇条但書の規定の適用について」をもって、アセチレン溶接士試験の試験科目の全部を免除し、その取扱方について通牒したところであるが、今般、失業保険福祉施設であ

る総合職業補導所の溶接科修了者についても、右と同様の取扱をすることとしたので了知されたい。

別添 写(2)

各種技能試験の施行に関する件〔昭和二十四年四月一六日 基発第四四七号〕

改正 昭和二十六年二月二日 基発第一〇五号

昭和二十七年二月一九日 基発第七八号

労働安全衛生規則の施行に伴う汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士及び映写技術者の技能試験に関する試験施行要領並びに労働省労働基準局長の示す試験免許基準については昭和二十三年二月一三日基発第二四三号「各種技能試験の施行に関する件」昭和二十三年二月一九日基発第二六八号「各種技能試験の施行要領中追加並びに訂正について」昭和二十三年二月二〇日基発第二九六号「汽罐溶接士試験の施行に関する件」昭和二十三年三月一五日基発第四四九号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年四月一五日基発第六〇五号「労働安全規則第三二四条の汽罐士試験について」昭和二十三年四月二〇日基発六二六号「技能試験免除基準の件」昭和二十三年七月一〇日基発第一〇〇四号「地方鉄道及び軌道における機関車乗務員の技能試験について」昭和二十三年七月三〇日基発第一〇九四号「技能試験免除基準の件」及び昭和二十三年一月二一日基発第一五二七号「汽罐士試験免除基準の追加について」により運営されていたが、爾後これ等を廃止し本件により左記事項を留意の上別紙要領並びに基準により実施せられたい。

記

1 試験の施行については左記事項に留意すること。

イ 試験は受験者の便宜をはかり、なるべく毎年二回以上行うこと。

ロ 試験の期日、場所、手続等施行に関する発表は受験希望者の準備を考慮し、相当期間の余裕を置くと共に各方面に徹底を計ること。

ハ 試験場は地理的事情を考慮し、受験者の便宜をはかり数ヶ所に分けて行うも差し支えないこと。

ニ 試験の結果発表は試験終了後なるべく一週間以内にこれを行うこと。

ホ 試験の全部又は一部免除の資格を附与する講習会（昭和二十三年四月二八日基発第三五号及び昭和二十三年六月一六日基発第八九六号（基収第一八二三号）によるものを除く。）はこれを認めないこと特に必要がある場合は予め本省に稟議すること。

- 2 試験問題は都道府県労働基準局長の作成によるを原則とするが必要があれば労働省労働基準局長に予め照会すること。但し、特級汽罐士及び汽罐溶接士の試験問題並びに試験日時についてはその都度本省より指示する予定であること。
- 3 試験を終了した場合には、その都度問題及びその結果を昭和二三年五月一四日基発第七六五号により労働省労働基準局安全課に報告すること。
- 4 別紙要領及び基準は努めて受験希望者に周知せしめるよう取り計らうこと。

アセチレン溶接士技能試験の施行要領

- 1 試験内容の程度
アセチレン溶接作業及び溶接装置取扱の全般に通じその作業者をして安全且つ正確な業務をさせるために必要な技能
- 2 試験科目の範囲
 1. 学科試験
 - イ 溶接装置の構造及び取扱概要
 - (1) 発生器の種類、構造、設置及び取扱
 - (2) 安全器の構造、取付及び取扱
 - (3) 清浄器、導管及び吹管の構造、機能並びに取扱
 - (4) 酸素容器の運搬及び取扱
 - (5) 調整器の取付及び調整
 - (6) 発生器室、格納室及びカーバイドのかすだめ
 - ロ カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事項
 - (1) カーバイドの性状、貯蔵及び取扱
 - (2) アセチレンの発生、一般性状及び危険性
 - (3) アセチレンの清浄
 - (4) 溶解アセチレン
 - (5) 圧縮酸素の危険性
 - ハ アセチレン溶接に関する法令労働安全衛生規則第1編及び第2編第9章中必要な事項並びに第四編第三章
 - イ 溶接装置の取扱
 - (1) 溶接装置C配置（參動式にあつては棚鏝）点検及び準備作業

- (2) 溶接装置○手入及び使用後の始末
- (3) カーバイドの投入、注水及び水位の調節
- (4) 安全器（水封式）の取付、注水及び水位の点検
- (5) 吹管及び火口の選択、点検点火並びに火焰の調節
- (6) 調整器の取付及び調整方法
- (7) 事故の未然発見及び応急処置法

ロ 溶接（切断）作業

種 田	形 式	材 質	厚 ざ (耗)	長 ざ (耗)	備 考
下向突合溶接	1型	軟鋼板	1—5	100—150	前進又は後退溶接について
下向突合溶接	1型又はV型	軟鋼板	3—10	100—150	
水平下向すみ肉溶接	T接手	軟鋼板	3—10	100—550	
垂 直 溶 接	重合せ	軟鋼板	2—12	100—155	
切 断		軟鋼板	10—20	100—500	

3 試験の方法

1. 学科試験
筆記試験を原則とする。但しその必要があるときは口答試問によることが出来る。
2. 実技試験
溶接切断作業は、実際について行わせ溶接装置取扱の項は単に操法についてのみ行わせることも出来る。
実技試験は溶接装置の取扱及び溶接（切断）作業を含む適宜の種目を選択し概ね30分以内で出来る範囲とする。
- 4 採点の方法
1. 学科及び実技の点数配分は左の通りとする。

区 分	科 目	点 数
学 科	溶接装置の構造及び取扱概要	30
	カーバイド、アセチレン及び酸素に関する事	30
実 技	アセチレン溶接に関する法令	40
	溶接装置の取扱	50
	溶接（切断）作業	50
		100

2. 及第の決定は左の基準による。

イ 学科、実技共一〇〇点をもって満点とする。

ロ 学科及び実技共六〇点以上のものを合格とする。但し学科試験が五〇点以上の場合に限り学科と実技の平均点が六〇点以上のときこれを合格とする。

ハ 学科試験は各項目中一〇〇分の二〇以下の科目がある場合は前号に拘らずこれを不合格とする。

2. 不合格の場合に学科又は実技試験の成績中七〇点以上のものがあるときはその試験施行後同一都道府県労働基準局において一年以内に行う技能試験に限り当該学科又は実技の試験はこれを免除することができる。

別 添 写(3)

公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対する労働安全衛生規則第400条但書の規定の適用について

昭和二十九年三月三十一日

労働基準法局長より都道府県労働基準法局長宛（基発第一五九号）
今般公共職業補導所の溶接科補導課程修了者に対しては、労働安全衛生規則第四〇〇条但書の規定に基づき、左記に示す基準により、当該試験科目の全部を免除することとしたので、その取扱に遺憾のないようせられたい。

なお、免許の申請にあたっては、労働安全衛生規則第四〇一条の規定に基づき、第三七号様式による試験申請書に公共職業補導所長の発行する修了成績証明書を添付せしめられたい。

記

1 補導生に対して行う溶接科に関する修了試験のうち、その科目の範囲、内容の程度及び実施の方法については「各種技能試験の実施に関する件」（昭和二十四年四月一六日基発第四四七号）に定める基準によらせるものとし、このうち試験問題については、都道府県の労働基準局長及び公共職業補導所長が予め協議のうえ作成したものであること。

2 右の基準によって行われた試験の成績は「各種技能試験の実施に関する件」（昭和二十四年四月一六日基発第四四七号）に定める及落決定の基準以上のものでなければ

ならないこと。

『福祉』

昭和三十三年五月一日

〔五―二―一一〕労働部長より職業補導所長宛（三三職補第一四一号）

職業補導所安全週（旬）間の実施について

補導生に対する安全教育については鋭意配慮されている処であります。昨年度中の災害発生状況は既報のとおり、発生件数一八、補償額三万円に達し、中に障害を残すもの二件を含む状況であります。

安全作業の徹底、安全觀念の高揚を図ることは、災害予防の見地からばかりでなく職業人としての生活指導上にも極めて重要な事柄でありますので、この点については今後とも一層の御配慮を煩わたく、については今後、機械、電気、溶接、板金、木工その他危険作業を伴う補導種目を有する補導所においては、所行事の一つとして年間少なくとも二回適当な時期を選び安全週（旬）間を設定して右趣旨の徹底を期することといたされたい。

安全週（旬）間中における行事として左記事項が考えられるが、これが計画の樹立及び実施に当っては成るべく補導生（ホームルーム、自治会）の積極的な参加協力を得て行われることが望ましい。おつて第一回分については、基準局に対する依頼、スライド、録音テープの手配等の都合もあるので、成るべく五月下旬から六月上旬の間を選定し、計画日程を主管課あて通知願いたい。

週（旬）間中に行われる行事

- 1 環境の整備
安全の見地から所内実習場、教室等の整理、整頓、清掃を行う。
- 2 安全施設・設備・装置の点検
監督署の係官に依頼して点検し、必要な措置を講ずる。
- 3 安全作業の徹底
期間中、所定の安全作業について特に観察し、その必要を強調する。
- 4 服装検査の実施
期間中、毎朝安全の見地より補導生の服装検査を行い、必要な指導をする。
- 5 安全講和

6 幻灯の映写
基準局、監督署に依頼し、安全に関する講和を行う。

安全を主題とする幻灯映写会を開催する。安全関係のスライド及び録音テープは本科において用意する。映写器具及びその他のスライド等は各所において市教育委員会図書館等から借用手配する

7 安全に関する座談会の開催

ホームルームにおいて取り上げ実施する。

8 標語、ポスターの募集・掲示

期間中、補導生から標語ポスターを募集し、これを掲示する。『神類集』

昭和三十三年五月二十六日

〔五一二—一一二〕労働省職業安定局長、各都道府県知事宛（職発第四一六号）

職業訓練法制定に伴う準備事務について

既に御承知のとおり第二十八回国会に提出された職業訓練法案は、四月二十二日成立をみ、五月二日法律第一三三号として公布されたが、同法は七月一日施行を予定され、目下これがため諸般の準備を進めているところである。職業訓練法は、労働者に対して必要な技能を習得させ及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行うことによつて工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに経済の発展に寄与するものであるが、その主たる事務は都道府県において行われることとなるので都道府県知事各位の格段の御配意と御協力を煩したい。よつて標記のことについて過般の労働主管部長会議においてもその概要を説明した次第であるが、これが具体的処理については左記御諒承のうえ準備事務を進められるようお願いする。

記

一 公共職業訓練について

公共職業訓練は、一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所及び身体障害者職業訓練所並びに職業訓練法（以下「法」という。）第九条の規定により事業主が委託を受けて行う職業訓練であるが、これら公共職業訓練施設の運営については、当面的の方針によるものとする。

(一) 一般職業訓練所

法附則第二条第一項の規定により、都道府県は従前の公共職業補導所を法第五条の

一般職業訓練所として同一性をもつて存続させるために必要な措置をとらなければならないこととされているが、これが措置として次により職業訓練所設置に関する条例を制定するものとする。

1 法施行の日（七月一日予定）までにおける都道府県議会において、職業訓練所の設置に関する条例（以下「条例」という。）を制定すること。

2 職業訓練所の名称は、「職業訓練所」の文字を用いるとともに必ず設置主体及び所在地の名称等を冠するものとする。

(例) 東京都品川職業訓練所

3 職業訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、法の規定による職業訓練計画及び公共職業訓練の基準に従つて、別に都道府県知事が（規則等で）定めるものとする。

4 条例施行の際。現に従前の公共職業補導所の職員である者は、別に辞令を用いずして当該職業訓練所の各相当の職員となり、また補導生である者は訓練生となり、補導期間は、訓練期間に通算するものとする。

5 右のほか、従前の公共職業補導所に関する条例、規則がある場合には、改正し又は読み替え規定をする等必要な措置をとるものとする。

6 家事サービス公共職業補導所又は内職公共職業補導所については、別途条例等によつて設置するものとする。

7 条例は別紙職業訓練所設置条例準則を標準とすること。

一般職業訓練所においては、当分の間もつぱら法第五条第一項により、求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練を行うものとし、同条第二項による雇用労働者に対する基礎的な技能に関する職業訓練については、追つて指示するまではこれを行わないものとする。

(二) 総合職業訓練所

従前の失業保険福祉施設総合職業補導所は、法附則第二条第二項により総合職業訓練所となる。

総合職業訓練所においては、法第六条第一項により、雇用労働者又は求職者に対して専門的な技能に関する職業訓練を行うほか職業訓練指導員の訓練、事業内職業訓練についての援助に関する業務等を行うとともに法第九条により、都道府県の委託を受けて求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練を行うものとする。

(三) 身体障害者職業訓練所

従前の身体障害者公共職業補導所は、法附則第二条第三項により、国が設置した身体障害職業訓練所となり、これが運営は従前のとおり、関係都道府県に委託するものとする。したがって、これが運営に関する事項は、当該都道府県知事が規則等で、これを定めるものとする。

四 職業訓練の基準

公共職業訓練の基準は、法第十条により教科、訓練期間及び設備等について基礎的な技能に関する職業訓練又は専門的な技能に関する職業訓練にそれぞれ別の基準が設定されることとなるが、本年度においては既に従前の職業安定法に基く職業補導として事業が開始されている実情に鑑み、法施行の際は、とりあえず従前の公共職業補導所に係る職種、訓練期間、訓練内容、設備に関する基準、訓練生編成基準、職業訓練指導員定数基準等を整理して暫定的にこれを定め、法施行後中央職業訓練審議会の議を経て本格的職業訓練基準を設定するものとする。

五 市町村等の行う職業訓練

市町村、民法第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合、その他の営利を目的としない法人が行う職業訓練については、労働大臣が認可した場合に限って公共職業訓練とみなされることとなっており、これが事務処理については、別に指示する予定である。

二 事業内職業訓練について

事業内職業訓練は、従来労働基準法に基いて実施されていた技能者養成を拡充強化するとともに技能者養成を修了した者等に対する追加訓練、技術の進歩、設備の改善等に対処するための技能労働者の再訓練、職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を加えて事業内において行われる労働者に対するすべての職業訓練を含んだものであるが、これが実施に当たっては、当面次の方針による予定である。

(一) 事業内職業訓練の認定

事業内職業訓練は、事業主の自由に行い得るところであるが、法第十五条により、事業主の申請があれば、都道府県知事は技能労働者に対して行う追加訓練再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を除き、事業内職業訓練の基準が設定されるものについて認定するものとなっている。

右の事業内職業訓練の基準は、法第十四条により教科、訓練期間及び設備等についてそれぞれ設定されることとなるが、法施行の際は、とりあえず従前の労働基準法に基いて定められた基準を整理し暫定的にこれを定め、法施行後中央職業訓

練審議会の議を経て本格的職業訓練基準を設定するものとする。

事業内職業訓練に関し、従来の技能者養成に関する事務は、都道府県労働基準局から都道府県に移管されるのであるが、これに関しては五月十六日職発第三九一号「職業訓練法の制定に伴う技能者養成関係事務の移管について」によって承知せられたい。

なお法施行日現在において、労働基準法に基き技能者養成の認可を受けている技能者の養成は、法附則第五条第二項により法施行後一年間は認定職業訓練とみなされ、又法施行日現在において、当該技能者養成を受けている技能者養成工については、その養成が終るまでの間、認定職業訓練とみなされることに鑑み、都道府県労働基準局からの技能者養成関係事務の移管に当たっては、技能者養成実施事業場及び技能者養成工である者の把握に遺漏なきを期するものとする。

次に改正労働基準法第七十条により、事業主が都道府県労働局長の認可を受けた場合には、認定職業訓練を受ける労働者について、契約期間、危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止について特別措置が認められることとなり、都道府県知事は認定職業訓練を受ける労働者が、右の許可に基く特例措置を受けるべきものであるときは、都道府県労働基準局長の意見を聞くこととなっている。

この都道府県知事の認定と都道府県労働局長の許可とは、そこを来さないよう都道府県においては認定に際し及び認定後においても常に都道府県労働基準局と密接な連絡を保つものとする。また認定と許可の申請に関しては、事業主の利便を図り及び両者の間の連絡を保持するため、書類提出の窓口をできるだけ統一するよう定められる予定である。

(二) 共同職業訓練

中小企業における職業訓練の実施を容易ならしめ、その振興を図るため、二以上の事業主が共同して事業内職業訓練を行うべく組織した団体その他事業協同組合等の事業主の団体（共同職業訓練団体）が、その構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行う場合に、その訓練が事業内職業訓練の基準に適合するときは、法第十六条第一項により都道府県知事は認定するのであるが、認定を受けた共同職業訓練については、都道府県において財政援助その他の助成措置を講ずるものとする。

また共同職業訓練団体に対しては、できるだけ民法第三十四条の法人格を取得するよう指導するものとする。

昭和三十二年十二月末日現在において共同技能者養成を行う事業場は二二、一四

四件、これらの事業場が構成する共同団休は六六二件を数えるが、これらは(一)と異なり、財政援助の対象となるためには、あらたに共同職業訓練団休としての認定を受ける必要があるので、都道府県においては、関係事務の移管に当って、特に共同団休の実態把握に遺憾なきを期するものとする。

三 職業訓練指導員について

優秀な職業訓練指導員を確保し、職業訓練の実効をおさめるため、公共職業訓練及び事業内職業訓練の両者に通ずる職業訓練指導員の免許制度が採用されることとなったが、これが運用は当面次の方針による予定である。

(一) 職業訓練指導員免許

職業訓練指導員免許に関する事務は、すべて都道府県知事に委任される。

従来、都道府県労働基準局において処理されていた技能者養成指導員に関する事務は、都道府県に移管されることとなるが、これが事務移管に関しては、前記五月十六日職発第三九一号・記の五の(二)によるものとする。

(二) 職業訓練指導員試験

職業訓練指導員試験は、準備でき次第逐次実施するものとし、これが実施は都道府県知事に委任される。

(三) 公共職業訓練における職業訓練指導員

法施行の際現に公共職業補導所又は総合職業補導所において職業訓練を担当する者は、法施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなされるが、法施行後二年を経過した後において、引き続き公共職業訓練において職業訓練指導員となろうとする者は、法第二十二条により職業訓練指導員の免許を受ける必要がある。

職業訓練指導員の訓練に当る者については、職業訓練指導員の免許を受ける必要はなく、また講師等として職業訓練の一部(普通学科の全部又は、関連学科の一部)を担当する者についても同様である。

(四) 事業内職業訓練における職業訓練指導員

法施行前に技能者養成指導員免許を有する者は、法施行の日から二年間は同免許証記載の職種について職業訓練指導員の免許を受けたものとみなされるが、法施行後二年を経過した後においては、法第二十二条により職業訓練指導員の免許を受けなければ認定職業訓練における指導員となることができない。

事業内職業訓練において職業訓練を担当する者で、職業訓練指導員の免許を必要

とする者は、認定職業訓練を担当する者のみであり、技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練における指導員については、この種免許を必要としない。

また認定職業訓練においても、講師等としてその一部を担当する者についても公共職業訓練の場合と同様である。

(五) 手数料

職業訓練指導員免許を受けようとする場合、職業訓練指導員の免許証の再交付を受けようとする場合、職業訓練指導員の試験を受けようとする場合は、政令で定めるところによりそれぞれ手数料を納付するのであるが、これらの事務が都道府県知事に委任されることに伴い、手数料納付も都道府県に対して行われることとなる。

従って地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三三〇号)を一部改正する予定である。

なお手数料の種類及び金額については追って連絡する。

四 経費の負担等

(一) 一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に関する経費の負担

一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費に関する国の負担については法第三十四条第一項の規定により政令で、これを定めることとなるが、その内容は概ね次のとおりとなる予定である。

① 国の負担は、都道府県知事が設置及び運営についてあらかじめ労働大臣の承認を受けた一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所について行うものとし、その承認は一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所の設置及び運営が法第四条第一項の規定による職業訓練計画及び法第十条の規定による公共職業訓練の基準に適合する場合に行うものとする。

なお、右の場合、法附則第二条の規定により一般職業訓練所として存続することになった従前の公共職業補導所は、当面右の計画及び基準に適合しているものとして取扱うこととする。

② 国の負担する経費は、一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所の施設費及び運営費とし、その負担の割合は二分の一とする。

③ 右の経費の範囲は、施設費については、建物及び機械器具その他の施設の施設費又は借上料及び敷地の借上料とし、運営費については、法第五条第一項又

は第八条の規定により職業訓練を受ける者の職業訓練実習費及び災害治療費、職業訓練指導員その他の職員の人件費、建物、機械器具その他の施設の維持費、その他の諸雑費並びにその他労働大臣が必要と認める経費とし、その算定基準は労働大臣が定めるところによるものとする。

なお、国の負担する交付金の交付の申請及び決定その他の諸手続は従前のおり「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」によって行うものであること。

㊦ 共同職業訓練団体に対する補助

都道府県知事の認定を受けた共同職業訓練団体に対し認定職業訓練に必要な経費の一部を都道府県が補助した場合においては、法第三十四条第二項により当該都道府県に対し予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができるとなっているが、本年度におけるこれが基本方針は、概ね次によるものとする。

1 補助対象は基幹産業部門、輸出産業部門に重点を置くこととし、基幹産業部門に属する職種については、現在訓練を受けている養成工を対象とするほか、更に基幹産業、輸出産業等の部門に属する職種の共同職業訓練の実施促進を図ることとし、その増加分をも併せ補助対象として包含するものとする。

2 その他の部門に属する職種についてはこの際検討を加え、訓練上の効果を期待し難いものについては補助を行わないものとする。

3 認定共同職業訓練に必要な経費は、事業主がその1/2を負担し、都道府県が残余の1/2を補助するものとし、国は都道府県の補助する半額（全体の1/4）を補助するものとする。

都道府県においては、右の補助金を交付するに当り、補助対象経費、補助金交付手続等について、交付規程等を定めてこれを行うようせらるべし。

五 技能検定

昭和三十三年度においては検定基準、検定実施方法等の検討その他実施準備に重点がおかれ、技能検定の具体的実施は昭和三十四年度以降となる見込であるが、この実施については、別に指示する。

職業訓練所設置条例準則

(設置)

第一条 職業訓練法（昭和三十三年法律第一三三号）第五条の規定に基き、求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練等を行うため、職業訓練所を設置する。

2 職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

〇〇県〇〇職業訓練所 〇〇市〇〇町〇〇番地

(委任)

第二条 職業訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、職業訓練法の規定による職業訓練計画及び公共職業訓練の基準に従って、知事が定める。

附 則

1 この条例は、職業訓練法の施行の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に従前の公共職業補導所の職員であるものは、別に辞令を用いずして、当該職業訓練所の各相当の職員となるものとする。

3 この条例施行の際、現に従前の公共職業補導所において職業補導を受けている者は、職業訓練所において職業訓練を受けるものとなり、従前の職業補導を受けた期間は、職業訓練の期間に通算する。

『通達Ⅰ』

昭和三十三年六月五日

〔五―二―一―一三〕労働部長より（各施設長）宛（二三職補第一五八号）

職業訓練法の要点及び施行に伴う当面の措置事項について

既にご承知のとおり職業訓練法は五月二日法律第一三三号として公布され来る七月施行を予定されているところでありますが、職業訓練事業は従来の職業安定法に基づく職業補導及び監督者訓練の制度と、労働基準法に基づく技能者養成制度が統合再編され、これらが系統的一貫した体系として組織的に行なわれることを目的としており、本県においても事業内職業訓練の認定及びこれに対する援助、職業訓練指導員の試験及び免許制の実施、技能検定の実施等が新たな業務として加わるので施行後における職業訓練事業の円滑な実施について左記事項御諒知のうえ、準備にご配慮願います。

記

一・職業訓練法の要旨について

1 根拠法令

現行の職業補導事業の根拠法令は、職業安定法（第二十六条〜第三十一条）及び同施行規則（第十八条〜第三十二条）であるが、施行後はすべてこれに

よるものであること。

2 公共職業補導所の名称変更と設置に関する条例の制定及び関係所規則の改正

従来の「公共職業補導所」は「職業訓練所」と名称を変更し、第五条第四項の規程により一般職業訓練所の位置、名称、その他所要事項については条例で定めることとなっている。

而して法附則第二条第一項の規程により、県では、同一性をもって存続させるに必要な措置をとるため、法施行の日（七月一日予定）までに、県議会において「神奈川県一般職業訓練所設置条例」（仮称）を制定するとともに「神奈川県行政組織規則」「職員の旅費に関する条例施行規則」（別表）「神奈川県財務規則」（別表）の一部改正及び「神奈川県公共職業補導所等に関する規則」の改廃を行なうべく準備を進めている。

なお職業訓練所の名称は次のとおりとなる。

例 神奈川県横浜職業訓練所

神奈川県藤沢婦人職業訓練所

神奈川県身体障害者職業訓練所

3 事業内職業訓練の認定及びこれに対する援助

この法律では新たに労働基準法に基づく技能者養成制度が統合再編されたため、法第十五条に基づく事業内職業訓練の認定並びに第十七条に基づく援助に関する事項が、職権の委任により県の業務として新たに追加されたものである。

4 職業訓練指導員

優秀な職業訓練指導員を確保し、職業訓練の実効をおさめるため、公共職業訓練及び事業内職業訓練の両者に通ずる職業訓練指導員の免許制度が、採用されることとなったが、法施行の際現に公共職業補導所において職業訓練を担当するものは、法施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなされるが、法施行後二年を経過した後において、引続き公共職業訓練において、職業訓練指導員となるうとする者は、法第二十二條により職業訓練指導員の免許を受ける必要がある。

職業訓練指導員の訓練に当たるとしては、当面職業訓練指導員の免許を受ける必要はない方針であり、また講師等として職業訓練の一部（普通学科

の全部又は関連の一部）を担当する者についても同様である。

5 技能検定

法第二十五条による技能検定は、昭和三十三年度においては検定基準、検定実施方法等の検討その他実施準備に重点が置かれ、技能検定の具体的実施は昭和三十四年度以降となる見込である。従って従前の技能検定は廃止されることとなるが、本年度は修了試験という形式で行なわれることも予想されるので了解されたい。

なお実施に当たっては職権の委任により県の業務として行なうものである。

二、各職業補導所において行なう当面の措置事項について

1. 公印の廃止並びに新調について

現在使用している貴所の「公共職業補導所印」「公共職業補導所長印」及び「分任出納員印」はこれを廃止し新たに「職業訓練所印」「職業訓練所長印」及び「分任出納員印」を新調するものとする。これが事務は神奈川県公印規程及び神奈川県出納職員公印規程（以下規程という）に基づき処理するところであるが、統一を取るため概ね次の要領により行なわれたい。

① 規定に基づく新調届けの手続きは一括職業補導課において行なう。

② 法の施行期日は七月一日予定であるから、各所に追い手は六月二十五日までに公印を新調するよう準備すること。（ひな形、寸法については規程により七分×七分とする）七月一日以降の使用については別段の指示がない限り新調した公印を使用して差し支えない。

印・登録・公示等については現物を必要とする場合は追って連絡する。

③ 廃止した当該各公印（分任出納員印を除く）は七月五日までに職業補導課へ持参すること。

但し分任出納員印は各所において確実に廃棄処分するものとする。

2. 文書記号について

神奈川県出先機関文書取扱規程第十条に基づく文書の記号は次のとおりとする。

新規の記号		従来の記号	
横訓	川訓	横補	川補
藤訓	鶴訓	藤補	鶴補

平訓	平補
小訓	小補
相訓	相補
須訓	須補
横婦訓	横婦補
神身訓	神身補
秦訓	秦補

3. 補導生の旅客運賃学生割引に関する学校指定変更手続きについて

所名に変更を見た場合は、「学校指定変更申請書」を所轄鉄道管理局長に提出することとなっているので、貴所においては法施後直ちに所定の手続きを行なうこと。

なおこれが事務については、昭和三十三年二月二十四日職補第六〇号「職業補導生の旅客運賃に関する事務取扱について」により取扱われない。

4. 法第五条第二項に基づく事業内職業訓練の援助に関する業務について

一般職業訓練所においては、当分の間もつばら法第五条第一項により、求職者に対する基礎的な技術に関する職業訓練を行うものとし、同条第二項による雇用労働者に対する基礎的な技能に関する職業訓練については、追って指示するまではこれを行なわないものとする。

5. 例規・通達等について

法施行の際、現に効力を有している通牒、要綱、内規等の「職業補導所」或は「職業補導生」等の語句は、当分の間「職業訓練所」或は「職業訓練生」等と読みかえ効力を有するものとする。

6. 門札、標示板の書換について

七月一日を予定に準備すること。

7. 職業訓練の基準について

公共職業訓練の基準は法第十条により教科訓練期間及び設備等について基準が設定されることとなるが法施行の際はとりあえず、従前の基準を整理して暫定的に之を定め、法施行後中央職業訓練審議会の議を経て本格的基準が設定される予定である。従って教程基準等は別段の指示であるまで現行のもの基準として処理する。

なお訓練生の募集、就職あっ旋、訓練生の処遇等についても別に定められるまでなお従前通りとすること

8. 予算科目について

予算科目については当分の間現行通りとすること。

『神類集』

昭和三十三年六月九日

〔五―二―一―四〕理事会決定

総合職業訓練所訓練生災害手当支給要綱

(目的)

第一条 この要綱は、職業訓練上の事由による総合職業訓練所の訓練生（以下「訓練生」という。）の負傷、廃疾又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、災害手当を支給し、もって訓練生の福祉を図るとともに職業訓練事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱で「災害手当」とは、職業訓練上の事由による訓練生の負傷、廃疾又は死亡に対し、当該訓練生又はその遺族等に金銭を支給してその損害を軽減し、又は慰謝することをいう。

2 この要綱で「職業訓練」とは、訓練生に対し、職業に関する知識、技能を習得させ、及び向上させることを目的とした訓練計画に基づいて実施される学習、見学及び実習指導と、訓練生の生活態度の向上を図ることを目的として総合職業訓練所長（以下「所長」という。）、その他訓練生の指導監督に当る者の監督のもとに行われる生活指導をいう。

3 この要綱で「訓練生」とは、職業訓練を受けるために総合職業訓練所（以下「訓練所」という。）に在籍している者をいう。ただし、災害手当の支給を受けている者がその中途において修了又は退所したときは、災害手当の支給を要する事由の存続する間又は災害手当の支給がなされるまでの間は、この要綱にかかる訓練生とみなす。

(実施の範囲)

第三条 災害手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって災害を受けた場合にこれを支給する。ただし、災害の程度が訓練所備付の救急薬品で治療できる程度の軽微なものについては、この限りでない。

2 災害が職業訓練上の事由によるものであっても、当該訓練生の故意又は重大な過

失に基くものであると認められる場合には、災害手当を支給しないことができる。
災害手当の範囲

第四条 災害手当の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 療養手当
- (2) 障害手当
- (3) 葬祭手当
- (4) 打切手当

(受給者)

第五条 前条第一号、第二号及び第四号に掲げる手当は、災害を受けた訓練生又は当該訓練生の親権を行う者等にこれを支給する。

2 前条第三号に掲げる葬祭手当は、葬祭を営む者にこれを支給する。
(療養手当)

第六条 療養手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって負傷した場合にこれを支給する。

2 前項の療養手当の範囲は次のとおりとし、第五号及び第六号に掲げるものについては、それがやむを得ないものであると認められる場合に限りこれを支給するものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

3 療養手当は、原則として、前項に掲げる範囲内において要した費用の全額とする。ただし、昭和十八年厚生省告示第一七七号健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準拠して算定した額を超えることはできない。

(障害手当)

第七条 障害手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって負傷し、それが治癒したとき、なお別表に定める程度の身体障害が残存する場合にこれを支給する。

2 障害手当の額は、別表に定める身体障害の等級に対応する額とする。

3 別表に定める身体障害が二以上残存した場合には、最も重い身体障害の該当する等級によることとし、既に身体障害のあった者が、同一部位について身体障害の程度を加重した場合には、現在の身体障害の該当する等級による障害手当の額から、既にあつた身体障害の該当する等級による障害手当の額を差引いた額とする。

(葬祭手当)

第八条 葬祭手当は、訓練生が職業訓練上の事由によって死亡した場合にこれを支給する。

2 葬祭手当の額は、二万円とする。

(打切手当)

第九条 打切手当は、療養手当の支給を受けている者が、療養開始後六ヶ月を経過しても、なお当該負傷が治癒しない場合にこれを支給することができる。

2 打切手当の額は、二万円以内とする。

3 打切手当の支給及びその額の決定は、療養開始後六ヶ月を経過したときにおいて、当該負傷の症状、治癒の見込み等を勘案し、個々の事例について、客観的に判断してこれを行うものとする。

(災害手当の請求)

第十条 療養手当、障害手当、打切手当の支給を受けようとする者は、それぞれ請求書(様式一又は二)に診療担当医師等の証明又は認定を受け、これを所長に提出するものとする。

2 葬祭手当の支給を受けようとする者は、請求書(様式三)に死亡診断書、検死調査書、火葬許可書及び埋葬許可書、その鮑訓練生の死亡を証明する書類又はその写を添付し、これを所長に提出するものとする。

(支給についての決定等)

第十一条 所長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査して災害手当支給の要否及び支給金額の決定を行い、特別の事情のない限り、請求書を受理した日から七日以内に請求者とその支給に関する通知を行うとともに、すみやかに災害手当を支給するものとする。

2 療養手当は、毎月一回以上これを支給するものとする。

(災害手当支給の制限)

第十二条 この要綱にかかる災害手当は、他の法令によつて補償又は手当等を受け、又は受け得べき場合及び加害者たる第三者が損害賠償を行った場合には、その分についてこれを支給しないものとする。

(手当の返還)

第十三条 虚偽の請求書の提出により手当の支給を受けた場合は、その全額を返還せしめるものとする。

(報告)

第十四条 所長は、災害が発生し、これに災害手当を支給した場合は、すみやかに労四福祉事業団理事長に対し、報告書(様式4)を提出しなければならない。

附則

この要綱は、昭和三十三年七月一日から適用する。

別表

等級	手当の額	等級	手当の額
第1級	20,000円	第8級	8,000円
第2級	18,000円	第9級	7,000円
第3級	16,000円	第10級	6,000円
第4級	14,000円	第11級	5,000円
第5級	12,000円	第12級	4,000円
第6級	10,000円	第13級	3,000円
第7級	9,000円	第14級	2,000円

(注) 障害等級に応ずる身体障害の区分は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十三年労働省令第二二号)の別表第一(身体障害等級表)を準用する。
様式一(編注:以下略)

『福祉』

昭和三十三年六月二一日

〔五―二―一五〕 神奈川県労働部長より労働省職業安定局職業補導課長宛(三

三職補第二九号の二)

神奈川新身体障害者公共職業補導所の経営委託契約について

昭和三十三年六月二十か付補発第四〇号をもって標記の契約書を別添のとおり再提出するからよろしくお取り計らい願いたい。

委託契約書

神奈川身体障害者公共職業補導所(以下「職業補導所」という)の経営委託について、労働大臣(以下「甲」という)と神奈川県知事(以下「乙」という)とは、次のとおり契約を締結する

第一条 甲は、職業補導所の経営を乙に委託する。

第二条 乙は、職業安定法及び同法施行規則並びにこれらに基き甲の定めるところに従つて、職業補導所を経営しなければならない。

第三条 乙は、別紙一「昭和三十三年度身体障害者公共職業補導所事業内容」(以下「事業内容」という)により、身体障害者の職業補導事業(以下「職業補導事業」という)を行うものとする。

第四条 乙は、甲の承認を得ないで事業内容を変更してはならない。甲は事業内容を変更しようとするときは、乙と協議のうえ行うものとする。

第五条 甲は、乙に対して職業補導事業を行うために必要な経費を委託金として、別紙二「昭和三十三年度身体障害者公共職業所経営委託金交付書」のとおり交付する。

前項の委託金は、原則として各四半期毎に交付する。

第六条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、前条の委託金を増額し、又は減額するものとする。

一、事業内容を変更したとき。

二、施設設備の整備計画において変更したとき。

第七条 乙は、職業補導所の施設設備の整備拡充を行おうとするときは、甲の承認を得なければならない。やむを得ない事由により、甲の承認を得た施設設備の整備拡充について変更する必要があるときも同様とする。

第八条 乙は、委託金を職業補導事業以外の経費に使用してはならない。

第九条 乙は、委託金を神奈川県の歳入歳出として予算に編入するものとする。

第十条 乙は、職業補導所を神奈川県のかいとする。

第十一条 乙は、委託金として交付された人件費、事業費及び施設費を相互に流用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合にこの限りでない。

第十二条 乙は、実習収入金を神奈川県のかいとして予算に編入し、補導事業の予算化経費として使用するものとする。

第十三条 乙は、甲の定めるところにより補導生に対して補導手当を支給するものとする。

第十四条 乙は、委託金をもって取得した物件を甲の所有に帰属させなければならない。

第十五条 乙は、甲の定めるところにより、職業補導事業の実施状況に関する報告を甲に行わなければならない。

第十六条 甲は、職業補導事業の実施状況に関して監査を行うことができる。この場合において必要があるときは、乙に対して帳簿書類の提出を求めることができる。

第十七条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、委託金の全部若しくは一部の交付を停止し、返還を命じ、又は契約を解除することができる。

一、第二条、第四条第一項、第七条、第八条、第十一条、第十四条又は第十五条の規定に違反したとき。

二、職業補導事業の成績が著しく悪いとき。

第十八条 乙は、昭和三十三年度末において、甲の交付した委託金に残額を生じたときは、その残額を甲に返還しなければならない。

第十九条 甲は、この契約の有効期間中必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を変更することができる。

第二十条 この契約は、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで効力を有する。

昭和三十三年四月一日

甲 労働大臣 石田博英
乙 神奈川県知事 内山岩太郎〔印〕

建設費内訳

内 訳	金 額	備 考
製図科機械 器具購入費	200,000	
計	200,000	

別紙一 昭和33年度身体障害者公共職業補導所事業内容

区 分 所 名	補導種目	補導 定員	補導 期間	職員 定員	備 考
神奈川県 障害者公共職業 補導所	洋 裁	20人	1年		33年6月30 日まで定員 25名 " " " 定員15名 33年7月1 日補導開始
	男 子 服	20人	1年		
	時計修理	15人	1年		
	経理事務	20人	1年		
	製 靴	20人	1年		
鞆 袋 物	10人	1年			
製 函	15人	1年			
	義 肢	10人	1年		
計	8種目	130人		24 人	

別紙二 昭和33年度身体障害者公共職業補導所経営委託金交付書
神奈川県

委 託 金 金 9,067,000 円

内 訳

人 件 費	事 業 費	施 設 費	備 考
6,387,100 円	2,479,900 円	200,000 円	

昭和三十三年六月二十五日

〔五一二—一一六〕 達第六号

総合職業補導所の名称変更に関する件

総合職業補導所の名称変更に関する件を次のように定める。

第一条 組織規程（昭和三十三年規程第四号）附則第三項、職員に関する規程（昭和三十三年規程第八号）附則第二項、職員給与規程（昭和三十三年規程第一四号）附則第七項、内国旅費規程（昭和三十三年規程第一五号）附則第二項、職員健康管理規程（昭和三十三年規程第一一号）附則第二項及び一般会計規程の一部を改正する規程（昭和三十三年規程第一五号）附則第二項の理事長が別に定める日は、昭和三十三年六月三〇日とする。

第二条 次長を置く総合職業補導所の指定に関する件（昭和三十三年達第七号）附則第二項及び職務手当の支給率を一〇〇分の二〇とする総合職業訓練所長の指定に関する件（昭和三十三年達第三号）附則第二項の理事長が別に定める日は、昭和三十三年六月三十日とする。

第三条 北九州総合職業補導所の部の組織四を定める件（昭和三十三年達第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州総合職業訓練所の部の組織を定める件

第一条中「北九州総合職業補導所小倉職業補導部及び八幡職業補導部」を「北九州総合職業訓練所小倉職業訓練部及び八幡職業訓練部」に改める。

第四条 一般会計の会計機関の設置及び任命に関する件（昭和三十三年達第九号）の一部を次のように改正する。

失業保険施設の項中「総合職業補導所」を「総合職業訓練所」に、「北九州総合職業補導所」にあつては各職業補導部長を「北九州総合職業訓練所」にあつては各職業訓練部長に改める。

附 則

この達は、昭和三十三年六月二十五日から適用する。ただし、第三条及び第四条の規定は、昭和三十三年七月一日から適用する。 『福祉』

昭和三十三年七月一日

〔五一二—一一七〕 神奈川県条例（第一九号）

神奈川県一般職業訓練所設置条例

（設置）

第一条 職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）第五条の規定に基き、求職者に対する基礎的な技能に関する職業訓練等を行わせるため、一般職業訓練所（以下「訓練所」という。）を設置する。

2 訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
神奈川県	横浜職業訓練所	横浜市西区紅葉ヶ丘五九番地	
神奈川県	鶴見職業訓練所	横浜市鶴見区市場町五〇四番地	
神奈川県	横須賀職業訓練所	横須賀市浦郷町四丁目三一番地	
神奈川県	横須賀須賀職業訓練所	横須賀市公郷町三丁目七六番地	
神奈川県	川崎職業訓練所	川崎市境町四（番地）	
神奈川県	平塚職業訓練所	平塚市平塚一、二七五番地	
神奈川県	藤沢職業訓練所	藤沢市藤沢九六五番地	
神奈川県	小田原職業訓練所	小田原市幸一丁目九〇〇番地の三	
神奈川県	相模原職業訓練所	相模原市上鶴間四、七六〇番地	
神奈川県	秦野職業訓練所	秦野市曾屋字清水窪一、二一〇番地の二	

（委任）

第二条 訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他訓練所の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、職業訓練法施行の日から施行する。

『神公報』

昭和三十三年七月一日

〔五一二—一一八〕 神奈川県規則（第六八号）

神奈川県一般職業訓練所等に関する規則

（総則）

第一条 神奈川県一般職業訓練所設置条例（昭和三十三年神奈川県条例第十九号）により設置された一般職業訓練所及び県が国から経営を受託した神奈川県身体障害者職業訓練所（以下「訓練所」という。）の運営その他必要な事項に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（入所資格）

第二条 訓練所へ入所することができる者は、義務教育修了程度以上の学力を有する者で、公共職業安定所からあつ旋されたもの（以下「入所予定者」という。）とする。（入所の決定）

第三条 訓練所の長（以下「所長」という。）は、入所予定者の5ちから入所者を決定し、公共職業安定所を通じてその旨を本人に通知する。

（誓約書）

第四条 入所を許可された者（以下「訓練生」という。）は、入所後一週間以内に誓約書（第一号様式）を所長に提出しなければならない。

（入寮）

第五条 神奈川県身体障害者職業訓練所の訓練生は、同所の寮にはいらなければならない。ただし、所長が必要がないと認める者については、この限りでない。

（休業日）

第六条 訓練所の休業日は次のとおりとする。

- 一 国民の祝日
 - 二 日曜日
 - 三 年末年始（十二月二十七日から翌年一月五日まで）
 - 四 開所記念日
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、所長が知事の許可を得て定める日
- 2 所長は、必要と認めるときは、休業日においても学科又は実習を課することができる。

（遅刻及び早退）

第七条 訓練生は、遅刻したとき又は早退しようとするときは、その旨及び理由をすみやかに所長に届け出なければならない。

（欠席）

第八条 訓練生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ所長に届け出なければならない。

2 訓練生が引き続き一週間をこえて欠席しようとするときは、医師の診断書又は欠

席の理由書を添え、所長に願ひ出て許可を受けなければならない。

（休所）

第九条 所長は、病気その他やむを得ない理由により長期にわたつて欠席を必要と認める訓練生に対して休所を命ずることができる。

（退所）

第十条 訓練生が退所しようとするときは、退所願（第二号様式）を所長に提出して許可を受けなければならない。

第十一条 所長は、訓練生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 一 素行不良で改しゆんの見込みがないと認められる者
 - 二 身心の故障又は成績不良で技術習得の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく別に所長が知事の承認を得て定める日数以上欠席した者
- （修了）
- 第十二条 所定の課程を修了した訓練生に対しては、修了証書（第三号様式）を授与する。

（ほう賞）

第十三条 前条の規定による修了者のうち成績優秀な者には賞状（第四号様式）を、精励皆勤した者には皆勤賞（第五号様式）を授与する。ただし、訓練期間が満六箇月に満たない訓練職種の修了者については授与しない。

2 前項本文に規定するもののほか、神奈川県身体障害者職業訓練所の修了者のうち、精励した者には精勤賞（第六号様式）を授与する。

（委任規定）

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。
 - 2 神奈川県公共職業補導所等に関する規則（昭和三十一年神奈川県規則第七十九号）は、廃止する。
 - 3 この規則施行の際現に公共職業補導所に入所している者は、この規則の規定により訓練所に入所した者とみなす。
- 第一号様式（編注…以下略）

『神公報』

昭和三十三年九月十五日

〔五十二―一九〕労働部長より各職業訓練所長宛（三三職訓第二三八号）

所則の内規の制定について

さきに公布された神奈川県一般職業訓練所等に関する規則（昭和三十三年神奈川県規則第六十八号）第十四条の規定に基づき、規則に定めるもののほか必要な事項は、知事の承認を得て所長が定めるので、従来の所則を改正するに当たり、内容の統一を図るため、別添のとおり制定の基準を定めたから、これに準じ、諸事項御留意の上作成し、承認手続きをなされたい。

記

一、準則第五条に示す始業、終業、休憩時間は一応の基準であるから、列車時刻、寮における給食時間等の都合により、若干の繰上げ又は繰り下げは差し支えない。

二、準則第九条の夏季休暇は、身体障害者職業訓練所において八月中に七日間、一般職業訓練所は八月中に三日間とする。

冬期休暇は、身体障害者職業訓練所において十二月二十五日から翌年一月七日まで、一般職業訓練所は、規則第六条第三号の年末年始のみとする。従って所則（内規）には定めないものとする。

三、※印の箇条は、身体障害者職業訓練所のみ適用するものであるから、一般職業訓練所においては、この箇条を削り、以下順次繰上げる。

四、承認手続きは知事宛とし、所則案二部添付のうえ来る九月二十日までに職業訓練課へ必着のこと。

五、昭和三十一年十二月二十日付職補第三七四号による準則は廃止する。

六、従来の所則は、昭和三十三年六月五日付職補第一五八号の通牒に基づき、新所則が承認されるまでの間効力を有する。

別記 横浜、川崎、鶴見、藤沢、平塚、小田原、横須賀、横須賀婦人、相模原、秦野身体障害者、各職業訓練所。

神奈川県〇〇職業訓練所（又は神奈川県身体障害者職業訓練所）所則準則

（総則）

第一条 この所則は、神奈川県一般職業訓練所等に関する規則（昭和三十三年神奈川県規則第六十八号。以下「規則」という）第十四条の規定に基づき、神奈川県〇〇職業訓練所（又は神奈川県身体障害者職業訓練所）（以下「訓練所」という）の運営その他必要な事項を定めるとともに、訓練所に入所を許可された者（以下「訓練生」という）の心得を明らかにしたものである。

（訓練生心得）

第二条 訓練生は、常に訓練生としての本分を自覚し、規則その他指示事項を守り、知識、技能の習得に努めるとともに、人格を鍛錬し、明朗な気持ちを堅持し、健康の増進に留意して、将来有能な技能者として社会に貢献しえよう心掛けねばならない。

（保護規定）

第三条 訓練生は、訓練期間中訓練に関連のない業務に強制的に従事させられることはない。

（訓練内容）

第四条 訓練所において履修すべき訓練内容は、普通学科、専門学科及び実習とし、各訓練職種別訓練教科及び訓練時間数は、所長が決める。

（訓練時間）

第五条 訓練時間は、次のとおりとする。

第一部

始業 午前九時

終業 午後四時三〇分（土曜日は正午）

休憩 午後零時から同一時まで

2 前項の規定にかかわらず、必要のある場合は、訓練時間外又は休憩時間中において特別講義又は実験、実習を課することができる。

（所外実習）

第六条 所長は、訓練期間中、訓練上必要と認める場合は、訓練生を訓練所以外場所又は施設において実習させることができる。

（遅刻・早退・欠席の免除）

第七条 所長は、訓練生が忌引き・法事・結婚・公民権行使その他止むを得ない理由のため出席できない場合には、その都度所長の認める範囲において、

遅刻・早退又は欠席の取扱をしないことが出来る。

(出席の制限)

第八条 所長は、訓練生が、つぎの各号の一に該当するときは、出席を許さない。

- 一 修学に必要な危険物を携帯する者
- 二 酒気を帯び又は挙動不穏と認めたる者
- 三 修学上不適当な服装をしている者
- 四 前各号に掲げる理由のほか、所長が出席することを不相当と認めたる者

(休業日)

第九条 規則第六条第五号に基づく休業日は、次のとおりとする。但し、夏季休暇中他の休業日と重複する日がある時は、その日数を延長する。

- 一 開所記念日 月 日
- 一 夏季休暇 月 日から 月 日まで
- 一 冬期休暇 月 日から 月 日まで

(成績評定)

第一〇条 所長は、第四条の履修学科及び実習について随時試験又は観察を行い、その成績を評定する。

(履修基準等)

第一一条 修了は、学習成績及び出席日数がおおむね次の基準に適合する者について所長が認定する。

- 一 学習成績の評定点が、訓練教科を修得したと認められる者
 - 二 全期間の出席率が八五%以上である者
- 2 所定の訓練期間内に修了の判定を与えられない者は、訓練期間満了と同時に退所させる。

(特典)

第一二条 授業料は無料とする。

第一三条 教材及び実習に要する機械・器具は訓練期間中無料で貸与する。但し訓練生が自己の責に帰すべき理由で損又は亡失した場合は、現品又は代価を弁償しなければならない。

第一四条 訓練期間一カ年の課程を履修する訓練生に対しては、学生割引定期券の購入又は学生生徒旅客運賃の割引を受けるに必要な通学証明書その他の証明書を発行し、交付する。

第一五条 訓練生に対しては、失業保険法に基づく失業の認定及び生活保護法、

身体障害者福祉法、戦傷病者援護法、児童福祉法、母子福祉法等の適用に
ついて必要な便宜を与える。

第一六条 訓練生は、訓練職種により、労務加配米の配給を受ける事が出来る。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める「配給要領」による。

第一七条 訓練生が訓練上の理由により負傷・廃疾・死亡等の災害を受けた場合は、別に定める「要綱」によりこれを補償する。

第一八条 修了後就職を希望するものに対しては、公共職業安定所を通じて就職のあっ旋をし、自営を希望するものに対しては、自営に必要な助言援助をする。

第一九条 訓練生に対しては、入所中若干の訓練手当てを支給することが出来る。

2 訓練手当ての支給方法については、別に定める「支給要綱」による。

第二〇条 規則第五条に基づく入寮者に対しては、食費は一日〇円(朝・昼・晩三食)とし、その他は全て無料となる。

2 前項の外寮に関する必要な事項は、所長が別に定める。

(雑則)

第二一条 規則第四条に基づく誓約書の保証人は、父兄又はこれに代わる身元引受人とし、所在中保証人を変更するときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

第二二条 訓練生は、その住所又は戸籍に移動を生じたときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

附 則

1 この所則は、昭和 年 月 日から適用する。

2 神奈川県〇〇公共職業補導所所則(昭和三年〇補等〇〇号)は廃止する。

『神類集』

昭和三十三年一月一日

〔五二二〕理事長より各総合職業訓練所長宛(労働福祉収第二五九三号)

総合職業訓練所の運営についての都道府県知事の指導監督について

標記については、さきに七月七日付事務連絡をもって通知したところであるが、今般別添のとおりその具体的事務について、労働省職業安定局長から都道府県知

事あて通達された旨連絡があったので、同通達に示す事項について下記に留意のうえ都道府県と密接に連絡をとり、職業訓練事業が円滑に運営されるよう特に配慮されたい。

記

(1) 九月二〇日付職発第六九三号通達（以下単に「通達」という。）の記一について、

各総合職業訓練所においては、次年度の予算案及び事業計画案を本部において作成する前に、当該訓練所の次年度における事業計画案（主として種目別訓練生定員等）を定め、それに基づき必要な予算（主として訓練事業費（都道府県の委託費を含む。））等を推計して都道府県と協議し、その結果を本部に報告すること。

協議方法は、あらかじめ都道府県と協定しておく必要があるが、つとめて運営協議会において協議した結論に基づいて、文書で知事あて協議するのが望ましい。

(2) 通達記の二については、本部が直接関係都道府県に送付すること。

(3) 通達記の三及び四については、運営協議会の活用等により常に連絡を密にすること。

(4) 通達記の五については、本部において処理すること。

別紙 「写」

職業訓練法の施行について

昭和三三年九月二四日 監発第六号の三

労働大臣官房労働福祉事業団監理官より 労働福祉事業団理事長あて

標記のことについては、七月三日付監発第六号をもって通知したところであるが同通知記二の（一）の（へ）「総合職業訓練所の運営についての指導監督に関する事務」の内容について今般別添写のとおり職業安定局長より都道府県知事あて通達されたので、これが実施にあたり遺憾なきを期せられたい。

別紙 「写」

総合職業訓練所の運営について

昭和三三年九月二〇日 職発第六九三号

労働省職業安定局長より 各都道府県知事あて

職業訓練法第三三条第二項の規定により、労働大臣はこの法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、労働福祉事業団に対して、総合職業訓練所の運営に関して、報告を求め、及び必要な命令をすることができることとなっているが、これが職権は、職業訓練法第三六条及び同法施行令第三三条の規定により、都道府県知事に委任されている。

右に關して、総合職業訓練所の運営については、左記によつて処理されたく、御了承願いたい。

なお、本件に關しては、自治庁及び労働福祉事業団と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 労働福祉事業団（総合職業訓練所）は、事業年度ごとの予算及び事業計画を作成しようとする場合には、あらかじめそれぞれの総合職業訓練所に関する部分について、その施設の所在地を管轄する都道府県知事に協議するものとする。

2 労働福祉事業団は、労働大臣の承認を受けた事業年度ごとの予算事業計画及び資金計画並びに財務諸表を関係都道府県知事に送付するものとする。

3 都道府県知事は、当該管轄区域内に所在する総合職業訓練所を利用する者の選定、訓練、福利厚生、修了後の取扱い、その他総合職業訓練所の運営に關し都道府県の行う職業訓練と関連を有する事項について指導監督するものとする。

4 都道府県知事は、当該管轄区域内に所在する総合職業訓練所において行う求職者に対する基礎的な技能に關する職業訓練について指導監督するものとする。

5 労働福祉事業団は、総合職業訓練所の職員の主要な人事について関係都道府県知事に協議するものとする。 『福祉』

昭和36年4月1日改正

〔5—2—121〕北九州総合職業訓練所所則

（目的）

第1条 この所則は労働福祉事業団の組織規程（昭和32年規程第4号）第1

3条の規程に基づいて設置された北九州総合職業訓練所において行う失業保険の被保険者及び被保険者であった者等（以下「訓練生」という）の養成に必要な事項を定めると共に訓練生の遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

（職業訓練の基本方針）

第2条 北九州総合職業訓練所（以下「訓練所」という）は訓練生に対し職業に必要な専門技能を習得させ、または向上させるため適切かつ効率的な職業訓練を行うものとする。

（職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間）

第3条 職業訓練の種目、訓練生の定員及び職業訓練の期間は下表のとおりとする。

職業訓練の種目	訓練の定員	訓練の期間	備考
機械科	25	2年	小倉職業訓練部
塗装科	25	〃	〃
自動車整備科	30	〃	〃
フロッツク建築科	25	〃	〃
活版印刷科	25	〃	〃
機械科	50	2年	八幡職業訓練部
板金科	25	〃	〃
溶接科	20	〃	〃
鋳造科	20	〃	〃
電工科	30	〃	〃

（職業訓練の内容及びその時間）

第4条 訓練生が職業訓練期間中に修得すべき職業訓練の内容及びその時間は、所長が別に定める。

（訓練生となるべき者の資格）

第5条 訓練生は教育基本法第4条に規定する義務教育の修了者またはこれと同等以上の学力を有する者でなければならぬ。

（訓練生の選考及び決定）

第6条 所長は次に掲げる者のうちから訓練生を選考し決定する。
（1） 公共職業安定所が前条の資格を有する者のうちから推せんした者

（2） 事業主の委任を受けて職業訓練を行う場合に当たっては、当該事業主が推せんした者

（3） 前2号に掲げる者のほか理事長の承認を得て所長が別に定める者
2、所長は訓練生を決定したときはすみやかに当該本人及び関係公共職業安定所長または関係事業主その他特に通知を必要とする者に、その旨を通知しなければならぬ。

（職業訓練開始の時期）

第7条 職業訓練開始の時期は毎年四月とする。ただし特別な事情があるときは、所長職業訓練開始の時期を変更することができる。

（訓練生となる手続）

第8条 訓練生となることを希望する者は、北九州総合職業訓練所入所願書（様式1号）に履歴書を添えて訓練所に提出しなければならない。

2、前項の願書の提出は第6条第1号もしくは第2号の推せん者または理事長の承認を得て所長が別に定めるものを經由して行うものとする。

（誓約書）

第9条 訓練生は入所した日から7日以内に誓約書（様式2号）を所長に提出しなければならない。

（職業訓練の始業及び終業の時刻）

第10条 職業訓練の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分
終業時刻 午後4時30分（土曜日にあつては正午）

2、所長は特に必要と認めるときは、前項の規定に拘らず始業及び終業の時刻を変更することができる。

（訓練生の休日）

第11条 休日は次のとおりとする。ただし必要があるときは休日に学科又は学習を課することができる。

日曜日 国民の祝日 年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）
労働福祉事業団設立の日（7月1日）

2、所長は特に必要と認めるときは、前項に規定するもののほか別に休日を選定することができる。

（欠席及び休所）

第12条 訓練生は病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするとき

はその旨をあらかじめまたはすみやかに所長に届出なければならぬ。

2、欠席が引続き7日を超えるときは欠席届(様式3号)に医師の診断書等欠席の理由を明らかにする書類を添えて所長に提出しその許可を受けなければならない。

3、長期にわたり欠席することか明らかなきときは、休所を命ぜられることがある。

(退所)

第13条 訓練生は病気その他やむを得ない理由で退所しようとするときは退所願(様式4号)を所長に提出しその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第14条 所長は訓練生が次の1に該当する行為のあつたときはその程度により退所、登所停止又は戒告処分を行う。

1、退所処分は次の何れかに該当する場合に行う。

(イ) 素行不良で改しゅんの見込が無いと認められる者。

(ロ) 成業の見込がない者。

(ハ) 正当の理由がなく引続き1ヶ月以上欠席した者又は出席常でない者。

(ニ) 所則その他訓練所が定める諸規定に違背する等訓練所の秩序を乱す行為のあつた者

2、登所停止処分は(戒告)次に該当する場合に行う。

過失の程度が前項に準ずるが或期間の登所停止により又は情状によっては戒告によって反省悔悟し正道に返り得ると認められる者。

(ほう賞)

第15条 所長は習得知識技能が優秀な者または訓練生の模範となる者を表彰することができる。

(修了)

第16条 訓練課程を修了は出席を要する日数の80%以上の出席者であつて、平素の成績及び考查によつて所長が認定する。

2、職業訓練の課程を修了したと認められる訓練生に対しては修了に当り修了証書(様式5号)を授与する。

(修了書)

第17条 訓練生は在所中又は修了後必要な修了書を請求することができる。

(補習)

第18条 職業訓練の課程を修了した者であつて更に知識及び技能の習得又は向上を図るため引続き訓練所に在所することを希望する者があるときは、所長は訓練生の職業訓練に支障のない範囲内においてその者に職業訓練の補習を許可することができる。

2、前項の訓練を受ける者を補習生という。

3、補習生に関しては、所長が別に定めるところにより職業訓練を行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第19条 この所則で定めるもののほか訓練生の職業訓練に関する事項、訓練生の遵守すべき事項等この所則に關して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1、この所則は昭和33年4月1日から実施する。

附 則

1、この所則は昭和36年4月1日から実施する。

様式一(編注：以下略)